

令和7年9月定例会

飯 島 町 議 会 会 議 録

令和7年9月 5日 開会

令和7年9月18日 閉会

飯 島 町 議 会

令和7年9月飯島町議会定例会議事日程（第1号）

令和7年9月5日 午前9時10分 開会・開議

1 開会（開議）宣告

1 議事日程の報告

1 町長議会招集挨拶

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 第 1 号議案 令和6年度飯島町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第 5 第 2 号議案 令和6年度飯島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 6 第 3 号議案 令和6年度飯島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 7 第 4 号議案 令和6年度飯島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 8 第 5 号議案 令和6年度飯島町水道事業会計決算認定について

日程第 9 第 6 号議案 令和6年度飯島町下水道事業会計決算認定について

日程第10 第 7 号議案 令和7年度飯島町一般会計補正予算（第3号）

日程第11 第 8 号議案 令和7年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

日程第12 第 9 号議案 令和7年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第13 第10号議案 令和7年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第14 第11号議案 令和7年度飯島町水道事業会計補正予算（第1号）

日程第15 第12号議案 令和7年度飯島町下水道事業会計補正予算（第1号）

日程第16 第13号議案 飯島町の町の蝶を定めることについて

日程第17 第14号議案 飯島町第6次総合計画改訂版について

日程第18 第15号議案 土地改良事業計画の概要について

日程第19 発議第 9 号 飯島町議会委員会条例の一部を改正する条例

日程第20 発議第10号 飯島町議会傍聴規則の一部を改正する規則

○出席議員（12名）

1 番	池上 明	2 番	坂本 紀子
3 番	伊藤 秀明	4 番	宮下 秀和
5 番	三浦寿美子	6 番	荒川みずき
7 番	折山 誠	8 番	堀内 学
9 番	星野 晃伸	10 番	浜田 稔
11 番	吉川 順平	12 番	宮脇 寛行

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委任者
<p>飯島町長 唐澤 隆</p>	<p>副 町 長 宮下 寛 総 務 課 長 堀越 康寛 企画政策課長 座光寺満輝 住民税務課長 林 成昭 健康福祉課長 小林 正司 産業振興課長 斉藤 鈴彦 建設水道課長 片桐 雅之 会 計 管 理 者 曾我 弘恵 企画政策課財政係長 林 かおる</p>
<p>飯島町教育委員会 教育長 片桐 健</p>	<p>教 育 次 長 藤木真由美</p>
<p>飯島町代表監査委員 中村 文雄</p>	<p>飯 島 町 監 査 委 員 事 務 局 長 （議会事務局長兼）</p>

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	那須野一郎
議会事務局長書記	眞弓 歩

本会議開会

開 会	令和7年9月5日 午前9時10分
事務局長	御起立をお願いいたします。(一同起立) 礼。(一同礼「おはようございます」) 御着席 ください。(一同着席)
議 長	おはようございます。(一同「おはようございます」) 町当局並びに議員各位におかれましては大変御苦労さまでございます。 これから令和7年9月飯島町議会定例会を開会いたします。 本定例会におきましては、中村代表監査委員にも御出席をいただいております、大変御多 忙のところ、よろしくをお願いいたします。 9月定例会は令和6年度各会計決算の認定など重要な議案審議が行われます。各議員 におかれましては、会期中の本会議及び委員会審査を通じて慎重かつ精力的に御審議い ただくとともに、円滑な議事運営に御協力いただきますようお願いいたします。 これから本日の会議を開きます。 本日の会期日程につきましてはお手元に配付のとおりであります。 開会に当たり町長から御挨拶をいただきます。 〔唐澤町長登壇〕
町 長	おはようございます。(一同「おはようございます」) 令和7年9月議会定例会招集に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。少し長く なると思いますので、御容赦いただきたいと思います。 令和7年8月4日付、飯島町告示第78号をもって令和7年9月飯島町議会定例会を 招集いたしましたところ、議員各位には、時節柄、御多忙中にもかかわらず全員の皆様 の御臨席を賜り、厚くお礼を申し上げます。 また、中村代表監査委員さんにおかれましても、大変お忙しい中、御臨席をいただき、 併せて感謝を申し上げます。 さて、台風15号でございますけれども、これはペイパーという名前がついているよう ですけれども、昨夜、高知県に上陸しまして、今、北北東を毎時15キロのスピードで進 んでいるということでございます。 線状降水帯、最近は非常にどんなきにでも発生するんですけれども、この台風も御 多分に漏れず、そういった線状降水帯を伴いながら進んでいるということでございます。 昨日からの降り始めからの雨量ですけれども、飯島町では一番多いところで70ミリ を超えております。そのほかのところも50ミリ～60ミリということで、今後、本会議 中でありまして、昼過ぎまで雨が降り続くということでございまして、最終的に は100ミリを超える雨になるのではないかとというふうに考えているところであります。 今、職員につきましては、現場へ調査等に出向いているところであります。災害等が 最小限に抑えられますように、事前の準備を進めてまいりたいと思います。

また、8月は非常に暑い日が続きまして、熱中症警戒アラートが連日のように発令されてきたところであります。

9月に入りまして暑いわけですがけれども、本来であれば、台風15号が過ぎ去りますと秋の澄み渡った青空の下で少し温度が下がってくるかなという、通常ですとそういう状況でありますけれども、今年につきましては、また来週も30度を超えるような暑い日が続くということでございます。

これは、偏西風の蛇行がなくなりましてシベリアの高気圧が下りてこないということで、太平洋高気圧、またチベット高気圧が張り出して、連日、また暑い日が続くというような予報でございます。

また、8月、お盆過ぎに——お盆中からでありますけれども、コロナ感染症が少し増えてきて、月末には定点観測でレベルとしては10を超えるような状況になってきたところでありますが、これは毎年この時期に増えているところでありまして、昨年、一昨年——昨年は一番多かったんですけれども、非常に多くなってきているところであります。

これにつきましては、5類になりまして、国のほうも注意報、警報の発令に対する基準がまだ定められておりません。これについては、インフルエンザが10になりますと注意報、30になると警報ということで定められておりますので、私としては、そういったインフルエンザと同じような警戒レベルで対応していくべきかなということで、国のほうにもそういったレベル的な対応をしていくようお願いしているところであります。

私の責務としては、まちづくりのかじ取りをしていくことは当然でありますけれども、もう一つ、一番大事なことは危機管理をどうしていくかというところが大きな責務だと思っております。

こうした中で、先日——8月31日には、飯島町の地震総合防災訓練を2年ぶりに開催したところでございます。

町民の皆さん一人一人が自分の命は自分で守る、みんなの命は地域で支えるという自助、共助の意識を高めるとともに、各自主防災会や関係機関等と連携しながら有事の際の行動を身につけることを目的として実施されたところでございます。

当日は早朝から多くの町民の皆様が訓練へ参加いただいております。

今年度は、区、自治会でできるところには2世帯が3日間生活することを想定した避難所開設・運営訓練を推奨してきたところでございます。これは、能登半島地震の教訓でもお分かりのように、行政がすぐに全ての被災者の方々へ支援の手を差し伸べるのが難しい現実を踏まえまして、本訓練に提案してまいりました。

町では、本年度、飯島町地域防災計画の見直しを行います。今回の訓練の反省も生かしながら、防災士との連携強化、孤立予想地域対応、また区、自治会との共助の強化等も織り込みながらつくり上げてまいりたいと考えております。

今後一層、町の防災対策の強化を図られるように、議員の皆様をはじめ、町民の皆様の御支援と協力をよろしくお願いいたします。

先ほど申し上げましたように、9月に入りまして暑い日が続きますけれども、朝方

は少し過ぎしやすくなったところがございますけれども、昼間は猛暑が続く日々でございます。

特に今年の8月は記録的な暑さという言葉をよく耳にし、熱中症警戒アラートが連日発出されました。

しかし、この暑い夏に負けず、若い力による飯島町の夏の二大祭りが盛大に開催されました。

8月2日に行われたラブリー♡フェスタは、子どもたちが町に愛着を持ち、まちづくりに関わる気持ちを育てようと商工会青年部が実行委員会組織をつくり、お陣屋まつり、お陣屋行燈市に続く新しい祭りとして立ち上げていただきました。町内の3小中学校の子どもたちも出店し、さわやかな汗を流し、元気に接客される様子が特に印象に残ったところがございます。

8月11日——この日は山の日でございますけれども、りんりん祭が開催され、2つのアルプスから飛び降りた妖精たちが風鈴を揺らすかのように、涼やかな1万個の風鈴の音色が来場者の心を和ませていました。

開始当初は豪雨に見舞われましたが、夕方からは雨も上がり出し、ステージ発表や花火の打ち上げまで、にぎやかに行われました。

また、80メートル余りの風鈴街道は15日のお盆の時期まで設置され、アーチを楽しそうに潜り抜け、写真撮影や談笑される家族連れなどの姿を毎日拝見することができました。私も町長室から毎日眺めておりましたが、皆さん本当に楽しそうに風鈴街道を歩かれておりました。

いずれの祭りも今年で5年目になりますが、町を担う若者が中心に提案され、地域活性化や絆が深められ、特に子どもたちに感動と忘れられない夏の一ページを飾っていただいていることに心より感謝を申し上げます。祭りで楽しい思い出をつくった子どもたちが、きっと将来、飯島町に戻り、新しい飯島の風を吹き込んでいただくことを期待しております。

さて、今年は戦後80年という節目の年に当たります。

現在においても、なお世界では、緊迫する中東情勢、またロシアによるウクライナ侵略などによる悲惨な争いが続いております。

悲惨な過去の記憶が薄れていく中で、戦争がもたらした人々の苦しみや悲しみ、また戦争の実情、戦時中の生活など戦争の記憶、また平和の尊さ、これらを未来に正しくつなげていくことは今を生きる私たちの使命であると考えます。

様々な場面で戦争でお亡くなりになった方々をしのび、また平和の大切さを考える機会を提唱していただいています。

7月27日にいいじま文化サロン主催の伊東初絵一人劇の「花いちもんめ」が飯島町文化館において上演されました。

この作品は、国策により満州へ移住した若者たちが新天地での楽しい生活ができる土地——楽土を夢見ていましたが、第二次世界大戦の勃発、またソ連の参戦で現実が一変しました。敗戦の混乱の中で幼児を中国人に預け帰国するのですが、我が子が生きてい

ることを知りながら名乗り出ることができない過去を負った母親の重い悲しい心情と戦争がもたらした女性の人生を描いた舞台でございました。

また、飯島町教育委員会では、7月28日から1泊2日で平和学習として飯島中学校3年生の7人を被災地の広島に派遣しました。昨年度に続き2回目になります。

現地では、被爆体験者の話を聞いたほか、平和記念資料館や原爆ドームなどを訪れ、戦争を自分の肌で感じてもらいました。

参加した生徒の感想には、戦争という見詰めなければならない歴史を自分から見詰めていき、また後世に伝えていくための第一歩を踏み出せましたなどと体験談が語られております。

一方で、今から40年前——昭和59年、非核・平和宣言の町を決定いたしました。

議会の決議でございますけれども、今年3月議会において核兵器禁止条約へ参加・調印・批准を求める意見書を決議し、国へ書面が提出されました。

この内容は、戦後80年となる今年、世界では戦争がやまず、核兵器使用の危機が迫っており、広島、長崎の原爆被害を体験した日本政府に対し、速やかに核兵器禁止条約に署名し、国会で批准することを強く求めた内容でありました。

さらに、国内へ目を転じますと、8月6日、被爆80年を迎えた広島市で平和記念式典が行われ、湯崎広島県知事は挨拶の中で、国守りて山河なし、核戦争になれば人類も地球も再生不能な惨禍に見舞われると核兵器廃絶を強く訴えております。

また、式典の中では平和への誓いを小学生の関口さんと佐々木さんが朗読されました。ワン・ボイス たとえ一つの声でも思いを込めれば世界は変えられると前を向いて堂々とすばらしい語り口であり、私も平和への誓いを新たにしました瞬間でもありました。

町では、8月15日——終戦の日には戦没者を追悼し平和を祈念する黙禱を防災無線で全町民の皆様をお願いしてきております。

私は、平和を守っていくのは人と人とのつながりだと思っております。

現在、飯島町は生き物の多様性を進めております。人間を含めて、様々な生物が多様性を確保しながらそれぞれ生存権を守られていくことが一番の安全保障ではないかと思っております。

平和の上に私たちの暮らしは成り立っています。しかし、それは決して当たり前のものではありません。戦争や平和に思いをはせながら、自分に何ができるか、どうか、議員各位、町民の皆様も、いま一度考えていただきたいと思えます。

さて、本会定例会に町から御提案申し上げます案件は、決算案件6件、予算案件6件、一般案件3件の計15件でございます。いずれも重要な案件でございますので、何とぞ、慎重な御審議の上、適切なる御決定を賜りますようお願い申し上げます、議会招集の御挨拶といたします。

どうかよろしく願いいたします。

[唐澤町長降壇]

本定例会の会議録署名議員は議会規則第 122 条の規定により 9 番 星野晃伸議員、10 番 浜田稔議員を指名します。

議長

日程第 2 会期の決定を議題とします。

本定例会の会期につきましては、過日開催されました議会運営委員会において協議をいただいております、議会運営委員長より会期は本日から 9 月 18 日までの 14 日間とすることが適当との協議結果の報告がありました。

お諮りします。

本定例会の会期は議会運営委員長からの報告のとおりとしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から 9 月 18 日までの 14 日間とすることに決定しました。

会期の日程は事務局長から申し上げます。

事務局長

会期日程説明

議長

日程第 3 諸般の報告を行います。

議長から申し上げます。

初めに請願、陳情の受理について報告します。

受理した請願、陳情はお手元の請願・陳情等文書表のとおりであり、議会規則第 89 条第 1 項及び第 92 項の規定により所管の常任委員会に審査を付託します。

次に例月出納検査結果について報告します。

7 月及び 8 月における例月出納検査の結果は、特に指摘事項はありませんでした。

次に、議会閉会中の議員派遣に関する報告につきましてはお手元に配付のとおりであります。研修等、大変御苦勞さまでございました。

次に、本会議に説明員として出席を求めた方は別紙のとおりであります。

本定例会は決算議会でありますので、企画政策課財政係長に出席を願うこととしました。

以上で諸般の報告を終わります。

議長

日程第 4 第 1 号議案 令和 6 年度飯島町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第 5 第 2 号議案 令和 6 年度飯島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 6 第 3 号議案 令和 6 年度飯島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 8 第 5 号議案 令和 6 年度飯島町水道事業会計決算認定について

日程第 9 第 6 号議案 令和 6 年度飯島町下水道事業会計決算認定について

以上 6 議案を一括議題とします。

それでは、本6議案について提案理由の説明を求めます。

[唐澤町長登壇]

町長 それでは、第1号議案から第6号議案までの令和6年度各会計決算認定議案6議案につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

令和6年度一般会計をはじめ6会計の決算につきましては、過日、監査委員の審査を経ましたので、ここに監査委員の意見を付して議会の認定をお願いするものでございます。

また、決算書類としまして行政報告書等を提出いたしますので、併せて御覧いただきたいと思っております。

なお、私からは決算の大綱を申し上げ、細部につきましては後ほど会計管理者及び上下水道事業会計につきましては所管課長から説明をいたします。

最初に、日本経済は緩やかな景気回復が続く中で、2024年には名目GDPが初めて600兆円を超えるとともに、過去最大規模となる設備投資や高い水準となる賃上げなど、明るい動きが各所に見られている一方、個人消費につきましては、食料品などの身近な品目の物価上昇が続き、賃金、所得に比べて回復力が弱いものとどまっている状況にあります。

こうした中で、米国の第2次トランプ政権における追加関税措置は日本経済を直接・間接的に下押しする大きなリスクとなっております。

国は、引き続き、経済財政運営の改革基本方針2025、いわゆる骨太の方針2025でございしますが、これらに基づき可能な限り早期のプライマリーバランス黒字化の目標達成に向け歳出改革努力を継続するものとしております。今後の地方財政への影響が心配されるところでございます。

一方、令和6年度の当町におきましては、引き続き物価高騰対策等にも取り組みながら、第6次総合計画に掲げる8つの基本構想と2つの重点プロジェクトの実現に向け、一般会計、特別会計等を含め、おおむね計画どおりの行財政運営を行うことができました。

これもひとえに町議会をはじめ町民の皆様の御理解と御協力のたまものであり、深く感謝を申し上げます。

さて、当町の全ての会計を合わせました歳出決算規模につきましては、総額でおよそ97億5,200万円となり、昨年度からおよそ3億円増加しました。これは、国民健康保険特別会計がおよそ6,300万円、水道事業会計がおよそ400万円減少した一方で、下水道事業会計がおよそ2億円、一般会計がおよそ1億2,500万円、介護保険特別会計がおよそ2,900万円、後期高齢者医療特別会計がおよそ1,800万円増加したことが主な要因でございします。

それでは、まず第1号議案の一般会計について申し上げます。

歳入総額はおよそ62億8,100万円、歳出総額はおよそ60億3,000万円となり、前年度に比べ歳入は2.2%、歳出は2.1%、いずれも増額となっております。

歳入歳出の差引きから翌年度への繰越しを除いた実質収支はおよそ1億6,000万円の

黒字決算となりました。

また、単年度収支はおよそ 1,600 万円の黒字となり、基金への積立金の取崩しを勘案した実質単年度収支につきましてはおよそ 800 万円の黒字決算となりました。

令和 6 年度も引き続き第 6 次総合計画に掲げられた事業を推進するとともに、物価高騰対策等にも取り組むなど、難しい行政運営が求められましたが、事務の効率化や経常経費の削減に注意を払いつつ、住民の皆様にも御協力いただきながら各事業に取り組んでまいりました。

次に令和 6 年度の主な取組と財政指標について申し上げます。

まず令和 5 年度からの繰越事業としましては、社会資本整備総合交付金事業の町道南田切線をはじめとします道路改良工事や舗装補修工事、定住施設関連補助金など全 16 事業、およそ 3 億 8,000 万円の事業を実施いたしました。

また、国の交付金を活用した物価高騰対策事業関連につきましては、総額でおよそ 1 億 4,500 万円の事業を実施いたしました。内容としましては、物価高騰の影響を受けた低所得世帯への給付金や学校給食費負担軽減事業、事業者への燃料費や電気料の負担軽減を目的とした支援交付金など、幅広い分野への支援策を講じてきたところでございます。

次に第 6 次総合計画の基本構想実現のために実施した主な事業について説明を申し上げます。

「住民と行政の創合力による安全で安心なまちづくり」の事業では、まず交通安全対策関連で 16 歳～18 歳及び 65 歳以上を対象に自転車ヘルメット購入支援補助を行い、ヘルメットの着用を促進し交通事故の被害軽減を図ったほか、南信交通災害共済では引き続き町の公費負担による全町民一括加入により安全・安心なまちづくりの強化を図りました。

消防団関連では、第 5 分団第 1 部の駐車場整備等の実施や消防団員の活動を安心して行うために加入している消防団員福祉共済への掛金について全額負担することで団員の負担軽減を図りました。

また、行政の DX の取組といたしまして文書管理システムを導入し、文書の受入れや配布、決裁などを電子化し、今年度からのペーパーレス化につなげました。

次に「美しく快適な暮らしの環境を将来へつなぐ」の事業では、環境施設関連で道の駅花の里いいじまの駐車場へ電気自動車急速充電器を設置したほか、引き続き地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画の策定に取り組み、飯島町の美しい自然を将来の世代に引き継ぐための環境施策の推進を図ったところでございます。

また、生物多様性を育む取組といたしまして新たに地域おこし協力隊員を配置し、日本一のミヤマシジミの里づくりを進めるため、条例化に向けて取組を行いました。

次に「誰もが健康で居場所と出番があり共に支え合える地域づくり」の事業では、母子保健関連で、産後ケア事業、育児の支援や心身のケアを産院等で受ける費用の助成額を拡充し、切れ目のない妊娠・出産・育児支援を推進いたしました。

また、福祉関連の取組では、高齢者の福祉タクシー券交付事業において 65 歳以上で本

人が運転免許を持っていない方全員を交付対象にするなど制度の拡充を図ったほか、介護予防教室では、フレイル予防教室の回数の拡充と新たに元気アップ講座を開設し、健康と仲間づくりの場の充実により健康寿命の延伸を図りました。

また、がん患者の皆さんが着用するウィッグや補整下着等の医療用補整具の購入支援として新たにアピアランスケア補助金を創設して治療と就労、社会参加との両立を支援し、療育生活の質の向上を図ったところでございます。

次に「地域特性を生かした産業の創造と振興のまちづくり」では、農業関連としましては、持続可能な農業を推進するため未来へつなぐ小規模農家応援事業補助金を創設し、国や県の支援対象にならない小規模農家が購入した農機具等への支援を実施したほか、日曾利地区と島河原地区の圃場整備では持続可能な農業生産基盤を整備し、農業生産力の維持向上を図るため、引き続き県やJR、地元との調整を図りながら計画的に事業を進めました。

また、企業誘致関連では、役場西側の広域農道沿いにドラックストアが営業を開始し、住民の買物環境の充実による地元滞留率の向上を図ったところでございます。

次に「暮らしを支える強靱で快適なライフラインの創造」では、町道・河川関連としまして、継続事業であります南田切線のほか、高尾本線、鳥居原横断線の道路改良工事、赤坂の北田川の改修工事等を実施いたしました。

また、住宅・空き家対策では、公営住宅等長寿命化計画等に基づきまして豊岡・舟久保住宅の除去工事を実施したほか、借り上げ型町営住宅くらしあ飯島の駐車場造成工事を行い、入居者の募集を開始いたしました。

上下水道事業関連では、人工衛星を活用した漏水調査業務を実施したほか、合併処理浄化槽補修等の経費補助金により老朽化した御家庭の合併浄化槽補修費に関わる費用の一部を助成し、業務の効率化と住民負担の軽減を図ったところでございます。

次に「魅力向上で住みたい・住み続けたい地域づくり」では、観光関連で老朽化した千人塚公園の緑風荘と旧スケート管理棟の解体撤去による修景整備を実施したほか、坊主平キャンプ場のシャワー室、炊事場を新設するなどの整備を行い、観光地としての魅力強化を図ったところでございます。

また、人口増プロジェクトの主要事業といたしまして令和4年から3年間実施としていました住宅取得や住宅リフォーム、民間宅地開発に対する各種補助金につきましては、最終年度となり、人口減少の課題に対して一定の成果が得られたものと考えております。

次に「子どもの元気」と「学びの力」でいきいき豊かな暮らし」では、保育園・子育て支援関係としまして保育園と小中学校の発達支援体制の強化として公認心理師の資格を持つ特別支援教育アドバイザーを設置しまして、必要なお子さんに対する学習環境の相談や支援について体制強化を図ったところでございます。

また、生涯学習関連では、4地区の公民館のエアコンが設置されていない部屋への設置工事を一斉に行い指定避難所としての機能強化を図ったほか、国民スポーツ大会のホッケー競技サブ会場である柏木運動場の改修に必要な用地測量業務と用地買収のほか、B&G海洋センター体育館のトイレ等の改修工事など、国民スポーツ大会に向けた整備

に着手したところでございます。

以上、第6次総合計画に掲げました基本構想に関連する主な事業について申し上げます。

なお、令和7年度への繰越事業につきましては、継続事業の町道南田切線道路改良工事や町民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金など全19事業、およそ3億7,800万円を次年度の繰越事業といたしました。

また、基金につきましては、財政調整基金は定住施策関連補助金の財源としまして3,000万円の繰入れを行う一方、決算状況により2,000万円を積み立て、減債基金につきましては、前年度先行して普通交付税により措置されました臨時財政対策債の元利償還金相当分750万円を繰り入れた一方、同様に後年度分およそ1,900万円の積立てを行ったところでございます。

また、高度情報化基金は今後のDX推進に関する財政需要の財源としまして5,500万円の積立てを行ったほか、公共施設等整備基金は町道の舗装補修工事や千人塚城ヶ池周辺の環境整備工事等の財源としまして2,600万円の繰入れを行う一方、決算状況により5,000万円の積立てを行ったところでございます。

今後も、物価高騰など、経済対策や近年の異常気象などによる豪雨災害などの突発的な災害等への対応、さらに町の公共施設整備や老朽化に伴う維持管理費の増加、人口減少対策など新たな施策に対応するため、財政状況を見ながら財源を確保しつつ、有効な活用を図ってまいりたいと思います。

次に町の財政状況についてですが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の各指標につきましては、令和6年度におきましても国の示す一定の基準は越えておりません。

また、実質赤字比率と連結実質赤字比率につきましても、黒字決算により、前年度と同様、数字には表れておりません。

実質公債費比率は前年度より0.9ポイント増加しまして8.9%、また将来負担比率は1.7ポイント減少しまして27.7%に改善されました。

そのほかの主な財政指標につきましては、財政力指数が0.37と前年度と同様の数字となっております。

また、経常収支比率につきましては、主に人件費、公債費等に充当した一般財源が増となりまして、前年度に比べ1.6ポイント増加し80.1%となりました。

次に第2号議案の国民健康保険特別会計について申し上げます。

歳入歳出の差引き額はおよそ2,200万円の黒字となりました。

歳入総額は前年度に比べおよそ6,700万円、7.2%の減となりました。

歳出総額は前年度に比べおよそ6,300万円、7.0%の減となっております。

なお、被保険者数につきましては、令和6年度末までは前年より減少しております。

また、特定健診の受診率が年々上がっていること等により、速報値ではありますが、1人当たりの医療費額は県下で61位と低く抑えられているところでございます。

今後も被保険者の皆様の健康を守る医療保険者として保健予防活動を推進し、国保会

計の健全運営に努めてまいります。

次に第3号議案の後期高齢者医療特別会計の決算概要について申し上げます。

歳入歳出の差引き額はおよそ390万円の黒字となりました。

歳入総額は昨年度に比べおよそ1,900万円、11.5%の増となりました。

歳出総額も前年度に比べおよそ1,900万円、11.4%の増となっております。

なお、被保険者数につきましては、令和6年度末までは前年より増加しているところでございます。

また、保険料の収納率につきましては、高い収納率を維持しておりまして、皆様の御理解と御協力に感謝を申し上げる次第でございます。

また、国保と同じく、医療費の給付は県下で61位と低く、今後も介護予防事業と連携した保険事業を着実に進めてまいります。

次に第4号議案の介護保険特別会計について申し上げます。

歳入歳出の差引き額はおよそ400万円の黒字となりました。

歳入総額は前年度に比べおよそ2,900万円、2.6%の増、歳出総額は保険給付費の増により前年度に比べおよそ2,900万円、2.5%の増となりました。

今後も高齢者数の増加とともに保険給付費の増加が見込まれます。介護予防事業を推進するとともに、介護給付費準備基金への積立てを計画的に行うなど、引き続き適正な会計運営に努めてまいります。

次に第5号議案の水道事業会計について申し上げます。

水道事業における給水人口は58人減少し、使用料収入は前年度に比べおよそ320万円の減少となりました。

費用につきましては前年度より580万円増加したものの、単年度収支はおよそ1,320万円の黒字決算となりました。

引き続き安全でおいしい水の供給を行うため、安定給水と健全運営に努めてまいります。

最後になりますけれども、第6号議案の下水道事業会計について申し上げます。

下水道事業における水洗化人口は28人増加、使用量収入は前年度に比べおよそ50万円の増加となりました。

費用につきましては前年度より840万円減少し、単年度収支はおよそ2,920万円の黒字決算となりました。

引き続き下水道の普及と適正な維持管理に努め、安定した料金収入を確保するとともに、健全経営を目指してまいります。

以上、第1号議案から第6号議案まで、令和6年度の各会計決算につきまして概要説明を申し上げます。

今後も地方行政を取り巻く情勢は、人口減少や少子高齢化の進行、また不安定な海外情勢による物価の高騰、グローバル化やデジタル化の推進、カーボンニュートラルの実現など、大きな変革期の中にあります。

これら様々な課題への対応を行いつつ、第6次総合計画に掲げました町の将来像であ

ります「新しい発想で考えるアルプスのまち 豊かな未来・自然・暮らし」の実現に向け、機を逸することなく必要な施策を実施できますよう、適切な行財政運営に努めてまいります。

今後とも議員各位の一層の御理解と御協力をお願いし、適切な御審議の上、認定いただきますよう重ねてお願い申し上げまして、提案説明といたします。

どうかよろしく願いいたします。

[唐澤町長降壇]

会計管理者 補足説明

建設水道課長 補足説明

議 長 ここで休憩といたします。再開時刻を午前 10 時 50 分といたします。休憩。

休 憩 午前 10 時 30 分

再 開 午前 10 時 50 分

議 長 会議を再開します。

ここで監査委員の決算審査報告を求めます。

中村代表監査委員、お願いいたします。

[中村代表監査委員登壇]

代表監査委員 前回の議会におきまして承認されました代表監査委員の中村でございます。

今回が私の初舞台になりますので、どうぞ皆さんよろしく申し上げます。

それでは、令和 6 年度の飯島町一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに基金運用状況等の審査意見書ということで、意見を説明させていただきます。

まず審査の概要でございます。

審査対象は、令和 6 年度飯島町の一般会計、それと国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計歳入歳出決算、次に各附属書類、各基金運用状況調書について審査を行いました。

期間は令和 7 年 7 月 28 日から 8 月 1 日までの 5 日間で実施いたしました。

審査の方法は、令和 6 年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算書、基金の運用状況調書等について、関係諸帳簿、証拠書類等と照合し、さらには既の実施した例月出納検査の状況も参考にして審査を行いました。

なお、実施した事業内容等につきましては、行政報告書等により職員から説明を求め、行政評価書に基づく事務事業評価についても審査を行いました。

第 2 審査の結果。

審査に付された各会計決算書、事項別明細書、各基金の運用状況等報告書等については、いずれも関係法令に準拠して作成され、その計数は誤りのないものと認められました。

予算の執行及び財政運営状況は、ともに適正であると認められました。

また、各基金の運用については、それぞれの設置の目的に沿って適正に運用されてい

るものと認められました。

総括的意見でございます。

令和6年度は、新型コロナウイルス感染症による医療現場から社会経済へ与えた大きな影響は収まりつつある一方、原油価格・物価高騰が収まる兆しが見られず、住民生活や地域経済へ与える影響は前年度と変わらず、厳しい一年でした。

こうした状況の中、当町では、当初予算、そして前年度繰越予算、ともに住民ニーズに沿った予算編成を行い、各種事業に取り組んでおります。

今回の決算審査を通じて、各課ともに職員の皆さんが決められた予算目的に従い、より効率的に真剣に取り組んできたその努力を評価いたします。

幾つか説明させていただきます。

まず財政状況です。

歳入において、町税は、定額減税のほか、国有資産等所在市町村交付金の減収となった一方、国庫支出金、公債費が維持補修等に伴う起債借入れの増額により全体で前年の2.2%増、約62億8,000万円となりました。

歳出におきましては、ふるさと納税寄附実績に伴う積立金の減、定額減税給付事業等の扶助費、道路改良工事、海洋センター体育館等改修工事等の維持補修費の増額により前年度比2.1%の増、約60億3,000万円となりました。

次に、公共団体の財政力を示す財政力指数、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、ほぼ良好な状況となっております。

実質的な公債費が財政に及ぼす負担を表す指標である実質公債費比率は、引き続き安定した状況となっております。

また、財政調整基金等の基金の状況は、財政調整基金や減債基金は一般財源不足分への充当や繰上償還のため取崩しを行いましたが、今後の備え等も考慮し、積立ても行っております。町の財政規模からすると、いずれも財政環境の変化への対応の確保はなされていると考えられます。

行財政運営に当たりましては、歳入に関しては収納率が町税98.7%、国民健康保険税94.5%と、いずれも前年同様高い水準を維持しており、収入未済額の解消に向けた努力の結果が認められます。今後も現状維持しつつ効率的な収納確保に努めていただきたい。

なお、長期滞納者に対しましては、各事案の実情に応じまして滞納整理機構への移管や停止処分等の対応を検討していただければと考えております。

歳出に関しましては、外部委託の推進、指定管理者制度の活用等、積極的に取り組んでいると認められます。さらに経費の削減を図るとともに、効果的、効率的な予算の執行に努められたい。

また、実不用額が約1億円となりましたが、入札等により生ずる不用額を把握し、必要に応じて補正を行うなど、他事業への財源としていることを確認いたしました。限られた予算の中で住民要望に応えるための財源を確保するため、補正予算を組むなど、早期に不用額の把握、活用に努めていただきたい。

次に各事業につきまして8点ほど意見等を申し上げます。

まず1番目、地域循環バス事業の実態を確認したところ、主な利用者は高齢者や運転免許証を持っていない交通弱者であることが分かりました。以前から総務分野が所管しておりますが、実態は福祉分野の要素が大きいため、所管する部署を検討していただきたい。

2番目、定住促進担当課からは、都市部で移住セミナーを行うと、子育て世代の移住希望者はスーパーや病院などの施設充実よりも住まい確保に重点を置いているとの報告を受けました。移住者の住宅確保のために、空き家の利活用や計画中の都市計画マスタープランの居住誘導区域との整合性を保ちつつ、担当課だけでなく、庁内横断的な体制で取り組んでいただきたい。

3番目、全国的にDX化が進んでいる中、当町ではコンピューターウイルスなどにより情報が外部に漏えいしている事実がないことを確認しました。しかしながら、庁内では財務会計、企業会計、戸籍、収納等の各システムが別々に存在し、多岐にわたっていることから、システムが複雑化しております。今後はシステムの一覧整備等の見える化が必要かと思われまます。

4番目、飯島町田舎暮らし体験住宅トレーラーハウス事業は、無料ということもあり、多くの方が利用していることを確認しました。ただ、利用者の多くの主目的は観光であり、移住にはつながっていない実態があるため、今後は事業の目的を移住に絞るなど、本気度の高い方の利用を優先していただけるような施策を検討されたい。

5番目、保健医療分野では、地区別に保健師を配備し、町民に健診を促し、事後のケアを取っていることを確認しました。きめ細かな対応により、結果的に医療費の抑制につながっており、大変評価すべきことであり、今後も継続していただきたいと考えております。

6番目、町有林整備事業の実態を確認しました。町有林は先人から受け継いだ貴重な町の財産であることから、材が少しでも高値で売れる方法を研究していただきたいと。

今回は主伐、再造林という手法でしたが、山には野生鳥獣も生息しております。野生鳥獣と共存するために子どもたちがブナを植林したということも存在しております。将来を展望した森林整備に努めていただきたい。

7番目、農政分野で農家民泊が行われることを確認しました。前年度は農政分野の事業でしたが、今後は観光分野とも連携し交流人口の拡大につながる展開を期待しております。

8番目、国民スポーツ大会のホッケー会場のクラブハウス化等、老朽化解消のために海洋センター体育館の改修工事が行われました。あわせてホッケー会場として柏木運動場整備も予定されており、ハード面は着々と準備が進んでおります。今後は開催に向け町民の機運醸成と受入れ体制の構築に早期に取り組まされたいと。

また、様々な分野において町民総参加の大会が開催できるよう力を注ぐとともに、大会後の施設の有効活用には創意工夫をもって取り組んでいただきたい。

ということで、8点でございます。

最後に、今後の大きな課題としましては、今申し上げた国民スポーツ大会に係る柏木

運動場整備や関連するアクセス道路の整備、昭和伊南総合病院建て替えに係る伊南行政組合への負担金の増、公共施設等の長寿命化対策等が挙げられます。

高齢化社会の進展により社会福祉関係経費が増となる反面、人口減による税収減は避けて通れない現実があることから、限られた予算の中で新規・拡充事業を実施する際は慎重に検討されたいと。

また、令和8年度からは第6次総合計画の後期計画に移行します。掲げられた施策の推進に向けて限られた財源が有効活用されることを期待します。

以上が一般会計及び特別会計についてでございます。

続きまして令和6年度飯島町水道事業会計及び下水道事業会計意見書でございます。

審査の概要ということで、実施日は令和7年6月25日に行いました。

町長から審査に付された決算財務諸表並びに決算報告書が令和6年度における経営成績と財政状況を適正に表示しているかどうかについて、会計諸帳簿及び例月出納検査との照合などにより検証しました。

また、年度内の事業全般について関係職員から説明を求め、公営企業の基本原則である経済性発揮と公共の福祉増進の観点から審査しました。

審査の結果は、損益計算書、貸借対照表等の決算財務諸表並びに決算報告書及びその他附属書類については、いずれの会計も計数に誤りなく適正に記帳されており、当会計年度における経営成績及び財政状況を正確に表示しているものと認められました。

また、現金預金、基金の管理についても適正に行われていることを確認しました。

総括的意見でございます。

ちょっと私のほうは上水道、下水道と分けて説明させていただきます。

初めに上水道につきまして、当年度は新たな試みとして衛星画像を活用し、先端技術を駆使して漏水調査を行い、この結果、町内全般で漏水の可能性のあるエリアが60か所確認されました。今後は音聴調査等を進め更新工事を行うなど、有収率の向上に努めていきたいと。

また、管路経年化率から見て、当町は計画的に管路更新工事が行われていることを確認しました。

令和4年4月からの用水供給事業は、中川村の配水管の布設替え工事により、今年度は3か所目を接続しました。引き続き中川村と調整しながら事業を推進するとともに、さらなる効率経営と持続可能な水道事業に努めていきたい。

当年度の純利益につきましては約1,320万円となり、前年度より490万円ほどの増となっております。増益の理由は、施設に係る経費が増額になったものの、受託工事や営業外収益の収入が増加したことによるものであります。

未処分利益剰余金は約2億2,190万円、引き続き安定した経営状況でございます。

また、料金回収率は、ここ数年、100%以上、あるいは100%に近い水準で推移しております。そのため、利益剰余金や現金預金も増額となり、単年度ごとの経営は安定しておりますが、長期的に見ますと、今後、耐震化されていない浄水場の更新を行うには多額の経費を要することが見込まれます。将来を見据えた安定した経営を行うために、更

新に向け、次年度以降、計画的に建設改良積立金への積立てを行っていくことを提言させていただきます。

あわせて、浄水場更新先進的事例の視察などを行い、当町の財政規模や将来給水人口の検証に応じた事業計画の早期策定に取り組んでいただきたいと。

続きまして下水道でございます。

前年度からの繰越事業として移動脱水車を更新したほか、脱気装置インバーターやマンホールポンプの更新を実施しました。

また、農業集落排水事業では、管渠敷設替え工事や北村マンホールポンプの更新を実施しました。

流入汚水量の推移では、前年より処理水量は増加しましたが、脱水後の発生汚泥は減少しており、また下水道のつなぎ込み率は88.3%、処理区域内人口に対する水洗化人口比率が84.6%と、いずれも前年より増加しております。

当年度の純利益につきましては、約2,920万円と、前年よりかも870万円ほど増となっております。増益の理由は、営業費用及び営業外費用がともに減額となったためであります。

一般会計からの繰入れはあるものの、未処分利益剰余金は約1億1,390万円となり、安定した経営状況が続いております。

また、料金回収率は30%~40%と低いですが、下水道事業は公共用水域の水質向上が目的のため、維持管理費等の経費、採算性が回収料金だけでは取り難い実態があることから、一般会計からの繰入金等により経営が賄われております。

ただし、今後とも関係する施設、設備等への投資や企業債の元利償還等に多額の資金が必要となることを見込まれることから、計画的な経営が求められるところでございます。

いずれにしましても、各事業とも、年間を通じて積極的に水道水の安定供給、下水道の維持管理に努めた担当職員の取組を評価いたします。

引き続き良質な水道水の安定供給、良好な下水道施設の維持管理が行われるとともに、先を見据えた計画の下、安定的な経営がされることを期待いたしております。

続きまして、飯島町の健全化審査意見と上下水道の健全化につきまして若干コメントさせていただきます。

審査は令和7年8月1日に実施しました。

健全化の関係ですので、審査に付された令和6年度決算に係る健全化判断比率が関係法令に準拠し適正に算定されているかどうかを主眼として、算定の根拠となる事項を記載した書類や歳入歳出決算書等を照合、また関係職員の説明を聴取し、審査を実施しました。

健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令に準拠し適正に作成されているものと認められました。

実質赤字比率は黒字であり、良好です。

連結実質赤字比率も黒字であり、良好。

実質公債費比率は前年度から0.9ポイント上昇しておりますが、現時点で特に問題は

ないと思われま

将来負担比率は27.7%で健全な状況であり、特に指摘すべき事項はございません。

あわせて、上下水道会計につきましても同じ8月1日に審査しましたが、上下水道事業の資金不足比率及びその最低の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令に準拠し適正に作成されているものと認められました。したがって、特に指摘すべき事項はございません。

以上で私からの報告説明を終了させていただきます。

議 長 中村代表監査委員は自席へお戻りください。

[中村代表監査委員降壇]

議 長 これからただいまの決算審査報告について質疑を行います。

なお、質疑事項については、監査委員の職務の範囲を超えることのないよう、御留意をお願いいたします。

それでは質疑に入ります。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

これで決算審査報告に対する質疑を終わります。

中村代表監査委員、大変御苦労さまでございました。

暫時休憩とします。

休 憩 午前11時08分

再 開 午前11時09分

議 長 会議を再開します。

これから令和6年度会計決算6議案について一括して質疑を行います。

なお、議事運営上、ここでは総括的な事項について質疑されるようお願いいたします。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議 長 質疑なしと認めます。

したがって、本6議案については9月18日——定例会最終日に採決することに決しました。

失礼しました。

ここでお諮らします。

第1号議案から第6号議案は調査に時間を要するため、9月18日の定例会最終日にこれを採決したいと思います。

御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議 長 異議なしと認めます。したがって、本6議案につきましては9月18日——本定例会最終日に採決することに決しました。

議 長 日程第 10 第 7 号議案 令和 7 年度飯島町一般会計補正予算（第 3 号）
 日程第 11 第 8 号議案 令和 7 年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
 日程第 12 第 9 号議案 令和 7 年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
 日程第 13 第 10 号議案 令和 7 年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
 日程第 14 第 11 号議案 令和 7 年度飯島町水道事業会計補正予算（第 1 号）
 日程第 15 第 12 号議案 令和 7 年度飯島町下水道事業会計補正予算（第 1 号）
 以上 6 議案を一括議題とします。
 それでは 6 議案について提案理由の説明を求めます。
 [唐澤町長登壇]
 町 長 第 7 号議案から第 12 号議案について一括して提案理由の説明を申し上げます。
 まず第 7 号議案 令和 7 年度飯島町一般会計補正予算（第 3 号）について申し上げます。
 予算の規模につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 8,647 万円を追加し、歳入歳出それぞれ 68 億 1,598 万円とするものでございます。
 今回の補正につきましては、先ほど御提案申し上げましたとおり、令和 6 年度の決算がまとまり、繰越金や令和 7 年度の普通地方交付税が確定したことのほか、定額減税不足額給付金や農業関連の補助金、また町道の修繕経費など地元要望等に対応する予算の措置を行うものでございます。
 主な歳入の内容としましては、普通地方交付税と特別交付税が合わせておよそ 1 億 8,000 万円、前年度繰越金がおおよそ 9,000 万円、町債は緊急自然災害防止対策事業債が 1,400 万円、デジタル活用推進事業債がおおよそ 1,000 万円の増額を計上いたしました。
 また、歳入の状況を見ながら財政調整基金繰入金 1 億 2,000 万円の減額を計上したところでございます。
 次に、主な歳出の内容としまして、総務省の外部人材派遣制度を活用した地域力創造推進プロジェクト事業につきましては、当初予算でお認めいただいた枠組みでの活用を研究、検討してまいりましたけれども、今年度中の事業実施は困難と判断しまして、おおよそ 2,400 万円減額するものでございます。
 一方、空き家活用を中心とした地域おこし協力隊を 1 名活用することとし、予算を組み替えておおよそ 160 万円を計上しております。
 また、定額減税不足額給付金におおよそ 3,600 万円、高齢者帯状疱疹予防接種などの定期予防接種委託料におおよそ 1,400 万円、スマート農業推進事業及び未来へつなぐ農家応援事業補助金におおよそ 500 万円のほか、町道の構造物補修工事や舗装補修工事におおよそ 2,700 万円、緊急を要する町道一ツ石線の道路改良工事関連におおよそ 1,200 万円の増額補正を計上いたしましたところでございます。
 そのほか、各種事務事業に対応する必要な経費を計上するものでございます。
 続きまして第 8 号議案 令和 7 年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

について説明を申し上げます。

予算規模につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,930万9,000円を追加し、歳入歳出それぞれ9億914万8,000円とするものでございます。

今回の補正につきましては、子ども・子育て支援事業に関わる国庫支出金のほか、令和6年度決算額が確定したことによる繰越金と人件費、過年度保険給付費等の返還金の確定等による補正を行うものでございます。

歳入では、国庫支出金を265万8,000円、繰入金を48万4,000円、繰越金を2,243万5,000円、諸収入を373万2,000円増額するものでございます。

歳出では、総務費を315万3,000円、保健事業費を36万4,000円、諸支出金を2万4,000円、予備費を2,576万8,000円増額するものでございます。

続きまして第9号議案 令和7年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について説明を申し上げます。

予算規模につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ583万円を追加し、歳入歳出それぞれ1億9,507万6,000円とするものでございます。

今回の補正につきましては、子ども・子育て支援事業に関わる国庫支出金のほか、令和7年度決算及び保険料徴収分の翌年度繰越金確定による後期高齢者広域連合納付金の補正と人件費等の補正を行うものでございます。

歳入では、国庫支出金を159万8,000円、繰入金を136万円、繰越金を287万2,000円増額するものでございます。

歳出では、総務費を295万8,000円、後期高齢者医療広域連合給付金を287万2,000円増額するものでございます。

続きまして第10号議案 令和7年度飯島町介護保険特別会計補正予算(第1号)について申し上げます。

予算規模につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,548万1,000円を追加し、歳入歳出それぞれ11億6,604万4,000円とするものでございます。

今回の補正につきましては、主に令和6年度決算額が確定したことによる繰越金と人件費、過年度国庫支出金等の補正を行うものでございます。

歳入では、国庫支出金を758万7,000円、支払基金交付金を64万円、県支出金を1,319万7,000円、繰入金を17万8,000円、繰越金を387万9,000円増額するものでございます。

歳出では、地域支援事業費を79万8,000円、諸支出金を428万8,000円増額し、総務費を26万8,000円減額して、歳入歳出の差額を予備費により調整するものでございます。

続きまして第11号議案 令和7年度飯島町水道事業会計補正予算(第1号)について申し上げます。

今回の補正につきましては、収益的収支に関する補正を行うものでございます。

収入につきましては、72万8,000円追加し、収入総額を2億3,600万2,000円とするものでございます。

主な内容は、消火栓新設工事に伴う受託工事収益 52 万 5,000 円、公用車更新における下水道事業会計からの負担金 20 万 3,000 円の増額補正をするものでございます。

支出につきましては、91 万 9,000 円追加し、支出総額を 2 億 2,680 万 3,000 円とするものでございます。

主な内容は、新設消火栓受託工事 50 万円、総係費では人事異動による人件費の調整のほか、公用車更新など 41 万 9,000 円を増額するものでございます。

最後に第 12 号議案 令和 7 年度飯島町下水道事業会計補正予算（第 1 号）について申し上げます。

今回の補正につきましては、収益的収支の支出に関する補正を行うものでございます。

支出につきましては、335 万 8,000 円を追加し、支出総額を 4 億 3,443 万 8,000 円とするものでございます。

主な内容は、下水道管渠テレビカメラ調査結果によります管渠補修 91 万 3,000 円、処理場費では経年による電源装置の交換が 55 万 6,000 円、総係費では人事異動による人件費の調整のほか、公用車更新における水道事業会計への負担金を計上し、188 万 9,000 円を増額するものでございます。

その他、細部につきましては、第 7 号議案の一般会計については担当課長からそれぞれ説明申し上げ、第 8 号議案から第 12 号議案の特別会計及び公営企業会計については御質問により説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

〔唐澤町長降壇〕

企画政策課長 補足説明
総務課長 補足説明
住民税務課長 補足説明
健康福祉課長 補足説明
産業振興課長 補足説明
建設水道課長 補足説明
教育次長 補足説明

議長

提案理由の説明がありました。

これから令和 7 年度補正予算 6 議案について一括して質疑を行います。

なお、議事運営上、ここでは総括的な事項について質疑されますようお願いいたします。

質疑はありますか。

9 番

星野議員

12 ページの新しくふるさと納税のパンフレットを作るって予定なんですけど、商品の写真等はプロが撮るんでしょうか、出品者が撮るのでしょうか。

企画政策課長

今回のやつは現行あるパンフレットを増刷するだけでございますけれども、基本的には、ホームページの写真もそうですが、事業者さんに提供していただくものを今までは使ってきているというのが基本でございますけれども、今回、新たに委託業務の中で、そういった写真の、何ていうんですかね、見せ方の写真——うまく見せるような写真を

撮るといふか、そういったこともちょっと取り組んでまいりたいと思っているところでございます。

議長 すみません。総括的な質疑でお願いしたいんですけれども、ほかにありますか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 質疑なしと認めます。
ここでお諮らいします。
第7号議案から第12号議案は調査に時間を要するため、9月18日の定例会最終日にこれを採決したいと思っておりますが、御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、本6号議案につきましては、9月18日——本定例会最終日に採決することに決しました。
ここで昼食のため休憩とします。再開時刻を1時30分とします。休憩。

休憩再開 午後0時09分
午後1時30分

議長 会議を再開いたします。

議長 日程第16 第13号議案 飯島町の町の蝶を定めることについてを議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。
〔唐澤町長登壇〕

町長 第13号議案、町の蝶を定めることについて提案理由の説明を申し上げます。
はじめに、現在町では、町の花——シャクナゲでございます。と町の木——イチイを定めております。
町の花と町の木は今から40年前の昭和61年7月に新町発足30周年を機に議会議決を経て定められたもので、この間、町の平和を象徴する花と美しいまちづくりを象徴する木として町の歩みとともに町民の皆様に親しまれてまいりました。
今回、町の蝶にミヤマシジミを定めるに当たりましては、平成30年度に、東京大学、それからJA上伊那、そして飯島町の3者により、町や周辺地域の農業の発展、またミヤマシジミの保全を主とした自然環境の保全、そして大学における教育、研究の推進を目的とした連携協定を締結しまして、この間、ミヤマシジミの保全活動や各種調査、ミヤマシジミ保全協議会の設立とアクションプログラムを推進するとともに、直近では生物多様性保全条例の制定やミヤマシジミイメージキャラクター「ミヤマちゃん」の決定、また飯島町希少野生動植物種の第1号にミヤマシジミを指定するなど、様々な取組を進めてまいりました。
ミヤマシジミはシジミチョウ科のチョウで、環境省のレッドリストにおいて近い将来野生での絶滅の危険性が增大している種であります絶滅危惧IB類に指定されておま

す。

近年、全国的に生息地が急速に消失している中であって、飯島町では従前からの生息環境維持や保全活動によりまして町内全域の田んぼのあぜや庭先などの人里で多く見られ、日本最大の生息地となっております。

雄は濃い青色、雌は茶褐色の羽を持ち、その可憐で美しいたたずまいは、現在、町全体で取組を進めています生物多様性の保全はもちろんですが、長年にわたり育まれてきました町の営みと豊かな自然との共生を象徴するものとして、町の蝶を定めることで今後もこうした歩みをさらに進めていくため、本議会におきまして提案し、承認を求めます。

補足事項につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

〔唐澤町長降壇〕

住民税務課長

補足説明

議長

ただいま提案理由の説明がありました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

議長

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議長

初めに原案に反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

3番

次に賛成討論はありませんか。

伊藤議員

ミヤマシジミを登録ということで、非常によいことだと思います。

私がミヤマシジミを始めて見たのは、もう10年ぐらい前ですか。山の現場へ行っていたら非常にチョウに詳しい人がいて、伊藤さん、これはミヤマシジミっていうチョウだよって教えてもらって、あの青い羽が非常に印象に残っていて、ああ、これがそうなんだって初めて認知して、どうも長い距離を飛ぶみたいですね、飛んで飯島に来たっていうか、その場にいたっていうことで、非常に印象深かったことを覚えています。

これが絶滅するということは大変悲しいことなんで、飯島の取組は非常に歓迎するいい取組だと思うことでありまして、賛成の討論といたします。

議長

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長

討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これから第13号議案 飯島町の町の蝶を定めることについて採決いたします。

お諮りします。

議 長 本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、第 13 号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第 17 第 14 号議案 飯島町第 6 次総合計画改訂版について
を議題といたします。
本案について提案理由の説明を求めます。
〔唐澤町長登壇〕

町 長 第 14 号議案につきまして提案理由の説明を申し上げます。
まず、本町では令和 3 年 3 月に 10 年間を見通した飯島町第 6 次総合計画を策定いたしました。
この計画は、町の長期的な発展と持続可能なまちづくりを推進するための基本的な指針として位置づけられており、その内容は、町民生活の向上や地域経済の振興、環境保全など、多岐にわたる施策を包括しております。
この計画は、長期的な視点だけではなく、その実効性を確保するために 3 年ごとを見直しを見直しを行う仕組みも導入しています。これにより社会経済情勢や町民ニーズの変化に柔軟に対応できる体制が整っており、中間点である令和 7 年度を目安として中間見直しを実施してまいりました。
今回の飯島町第 6 次総合計画改訂版策定作業は、その中間見直し結果と最新の状況把握を踏まえ、さらなる内容充実と適時修正を目的として進めてまいりました。
具体的には、令和 6 年 2 月末から見直し作業を開始しまして、町民参加型の意見収集として令和 6 年 7 月中旬から 8 月中旬にかけて住民アンケート調査を実施してまいりました。このアンケートでは、多様な世代層から広く意見や要望を伺い、町政への期待や課題認識について深く理解することができました。
その後、令和 7 年 2 月に飯島町基本構想審議会への諮問を行い、様々なお立場から、また幅広い目線で闊達な御審議をしていただき、町へ答申として報告をいただいたところでございます。
さらに、令和 7 年 6 月初めから 6 月末にかけてパブリックコメントも募集し、町民や関係者から寄せられました意見、提案について丁寧に検討いたしました。
これらの意見交換と協議過程は、町民参加による透明性と合意形成を促進し、新たな施策展開への土台となっております。
こうした一連の取組と分析結果を踏まえまして、先月——8 月には飯島町第 6 次総合計画改訂版案を策定いたしました。本案は、町民生活の質の向上や地域経済振興、安全・安心なまちづくりなど、多角的な視点から必要な施策が盛り込まれており、町政運営の指針としてふさわしい内容となっております。
以上が本議会提案理由でございます。
今後とも町民の皆様とともに町の将来像であります「新しい発想で考えるアルプスのまち 豊かな未来・自然・暮らし」の実現に向けて持続可能で魅力あふれるまちづくり

に邁進してまいる所存でございます。

何とぞ、御理解と御賛同の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

[唐澤町長降壇]

議 長 提案理由の説明がありました。

これから質疑を行います。

なお、議事運営上、ここでは総括的な事項について質疑されますようお願いいたします。

質疑はありませんか。——よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

ここでお諮らいします。

第 14 号議案は調査に時間を要するため、9 月 18 日の定例会最終日にこれを採決したいと思います。

御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議 長 異議なしと認めます。したがって、第 14 号議案は9 月 18 日——本定例会最終日に採決することに決定しました。

議 長 日程第 18 第 15 号議案 土地改良事業計画の概要について
を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

[唐澤町長登壇]

町 長 第 15 号議案につきまして提案理由の説明を申し上げます。

この議案は、飯島町が土地改良事業として施行しようとする本郷島河原圃場整備事業の計画について、土地改良法第 96 条の 2 第 2 項の規定によりまして、あらかじめその概要について議会の議決を求めるものでございます。

計画の概要につきまして御説明いたします。

まず、第 1 の目的は、この地区は天竜川沿いに位置しまして、豪雨のたびに天竜川からの浸水被害を受けてきた箇所であるため、今後の被害抑制のために東海旅客鉄道株式会社によるリニア中央新幹線事業の発生土を活用しまして堤防と同じ高さまで農地をかさ上げし、区画整理を行うものでございます。

2 の地域の所在でございますけれども、本郷島河原地区となります。

次のページの位置図を見ていただきますとお分かりのように、本郷の国道 153 号線沿いの伊南南消防署の南側、本郷交差点信号を天竜川まで東に下った一帯となります。

3 の事業名称は本郷島河原ほ場整備事業でございます。

4 の費用の概算でございますが、6 億 9,000 万円を予定し、費用は東海旅客鉄道株式会社に御負担いただくものとしております。

5 の事業概要でございますが、予定としまして区画整理工 11.4 ヘクタールを実施し、

また盛土工につきましては53万立方メートルを予定しております。

次のページの概略図の中の一番下、横断図を御覧いただきますと、盛土により堤防と同じ高さまで盛り上げる計画になっているのがお分かりになるかと思います。

6の事業期間でございますが、本年度より令和14年度までを予定しております。

以上が今回上程させていただいた土地改良事業計画の概要となります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

[唐澤町長降壇]

議長

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

2番

坂本議員

質問いたします。

平面図を見ていただくと、左側の奥のほうに、たしか1軒——1軒かな、1軒は住んでいなかったと思うけど、1軒はおうちがあったんですけども、そのうちはどうなるんですか。期間は7年間ってということなので、一気に工事が始まるってということではないんでしょうけれど、7年間ってというのは、もし住んでいる方がいらっしゃれば影響が出るかと思いますが。

それと、もう一つは、盛土の量を53万平方メートルと言われたんですけど、これはトラックにするとどのぐらいの量になるのか、ちょっと教えていただければと思います。

産業振興課長

それでは御質問にお答えいたします。

まず、島河原地区には2軒のお宅があります。それで、この2軒のお宅につきましても今回の島河原の圃場整備の中で併せて計画してまいりたいと思っております。

なお、まだ計画自体はこれからですので、こういった形でしていくかということは今後の計画になっていくと思います。

また、トラック何台かということなんですが、大体大きいトラックで1回6立米——10トンドンプで6立米くらい運べますので、53万立米を6立米で割るといような形になるので、10万台くらいになるのかな……。約9万台になります。

議長

2番

坂本議員

関連して、2番 坂本議員。

これからの話ということで今伺ったんですけども、7年間っていう期間もあるし、具体的にどうってことはまだなんでしょうけれど、持ち主の方たちは納得していらっしゃるってことですよね。

産業振興課長

今回の計画につきましては、地元地権者の皆さんの合意を得られましたので、事業のほう、これから計画を進めていくということで考えております。

議長

3番

伊藤議員

ほかに質疑ありますか。

費用の概算ですが、6億9,000万円、これをJRで負担とあって、5番の事業概要、区画関係、道路工、用水路工、これ全てを含めてJRで負担ってということでしょうか、それとも道路とか用水とかの工事は別とか、そこら辺、ちょっとお願いします。

産業振興課長 原則は、区域内に入っているものにつきましてはJ Rさんからの負担で進めてまいりたいと思います。

ただ、例えばその上流であったりだとか、そういうところも関連して、例えば老朽化で併せて直したいだとか、そういったことが出た場合は、場合によっては原因者負担ということもありますので、そういったところもしっかり協議して進めていきたいと思っております。

議長 3番 そのほか……。

伊藤議員 これ、令和14年度完了といいますと、当然、これ、物価の上昇がありますよね。これはどういうふうに扱うんでしょうか、負担するんだか、町で負担、そこら辺の考え方を……。

産業振興課長 こういった部分につきましてもJ Rさんとしっかり詰めて協定を結びながら進めていきたいと思っております。

ただ、原則、物価上昇につきましてはその範囲に入っておりますので、基本的には、活用土に係る部分については御負担していただくという考えで、思っております。

議長 5番 そのほか……。

三浦議員 それでは質問したいと思います。

大きな工事になって、現状とは大分違う形になっていくと思うんですけども、町としては生物多様性ということを言っているんですけども、その辺の保護をしていくとか、そういう、今現在ある環境をどう守っていくかっていうか、そこに生きているものに対してどう把握しながら保全していくのかということも含めてやっぱり対応していかないと、ただ土を入れて現状の田んぼをかさ上げすればいいっていう問題だけではないような気がするんですけど、その辺の考え方をお聞きしたいと思います。

産業振興課長 そこら辺のところにつきましても、環境面はしっかり配慮した形、また調整をしながら計画を進めてまいりたいと思っております。

2番 坂本議員 この地域は、たしか「わらむ」が、今現在、塩澤さんに委託してか、米俵用のわらを広範囲で作っていたと思うんですけど、それで、その場所全域が工事ということになると、代替地とか、そういう点での配慮はされるんでしょうか、そこら辺はどうなっているんでしょうか。

議長 坂本議員、3回目ですね。

産業振興課長 今の「わらむ」さんの場所につきましては、本郷島河原ではやっていないところでございます。

ただ、現状、お米、それから麦、大豆、ソバ等をやっております。

それで、工事期間中は作物ができなくなります。これからどういう順番で工事に入っていくかも計画してまいりたいと思っておりますが、代替えをするのか、または作物補償をしていくのか、そういったところもこれから計画してまいりたいと思っております。

議 長

ほかに質疑ありませんか。

10 番

浜田議員

これはリニア残土を使うっていうことで、地元、あるいは本郷区や地権者の間では、かなりこの事業に至るまでに熱心な議論が進んだ結果、肯定的な結果になったと思っております。

ただ、その一方で、例えば飯田市では、リニア残土にヒ素などの有害物が入っているものを今のリニアの橋脚に使うことに対して、住民の間でかなりの問題が起こっていることは報道されているとおりであります。

ですので、今回、万が一そういったことが起こった場合に、これに対する、例えば残土の分類ですとか、あるいは、もし間違っただけで混入した場合の撤去ですとか、こういったことについての責任はどこにあるのですか、お尋ねしたいと思います。

産業振興課長

J Rさんとは、そういった部分、しっかり有害物質が出ないものを試験してこちらへ入れるという約束になっておりますので、それがもし破られれば、それは、当然、町の責任ではなく、相手方への責任としてきちっと対応していくというような考えでいきたいと思っております。

ただ、万が一ですので、基本的にこちらには出さないというのが大原則でやっていきたいと思っております。

議 長

関連で、浜田議員。

10 番

浜田議員

それは協定の中に明文化されているのでしょうか。

産業振興課長

協定は、まだこれからでございます。今日、議会の御議決をいただいた後、今後そういった事業の計画を進めてまいりますので、協定する段階でそういった文言をどこまで入れられるかはこれからの検討になってまいります。御意見をいただきましたので、それも一つの案としてお受けさせていただきたいと思っております。

議 長

そのほか……。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに原案に反対の討論はありませんか。

次に賛成討論はありませんか。

10 番

浜田議員

賛成の立場から討論いたします。

この件は、非常に長い間、天竜川の越水やなにかで悩まされた地区の改良という目的が一番の基本だと思っております。それに対して非常に慎重な検討が進められたということは認識しております。

それから、ここをまた竜東線が橋を渡ると、そういった意味でも多分経済的には有利になるんじゃないかっていう、積極的な役割もあるかなというふうに思っております。

それで、ということで、この事業を進めることに対しては賛成でありますけれども、今質問の中で出ました何点か、これについては十分に慎重な配慮を求めたいと。

例えば生物多様性についても、やはり事前に現在の生物の生息状況を調査して、事前に事業のチェックをすとか、それから、リニア残土についてきちんとした明文化された協定を結ぶとか、こういったことで、全体が後で考えてみて非常に成功したよい事業だったと言われるような結末を迎えるように進めていただきたいということを申し添えて、賛成といたします。

議長 ほかにも討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これから第 15 号議案 土地改良事業計画の概要についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、第 15 号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第 19 発議第 9 号 飯島町議会委員会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案の提出委員会——議会運営委員長から提出に関わる趣旨説明を求めます。

〔堀内議会運営委員長登壇〕

議会運営委員長 それでは、飯島町議会委員会条例の一部を改正する条例、発議第 9 号の提案理由の説明を申し上げます。

このたび国の第 33 次地方制度調査会からの「多様な人格が参画し住民に開かれた地方議会の実現に向けた対応方策に関する答申」で議会に関する手続は一括してオンラインによることを可能とすべきとの提言を受け、議会に係る手続のオンライン化などを定めた地方自治法の一部を改正する法律が施行されたこと、また地方自治法第 120 条の規定に基づき関係する委員会条例の一部の改正が必要なことから、発議するものです。

以上、本条例の一部改正につきまして提案説明を申し上げます。

全議員の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

議長 これから質疑を行います。

質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 質疑なしと認めます。

委員長、お席へお戻りください。

〔堀内議会運営委員長降壇〕

議長 今、質疑なしと認めましたので、質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

初めに原案に反対の討論はありませんか。
 [「なし」と呼ぶ者あり]

議 長 次に原案に賛成の討論はありませんか。
 [「なし」と呼ぶ者あり]

議 長 ほかに討論はありませんか。
 [「なし」と呼ぶ者あり]

議 長 討論なしと認めます。
 これで討論を終結いたします。
 これから発議第9号 飯島町議会委員会条例の一部を改正する条例を採決いたします。
 お諮りします。
 本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。
 [「異議なし」と呼ぶ者あり]

議 長 異議なしと認めます。したがって、発議第9号は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第20 発議第10号 飯島町議会傍聴規則の一部を改正する規則
 を議題といたします。
 本案の提出委員会——議会運営委員長から提出に関わる趣旨説明を求めます。
 [堀内議会運営委員長登壇]

議会運営委員長 それでは発議第10号 飯島町議会傍聴規則の一部を改正する規則について提案理由
 の説明を申し上げます。
 このたび、最近の社会情勢の変化に対応するとともに、住民に開かれた議会の実現を
 図ることを目的に、全国町村議会傍聴規則の一部改正がされた旨が長野県町村議会議長
 会から通知されたこと、また地方自治法第130条第3項の規定に基づき関係する傍聴規
 則の一部の改正が必要なことから、発議するものです。
 以上、本規則の一部改正について提案理由を申し上げます。
 全議員の御賛同をいただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長 これから質疑を行います。
 質疑はありませんか。
 [「なし」と呼ぶ者あり]

議 長 質疑なしと認めます。
 これで質疑を終結いたします。
 委員長、ありがとうございました。
 [堀内議会運営委員長降壇]

議 長 これから討論を行います。
 初めに原案に反対の討論はありませんか。
 [「なし」と呼ぶ者あり]

議 長 次に原案に賛成の討論はありませんか。
 [「なし」と呼ぶ者あり]

議 長	ほかに討論ありませんか。 討論なしと認めます。 これで討論を終結いたします。 これから発議第 10 号 飯島町議会傍聴規則の一部を改正する規則を採決いたします。 お諮りします。 本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	異議なしと認めます。したがって、発議第 10 号は原案のとおり可決されました。 以上で本日の日程は全て終了いたしました。 本日の会議を閉じ、これで散会といたします。 大変御苦勞さまでございました。
事務局長	御起立をお願いいたします。(一同起立) 礼。(一同礼「お疲れさまでした」)
散 会	午後 2 時 0 6 分

令和7年9月飯島町議会定例会議事日程（第2号）

令和7年9月8日 午前9時10分 開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第1 一般質問

質 問 者	質 問 事 項
星 野 晃 伸	<ol style="list-style-type: none"> 1 与田切上流危機管理を問う。 2 御座松キャンプ場の運営について 3 与田切公園の計画について 4 中学校部活動社会体育移行の状況とテスト校としての実績は。
伊 藤 秀 明	<ol style="list-style-type: none"> 1 町の諸課題の現状と結論（方向性）について 2 R Sウイルス感染症及びワクチンについて 3 I C T教育の現状と課題は。 4 高速バス停の町施設について 5 トイレトレーラー設置を。
吉 川 順 平	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域再生 強い自治体の秘密について 2 直近での農業問題について
堀 内 学	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防団の活動環境改善を問う。 2 子どもの地域教育環境を問う。
荒 川 みずき	<ol style="list-style-type: none"> 1 町営住宅について 2 移住者に対するフォローについて
宮 下 秀 和	<ol style="list-style-type: none"> 1 七久保北村小段地域の開発事業に関する環境保全協定について 2 町の多文化共生社会への取り組みの必要性を問う。 3 多文化共生社会へ向け、行政サービス対応を問う。 4 外国籍の児童生徒、保護者への対策を問う。 5 デマ情報に対し、行政からの「反論」も重要と考える。その対応を問う。

○出席議員（12名）

1 番	池上 明	2 番	坂本 紀子
3 番	伊藤 秀明	4 番	宮下 秀和
5 番	三浦寿美子	6 番	荒川みずき
7 番	折山 誠	8 番	堀内 学
9 番	星野 晃伸	10 番	浜田 稔
11 番	吉川 順平	12 番	宮脇 寛行

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委任者
<p>飯島町長 唐澤 隆</p>	<p>副 町 長 宮下 寛 総 務 課 長 堀越 康寛 企画政策課長 座光寺満輝 住民税務課長 林 成昭 健康福祉課長 小林 正司 産業振興課長 斉藤 鈴彦 建設水道課長 片桐 雅之 会 計 管 理 者 曾我 弘恵 企画政策課財政係長 林 かおる</p>
<p>飯島町教育委員会 教育長 片桐 健</p>	<p>教 育 次 長 藤木真由美</p>
<p>飯島町代表監査委員 中村 文雄</p>	<p>飯 島 町 監 査 委 員 事 務 局 長 (議会事務局長兼)</p>

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	那須野一郎
議会事務局長書記	眞弓 歩

本会議再開

開 議	令和7年9月8日 午前9時10分
事務局長	御起立をお願いいたします。(一同起立) 礼。(一同礼「おはようございます」) 御着席 ください。(一同着席)
議 長	おはようございます。(一同「おはようございます」) これから本日の会議を開きます。 議事日程についてはお手元に配付のとおりであります。
議 長	日程第1 これから一般質問を行います。 通告順に質問を許します。 なお、一般質問は通告制であります。質問趣旨にのっとり明確に質問するようお願い 申し上げます。 9番 星野晃伸議員。 〔星野議員質問席へ移動〕
9番 星野議員	それでは一般質問を始めます。 まず初めに、今回の質問は、与田切上流の危険地域を問うということと2の「御座松 キャンプ場の運営について」「与田切公園の計画について」、中学校部活動社会体育への 移行の状況とテスト校としての実績はということと、4項目をお聞きします。 最初に、令和6年度に実施しました百間ナギの崩落による報告は事前の全体の全員協 議会にて報告を受けております。 私も、今回、7月31日、また8月21日に越百のしづく発電所の上流を視察してきま した。その際、発電所の責任者の方ともお話をすることができました。この方は、発電 所のできる前、1993年より与田切の現場に通われております。また、その方にお聞きし ましたところ、最近のゲリラ豪雨等、また崩落の状況から見て、国の試算する計画以上 のものが流れ出しているということを感じると言っておられました。 まずは過去の状況の確認をいたします。 この資料につきましては伊那建設事務所河川モニターのカミヤマショウヘイさんから お借りしたものです。 まず過去の被害状況から行きます。 御覧のように第6砂防堰堤が2005年11月に完成しております。貯蓄量は59万5,000 立米。 ですが、2018年5月、百間ナギの崩落、また同年——2018年9月、台風21号の発生 により、第6砂防堰堤は13年で満砂となりました。これを1年に換算しますと4万5,000 立米、これは、徐々にではなく、災害があるときにどんとどんと大きい土石流が発生して

生まれたものだと思います。

あと、堰堤を確認いたします。

堰堤工事は、このように銅製セル堰堤が 1996 年 3 月に完成しております。

現在の与田切の第 2 セルダムの状況です。御覧のように第 2 セルダムの一部が破損しております。ここの部分を見る限りかなり大きい岩が流れてきているのではないかと確認が取れます。

そして——あ、これもそうですね。

これが今の与田切発電所の取水口のところなんです——お手元に、すみません、配付をしました資料があると思いますが、この図は 8 月 21 日に撮影してきたものです。その上にありますのが 7 月 31 日。

この資料を見ても分かるように、たった 1 か月の間に大きな石がもう流れてきていて、取水口のところがふさがる寸前でもあります。

砂防堰堤は、御覧のように、もう本当に、もう満砂でございます。

これはオンボロ沢です。

百間ナギからオンボロ沢へもこのように急傾斜が見られます。幅も狭いですが、急傾斜ということで、非常に流れを、もし大きいものが来たとするとな下は大変なことになると思います。

オンボロ沢からの距離と傾斜です。

以上を思いますが、これから先、住民の皆さんの安全を確保するためにどのように町長はお考えになるか、お聞きします。

[唐澤町長登壇]

町 長 おはようございます。

与田切上流の危機管理を問うということでもありますけれども、百間ナギ、その上に摺鉢窪カールがあるんですけども、その成り立ちをまず町民の皆さんも議員も皆さんもしっかりと御理解の上、どのような状況かというのを確認していただければと思います。

現在も崩落が進んでいるところでありますけれども、もともと伊那谷は、今から 300 年くらい前に天竜川ができて、その後、山が隆起してくるんですけども、200 万年前くらいに与田切川ができて、中田切川もできたんですけども、浸食が進んできたところなんです。

その後、数十万年くらい前に隆起が始まりまして、これは世界的に隆起が始まっているんですけど——ヒマラヤもそうですけれども、十万年くらい前までに隆起が今の形で盛り上がってきた、その隆起によって土石流が発生して、今の扇状地、飯島の地ができているということでもあります。

百間ナギを見ていただきますと、その当時の氷河期の礫層とモレーン、大きな石ですね、それが積み重なったものが 60 メーターくらいの層になっています。

それで、今から 40 年前くらいに田切岳の裏が崩落しました。そのときには 150 万立方メートルの土砂が出たということで、もう今は岩盤が出ていますので、これから崩落す

ることはいないんですけれども、その当時は大きな崩落がありました。

それで、町誌ができたのが今から30年・40年前の町制発足30周年にできたんですけれども、そのときに執筆していただいたのがマツシマノリュキ先生と寺平先生でした、寺平さんについては亡くなってしまったんですけれども。

そのときに書かれた文章がありますけれども、その先生が飯島小学校に赴任されてきたのが昭和36年なんですけれども、そのとき山へ登った様子と執筆されたときの様子と全く違うと、ですので、今から60年前、その当時と全く違うという。

また、執筆したときも違いますし、私も今から30年くらい前から南峰へ毎年登ってきたんですけれども、そのときも田切岳の裏が崩落してきて、非常に様相が変わってきたところでもあります。

特に摺鉢窪避難小屋のある南側、そちらは南駒ヶ岳の裾野になるんですけれども、そちらは本岳と袈裟岳というのがありまして、その間が崩落してきていました。自分が最初に登ったときには水くみに下りられたんですけれども、今は下りられる状態ではありません。

ただ、摺鉢窪避難小屋のある場所は、30年前は崖から27メートルでした。今は26メートルくらいですので、岩盤の上に乗っているということで、あまり崩落が進んでいないということです。

そのような中で、時代とともにそういった崩落が進んできているという状況であります。その都度、それぞれ、国の皆さん、また営林署の皆さんに対応してきていただいているところでもあります。

特に、今回の議会の冒頭でも申し上げましたけれども、私の責務としては、まちづくりのかじを取るというのが一番重要なところなんですけれども、もう一つは危機管理をしっかりしていくということが2本柱として非常に重要な責務だと思っております。そういう意味でも百間ナギの対策というのは非常に重要なことと考えております。

令和4年7月に中央アルプス百間ナギの摺鉢窪避難小屋付近において大規模なクラックが発見されまして、その対応については国や県の皆さんに迅速に対応していただきました。ヘリを飛ばしていただいて状況を確認したり、登っていただいて亀裂を確認したりしていただいて、その状況によって協議して、すぐに対策に取り組んでいただいたところでもあります。

今年6月には関係機関と3回目の崩落対策の合同会議を実施しました。情報の共有と今後の対策について協議したところがございます。具体的な対策につきましては、クラックの動態調査の継続、それから崩落に備えた堰堤の補修と徐石になります。

先ほど出てきました第6砂防堰堤、国が整備していただいた6つの堰堤がありますけれども、一番上の堰堤で、全長が142メートルくらいありますかね、非常に大きな堰堤で、私も建設しているときには——10年かかりましたけれども、見てすごい堰堤だなと思ったんですが、翌年にはいっぱいになってしまいました。それだけ崩落が進んだということですし、当時、大崩落がありまして、与田切発電所で取水口の工事をされていた方が3名、土石流に流されて亡くなったということもありまして、非常に悲惨な事故も

起こしておりますので、こういった土石流については対策を本当に取っていくことが非常に重要なことと思っております。

それで、この会議の中でも実際に継続実施していただけることを確認しておりますし、クラック発見時に国で試算していただいた崩壊土量の予測、これは 30 万立方メートルということでありまして、昨今のゲリラ豪雨等の影響により変動するか確認しましたところ、令和 6 年度の測量結果からも変動はないとの回答をいただいております。

亀裂に大きな動きが見られていないこと、それから崩壊土量が変わらないという回答から、現在も取り組んでいただいている対策について今後も継続していただくよう関係機関へお願いしてまいるところであります。

令和 7 年 6 月現在の砂防堰堤の空き容量ですけれども、これは約 40 万立方メートルということでありまして、崩落土量の予測が 30 万立方メートルですので、少し余裕があるのかなというのが現在のところであります。

砂防堰堤の除石の計画につきましては担当課長より説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

[唐澤町長降壇]

建設水道課長

それでは砂防堰堤の除石の状況につきまして御説明させていただきます。

クラックが発見されてから国土交通省によります継続的な除石が実施されてきております。

今年につきましても、飯島第 2 砂防堰堤——樽ヶ沢浄水場の南側にあるんですけれども、そこにおきまして約 8,000 立米の除石を 8 月までに完了いただいております。

また、県管理の砂防堰堤につきましても、砂利採取許可によりまして、これは民間の砂利採取ですけれども、空き容量の確保を進めていただいているところでもあります。

今後の除石の計画につきましては、さきに実施いたしました合同会議におきまして国から搬出先を確保しながら年 1～2 万立米程度の除石を行っていきたいとの説明がございました。

町としましても、今後も継続的な除石を実施してもらうように国や県に要望を行ってまいり所存でございます。

星野議員

今、画像にありますとおり、これがオンボロ沢です。

それで、本当に私が見に行ったときにも水量も多く、それでかなり幅が狭くて急傾斜、ここに上から大量なものが落ちてきますと、もう直角ですので、与田切のところにダムができると思うんですよ。ダムができてしまうと、やはり私たちの水源であります越百のしづく発電所のところまでかぶる可能性もあると思うんです。

そういう際、ここには大きな重機を運ぶ道も今はございません。何とか、除石で上げる砂やものを使って道の幅を広くするとか、そういうようなこともお考えになったらいかかと思えます。

何しろ、やはりお役人さんは年々変わっていってしまいます。地元をやっぱりよく分かる方たちをコーディネーターとかに入れてまして、そういう危機管理で備えていただきたいと思えます。

町長にはしつこいくらいに国会議員も使いながらの陳情を望みますが、町長、その点をもう一度、いかがでしょう。

町長 今言われたとおり、いろいろな情報を共有していくということが非常に重要ですし、現在は本当に線状降水帯で非常に局地的に豪雨になるということでもありますので、そういった情報も常日頃から入手しながら対応してまいりたいと思います。

星野議員 余談にはなりますが、越百のしづく発電所の関係でやっていただいておりますヤマウラさんのほうで避難小屋のリニューアルをしていただいております。この避難小屋は非常に中もすばらしくて、これから登山する方、釣りをする方に便利かなと思います。

もう一点ですが、シオジ平に看板がございました。摺鉢窪やなんかの表示もありませんし、また亀裂状況などを書けるような対策を取っていただけたらありがたいと思いますので、これからよろしくお願いします。

それでは2の質問に入ります。

御座松キャンプ場利用者の自然災害対策及び野生動物からの安全対策の実態を問うということで、まず、御座松キャンプ場——坊主平も含みますが、を運営している中で、昔は、私の小さい頃は、父兄と日程を相談して、もうキャンプや、また飯ごう炊さんに行っただけという記憶があるんですけど、現在はどのようにして取るのかっていうことをもう一度お聞きしたいと思います。

それと、まず自然動物から利用者を守るためにどういう対策をしているか、万が一キャンプ場を利用している際に土石流などが発生して命などが奪われた際、賠償責任はどこにあるのか、すみません、この3点をお聞きしたいと思います。まとめてお願いします。

副町長 それではお答えをさせていただきたいと思います。

御座松キャンプ場、それから坊主平キャンプ場ということでございます。

御座松キャンプ場は、与田切川の右岸、あの赤い橋の七久保側でございます。

それから、坊主平キャンプ場はその左岸にございまして、今年8月から有料のところを始めたところでございます。

これらのキャンプ場については、指定管理業者の下、管理運営を行っております。

キャンプ場における自然災害から守る安全対策については、それぞれの利用者や従業員の安全を確保し、発生した事態に適応するように行動指針であります緊急時対応マニュアルを定めておりまして、有事の際は、情報伝達、それから避難誘導など、マニュアルに基づきまして町とも連携を取りながら利用客の安全確保に努めておるところでございます。

御座松のほうは千人塚の紡縁社が管理をしております。実質的に今はキャンプができる状態ではないなと思ひまして、遊歩道が開いているだけでございます。

坊主平は、先ほど申し上げましたとおり、昨年度、町でシャワーとかそういうものを整備しましたんで、8月から伊那リゾートが管理していただいて客の受入れをしておるといふふうに聞いておりますので、8月は4組くらいあったかなというふうに思っております。

また、与田切上流の百間ナギの亀裂の崩落の危険性につきましては、上流堰堤の空き

容量に余裕ありということで、先ほど申し上げたとおりでございますが、下流への土石流の危険性は低いと思っておりますが、先ほど申しましたように、大雨が降りますと急にちょっと増水するようなこともございますので、情報共有して管理と安全につきまして周知徹底を行っておるところでございます。

また、野生動物等に対する安全対策では、緊急時対応マニュアル以外にも日々の施設管理における見回りや野生動物に対する注意喚起の看板設置、クマよけの鈴の設置などの対策と、野生動物との共存を図る観点から、出没を抑制するため、周辺の自然環境の管理、餌となるものの除去、緩衝帯の維持に努めております。

そういうふうに行っておりますけれども、この間もちょっと、始めたばかりの坊主平につきましては、できるだけ見回りをしたり、管理者と話をするように今進めておりました、コロナ禍の間はずっと閉めておりましたので、そこんところを考慮して、できるだけ町のほうでも手を入れるように今指示をしておるところでございますので、よろしくお願ひいたします。

それで、今最後に言われました責任の所在でございますけれども、管理上の問題、例えばうちで設置したものとか、それから町で行うべき責任があれば町、それから通常の指定管理の業務であれば指定管理者が責任を負うということになっておりますので、そういうことでよろしくお願ひしたいと思います。

星野議員

それでは3の質問に入ります。

副町長

与田切公園についてなんですが、再生整備計画の今の進捗状況をお聞かせください。

与田切公園の再整備計画でございますけれども、整備されてから約40年がたっております。施設が老朽化していることから、今後の施設改修や観光基本計画にあるファミリー層を意識した改修により町民の皆様が遊び自然に親しめる公園とするため、令和5年度に与田切公園再整備計画の素々案を策定いたしました。

また、令和6年度には、素々案に対する保護者の皆様への——子ども向けということでもございましたので、そういう観点からアンケートを取ったことがございます。

そういう愛される公園というふうにして検討はしておるんでございますけれども、再整備につきましては多額の整備事業費がかかるため、財源確保の研究をすると同時に、ほかのスポーツ施設や公園などの施設との兼ね合いを見ながら、町全体の施設整備の中で合理的で効果的な計画になるよう総合的に検討を進めているところでございますので、すぐということになるかどうかということは、ちょっとまだこれからの計画でございますので、よろしくお願ひいたします。

星野議員

それでは3-2ということで、与田切公園の、今、児童、また園児の使っているプールのみが使用されています。

それで、50メートルプールが使われていない状況なんですが、再三私が言っております、今は国スポに向けて非常にビーチバレーボールのコートがないという状況でありまして、あそこにビーチバレーボールのコートができればこれから大いに使っていただけのこととも考えられるのではないかと。

また、本町の生徒が全国大会に行きましてビーチバレーボールで準優勝もしております。

す。そのようなこともありまして、スポーツで飯島町をアピールできるっていうこともあると思いますので、ぜひそういうことも考えて予算立てをお願いしたいと思いますが、いかがでしょう。

産業振興課長

それではお答えいたします。

与田切公園の50メートルプールでございますが、ろ過機の老朽化による故障で令和2年度より使用していない、停止しております。

ビーチバレーボールコートのご提案も利活用の一つの案として受け止めさせていただきますが、整備をするに当たっては、工事費用や維持管理にかかる経費のほか、安全面での配慮、指定管理者との運営の在り方についても検討が必要になってまいります。

また、与田切公園につきましては、プールの場所の整備だけでなく、公園一帯を町民の皆さんに親しまれるようにどう活用していくか、ビーチバレーボールコートのご提案も再整備計画の中で併せて研究してまいりたいと思います。

星野議員

私の経営理念で考えると、やはり投資をしなければ利益が生まれませんので、そこら辺も考えて、銀行なりの知恵もお借りしながら、ぜひいい公園にさせていただくよう望みますので、お願いします。

それでは最後の質問に参ります。

現在、中学校の部活動の一般指導員に対する意向はどのようになっているか、お聞きします。

教育次長

御質問につきましては中学校の部活動の地域移行についての状況と実証事業の進捗状況についてということで、お答えしたいと思います。

教員の負担軽減と少子化対策を背景に中学校部活動の地域移行が進められており、長野県では2026年度末——令和8年度末をめどに休日部活動の地域クラブへの移行完了を目標としております。

飯島町でもこの目標に沿ってスポーツ庁の実証事業による補助金を活用しながら休日部活動の地域移行を進めているところでございます。

現在、飯島中学校では、運動系部活動が7、文化芸術系部活動が2の合計9つの部活がございます。

このうち運動系部活動においては休部中の女子バレーボール部を除く全ての運動系部活動において休日の部活動で地域指導者が指導に参加してございますけれども、地域クラブを立ち上げ、完全に移行しているのは男子バレーボール部のみとなっております。

文化芸術系部活動においては、吹奏楽部で地域指導者が音楽活動に関わっておりますけれども、地域移行はしていない状況でございます。

星野議員

それでは4—2ですが、本校の社会体育移行のIPOCのテスト校としての実績と、まず評価をお聞きしたいと思います、いかがでしょう。

教育次長

それではお答えいたします。

飯島中学校は、令和3年度よりスポーツ庁の地域スポーツクラブ活動体制整備事業の実践研究校として、地域の既存のスポーツ団体であります飯島町少年スポーツ団体連絡協議会の中に受皿となります運営団体飯島プラス1クラブ、通称IPOCでございます。

が、これを発足し、連携を取りながら地域移行に取り組んでございます。

生徒数の減少に伴い教職員数も減少してきておまして、部活動数の維持が困難となってきただけでなく、指導者の確保も課題となっているため、広域での取組が可能かこの事業の補助金を活用しながら検証を進め、令和6年度——令和7年3月でございませうが、飯島中学校と中川中学校の生徒を対象とした男子バレーボールの広域地域クラブレッドディアーズを発足しております。

また、ほかの運動系部活動においても町内スポーツ団体や地域指導者等と協議を進めながら地域クラブ発足を進めているところでございます。

星野議員 それでは、その際に県からの補助金はどのくらいの金額が来てどのように使われたかということをお聞きします。

教育次長 スポーツ庁の地域スポーツクラブ活動体制整備事業に係る事業費を国、県、市町村がおおよそ3分の1ずつ負担する状況となっております。

今年度は事業費の266万円に対し国88万6,000円、県が同様の88万6,000円の補助金額を見込んでいるところでございます。

その使途でございませうが、地域指導員の賃金、旅費、また保険料及び飯島プラス1クラブに加入している生徒さんの保険料となっております。

星野議員 分かりました。

こういう補助金等は、やっぱり町民の人に分かりやすく、ぜひ明確な資料等を提出していただければありがたいと思いますので、よろしくお願ひします。

以上をもちまして私の質問を終わります。

〔星野議員復席〕

議 長 3番 伊藤秀明議員。

〔伊藤議員質問席へ移動〕

3番

伊藤議員 それでは一般質問を行いたいと思います。

まず1番といたしまして、今回の最初の質問ですが、現在町が抱えている課題はいっぱいあると思いますが、その中から4つを選んで取り上げていきたいと思っています。

課題は常に町、県、国でも抱えております。

現在、町民も関心があると思いますが、その代表の4つを取り上げますので、よろしくお願ひします。

まず1—1といたしまして、エーコープ飯島店の閉店について6月に質問を行いました。その後3か月たっています。それ以降の進捗状況、どういったことをしていたか、していなかったか、進んでいるのか進んでいないのか、それを、お答えをお願いします。

〔唐澤町長登壇〕

町 長 町の様々な課題の現状と方向性ということでの御質問で、最初にエーコープ飯島店の閉店に伴う現在の状況でございませう。

4月3日に閉店しまして、既に6か月がたとうとしております。

旧エーコープ飯島店の店舗を利用し営業してくださる事業者、こちらについては、探

しておりますけれども、現段階で正式な事業者の決定には至っていないということでもあります。ですので、6月時点からの大きな進展はないということでもありますけれども、精力的に進めているところであります。

再開の時期でありますけれども、できる限り早い時期に再開できるよう進めてまいりたいと考えております。

なお、8月4日からでありますけれども、移動購買車のうえたん号が旧エコープ飯島店の前で水曜日と金曜日の週2回、停留して販売を行っているところであります。町なかの住民の皆さんの買物の一助となっているところであります。

また、今、病院線、あるいはJRで駒ヶ根方面に買物に出かけていただいている方もおります。利用者が爆発的に増えているということではありませんけれども、こちらのほうも利用していただいている住民の皆さんがいらっしゃるということでございます。

ただ、遠方に買物に行って重い荷物を持って帰ってくるというのは非常にそれぞれの皆さんの御負担になりますので、先ほど申し上げましたように、旧エコープ飯島店の後利用については、できるだけ早い時期に再開できるように進めてまいりたいと思っております。

〔唐澤町長降壇〕

伊藤議員 できるだけ早い時期という答えはどうやって受け止めていいかわかりませんが、来月でも早い時期、来年でも早い時期。

町としては何とでも呼び寄せる気持ちがあるのか、多分あるとは思いますが、非常に次の事業者を選ぶにも難航したり、事業所においても利益がなければ意味がないので、そこら辺は非常に難しいことだと思いますが、ぜひ町の町長の知恵をいただいて、町民のために買物困難者が少しでもよくなるように、ぜひいい方向に考えていただきたいと思っております。これは町民の期待であります。よろしく願います。

1-2に移ってまいります。

多くの自治会の課題となっている高齢者の作業負担、あと役員の成り手不足の問題は、町長も自治会と懇談して、大多数からこういう意見がありました。

それに対して町長も何とかしたいと考えていると思っておりますが、その後、町として自治会問題にどのように取り組んでいて、進捗はあるのかなのか、町の目指す方向性についてのはあるのかどうか、そこら辺をお願いします。

町長 自治会の課題、これは全国的にも、総務省の地域コミュニティに関する研究会の報告書によりまして、近年、自治組織を取り巻く地域課題として、特に高齢者の作業負担の増大、それから役員の成り手不足、これが全国的に課題として認識されているところであります。

地域の見回りや防災、防犯、広報、会合運営、会計処理など、自治会活動の多くが高齢者に偏っておりまして、負担の分散が急務になっているところでございます。

また、若年世代の参加機会の確保が難しくなると、長期的な自治会の存続自体が脅かされるおそれがあります。

このような状況を踏まえまして、町としましては、自治会と協働して持続可能な地域

コミュニティーをつくるための対策を進めてまいりたいと考えております。

まず、自治組織の抱える課題の解決及び維持、存続等につきまして住民の皆さん自ら幅広く検討を行っていただき、地域社会の良好な発展を目指すため、現在、飯島町自治組織あり方検討委員会の設置に向けて要綱を整備し、また人選も行っているところあります。今後早急に設置しまして、検討をしてまいりたいと思います。

自治会が抱える課題を把握しまして、自治組織を維持し、また存続していくために必要な事項につきまして2年から3年かけて調査、検討を行って、結論を出していきたいと考えております。

運営につきましては、いろいろな、様々な運営方法がありますけれども、いろいろな方が同じテーブルで意見交換を行ったり、あるいはコーディネーターによる助言、コーディネーターも一応設置していくということで、外部からの専門の先生から助言をいただくような取組もしていきたいと思っております。

さらに、そういった情報をつまびらかに、それぞれの自治会関係者、また自治会だけではなくて、それを取り巻く区会ですとか公民館ですとか、そういったところに公開して広くまた意見をいただくような形を取っていきたいと思っております。

そしてまた、町民の皆さんからは、広く自治会に対するアンケート調査を行いまして、地域活動の現状と課題、それらを明らかにしまして、また町内に優れた取組もあると思っておりますので、そういったものもしっかり把握しながら地域課題の解決の糸口としていきたいと考えております。

行政や関係機関、より適切な支援の検討もしっかりと実施してまいりたいと思っております。ちょっと時間はかかるとは思いますが、それぞれ町民の皆さんの御意見をお伺いしながら、将来、持続可能な自治組織を目指して検討してまいりたいと思っております。

伊藤議員

時間はかかっても、いい方向に結論を出していただきたいと思っております。

それで、これは一つの私の提案っていうか、案っていうか、考え方ですが、現在、自治会の作業、役員は自治会ごとにやっています。それを、思い切って考え方を変えて、作業とか役員の合理化という意味で、それを各区、大きな区の単位、4つの区に移行して合理化や作業や人事の見直しをする再編成も一つの考え方だと思っております。

当然、自治会は自治会で残します。自治会をなくすわけではありません。それで、できることは区の単位で大きな括弧でくくって、そうすれば人間も多いし、作業する範囲も大人数でやれば少なくなる、負担も少なくなる。

それで、今現在、河川愛護作業っていうものがありますが、高齢者の方は分かると思いますが、昔は道普請、井普請といって、うちの親たちは——まだ道路が砂利道ですよ、舗装してない。みんなで傷んだところを直して、川も用水路もコンクリートじゃありません。そういうことをずっとやっていた名残が今の河川愛護になっていると私は理解しております。

それで、今は、もう河川とか水路の補修はほとんどないですが、草刈りが水路の近辺にあたりして、刈っております。

そういうことで、区の単位で作業したりすればという考えがあります。

それで、この前、区会議員の方がちょっと言われたんですが、区会議員も仕事の量がいっぱいあって、報酬が少な過ぎる、安過ぎる、報酬としては安過ぎて、いかがなものか、大変だということを言われました。また作業単価も見直しをしていただいて、もう少しやりやすくなるような状況を取っていただきたいと思います。

これは私の提案として聞いていただければいいですけども、何かそれについて答弁があればですけど、なければ結構です。

それでは1-3に……。

あ、すいません。手を挙げましたか。いいですか。

1-3に移ります。

ウエルシア隣接地への現在の店舗進出の動きはどのようになっているか、現状と、それこそ到達点、何としてでも店舗を呼んでつくるんだっていう、それは当然だと思いますが、その可能性あたりを、返答をお願いします。

産業振興課長

御質問のウエルシア南側の商業施設用地については、現在、複数の事業者または開発業者へ営業をかけておりますが、建設資材高騰等の理由もあり、新規出店はまとまらない状況であり、6月議会の時点から大きな進展はございませんが、引き続き誘致に努めてまいりたいと思っております。

伊藤議員

いずれも、それぞれ難問題ということはよく分かりますが、ぜひ知恵を出し合って、いい方向にお願いしたいと思います。

それで、1-4に移ってまいります。

これはダブって質問される方もおりますが、私のほうからは、令和9年度にJRからの——JRのこれは大きな方針だと思いますね。駅を取り壊すように提起されてますが、飯島町としては駅舎を今後どうしていくのか、現時点の町の考え方を聞かせてください。

副町長

現時点の町の考え方でございますけども、6月の議会にも堀内議員のほうからちょっといただきましたんで、あのときと方針はそんなに変わっていません。

ただ、飯島駅につきましては、シルバー人材センターへ委託し、有人駅として切符や定期券販売を行っていること、それから少子高齢化による交通弱者対策やまちづくりの観点からも、駅舎は必要だと考えております。有人の駅者ということだというふうに理解をしております。

よって、6月下旬にJR東海に対して、1つとして飯島駅の駅舎やトイレについては令和9年4月まで取壊しを行わないこと、2つ目として町は令和9年4月まで駅及び駅舎周辺を含めた全体構想の検討を進めること、3つ目として、令和9年4月以降、駅舎、公衆用トイレの設置や地域公共交通と組み合わせたまちづくり事業実施を予定し、その際、既存施設で不要になったものはJR東海で撤去していただくとともに、駅舎跡地について土地賃貸借契約などを締結した後、町で活用できるよう依頼をしているところでございます。

JR東海からの回答は、飯島駅舎及び駅舎周辺を含めた町の全体構想を踏まえた上で、令和9年4月から順次既存施設で不要施設と判断したものについては撤去すること、ま

た町の事業について、駅舎跡地の土地賃貸借契約の締結、駅周辺の活用も協議の上で対応いただける旨、回答をいただいているところでございます。

現状や町の課題につきましては以上でございますが、住民の利便性の向上と地域経済の活性化を両立させる取組として御理解と御協力を得ながら進めてまいりたいというふうに考えております。

全体構想的にはこれからということになります。

それで、一応、JRとは、こういう覚書というか、取決めをしてございますので、これに沿って順次検討を加えながら、それと併せた形でJRとまた協議を重ねていくという格好になると思います。

もちろん、地元の方にもこういう問題があるというふうには投げかけてございます。その意見も聞きながらやっていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いたいと思います。

伊藤議員

駅舎の問題は、飯島駅とか七久保駅だけの問題ではなくて、全国的な動きとして解体し簡素な待合室にするという方向に向かっております。固定資産も結構するんでしょうね。さっきちらっとある方に聞いたら、飯田線でも莫大な固定資産の額があると、それもJRは決して——黒字路線ならいいですけど、赤字路線は大変だと思います。

それで、ローカル駅の活用に関する調査研究の文献の中にこういうことがありました。

まず第一番目として、自分たちの駅という意識が強い地域ほど駅の環境整備活動も積極的である、自治体や地域住民の熱意を踏まえ、効果的な連携を図ることが鍵である。

2つ目として、無人駅に誰がいることも重要性、社員がいなくても人の存在によって駅の清潔性や安全性に大きな差が生じている。

駅では、商業活動のほかに、エコマネー、エコマネーっていうのは地域における環境、福祉、文化の創造を旗印にコミュニティーネットワークを活用した人間性豊かなマネーのことで、分かりやすく言うとお金では表せない善意の価値を交換する温かいお金のことをいいますが、あとはボランティア、教育活動との連携も重要とあります。

無人駅活用地域成功事例では、宿泊施設、陶芸スクール、福祉サロン、地域活性化組織、NPO、高齢者人材センターなどがあります。これらのことを参考に、町民の皆様とぜひいい方向に進めていただければと思います。

次に2番に移ってまいります。

2-1、「RSウイルス感染症及びワクチンについて」ですが、RSウイルスって何だと、初めて聞く人ばかりだと思います。私も去年初めて聞きました。

RSウイルス感染症とは、RSウイルスによって引き起こされる呼吸器の病気で、人から人に感染し、感染者の席やくしゃみを吸い込む、またウイルスが付着した手指や物を介して接触することで鼻や口から入り、吸い込み上気道から肺に感染する。

何度も感染と発病を繰り返すが、生後1歳までに半数以上、2歳までにほぼ100%の乳幼児が感染すると言われている。

非常に感染力が強く、保育園などの施設内感染に注意が必要となる。

また、基礎疾患のある高齢者がかかると重症化しやすく、死に至る場合があり、その

場合の死亡率はインフルエンザに匹敵すると言われる。

ワクチン接種の副反応は、一般的には軽度、主な症状は接触部位の痛みや倦怠感、頭痛、発熱で、一過性で、ほとんどが数日で自然消滅する。

2024年——去年、RSウイルスワクチンの接種が開始されたんです。

それで、費用が2万5,000円から3万8,000円と高額です。感染症のリスクが高い基礎疾患を持つ高齢者を対象にワクチン費用の助成を求めるが、いかがでしょうか。

健康福祉課長

それではRSウイルスワクチンの費用助成についてお答えいたします。

RSウイルスワクチンは、重症化予防を目的とした新しい予防手段としまして、薬事承認を取得して間もない状況でございます。現時点では予防接種法にも位置づけされていないため、接種費用は自己負担となる任意接種ということになります。

RSウイルス感染症につきましては、高齢者に関する重症度についてのデータやワクチンの持続期間等が現段階ではまだはっきりとしていない状況のため、議員が先ほどおっしゃられましたように、感染を繰り返す中で、いつワクチンを打ったらいいかといった知見、情報の積み上げが必要との意見が、令和6年3月に開催されました厚生労働省の厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会のワクチン評価に関する小委員会、こちらのほうで出されております。

このように、現在、国において定期接種化に向け課題や科学的観点などの検討が始まった段階と認識しておりますので、町といたしましては、国や他の自治体の動向にも注視しながら、公衆衛生上の効果や安全性等の観点から情報収集、検証を行った上でワクチン費用の助成について判断してまいりたいというふうに考えております。

伊藤議員

これから進めていくべき課題と認識しております。

2-2に移りますが、町民にRS感染症とワクチン接種ができることになったことを知らせることは大事なことだと思います。広報等で町民にこういう感染症がありますよっていうことを周知することが保健の義務かと思いますが、そこら辺の考えをお願いします。

健康福祉課長

それではお答えいたします。

現在、ワクチン接種の住民周知につきましては、予防接種法に基づきますA類疾病——集団予防の関係で四種混合とか日本脳炎とかございますけれども、こちらとB類疾病——個人予防に重点ということでインフルエンザや新型コロナウイルスの関係になりますが、こちらの定期接種に関しましては該当の方への接種通知、それから接種勧奨通知の送付、それから広報紙やホームページ等で周知を行っているところでございます。

RSウイルスワクチンは、風疹ワクチンやおたふくかぜのワクチンと同様、希望する方がかかりつけのお医者さんと相談の上で接種を受けていただく任意接種になりますが、風疹やおたふくかぜのワクチン接種は町から一部助成がございまして、町のホームページ等で周知をしておる状況でございます。

RSウイルスワクチンの住民周知につきましては、先ほどの答弁でも申し上げましたけれども、国で継続して行われております当ワクチンの知見、それから情報が整理される中で、様子を見ながら検討させていただきたいというふうに考えております。

伊藤議員

ぜひ前向きな対応をお願いしたいと思います。

それでは3番に移ってまいります。

「ICT教育の現状と課題は。」ということで、タブレット端末の授業、これを取り入れて数年、もう3年から5年になります。

それで、ICT教育のメリットとしては、分かりやすい授業、学習の効率化、個別学習、協働学習、また情報活用能力などのメリットがあります。

逆に、デメリットとしては、インターネットをめぐる問題、自分で考える力の低下—今、これとは直接関係ないですが、生成AIということが盛んに言われております。ある人は、生成AIを使っていると自分で考えることをしなくなってしまうのでいかなものかという考えもあります。3番目、書く力の低下などがあります。

それで、ICT教育を取り入れて、現在、先生や児童生徒はどういうふうに変ったかということの中で、それが3—1の質問です。先生や生徒がどのように変わったかを質問します。

教育長

ICT教育の現状と課題ということで御質問であります。

本町におきましては、国のGIGAスクール構想に基づき児童生徒1人1台端末の整備を進め、ICT教育を活用した学習を推進してまいりました。

今年度も新たにタブレットの更新を行っているところであります。

導入から数年が経過し、伊藤議員のおっしゃるとおり、その効果と課題が徐々に見えてきているなと思っております。

よい面として、デジタル教材や動画、電子黒板等を活用することで視覚的に理解しやすい授業が可能となり、学習の効率化が図られております。

また、児童生徒が自ら調べ、まとめ、発表するといった学習活動が活発化し、協働的な学びや主体的な学習態度の向上が見られるところであります。

さらに、インターネットを通じて多様な情報を収集、整理する活動を通じ、情報活用能力の育成にもつながっていると思われまます。

一方で、課題として、インターネット利用に伴う情報モラルや安全面の指導が不可欠であること、端末の使用に依存するあまり、自分の頭で考えたり鉛筆を用いて表現する力が相対的に弱まる可能性も指摘されています。

また、ICT機器の操作に慣れない児童生徒も一定数おり、機器の使用につまづくことで学習の進み具合に差が生じる場合があることや、職員のICT利用に関わる技量差による授業における活用に差があること、タブレットを触っていれば学んでいると誤解してしまう可能性があることなども課題であると思っております。

ICT教育の導入により、子どもたちは学習への意欲を高め、多様な学び方を体験できるようになった一方で、基礎的な思考力や書く力を維持、向上させるための工夫、さらにはICT機器の操作に不安を抱える子どもたちへのきめ細やかな支援も必要であると認識しております。

今後も子どもたちが健全に成長できるよう、ICTとアナログのよさを組み合わせた指導の充実に向けて学校現場の先生方の声をお聞きしながら取り組んでまいりたいと

伊藤議員 思っております。
分かりました。

3-2のほうに移りますが、ICT教育とは直接関係ありませんが、インターネットを使うという関係上、生成AIを先生や生徒は利用しているのか、いないのか、多分しているとは思いますが、そこら辺はどの程度利用しているか、お答えできればお願いします。

教育次長 生成AIの使用についての御質問でございますが、各校の様子で一定の制限を設けている場合がございますけれども、先生、児童生徒、共に利用している状況ではございません。

伊藤議員 利用しているっていうことは分かりましたが、これは比率が、どのくらい生徒や先生が使っているかをちょっと知りたかったんです。

生成AIはどんな授業でもどんな業種でも使っていると思います。当然、町の職員も使っていると思いますが、これの使い方でしょうね。その比率が知りたかったんですけど、どのくらい生成AIを使って、勉強や先生の授業に使っているか、ちょっと知りたかったもんで質問しました。

それで、3-3に移ります。

インターネット問題で、閲覧は制限をかけているのか、かけていないのか、かけていないとしたら何かインターネット検索で問題が今までに起きているかどうかをお願いします。

教育次長 インターネットを閲覧する上での問題でございますけれども、ルールは設けている状況でございます。

しかしながら、ルールを設けているものの、それを守れずに授業とは関係のないものを検索していて授業を聞いていないですとか、友達の端末を利用して学習とは関係のないことを検索する、休み時間に学習以外の利用をしているなどの事案がございました。

伊藤議員 授業中や授業以外にネット検索するということはICT教育の目標とか目的からは全然外れていますので、これは町としても、これは徹底して、もう絶対——インターネットでも、それは、学習上必要なものならいいですよ。ですが、有害なインターネットとかはもう規制をするべきだとは思いますが、そこら辺、町長、考え、これは質問にありませんが、お答えできたらお願いします。難しいですか。教育長でも結構です。どちらか……。

教育長 有害なっていうか、検索のところには、当然制限はかかっているところであります。

それで、先ほど何人かかっていうか、授業の中でっていうのは、授業中に調べものをしているときに、生徒が違う、要は検索をかけるっていうところも正直あったという、そういう事実でありますので、先生方が全員のを見られれば、そこはできますけれどもっていうところで、有害な情報については検索ができないという状況になっております。

伊藤議員 分かりました。

3-4、タブレットの紛失とか故障というものはどのように対処しているか、お願いします。

教育次長 御質問のタブレットの紛失、故障についてでございますけれども、タブレットの紛失、故障については、置き忘れたということはありませんけれども、手元に戻ってこなかったですとか紛失したという報告は今のところない状況でございます。

また、故障につきましては、令和5年度に6件、令和6年度に6件ございました。主に画面の破損——割れによるもので、修理をいたしている状況でございます。

伊藤議員 ICTを使った授業はかなりの授業を行っていると思いますが、具体的にどんな授業で週何時間ぐらい使っているかを、答弁をお願いします。

教育次長 タブレットの使用時間等の状況についてでございますが、教科ですとか単元によって使用頻度や活用方法が違ってまいりますので、細かく内訳をお伝えすることが難しい状況ではございます。

あくまでも授業を行っている先生方の感覚での回答となつてございますけれども、小学校1年生は、まだタブレットの使用を始めていない状況でございます。

主要5教科で見た場合、小学校の低学年では大体どの教科でも授業時間の3分の1程度、高学年になりますと、どの教科でも使用しておりまして、こちらも平均して授業時間の3分の1程度で使用している状況でございます。

中学校では5教科全てで使用がでございます。理科、社会、英語では毎時間使用している状況でございます。

伊藤議員 ICT教育がもう浸透して、子どもたちも使って、授業に取り入れているという実態が分かりました。

3—6に移りますが、今までに3～6年がたっていますが、ICT教育についてのデメリットという面で教育長が答えましたが、それ以外にICT教育について飯島町として何か大きな問題があればお答えください。

教育長 ちょっと先ほどの部分とかぶるところがあるかと思いますが、ICT教育の問題点としては、まず、端末——機械、機器に依存することで思考力や書く力といった基礎的な学力が低下するおそれがあることが上げられておるところであります。

新聞報道でもそうですけれども、フィンランド等ではデジタルからアナログへっていう今と逆方向のことも取り組まれているっていう中で、学力の低下ということが1点上げられるかなと思っています。

次に、インターネット利用に伴う情報モラル、先ほど伊藤議員からお話もありましたけれども、情報モラルや安全面でのリスク、さらに子どもたちの習熟度や、家庭にもタブレットを持ち帰ったりしていますので、家庭環境によって学習の進み方に差が生じ、学習格差につながる点も課題かなと思っています。

また、教員の指導力や準備に大きな負担がかかる場合もあること、それから、先ほどもお話ししましたがけれども、教員側が児童生徒が端末を操作していることで学んでいるんだっていう錯覚に陥る可能性があるということ、それから、加えて長時間の端末利用による健康面への影響や学習への集中力が妨げられるんじゃないかといった点も心配になっているところでもあります。

今後は、書く、それから読む、それから対話するといったアナログの部分を意識的に

大切にしながら、子どもたちの学びという視点に立って、ICTの効果的な利活用について現場の先生方と共に研究し、取り組んでいく必要があると思っております。

伊藤議員

課題が浮き上がってきました。

パソコンとか、インターネットとか、生成AIは、確かに便利ではあります。便利ですが、便利過ぎて人間が考えることをしなくなっちゃった。これは、もういいや、生成AIに文章を書いてもらえばいいわ。

効率的にはいいかも分かんないですけど、もともと人間の持っている考える能力がなかったら、全部機械任せで、機械にやってもらえばいいわ、パソコンで検索すればいいわとか、それがあまりにも大きくなってくると、今度は逆に、今、教育長も言ったように、アナログね、自分でしゃべる、書く、聞く、読む、そういうところが少なくなっていくような気がしております。

ぜひ有効に、効果的にICTの授業を進めていただければと思います。

4番に移ってまいります。

時間も少なくなってきましたが、4番、高速バス停の町施設、これはトイレのことをいっているんですが、4-1、トイレは、これいつできて、今何年たったかをお願いします。

総務課長

高速バス停留所のトイレの設置時期についての御質問でございますが、このトイレは平成元年に整備しており、現在で35年が経過するところでございます。

伊藤議員

お手元の写真を御覧いただきたいと思っております。

①番、見たとおり、くみ取りです。今どきくみ取りでございます。

2番もそうです。

3番目、私、ここに手洗いがあるっていうことは全然知らなかったです。写真を撮りに行ったら、あ、何だ、こんなところに手洗いがあるんだ、これ、どこにあるか全然分かりません。せめて、手洗い場はこことか、矢印くらいはしておいてもいいのかなという気がします。

それで、この建物自体、もう35年も経過して、こんなんでいいのかなと、これは町民の皆様でも、飯島の停留所、バス停を降りたとき、ん、ん、ちょっとと首をかしげちゃうような建物でございます。

4-2に移りますが、くみ取りトイレになっていて、そのため近くのコンビニなどのトイレを利用している人がいると聞きます。

また、今後、多くの方が国スポ観戦で高速バスを利用することが想定されます。その場合、町の顔としての第一印象が非常に悪い。早急に快適で清潔なトイレと、併せて広い待合所の設置を強く希望します。

これは以前にもある議員が質問しました。そのときの町長の答弁は、高速バスにトイレがあるで、いいじゃないか、そういう答弁がありました。この答弁はいかがな答弁かなと思って見ましたが、現在、この質問に対してどのような回答をいただけるのでしょうか。

総務課長

高速バス停のトイレや待合所の件につきまして、町としましては高速バスを御利用に

なる方々がより快適に過ごせる環境を整えることが重要であると認識しております。

現在の高速バス停のトイレや待合所については、地域自立支援事業所こまくさ園が定期的に清掃、管理をしてくれており、小さく、くみ取りしきながらも、清潔な状況で御利用いただいている現状でございます。

より快適で清潔なトイレと広い待合所の設置につきましては検討させていただきたいと思っております。

伊藤議員 ぜひ検討して、速やかに快適なトイレを望みますが、町長、これに対して答弁をお願いいたします。

町 長 今、道の駅もそうですけれども、いろんな観光地は、もうトイレが最優先でございます。ですので、きれいなトイレで、観光客、また町外の皆さんに御利用いただくように、検討してまいります。

伊藤議員 ぜひよい方向に検討をお願いします。

5番に移ってまいります。

さっきの写真の下にあります、トイレトレーラーとは災害時などの避難所で快適なトイレ環境を提供するために開発された移動型設置水洗トイレですが、ぜひこれを——移動できるメリットがあります。トレーラーハウスは町にあります、トレーラートイレはありません。

災害時の避難所でいつも問題になるのがトイレです。災害直後は断水や停電でトイレが使用できないことや不衛生な環境など、様々なことが問題になっています。阪神・姫路大震災当時は、簡易トイレはなく、現状は悲惨なものでした。

現在は様々な携帯トイレが普及しています。それを利用するのがよいと思っておりますが、何も持たず避難したとか、避難所以外から避難した人は携帯トイレを持っておりません。

いざというときに備えておいて、ふだんは誰でも利用できる、そして何か非常事態にはトイレトレーラーが利用できるというものであります。

設置費用もかなり高額ですが、上手な補助金制度を利用して、町にもぜひ1台設置する考えはあるでしょうか、ないでしょうか。

総務課長 このたびトイレトレーラーの設置について御提案をいただきました。

災害時におけるトイレ環境の確保は町民の皆様の安心・安全を守る上で重要な課題であり、議員の御見識に深く賛同するものでございます。

町としましても移動設置型の防災用トイレの導入を検討しているところであり、災害時に十分な水を確保できない状況も想定し、水を利用しないパック式の移動設置型トイレが導入できればと考えているところでございます。

今後も安心・安全のため防災・減災対策に尽力してまいりたいと思っております。

伊藤議員 時間が来ましたので、私の質問は以上であります。

[伊藤議員復席]

議 長 ここで休憩といたします。再開時刻を午前10時55分といたします。休憩。

休 憩 午前10時35分

再開	午前10時55分
議長	会議を再開します。
11番	11番 吉川順平議員。
吉川議員	〔吉川議員質問席へ移動〕
	始めさせていただきます。
	今回は2項目のみという形ではありますが、大きな問題がありますので、その問題を含めてお願いをしたいと思います。
	1つは地域再生における強い自治体の秘密、2つ目は直近の農業問題ということで、質問事項の1「地域再生 強い自治体の秘密について」、この内容は昨年12月9日の一般質問でも取り上げました。
	まずはお断りしておきますが、今回の内容な2024年4月17日発行の、出典日本経済新聞社地域報道センター編の「新データで読む 地域再生」「人が集まる県・市町村」はどこが違うのか、日本経済出版であります。
	著作権が発動される心配があり、記者への問合せを実施しております。結果、議会での配付のみ、議会ウェブサイト、傍聴者への配付は御遠慮いただきたい旨がございました。よって、配付された資料は議会と町当局のみとさせていただきます。傍聴者関係の方、またテレビを御視聴の方については御容赦いただきたいと思っております。
	また、参考事例につきましては、自治体の環境、地域によって違いますので、強い自治体の秘密については参考にならないかもしれませんが、先進モデルの掘り起こしとして、日本経済新聞社地域報道センターが出されました内容を一緒に学習しながら共有したいと考えております。
	高齢化の進展や若者の都市圏への流出、それに伴う働き手の不足や活力低下など、地方を取り巻く環境は厳しさを増しております。
	しかし、各地で閉塞感を打ち破ろうと奮闘を続ける人たちがいます。データを通してそうした営みから先進モデルを掘り起こし発信することで飯島町に連鎖反応をもたらせたらとの思いを込めての一般質問となりますので、よろしく願いいたします。
	質問事項1、1-1、雇用・人材対策について。
	別紙資料、補足資料のP1、非常に資料が鮮明でなくて恐縮でございますが、農福連携の取組の実態はということであります。その資料でございます。
	全国的に見て、農福連携、古い資料ですが、一番の取組、その表にありますように、増減率の順位については千葉県62.7%——2021年の前年対比であります。大分県53%、栃木県52%、長野県は16位、29.6%という形であります。
	障がい者の農業分野での活躍を促す農福連携が広がっております。2021年、全国で連携に取り組んだ障がい者、就労施設と農業者の合計は2020年度より23.2%増えております。障がい者の社会参加を後押しすると同時に農業の担い手不足に応えるウィン・ウィンの取組として、自治体などの支援も活発になっております。

先ほど言いましたように、2021年度の伸び率は千葉県が一番多いということ。

具体的な事例を申し上げますと、千葉県では——千葉県いすみ市っていうところがあるんです。長年、食用のナバナ——あそこはナバナが有名なんですけど、ナバナを栽培していた牧場が高齢化や人手不足で撤退しております。社会福祉法人の土穂会っていうのがあるようではありますが、2019年に農場などを引き継いでおります。

ナバナは千葉県の特産品であります、収穫に手間がかかることもあって栽培農家は減少傾向、同事業所の栽培量はJAいすみを通じた収穫量の半分近くにまで増えております。

障がい者の平均工賃——賃金ですけども、一般就労が難しい人が通う就労継続支援型——B型の作業所としては高い月額2万円程度に達しておるという状況であります。

大分県も日本酒の製造にこういった方々を利用しておるということでございます。

農福連携の取組主体数は、左にありますように年々増えている、全国的には増えているという状況ではありますが、さて、飯島町の実態はいかがでしょうか、御質問申し上げます。

[唐澤町長登壇]

町 長

地域再生の強い自治体の秘密ということで、農福連携の取組の実態ということでございます。

今、人口減少、それから高齢化が進展する中で、地域再生に取組の柱として雇用と人材対策ってというのは地域経済の活力を支える最も重要な施策ということで認識しております。

それで、ここで一番やっぱり気をつけなきゃいけないのは、農福連携、先ほどちょっと議員さんの言葉で利用するって言葉がありましたけど、そういう認識ではなくて、やっぱり多様な人たちがきちんと社会参加したり、生きがい対策につなげていく、社会のつながりをつくっていくということが農福連携の一番の柱だと思います。

ですから、障がいを持った方たちを利用するのではなくて、そういった方たちが自立して活躍できる社会をつくっていく、それが農福連携の大きな取組だと思います。

当町でも人口減少、高齢化が進んでいるわけですけども、安定した雇用機会の確保、多様な人材、そういった人材を引き寄せて育成する取組ってというのは必要不可欠というふうに考えております。

それから、先ほど申し上げましたように、そういったものが食料・農業・農振基本法の中にもうたわれているところであります。

それで、やっぱり、今、社会と関われない皆さんもかなりいらっしゃいまして、そういった皆さんが社会と関われる機会として農業というのは非常に重要な立ち位置にあるのかなと思っております。そういった福祉の視点から障がい者などに就労の機会や生きがい、社会とのつながりを提供して自立を支援する、それが目的だと思っております。

農業の視点からは、また農業就業人口、これは本当に減ってきておまして、高齢化、担い手不足といった課題を解決するためにも、新たな社会参画、働き手を確保することにつながっていくと思います。

町の実態でございますけれども、現在、地域の自立支援事業所とも連携しまして作業を依頼している農業関係者は3者になります。

作業の内容でございますけれども、稲刈りの補助、それから草刈り補助、果樹、これは主に栗でありますけれども、そういった収穫、リンゴジュースのラベル貼り等を行っております。地域自立支援事務所から25名ほどの方が参加されている状況でございます。

農業と福祉、それぞれの専門的な知識が必要となる事業運営の難しさ、コミュニケーションの壁及び個々の障がい特性に合わせた作業内容や環境を整えるノウハウが必要となるなど、様々な課題もありますけれども、農福連携は雇用・人材対策の重要な施策として、関係部署とも連携を深め、地域の皆様の理解と協力を得ながら、雇用・人材対策の一つとして取り組んでまいりたいと思います。

先ほど申しあげましたように、やはり障がいを持つ方もいろいろな課題を抱える方たちも、やっぱり一番は社会とつながりを持って社会参画していただくということが重要かと思っておりますので、その点を一番根本に据えながら取り組んでまいりたいと思います。

〔唐澤町長降壇〕

吉川議員

訂正させていただいて、障がい者の自立支援、やっぱり社会にどうやって取り組んでいくかという形であります。利用するっていうのは失礼な言い方でありましたけれども、そんなことで訂正させていただいて、いずれにしても人材・人手不足という農業の部分がありますので、ぜひとも今後もあらゆる場面で自立支援をお願いしたいと思っております。

次に1—2であります。

資料2ページであります。「歩きたくなる街」ということで、町長の歩きたくなる街の考えはという質問でありますけれども、これは一つの事例として、全国的な話であります。

資料2につきましては、ウォーカブル推進という補助金があるわけでありまして、これは、全般的にいいまして、事例的には大都市の歩きたくなる街の事例であります。

我々議会も大分のほうへ視察には行っておりますけれども、街路や広場整備というような形であります。

そこにありますように、ウォーカブル推進に取り組む自治体比率ということで、大分県が1位、2位は大阪、3位が東京、全部大都市であります。長野県は35位ですか、そんなこと、10%という形であります。

空洞化する中心市街地ににぎわいを取り戻そうと全国の自治体が歩きたくなるまちづくりに注力し始めております。

推進都市は2022年6月末時点で328都市と、全自治体の2割を占めております。

町じゅうの歩行者を増加させることを狙っておりますウォーカブル推進都市制度は、国土交通省が2019年7月に始めたわけでありまして。街路公園や広場の利活用といった計画、構想を想定し、事業費の半額を国費で補助する、車中心から人中心の空間に町を転換させることで、域内消費や健康寿命の延伸など、地域課題の解決につながっております。

という形であります。

例えば、大分県津久見市というところがあるわけですが、JR津久見駅周辺の滞在者を増やすために駅前に公園を造り直すという、柵や遊具を取り払って緑化し、園路を整えたわけでありまして。2022年7月末にはイベントとして夜市を開いて1,000人を集客したという形でもあるわけでありまして。

左の下のほう、コロナ禍でウォーカブル推進都市を増やした都道府県としては、大分県、次に三重県が来ております。3番目は秋田県が来ております。

三重県も四日市駅を中心に、やはりバスターミナルの施設を造ったり、そんなことでにぎわいづくりに努めておるといことで、2027年度の完成を目指しておるようでございます。

そんなことで、大都市、これは大都市ということ、再開発の進む大都市でのウォーカブル推進都市のモデル事業という事例でありましたけれども、前にも町長に聞いておりますが、町長の歩きたくなる街の考えていうのは、ちょっと大都市との違いはあるかと思っておりますが、どんなことなんでしょうか。

それとも町中で歩行者増加をさせることを狙うウォーカブル推進の町として今後考えていくのかどうか、お答えをお願いします。

町長 歩きたくなる街の考え方でありますけれども、インバウンドも、前のような爆買いのインバウンドから、今は町歩きのインバウンドに変わってきております。

田舎は、非常に車社会で、車で歩いて回ることが多いんですけども、やはり歩くことによって地域の再発見ができるということがございます。

それで、飯島町では、30年前、文化館、図書館をつくる時にいなの中路というのを併せて造りました。現在は大分朽ちているものもありますけれども、そういった文化に触れながらこの一帯を歩こうという取組もありました。

また、町内にウォーキングコースを幾つかも受けて、教育委員会が主体となって、看板を立てて町を歩くような、それは健康増進のためのウォーキングコースでしたけれども、歩いて町内を巡るとい取組もありました。

また、町制発足のそれぞれの節目には、40周年、50周年、60周年にそれぞれウォークイベントを開催しております、静岡から歩いてきたり、あるいは京都から歩いてきたり、それで、今回は70周年になるんですけども、長野県の150周年にもありますので、ぜひとも県庁から飯島まで歩いてくるようなイベントも企画したいと思っております。

歩くことによってそういった地域の再発見ができるということ、できるだけ歩くということに主眼を置いてまちづくりを進めていきたいと考えているところであります。

町歩きとは、町を徒歩で散策し、地域の町並みや文化、歴史、自然、隠れた魅力などを発見、体験する活動を示します。単なる移動のための徒歩とは異なって、地域の特徴や雰囲気を楽しみ、時には食べ歩きも含んでいるところであります。

先ほど申しましたように、いなの中路もありますけれども、町内には、歴史民俗資料館、飯島陣屋をはじめ、趣深い木造建築の一般住宅も多く残っております、歴史情緒

にあふれる宿場街道の景観が保全されているところであります。

一方で、旧街道筋には空き家も増えてきております。こういった空き家も増えてきているところから、優良な景観形成のためにも、空き家の適正活用やリノベーションによりまして修景整備されていくことが求められているところであります。

そういった修景整備も併せて、見たり食べたりすることができるような店舗の開業—私の申し上げている個店ですね、個店の連携、そういった連携や周遊ルート、そういったものを町内各所に進めてまいりたいと考えております。

町民の皆様や観光客の皆様が、そういったところ、個々の商店や名跡を巡る、歩きたくなる町、そういったところを町内に設けていきたいというのが私の歩きたくなる街の方向でございます。

分かりました。

私もこの頃歩いていませんが、健康増進のためにジョギング等もしておりましたが、町民の皆さんもこのところ健康増進のために歩いている方も多ということで、歩くっというか、散歩というか、ジョギングということでおりますけども、やはり歩くことによって、私もそうでしたが、こんなところに例えばこういう花があるとか、見つけることができるということで、先ほど町長も言いましたように、歩くことによって発見がある。

あるいは、先ほど言われました個店という意味で、つながっていくという意味での個店として、やはり観光も含めて、ぜひ今後とも政策にいち早く取り組んでいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

1—3、農業問題です。荒廃農地の実態はということであります。

これも資料の3にありますけども、これは全国的な話であります。

茨城県で非常に荒廃農地がこの古い資料では多いようでありまして、5年で東京ドーム780個分を再生してきたと、2位は鹿児島、和牛放牧に活用してきているということでもあります。

耕作されずに放置され、作物の栽培ができなくなった荒廃農地を再生させる取組が各地で加速してきておるわけでありまして。

高齢化や担い手不足を背景に、全国で耕地面積の減少が続く中、茨城県は、御承知のとおりサツマイモが非常に有名であります。サツマイモ畑への転用を促す、その取組をしてきたという事例であります。先ほど言いました、5年間に東京ドーム781個分の荒廃農地を再生してきております。

ここにあります。茨城県、第1位、3,652ヘクタール、再生面積が最も多かった茨城県、次に鹿児島2,997ヘクタール、3番目に長野県が来ましたね、2,852ヘクタール、こんなにも長野県はあるんだなという形がありました。

やはり、茨城県の例でいきますと、なぜこれまでできたかということですが、茨城カンショ、トップランナー産地拡大事業として荒廃農地をサツマイモ畑に転用する生産者らに補助金を出したということで、10アール当たり10万円を上限に再生費用の半分を補助するだけでなく、農地の借主にも協力金を支給しておるということで、これ

だけの面積が再生できていると、こういう実態であるわけでありませう。

こんな事例もありましたけども、そこまではできないかもしれませんが、私も農業委員として荒廃農地の現場を歩いた経過もありますけども、現在の飯島町の荒廃農地の実態はどうでしょうか。実態と荒廃農地の今後の再生対策はあるのかどうか、お答えいただきたいと思ひます。

産業振興課長

それではお答えいたします。

荒廃農地面積は、再生可能なレベルと再生困難なレベルを合わせて、令和4年度 8.4ヘクタール、令和5年度 10.9ヘクタール、令和6年度 11.7ヘクタールとなっており、年々少しずつ増えている傾向となっております。

今年度の荒廃農地につきましては、農地パトロール結果でございますが、町全体で約 10.8ヘクタール、農地全体に対する割合は約 0.8%となっております。

地区別の面積で申し上げますと、飯島地区 1.7ヘクタール、日曾利地区 2.5ヘクタール、田切地区 0.7ヘクタール、本郷地区 0.2ヘクタール、七久保地区 5.7ヘクタールとなっております。

現在進められている日曾利地区の圃場整備が完了しますと、荒廃農地の全体の約 20%の面積が解消される予定です。

また、今年度新規に荒廃農地となった面積は 3ヘクタールほどありますが、再生可能なレベルの農地が多く、対応が難しい再生困難や再生不可能と判断された農地は 0.5ヘクタールほどにとどまっております。

現在のところ荒廃農地が急激に増加することはないと判断しておりますが、高齢化などにより土地所有者自身が管理できない農地が増えてきていることであつたり、耕作条件が悪い農地は借手も見つからず、荒廃農地化する傾向に変わりはない状況でございます。

飯島のこの面積につきましては、県内でも荒廃地が少ないほうでございます。今後もこれまでどおり農業委員会と連携を取りながら、荒廃農地の発生防止、それから農地の有効利用・活用に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

吉川議員

今数字を述べていただきました。県下でも少ないということで、私のやっておるときもそうだったと思ひますけども。

七久保地区の 5.7町歩っていうのはかなり大きいシェアなんですけども、これは何か、もう農地にできなくて、山林とか、そんな形になっているんでしょうか、どうなんでしょうか。

産業振興課長

確かにそういったところも、山の面で場所がありました。今後は、またそこにつきましても農業委員会の中できちっと話をしながら対策を立ててまいりたいと思っております。

吉川議員

いずれにしてもだんだん、かなり令和4年度からは増えてきたが、今度は大分減ってきたということでもありますので、ぜひとも農業委員会を中心に、やはり今後の対策が大事でありますので、含めて検討してもらって、先ほどの事例ではありませんけど、できるだけ農地にできるものは農地にしていくという形と、担い手も問題になると思ひます

けど、ぜひともお願いをしたいと思っております。

この項の最後であり、1—4ということで観光振興、海外旅行者の飯島への実態はということでもありますけども、これは資料のP4にあります。

これは全国的なものでありますが、これも古い資料でいかなんですが、外国人は神奈川三浦に注目をしているという、当然京都とか、そういうところもあるわけでもありますけども、アメリカのトリップアドバイザーを用いて検索された旅行サイトであります。

国内都市を分析したところ、神奈川県の上浦市、茨城県の土浦市など7市町村が新型コロナウイルス感染拡大前の2019年の検索数を上回っておるといふ形であります。

当然この旅行サイトは世界的なものでありますけども、当然多いのはアメリカ、オーストラリア、シンガポール、カナダ、そういったことになるわけでもありますけども、国内では今言った内容のものであります。長野県はちょっと下のほうに行っておりますけども。

左のほうにありますコロナ後の回復度が高い主要都市ということで、先ほど言いました神奈川県の上浦、茨城県の土浦であります。

これは、上浦市につきましては、御承知のようにマリンスポーツということで、市長が「上浦市は人よし食よし気分よし」ということで2021年5月に観光振興ビジョンを策定し、リゾート施設の開発をやっておるといふことでありまして、上浦半島、横浜、鎌倉、箱根に次ぐ世界的な観光地に育てるために県とも連携してPRを続けておるといふことであります。

土浦市は、霞ヶ浦湖岸の自転車道つくば霞ヶ浦りんりんロードっていうものを軸として、台湾の方々に照準を定めて検索数を4倍に伸ばしていると、こんな形であります。

こういう事例ではありますけども、私も海外旅行者で飯島町に来ているっていうのは見たことがあまりないんでしょうけども、この地に来る観光があるのかどうか不明でありますけども、インバウンドブームにより、今後は国内者も含めた、観光も含めた施策が必要と考えるわけではありますが、海外旅行者の実態はどうでしょうか、よろしく願います。

副町長

海外旅行者の町の実態ということでございますけども、今、議員がおっしゃったように、日本における訪日外国人旅行者数は、円安や新型コロナウイルス感染症の水際措置の見直しの影響により、コロナ禍前を上回ってきております。昨年度は過去最多の3,687万人となっており、今年度はさらに上回る見込みというふうに国全体ではなっているという状況でございます。

また、長野県内においても訪日外国人旅行者の様子は国と同様に増加傾向で、訪日外国人の宿泊者数も令和5年は951万人となっており、非常に多くの方が長野県を訪れております。

飯島町の様子でございますが、コロナ禍前までの数には追いついておりませんが、徐々に観光客数は延びてきております。

訪日外国人の宿泊者数も戻りつつあり、特にアジア系の方の来訪が比較的多い傾向にございます。

これから先、飯島町を訪れるどの国の旅行者にも来てよかった、また来たいと思っていただけるような受入れ環境整備など、適切な地域づくりも必要になってくると考えております。

あまり数、物すごく目立っているわけではないなというふうに思っておりまして、南のほうは、阿智村ですとか飯田、それから木曽へ抜けていくっていうルートが結構あるかなというふうに思っておりまして、木曽には南木曽の集落ですとか、あと木曽平沢ですとか、そういうところへずっと回っていくっていう、それで松本へ抜けていくようなルートはあるなというふうに思っております。

南信州、上伊那は、あまり、そこに比べれば多くないのかなというふうに思っておりますけれども、だんだん増えてきているという実態はございますので、それなりに対処していきたいというふうに考えております。

吉川議員

年々増加をしておるということで、アジア系が多いということでもありますけれども、いづれにしても、観光、何を見るのか、あるいは宿泊場所がないわけでありまして、やはり通りすがりの、飯島町にただ寄ってみるか、それでほかのところへ行ってしまう、あるいは松本、諏訪、そっちのほうに行ってしまうというだけでは、やはり観光客は来ないというふうに思っておりますので、長い年月がかかるかと思いますが、ぜひとも今後は、やはり観光も含めた施策をひとつ考えていただきたいと思っています。よろしくお願いたします。

この項は終わりにして、農業問題へ入ります。

「直近での農業問題について」、2—1、米増産への転換についてということで、飯島町は減反政策——減反といいますか、水稻生産調整と言っておりますが、どう見直すかということでもあります。

いよいよ9月に入り、各地区で稲刈りが始まってきております、大分稲が潰れてきておりますけれども。

令和の米騒動、小泉劇場の様相すら呈しておりますし、また昨日は石破首相の辞意にありました。農政改革が滞ったまま、今後どうなるか、本当に心配であります。

別紙資料の最後です。P5です。

認識をしておってもらいたいのは令和7年産米の主食用米作付実施計画面積集計結果であります。これは最終であります。今年のものであります、3月31日現在。米の刈取りが始まっておりますが、この面積で動いているということでもあります。

地区別に出ておりますけれども、国から、あるいは県から言われた配分面積は4万8,000アールですので、485ヘクタールということで、そのうち水稻作付は438ヘクタール、今年作付しております。

若干足りませんが、ほとんど100%に近い達成率を今まで飯島町はさせていただいております。

それから、最後のページには、令和6年産米と令和7年産米は今の言った真ん中の資料です。令和6年産も、そういった生産調整の結果、ほとんど、今までは飯島町農業再生協議会、あるいは地区営農組合を中心として調整がなされ、ほとんど100%に近い達

成率になっているということでもあります。

まとめとして、一番下の令和7年度、水田はどのぐらいあるのよってということですが、助成水田については705町歩ということでもあります。

1,000ヘクタール1,000ヘクタールと言っていますが、これは全てのものということですが、一応水田に関係するのは706町歩、先ほど言いましたようにそのうちの水稻作付が483ヘクタール。

それで、目安値っていうのは、これが上から言われたものということで、昨年度が461町歩でありましたが、今年言われたのは24町歩が増えまして485ヘクタールが目安値で、増加してきたということで、それに対して100%、ほとんど何とか目安値に近づけてきたということでもあります。

助成水田に対する水稻作付は68.5%、逆に言いますと、転作率を引きますと31%の転作率、大豆だとか、いろいろ作っておりますけど、そういう実態であります。

それで、増産と水稻生産調整についての問題は、既に報道がされておりますが、南箕輪、箕輪町、首長がうちとは違い再生協議会の会長をしております。そんなことで表明しておりますが、増産、すなわち、県から提出される主食用米の生産数量目安値に従わないっていうか、増産するということでもあります。これについて飯島町は町長としてこの問題をどう考えていくか、今世間で言われている、いろいろありますけども、どうお考えでしょうか、よろしく願いいたします。

町 長

飯島町は、従前から、名前のとおり、飯の島ということで、県下でも有数な水稻栽培地でした。特に、戦前戦後を通じて、長野県の米の相場というのは木島平と飯島で決まる、そのくらい良質な米ができていたというところでもあります。

ところが、水稻の生産調整、いわゆる減反政策、これが昭和45年に始まりまして——米の過剰生産の抑制等を目的に開始されまして、米以外の作物による転作の推進を行うことにより、米の需給バランスの調整、あるいは農家の所得確保、こういったことが図られてきたところでもあります。

この施策につきましては、水田農業を中心とする当町においては非常に各農業施策に影響を及ぼしてきたところがございます。

米価を見ますと、1996年くらいまでは1俵2万円だったんですね。ところが、2000年代に入りまして、2014年が一番底辺というか、一番低かったんですけども、1万円、2014年は1万円になってしまって、それで2020年くらいまでは低い米価が続いてきたところでもあります。

この20年、世間の経済では失われた30年と言われてはいますが、農家にとっても失われた20年だと思うんですね。この間に農業従事者も3分の1に減ってきています。やっぱり農業では食っていけないということで、米価の下落が非常に農家に悪影響を及ぼしてきたところでもあります。

減反政策につきましては、平成29年——2018年ですかね、を最後に、あ、2017年ですかね、2017年を最後に生産数量目標を示すことなく、廃止となりましたけれども、議員さんの言われたとおり、その後も、需要に応じた米生産を重視する観点から、水稻生

産の目安値、これが示されまして、これを指針として毎年米と転作作物の生産バランスを調整してきた状況でございます。

当町におきましては、先ほどの資料にありましたように、こういった指針を基本的に、米の生産を中心に据えながら転作作物の推進も図る中で、ソバ、大豆、麦等の産地化が進んでまいったところであります。

特にソバにつきましては、種子生産では県内で一番生産しておりますし、本郷のブロックローテーションもこの経過の中でずっと延々と取り組まれているところであります。

また、40年前から取り組んできました集落営農、これによりまして調整機能が発揮されまして、今申し上げましたように、ソバや大豆については種子生産を任される、あるいは農業所得の観点からも大きな成果を上げているところであります。

じゃ、その中で、状況が刻々と変化する米の情勢でありますけれども、米の増産についての考えということでもありますけれども、昨年からの全国的な米不足、当町では令和7年の水稲作付において、さっき申されましたように、約24ヘクタール水稲作付面積が増やされまして、最終的には485ヘクタールの作付を行ってきたところであります。

これは、農業再生協議会、それから地区営農組合を通じて24ヘクタールの作付の増を図っていただきました。最終的にですけれども、実績としては25ヘクタールの増加となっているところであります。

国では、米不足、いろいろな状況がありますけれども、令和9年より新たに水田農業の施策を見直すことを発表しているところであります。

町においては、2つのアルプスに囲まれた豊かな自然環境、そして恵まれた太古の昔と変わらないアルプスを源とする与田切川、中田切川の清流の恩恵、そして自然豊かな農村で作るおいしいお米、これは、やっぱり全国に誇れるものだと思います。

この景観で生産されるお米、今までは2つのアルプスのなかなか経済効果がなかったんじゃないかというふうに言われていますけど、もっと2つのアルプスが見える景観で育まれたお米をしっかりと誇りを持って生産していく必要があるかなと思います。

40年前から1,000ヘクタール自然共生農場づくりを推進してきましたけれども、推進してきた自然環境で栽培される農産物、これは付加価値が高く、また特別栽培ブランド米の越百黄金もありますし、またミヤマシジミ米、こちらについてもさらに利を生かした販売拡大を目指していきたいと思っております。

この貴重な環境で栽培できることに誇りを持って取り組んでいけるよう、持続可能な水田農業を後押しする取組、特に今後は、担い手が少なくなる中で、国でも圃場整備について非常に支援していただけるっていうことでありますので、ある程度未来を見据えた中での圃場整備にもきちんと取り組んでいきたい。

また、今取り組んでおりますけれども、スマート農業も推進してまいりたいと思っております。

米政策、転換期を迎えておりますけれども、町の農業の柱でありますので、これにしっかりと取り組んでいけるように、JA、あるいは関係する団体とも情報を共有しながら、また、作る方は農家の方ですので、農家の声もしっかりと聞きながら、営農センター、

吉川議員

農業再生協議会を中心に、米生産、増産ですね、増産にしっかり取り組んでまいりたいと思います。

増産に取り組むということ、需要と生産のバランスもあるわけではありますが、そういった言葉を聞いてうれしいといいますか、これからだと思うんですけども、先ほどやった生産調整の結果を見ていただくんですけど、私の持論っていうか、私の分析です。

七久保地区については、ちょっと、ずっとやってきておりますけども、どうも達成率は悪くなっておりまして、目いっぱいなのかなという環境。

本郷地区につきましては、先ほど言われましたブロックローテーションをやっておりますので、やはりブロックローテーションで変えていきますので、そういった意味では、今回も増やしていただいておりますが、ソバのところを田んぼに変えるとか、ブロックローテーションでできている。

飯島地区につきましても、農産を中心にとということでもありますけども増えて、田切についても個人の担い手を含めて増えているということでもありますので、私の分析の中ではまだまだできるのかなと思います。

ただ、問題がありまして、転作をしたことによってもう田んぼに戻らないという部分、要するに水漏れしてしまうという点、あるいは担い手の問題、そういったものがいろいろありますので、そこら辺のことが課題、あるいは、増やせば増やすほど種もみが要りますので、そういった関係だとか、そういったものがいろいろ出てまいります。

そういった課題はありますけども、何とか農家のためにお願いをしたいということでもあります。

それで、情報としてありますように、皆さんも御存じであります、要するに、米は秋以降も高値ということでもありますけども、概算金がJAの全農県本部から出ておりますけども、長野県はコシヒカリ2万8,240円であります。昨年が1万6,290円、昨年より1万1,950円アップという形であります。

高いっていうか、これが普通でありまして、先ほど町長が述べましたように、今までは非常に、1万円弱という形、1万円ぐらいっていうことで、農家は資材高騰もありましたので大変だったなと思いますので、これが普通といいますか、これでやっとなんとというふうに私は思って、生産者の立場でいくとそんな気がしております。

しかし、流通業者と生産者の考えはまだまだ隔たりがある、あるいは備蓄米、あるいは輸入米も入ってきますので、そんなことも含めて考えておるところであります。

そんなことで、2-2に行きますが、再生産価格の実現。

意欲を持てる農業は再生産できる価格の確保が大前提であります。消費者目線だけでなく、生産者目標を大切にしたい農政を展開することを求めるっていうことで、見解はということ。

生産者目標っていうのは生産者が意欲を持って農業に従事できることを達成するということでもあります。

正当な評価を得られなければ離農してしまう、国民の暮らしに直結する問題であります。

町 長

国民、町民の農業理解情勢にも力を入れるべきであって、生産者目線に立った持続可能な農業の実現が大切であります。

そんなわけで、今後の飯島町の新しい考え、再生産価格について御答弁をお願いしたいと思います。

再生産価格の問題でございます。

古い資料になりますけれども、2022年頃、やはり農産物の価格っていうのは、大体上昇率でいきますと価格に反映されるものが108%くらいだったんですね。ですけど、ほかの農業資材等々は150~180%ということで、非常に値上がりしている中で、価格に転嫁できないという非常に大きな問題がありまして、再生産がそれではできないんじゃないかっていうような議論がされてきたところでもあります。

そのような中で、現在、米も概算金が2万8,240円ですけども、これが高いのか安いのか、生産者の側でいくと、それは高ければ高いほどいいんですけども、消費者の側からいくと5キロ4,500円から5,000円に近くなってしまう。

ですので、その辺の、やはり消費者の動向、そういったところも非常に需給関係の中では重要かと思っておりますので、その中で、やはり農業が再生産できるような仕組みをつくっていく必要があるかなと思います。

農業における再生産価格とは、農業の持続的な生産を可能にするため、生産コスト—種子代ですとか、あるいは肥料、農薬代、燃料代、農業機械の維持費、水利費、人件費等々でございますけれども、この上昇分を農産物の価格に転嫁し、生産者の赤字を防ぐことで農産物の価格を再生産可能な水準に保つということでございます。

農業が持続可能であるためには、生産者が意欲を持って取り組める再生産可能な価格の確保が不可欠でございます。

国では、農産物の生産コストを考慮した価格形成を促進するために法を整備しまして、来年に向けて取り組んでいく予定でございますけれども、この中では、買手に対して誠実な価格交渉を求める努力義務、そういったものを課したり、あるいは対応が不十分な場合には国が指導、勧告を行う仕組みが想定されているところでございます。

あわせて価格交渉の材料となるコスト指標の作成も進めておりまして、地域や経営規模に応じた多様な農業形態に配慮した内容となる予定でございますので、大変期待をしているところでございます。

また、消費者に生産コストや流通の実態を理解してもらい、そういったことも必要でございますので、体験学習イベントですとか、あるいは動画によるそういった発信、そういったものを提供しながら消費者の理解への広報活動も併せて取り組んでいくということでございます。

農業におけます再生産価格は、生産者にとっては、異常気象や資材の高騰など、過酷な状況下にある中で農業を続け、農産物を安定供給するための対価であると考えます。

再生産価格を得られなければ生産意欲がなくなり、離農が相次ぎ、新規就農者の確保もままならないというところでもあります。結果として、生産基盤の縮小は加速しまして、国産農産物の安定供給が一層危うくなるということで、米価の値下げではなく、消費者

への農業の理解も併せて、生産者目線に立って、生産者が意欲を持って農業が続けられる食料供給体制を目指す生産者目標は、これは非常に重要かと思います。

町としても、国の制度や支援対策等の情報を的確に把握しながら、生産者の声をまたしっかりと聞いて、所得の拡大、支援の拡大、様々な課題、問題に対応してまいりたいと思います。

今、町では、輝く農山村プロジェクト、これに3年間取り組んでおります。この中で4つの課題を挙げておりますけれども、やはり一番の柱は持続可能な農業をどのように維持していくかということでありますので、その点にしっかり取り組んでまいりたいと思います。

議 長
吉川議員

時間です。

終わります。

[吉川議員復席]

議 長

ここで昼食のため休憩とします。再開時刻は午後1時30分といたします。休憩。

休 憩
再 開

午前11時50分

午後 1時30分

議 長

会議を再開します。

休憩前に続き一般質問を行います。

8番 堀内学議員。

[堀内議員質問席へ移動]

8番
堀内議員

それでは通告に従いまして質問させていただきます。

今回は消防団の活動環境と子どもの地域教育環境について質問させていただきます。

まず初めに消防団の活動環境について質問させていただきます。

前の私の令和6年12月の一般質問に続きまして、消防団をちょっと取り上げさせていただきます。

消防団活動については、先日の8月31日に3年ぶりとなる町全体の防災訓練が実施されました。各区や自治会においても南海トラフ大地震を想定した実りの多い訓練ができたのではないかとこのように考えております。

消防団のほうも、各詰所に集まった後、要望のある自治会に団員を派遣して消火栓の説明などを行い、待機している部隊については町の地震や火災を想定した無線訓練を実施いたしました。

これから発生するであろう大地震や気候変動による大雨や土砂災害に備えるため、消防団は必須の存在であることは言うまでもありません。

そこで、有事の際に町民の安全を守る消防団員の活動環境について確認をしてまいります。

1-1として、消防団員の定員についてお尋ねします。

私の令和6年12月の一般質問の折にも質問させていただきましたけれども、各年、各分団では団員確保が大きな課題となっております。

報酬が個別支給に変更されたりと、様々、活動している団員には優しい変化、いい変化が起きてきてはおりますけれども、勧誘する対象者にとっては加入を促進するような効果が見えていないっていうのも事実であります。

今までの対応とは異なる対応を行っていかなければ定員の確保は難しいのではないかと推測されるところでございます。

12月の一般質問の折において今後も大きく定員割れが続くようであれば現実的な数字に修正していくことも必要ではないかという町長の答弁もございました。

その中で、今回の上程議案でありました、ちょっと、これですね、町の第6次総合計画の改訂版において、「新たな時代の消防団員づくり」という項目において令和12年の消防団員の定員を250名と定めており、現在の定員と増減なしというふうになっております。

そこで、この250人を令和12年において確保していく上で、現状の勧誘が難しくなっていることに対して有効な対策があるのかどうか、お聞きします。

[唐澤町長登壇]

町長 堀内議員をはじめ、飯島町の消防団員の皆さんは、日夜、町民の皆さんの安全・安心のために御活躍いただいていることに感謝と敬意をしておるところでございます。

御質問は、第6次総合計画の改訂版の関係で、消防団員の定員ということでございます。

消防団は今申し上げましたように地域の安全・安心を守る上で欠かせない存在でございまして、その活動を支える環境の改善は重要な課題であると考えております。

第6次総合計画の改訂版の目標指標でございますけれども、消防団の活性化や団員確保を含めた取組の成果を読み取る一つの目安ということでございまして、定員自体を固定するものではないということでありまして。今回は改訂しない指標ということになりますので、御承知おきいただきたいと思います。

消防団員の確保に向けた有効な対策としましては、取組を複合的に進めていく必要があると考えております。

まず消防団の活動を地域全体で支える機運を高めることが重要でございます。地域に密着した活動に各事業所で御理解、御協力をいただくなど、社会全体で消防団員を応援する環境づくりを推進してまいりたいと思います。

また、入団へのハードルを下げるため、消防団の詰所等の環境改善、それから普通免許で運転できる消防車両の推進、訓練時間の見直しや処遇改善、そういった団員の負担軽減、また様々な活動をしていく上での改善をしていきたいと思っております。

また、団員のモチベーション維持も非常に大切でございます。消防団員としての誇りややりがいを感じていただけるよう、消防団が自ら企画する活動などへの支援、また各分団等への運営支援も充実していきたいと思っております。

また、やはり一市町村だけではいろいろな課題が解決できないこともありますので、

中部伊那の消防協議会もありまして、そういったところと意見交換したり、あるいは、行政的にも中部伊那で首長同士が意見交換しておりますので、団員の在り方、また特色ある取組があれば、そういったところで取り入れていきたいと思っております。

今申し上げました取組を通じまして消防団員が活動しやすい環境を整えますとともに、定員維持だけではなくて、地域の防災力のさらなる向上に努めてまいりたいと考えております。

〔唐澤町長降壇〕

堀内議員

今、250 人の部分は一つの目安であり、固定するものではないというお話もありました。

ただ、250 人と書いてあるからには、しっかりそこに対する対策、人がどんどん増えていく、退団も流れていくっていう人の流れもしっかり確保するっていうことが大事なのではないかと思います。

先ほど町長の答弁にもありました企業の協力っていうのもとても大事なことだと思います。有事の際になかなか出られないっていう場合があつては人命を救助できなくなるっていう可能性もありますので、飯島町の企業だけではなく、やっぱり上伊那や中部伊那の企業に対してしっかり協力をお願いするというのも大事なのかなというふうに考えております。

それで、令和6年の町長答弁では、決定的な方法がまだないよという話を答弁でいただきました。

消防団に入りたいと思えるようなやっぱり意識変化が必要であり、なかなかそこが進まないところでありますけれども、入団を渋っているという言い方がいいのか分からないですけれども、そういう人たちに対して決定的な、もっとこうしたら入ってもらえるんじゃないかっていうアプローチが何かあるようであればお聞かせください。

町長

今言われた、入っていただけるきっかけづくりでありますけれども、なかなか決定打というのではないと思います。

ただ、やはり小さい頃から、子どもの頃から地域のいろいろな課題に触れていただく、そういった機会を増やしていくことが非常に重要なと思います。これは、消防団だけではなくて、いろいろなまちづくりでもそうです。

それから、この間ちょっと高校の同窓会にも出たんですけども、その中でも、やっぱり今は地域貢献ということで、単位も地域貢献をすると72単位のうちの12単位を取れるというような、今はそういった改革も高校再編の中で取り組まれておりますし、また大学も、信州大学では、そういった地域の課題を解決していくような取組に同じように単位を与えるというような、地域貢献型のそういった学習活動も増えてきております。

ですから、ぜひ地域に愛着を持っていただくような活動を通じて、消防団員の活動についてもきちんと地域の中で考えていただいて、将来、私は団員になるんだぞというくらいの気持ちのある方を育てていけるように、しっかりと、総合学習、あるいはほかのいろいろな機会を通じてお願いしていきたいと思っております。

堀内議員

今答弁がありましたとおりであれば、地域貢献の中に少し消防団の部分が触れてあつ

たりとか、防災のためにはどういうふうを守っていかなきゃいけないのか——防災スクールっていうのが、以前、中学校と小学校6年生であったと思うんですけども、あの中でも、やっぱり防災は大事であり、地域に困った人がいれば自分たちも助けになれるっていうところも踏まえて、やっぱりそこを重ねていくと、少し消防団としても大事な要素なのかなと思っております。

ですから、隊とは言いませんが、しっかり地域貢献の中の一部に踏まえていただければと思います。

やっぱり消防団がいるからこそ防災力っていうのも高まっていく、予防消防という中では高まっていくと思いますので、しっかり意識変化が起こるような取組を期待させていただきたいと思います。

それでは1—2に移ってまいります。

先ほど定員が250名であるという話をさせていただきました。

各分団の団員の中には、既に消防団に入ってから、二十歳ぐらいから入っている方で15年たっている方や20年たって表彰された方もここ数年で出てきております。っていうことは、40歳まで、ずっと20年間やっているよっていう方もいらっしゃいます。

また、団員の年齢層を見ると、結構40代が増えてきております。

以前の消防団、飯島町の消防団では、大体35歳前後で、もう消防団を退団するっていうことがほとんどでした。そのことから考えるとかなり高齢化が進んでいるっていうところがうかがえてきます。

その原因は何かといいますと、やっぱり各団員にて定数を確保しなければいけない、そのためには新入団員が——今は少子高齢化っていう中でもありますし、新入団員がなかなか入ってこない、入ってこなければ退団できないというような形になっております。

また、名前は登録をされたんですけども、訓練や有事の際にも一切出てこないような、いわゆる幽霊団員がいることも事実です。実働の動いている方を残すために幽霊団員を少しずつ切りながら定数を確保しているっていう形もあり、なかなか抜けられない状況があるんだろうなというふうになっております。

各分団、幽霊団員っていうのを定数の中に含めていいものなのかどうかっていうところが、ちょっと私の中では疑問に思うところであり、改めて、有事の際にも訓練にも参加しない団員についての対応、定数の調整をしていくべきだと考えますけれども、そのあたりのお考えをお聞かせください。

町長 団員の皆さんに本当に長年やっていただいている団員が増えているということでございますけれども、本当に、在籍年数の長期化っていう御指摘をいただきました。これは本当に重く受け止めているところであります。

地域に求められる消防力は変わらない一方で、近年、新入団員の確保が難しい状況が続いているということは、これは大きな課題として認識しているところであります。

定員250名の調整でございますけれども、あくまで町が維持すべき消防力の一つの目安ということで250名は考えておりますので、消防団の機能を維持するため団員を確保する努力を続けてまいりますけれども、定員確保にこだわるあまり現役の団員の皆様に

過度な負担があってはいけないというふうにも考えております。

団員の確保に向けましては、先ほど申し上げましたとおりですが、ベテラン団員が大きな負担とならずに引き続き協力いただける仕組みづくり、例えば機能別ですとか、あるいは防災士になっていただいた地域で活躍していただくとか、そういったことも一つの方法かと思えますし、いわゆる幽霊団員を含めまして、団員の皆さんがより参加しやすい取組を重ねてまいりたいと考えています。

こうした取組を重ねながら、状況を見据えて、町が維持すべき消防力の一つの目安としての定員についても検討してまいりたいと思います。

今、町長のほうから定数、団員に対する問題について重く受け止めていただいているというお話を聞き、とても喜ばしいことだと思っております。

今、なかなか定数にこだわる部分もあつたりしますので、そういうところを柔軟に対応できるように、今後、伝えていただければというふうに思います。

新入団員を誘うときも、いつ辞められますかって言ったら、ちょっと分かんないよって、何年になるか分からないよという場合もあつたりしますので、そういうところのハードルがないように、しっかり対応していただきたいと思います。

先ほどの新たに防災士になってもらうっていうところがとてもいい試みなのかなと思います。消防団を抜けられても防災士として一緒に協力体制を組めるようなものがあるといいのかなと思っておりますので、ぜひ、そのあたりの検討を進めていただければというふうに思います。

それでは1—3に移ってまいります。

現在、火事が起きた際には消防車を、機関を火事場に出して消火に当たる必要がありますけれども、一部の団員では機関の出動に時間がかかっている現状があります。

出動できない要因として、従来よりも飯島町で起業したりとか事業をやられている方っていうのがかなり少なくなっているのが印象深いです。

また、勤め先が伊南ではなく、伊北や上伊那の会社に勤めている場合には防災無線が聞こえないので、松川にいても火事が飯島であつたっていうのが分からないで来られない方もいらっしゃると思います。

そういう実態があるっていう話の中で、ぜひ、さっきもお話がありました中部伊那の消防協会の中でもちょっと連携が取ればいいのかというふうには感じているところであります。

それで、機関の出動には、火事場である程度行動ができるようにするために最低2名が必要となってきます。2名がそろわないと火事場に行くことがちょっと容易にはできません。

その人数を確保するため、私も有事の際、火事場に行くときに、私も飯島の事務所がありますので、すぐに行って準備をするんですけど、5分ぐらい待たされたこともあります、2人目が来ないからできないっていうのがあつたりするので。そうなるのと、やっぱり必要な機関としての能力が果たせなくなってしまうということもあります。

総務課長

なので、その人数を確保するために、役場の職員を各機関——各団の各部のほうですかね、1部2部とか、に2名以上所属させることで解決できるのではないかという、役場の職員であれば有事の際にすぐ飛んでいくことができ、2名いれば機関が出せるよと、それで、ほかの人は徐々に火事場に集まってくればいいというような形に、考えると必要ではないかなと思いますけれども、町のほうの考えをお聞かせください。

消防団の各部に役場職員を2名以上所属させるべきという御意見をいただきました。

消防団員は、日中はそれぞれのお仕事に従事されており、有事の際に速やかな初動対応を取ることは大きな課題でございます。

一方で、御存じのことと思いますが、現在、役場職員は消防団に在籍しており、各分団等に配属されている団員と本部に配属される本部員に別れております。

本部員は行政職員の知識や権限を連携させて消防団を支援する重要な役割を担っており、特に有事の際ほどその役割と重要性は大きなものとなっております。

当然ながら、役場の職員としてもできる限り各地域の分団の人員不足に協力するよう運用しておりますが、役場職員の総数が限られている中で、各部へ2名以上の職員を配置することは非常に難しい状況でございます。

町としましては、議員の御意見を真摯に受け止めながら、先ほどもお話しさせていただきましたとおり、消防団の機能の維持と団員確保に引き続き尽力してまいりたいと考えております。

堀内議員

今回答があったとおり、なかなか難しい、確かに職員の数もそんなに増えてはいない中で、若い人が減っているところもあつたりしますので、なかなか配置が難しいんだろうというところではございます。

しかしながら、機関が出てこないっていうのが、そもそも、多分火事場としては問題になりますので、そのあたり、各幹部等との話合いの中で難しい団、部があればそこに優先的に配備をしていただくというような形で、より機関が出せるような状態に持っていければいいのかなというふうに考えますので、そのあたりは改めてまた考えていただければというふうに思います。

それで、また、今、一個の主張としては、機関が今は普通免許で運転できないとか、マニュアル車用免許でしか運転できないっていう場合には、その人が2名来ても結局出動できないみたいな形で、そこもハードルになっていますので、またそのあたりも、今回、1の1ですか、1個消防機関が変わりますので、そういう形で徐々に対応が変わってくれば出動がしやすくなるのかなというのも考えられますので、しっかりやっていただけるように要望していきたいと思っております。

それでは1—4に移ります。

各分団の団員が詰める詰所でございますけれども、第1分団の第1部、第2分団の第1部、第3分団、第4分団、第5分団の第1部は、町のコミュニティー消防センターとなっており、管理が町となっております。

それ以外の第1分団の2部、第2分団の2部、第5分団の2部と3部は、地元の区や自治会において管理されております。

各分団の詰所が町の管理と地元の管理で分かれている、これはどのような経緯があったのか、改めてお聞かせください。

総務課長 町が管理している場所と地元が管理している場所が分かれている経緯につきまして御説明をさせていただきます。

飯島町の消防団組織は、古くから地域住民の自助、共助の精神に基づき自主的に発展してきた歴史がございます。このような背景から、各地域の消防団詰所につきましても、当初は地域住民の皆様が建設し管理されてきた経緯がございます。

時代が変わりながら消防団活動の重要性が増すにつれ、各分団地域に1か所ずつ、町が主体となって施設の更新等に合わせ建設、管理を行ってきたのが現状でございます。

堀内議員 今御説明がありました。もともと地元の自助、共助という中で造ったものであるという話でございました。それで、これが自主的に発展してきたもので、詰所がちゃんと成り立っていると、その中で、町が4区に1個ずつですかね、所有するような形になったという話でございます。

その流れを考えると、地元からそもそも出てきたものを町が管理し始めたものがあるという中で、今後、町が全てを管理するという方向に進んでいくのか、いかないのか、進められないのか、そのあたりはどうなんでしょうか、お聞かせください。

副町長 今総務課長が申し上げましたとおり、もともとは地元のほうだったというふうに思いますが、分団で各1つは町が管理するということで、途中から変わってきております。第1分団の詰所、それから第2分団は親町ですかね。

それで、第2分団は石曾根のところを町が拡張した経過がございまして、それで、必要に応じてそういうこともやっていかなきゃならんかなというふうには思っております。

第5分団は、南街道にある一番の詰所と、それから新田と高遠原にございまして、こちら辺のところは、人数によって調整をしながら、また七久保区とも話をしなきゃならんかなというふうに思っております。

まだ決めてはいないんですけども、区から要望は結構いただいております。今、議員さんがおっしゃったような歴史は、もうみんな分からなくなっているということがありまして、その辺も踏まえて、また総合的にどっかで判断しなきゃならんかなというふうには考えております。

堀内議員 副町長からは必要に応じて対策をするというお話もお伺いできました。

かく言う第2分団も、昔は第3部っていうのが日曾利にありまして、人数の関係で第2部と統合された形にもなっております。

それで、第3分団のほうも1部2部がありましたけど、統合という形になっております。

人数の変化に応じて、やっぱり第5分団も建て直し、統合、統廃合があるのかなというふうに思いますけれども、行く行くは要望があるところも踏まえて町でしっかり対応できるような体制ができれば一番いいのかなと、消防団は町がある意味臨時職員みたいな形をお願いしているものでございますので、しっかり町で管理していただければいいかなというふうに思っているところでございます。

それでは1—5に移ってまいります。

こちらは住民から少し要望がありましたところでございます。

現在の詰所のトイレでございますが、ほとんどがくみ取りになっております。

第4分団については、女性団員が新しく入りますよということで、くみ取りから簡易水洗という形に変更がされました。

そう考えると、やはり若者や女性が各団に入る上で、くみ取りから簡易水洗の形、和式から洋式に変更する必要があるのではないかというふうに考えられます。

現在は、団員であっても、うちの団に関しては詰所のトイレがかなり古く、ちょっとお化けが出そうな感じになっておりまして、なかなか使いづらくて、皆さん家に戻ってトイレをしてくるなど、利用がしにくい——しにくい、したくない、どちらか分からないですけど、なかなか利用がない状況になっております。なので、団員の活動環境の改善を図る上では大事な部分であると考えられます。

町として詰所のトイレを早急に改善していくことを求めますが、考えをお尋ねします。

総務課長

消防団の活動環境に関する御質問をいただきました。

特に若者や女性の皆様がより入団しやすい環境を整えるための詰所の改修についての御意見、重要な視点であると受け止めております。

御指摘のとおり、詰所のトイレの環境の改善は大きな課題の一つと捉えております。

活動環境改善の急務としては、団員からの要望が高い各詰所へのエアコンの設置を優先的に進めていきたいと考えております。これは、厳しい暑さが増している中、消防団員の活動時の安全と健康を守るためでございます。

トイレの改修につきましては、将来の消防団組織の動向などを踏まえながら、管理する地元とも協議する中で、消防団員が快適に活動できるよう、よりよい活動環境づくりに尽力してまいりたいと考えております。

堀内議員

今答弁があった内容ですと、やっぱり重要な課題ではあるけれども、今回は団員からの要望があったエアコンを直していくというところでございます。

確かに詰所はかなり暑かったりしますので、エアコンっていうのが大事なかなとは思いますが、場所によってはエアコンをつけると電気が飛んでしまったりとか、結構ありますので、しっかりそのあたりも工夫して対応していただければというふうに思います。

しかし、エアコンの工事優先になるっていうところですけども、今、状況を見て改善していくというところでございますが、これはどの程度の期間で直すようなめどになっているのか、それとも要望がなければなかなか難しいのか、そのあたりはどうでしょうか、お尋ねします。

副町長

第4分団は女性が入ったんで詰所のトイレを簡易水洗に変えた、恐らく、多分女性の皆さんにしてみれば、そういう今の状況では嫌かなというのは思いますので。

エアコンの設置ということで、幹部会ではそういうのが上がってきているのかなというふうに思いますけども、その状況を見ながら、幹部会と相談しながら、各分団長の御意向もあると思いますので、そこら辺と併せながら検討させていただきたいというふう

掘内議員 掘内議員

に思います。

今の答弁からすると、女性が入ってくると変わるとなると、若者とか男はいいのかっていう話にもなってくるのかなと思いますので、しっかり環境整備っていうのはやっていただきたいというふうに要望しまして、次の質問に入っております。

それでは、次のテーマとして子どもの地域教育環境に関する質問を行います。

まず2-1として学童クラブの環境について行います。

現在、町では第三の居場所設置に向けた工事が旧給食センター跡地で進んでいるところであります。私もバスケのコーチをしている間に結構工事が進んできているなっていうのは見て、思っております。

ですが、数年前から夏休み中の学童クラブや通常時の学童クラブの環境が課題となってきております。

夏休み中の学童クラブにおいては、子どもを預かる人数が増え、文化館で見る体制が組まれております。

親御さんから話を聞きますと、文化館ではなかなか運動ができないっていうところもあって、途中から体育館に移って運動する、体を動かすっていう人が多くいるそうです。

現在、体育館にはクーラーがないので、夕方でも室温が高い状態で遊ばなきゃいけないというような、熱中症対策が必要となってくるところでもございます。

従来の学童クラブとは対策すべき環境が変わってきている中で、学童クラブの利用状況が増加しているのか、現状の課題があるのか、改めてお尋ねします。

教育次長 教育次長

学童クラブの利用人数の状況でございますけれども、利用の延べ人数は年々増加している状況でございます。

令和2年度に利用延べ人数が減ったものの、令和3年度からは毎年10%近く増えている、そんなような状況でございます。

現状の課題といたしましては、利用人数の増加に伴い、児童の安全管理や質の維持が課題でございまして、支援員を増員して対応を行っておりますけれども、特に、夏休みも含めて、長期休み中の支援員の確保については苦慮しているところでございます。

ただいま、場所の面も課題となっております。そういう面もありまして、第三の居場所というような建設も行いながら、また場所のほうの確保もしていきたいと、そんなようなことを考えております。

掘内議員 掘内議員

利用者が延べでどんどん増加していると、それで毎年10%増えているとなると、かなりどんどん密度が増してくる状況になってしまうと大変なのかなというふうに想像しております。

安全と質の管理っていうところで、見守る人が増えなきゃいけないんですが、そのあたりはなかなか採用の難しい部分もあるのかなというところが考察されるところでございます。

今回の様々な課題に対してですが、これが第三の居場所の建設が済んだ状態であれば一通りの課題が解決するのかなどというのを改めてお聞かせください。

教育長 教育長

今、次長からも、困難点っていうか、課題について説明がありました。

もう一点、休み中の当初の申込み人数から実際に来たお子さんの数っていうのが、飯島小の学区の学童だと30人～40人がキャンセルされることがあるんです。その辺も、さっき次長のほうから支援員の確保っていうことで、確保したけれども三、四十人がキャンセルするっていうことは、実際にそれだけの支援員が必要ないっていう部分もあったりするので、その辺のところは、苦勞して支援員を探してきたけれども、実際に来ないっていうところも一つ課題であるのかなっていうふうに思っています。

それから、今、夏休みは文化館との話がありました。本当に暑いので文化館を利用するっていうことをここ何年かやってきているんですけども、新しい第三の居場所ができた段階では、文化館へ移動なしでできれば行きたいなっていうふうには今のところ思っていますが、参加人数というか、出席の人数にもよるのかなっていうところも思っています。

それから、変化してきている状況っていうものの一つに、かつては学童クラブって4年生までが来るっていうようなところから、6年生までって枠を広げています。

それで、しばらくの間は、高学年の子たちになると学童クラブへ行って過ごすよりも家で過ごしていたほうが自由になるからいいっていう感じだったんですが、実際にうちにおいているところでは、近くに友だちがいなくなってしまうと、じゃ学童クラブへ行けば友だちがいるのでっていうところで、高学年の子たちの参加がやっぱり増えてきているっていう実情もあるのかなって思います。

そんなところが課題であり、第三の居場所を通して、ちょっと私たちも想定できない部分もありますけれども、今の学童クラブの施設も使いつつ行けば大人数になってっていう課題はクリアできるんじゃないかなっていうところで想定しているところです。

堀内議員

今話があったところ、休み中の申込みからのキャンセルが大量にあるというところもかなり問題になっていると思います。それも対策を何となく早めに打たないといけないものなのかな、軽く申し込むっていうのも、あまりいいのかどうなのかっていうところも話があるのかなっていうふうに思います。

それで、第三の居場所になれば解決していくっていうところも見えていながらっていうところだと思いますので、対策を求めるところでございます。

それでは2ー2に移ってまいります。

児童が自宅へランドセルを置いてから駅前に集合して遊んでいること、また中学生が電車を待つ間、駅前で集まって遊んでいる姿がよく見られます。

駅周辺、電車を降りてくる人の迎えや、ふだんからあの場所は車両の通行が多い場所です。歩道が広めに確保されてはいるものの、ボールで遊んだり追いかけてこをするなどした場合には、事故にならないかちょっと不安があるところでございます。

電車を待っている間については落ち着いて勉強できる場所っていうのもなかなかない状態ですので、そういう場所を確保すべきだと考えます。

そこで、勉強や遊べる場所っていうのを民間と協力して用意するっていうのはどうかと考えますが、その点、お尋ねいたします。

教育次長

議員の御質問での御指摘のとおり、下校後から電車に乗るまでの待ち時間等々、電車

利用生徒を含めた生徒たちの駅前、駅周辺での過ごし方では、特に安全面へ配慮する必要がありと考えております。

飯島駅前には、大人数を収容することは難しいですが、誰でも利用できるまちの駅がございます。

また、電車の待ち時間については、長時間になることはそんなにも想定されませんので、新たな居場所を設置するのも大切なんですけれども、まずは生徒へ駅周辺では安全面に注意して行動するように指導することが重要ではないかというように考えております。

生徒への指導については、学校のほうでも行っているところでございますけれども、また引き続き指導いただくよう、確認してまいりたいと思っております。

一方で、電車を待つ時間があることにより子どもたちのコミュニティーが形成され、お互いの関わりの中でその場での安全面を考慮した行動をすることやお互いに注意し合う環境が形成されていくものだと、こういうふうにも考えております。

居場所を確保することも、本当に、もちろん大切なことではございますけれども、子どもたちが集まる駅前を周囲の大人たちが安全であるように見守ることも大事なことのかなというように思っております。

中学生でございますけれども、中学生という時期は、居場所があったとしても、全員がそこへ行き、安全に過ごすことができるのかなという心配な面もあり、居場所の整備そのものが生徒の安全や行動に直結するとは限らないという点も考慮する必要があるのかなと考えております。

ただし、駅周辺での民間施設で中学生が待ち時間に学習や会話を楽しめるスペースを提供していただける場合には、そうした情報を周知し、生徒が安全で有意義に過ごせる選択肢として活用していただけたらと考えております。

また、中学校とも情報を共有しながら、生徒にとってどんな時間の過ごし方がいいのか、また民間で協力が得られた場合にどのような活用方法が得られるのかなどなど、検討してまいりたいと考えております。

堀内議員

子どもたちも気を遣ってやっている中で、周辺のやっぱり親が、地域の人がしっかり見守るってところも大事なかなと思いますので、そのあたり、しっかり周知していただければというふうに思います。

また、民間についても、使えるところ使えないところっていうのも、しっかり協力しながらやっていただければ、いろんな選択肢があるほうが子どもたちにもいいかと思っておりますので、検討をお願いいたします。

続いて2—3に移ってまいります。

従来は、下校時間になった折に、グラウンドへ走って行って、キックベースや一輪車など、夜遅く、暗くなるまで遊んでいた記憶が残っております。

しかし、現在の下校時間のグラウンドを見ると、あまり児童がいないのかなというふうに感じるところでございます。

一時期、学校周辺にも不審者が現れたりというようなことで、安全のために遊ばなく

なったときもあると思いますけれども、改めて、下校時間に帰宅せずグラウンドで遊べるのか、できないのであればなぜかというところをお尋ねいたします。

教育次長

下校後、帰宅する前にグラウンドで遊ぶことについての御質問でございます。

現在は許可していない状況でございます。

現在、学校では、遊びたい場合には一度帰宅をいたしまして、行く先を保護者に伝えてから遊びに行くように指導をしているところでございます。

その理由といたしましては、安全管理の観点から、下校後は教職員による安全管理が困難であること、また保護者の方に見守っていただけるわけではございません、そのため、万が一事故やけが等が発生した場合に即座に対応することができない状況になると思われるからでございます。

また、保護者が把握していないところで遊んでいて帰宅までの時間がいつもより長かかった場合には、家庭でも心配が大きくなり、その結果、学校職員の負担となってしまう。

もう一つの理由として、誰も把握していない場所と時間の中で遊んでいることで、質問の中にもございました不審者の接触ですとか、誘拐等の犯罪被害に巻き込まれる可能性もあります。万が一被害に遭った場合、すぐに対応できないということが大きな問題であると考えております。

これらのことを踏まえまして、グラウンドで遊ぶ場合には、一度お家のほうに帰りまして、お家の方にどこに行くのか、どこにいるのかを伝えた上で遊ぶように指導をしているところでございます。

堀内議員

現在、グラウンドですぐに遊ぶのは許可されておらず、行き先を親に伝えてからというところになっているということでございます。

しかし、一旦家に帰ると、近い子どもだったら集まれるんですけど、ちょっとグラウンドから遠い、学校から少し遠い方については、グラウンドに戻ってまで遊ぶのは面倒くさいという声も聞いております。なかなか、私から、鳥居原からすると、一回帰ってからもう一回グラウンドに戻れるのかっていったら、戻れない状態になります。

ただ、グラウンドっていうのは、子どもたちがしっかり遊んで、体動かしてコミュニティーをつくるっていう大事な場所でもありますので、そういう機会を増やすためにも、改めてグラウンドが使えるような形に対策すべきではないかというふうに私は考えるんですけども、そのあたりのお考えをお聞かせください。

教育長

子どもたちが今御指摘のように遊ぶ機会といいますか、そういったのが減ってきているっていう中で、下校過ぎに学校の敷地というかに残って遊ぶっていうことは、本当は大事なことなのかなっていうふうに思っています。

かつては、学校によっては、1次下校、2次下校っていう、下校時間を2つに分けて下校しているっていう対応もありましたので、そういうことも考えていく必要があるのかなと思うんです。

しかし、今は、やはり、下校、子どもたちが学校を出て家に帰るまでっていうのが、どうしても学校の責任になっているので、そうすると、学校として、その部分で、学

校の校地内にはいるとしても、その辺のところは、何ていうか、形として保証できないというか、そういう状況になるっていうことが、かつてあった1次下校、2次下校が減り、帰りなさいっていう指導になってきているのかなっていうふうには思っています。

なので、現状としては、やはりこれは、保護者の方たちとのやっぱり話し合いというか、理解をしていただかないと、そのところは非常に難しいかなって、現状では難しいかなって思っています。

また保護者の方たちが、やっぱり子どもたちの遊びっていう観点から、遊びとか集団生活っていう観点から、学校に残してっていう話が、声が上がってくれば、そこんところはやっぱり検討していくべきことではあるのかなと思いますが、現状のところではちょっと厳しいかなっていうふうに思っています。

堀内議員 教育長のほうでも、やっぱり運動、子どもたちが遊ぶところっていうのをつくるのは大切なことだというふうに認識させていただきました。

家に帰るまでが学校の責任になってしまうと、やっぱり一回帰ってもらってというほうが学校側としては安全なのかなと、責任もこっちにはかからないってところで。

その後どこに行ったかは、やっぱり、そうすると家庭の責任になるっていうところもあると思うんですが、やっぱり保護者の方もしっかり話をさせていただいて、どうしたらグラウンドで遊んでいけるのかっていうところも、体制をつくりながら——やっぱり運動する機会っていうのはかなり減ってきているのかなっていうのは私も気になるところでございます。しっかりそこをつくっていただかなければいけないかなというところも求めるところでございます。

すみません、ちょっと2—4と5については、答弁をつくっていただいて申し訳ないんですけども、また次回に回させていただきたいと思えます。

これで一般質問を終わります。

〔堀内議員復席〕

議長 6番 荒川みずき議員。

〔荒川議員質問席へ移動〕

6番 荒川議員 6番 荒川みずきです。

3月の選挙で無投票で当選しまして、6月の議会での一般質問もしなかったもので、ここで簡単に自己紹介をさせていただきます。

私は、神奈川県茅ヶ崎市出身、現在高校1年生になる娘を育てております。

長らく販売・接客業などに携わっておりましたが、大量生産、大量消費の世界から一歩外れ、自分たちの暮らしはなるべく自分たちの手でつくっていきたいという思いが強くあり、仕事を辞め、伊那谷、九州と暮らし、飯島町に越して丸10年がたちました。

今は人、物、経済の循環をテーマに、服のリメイクや舞台衣装づくり、小物作製、販売などを中川村でしております。

また、飯島町で30年以上続く漬物の会若葉の会の代表として年間を通しての漬物作り、イベント出店したり、国内循環するインフラを守る活動などをしております。

様々な土地で子育てをしながら暮らし、いろんな仕事をする中で感じたのは、自分たちの暮らしに一番近い政治を身近に感じ、自分事として捉え、意見していくことがとても大事だということでした。そんな思いで、今回、立候補させていただきました。よろしくをお願いします。

では通告書に沿って質問させていただきます。

「1 町営住宅について」です。

ここでいう町営住宅は陣馬、北梅戸、上通りの3住宅のことを指しております。

1-1、町営住宅入居に当たり若者世代の単身者が認められていないと思うのですが、それについてお聞かせください。

[唐澤町長登壇]

町 長 移住していただいて10年ということで、地域にもなじんできたことかなと思います。いろいろな地域課題を自分事として捉えていくということで、非常にありがたく思っております。引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

公営住宅、こちらに若者の単身者が認められていないのはなぜかという御質問でございますけれども、公営住宅は、住宅に困窮する低額所得者に対して安価で安定した住まいを提供することで生活の質の向上、また健康や教育、職業などの社会的な面での安定をサポートすることを目的に公営住宅法に基づいて整備されているところでございます。

民間の賃貸住宅とは違ひまして、法令によって入居資格が定められております。同居親族がいること、こちらは公営住宅法の第23条でございますけれども、そういった入居資格、また同居の親族がいること、一定の所得基準以下であること、現に住宅に困窮していることが明らかな方など、該当する方が入居することができます。

また、住宅確保に配慮が必要な方に限って単身での入居が認められておりまして、60歳以上の高齢者、また障がい者、生活保護法の被保護者などは単身で入居が可能となります。

御質問の若者世代の単身者が認められていないのはなぜかということでありましてけれども、単身者がこれらの入居資格に該当する場合には、公募により入居することは可能ですけれども、該当しない場合は入居の対象外となりますので、御理解をよろしくお願ひしたいと思ひます。

[唐澤町長降壇]

荒川議員 ありがとうございます。

すみません。では1-2、ごめんなさい。

議 長 荒川議員。

荒川議員 はい。

議 長 挙手していただいて……。

荒川議員 あ、すみません。

議 長 よろしくお願ひします。

はい。いいですよ。荒川議員、どうぞ。

荒川議員 町長の答弁に対しての私の意見なんですけれども、1-1、1-2、1-3を通して

意見を述べさせていただきたいと思うので、そのまま1—2に続きたいと思います。

1—2、どの住宅の入居者も高齢化が進んでいるのですが、役員の成り手がなかなかいなく、働き世代の若い人たちやまだ動ける年配の方たちへの負担が年々過大になっています。

午前中のほかの議員の方もこの問題はおっしゃっていたと思うんですけども、北梅戸住宅に関しても本当にすごく問題になっています。

町の見解をよろしくをお願いします。

建設水道課長

御質問いただきました町営住宅の入居者の役員の成り手不足や負担の偏りにつきましては、町営住宅に限らず、町全体の自治組織の課題として認識しているところでございます。

町では、これまで自治組織の負担軽減を目的としまして、町からお願いする役員数の減員や会議の減少に努めてまいりましたが、このたび検討する組織も出来上がっていきますので、引き続きその中で町営住宅も含みまして自治組織の在り方を検討していきたいと考えております。

荒川議員

ありがとうございます。

では1—3です。

町のお試し住宅は利用期間が最長6泊7日となっていますが、町のよさを知ってもらうにはとっても短いと感じています。

やはり、移住するに当たって、年間を通しての町の暮らしぶり、季節ごとの体験など、やっぱり夏だけ来て移住を決めても、冬は寒過ぎて住めないとか、そういった声も聞くので、季節ごとの体験などをしてもらうために町営住宅の空き部屋を利用してもらうことを提案しますが、どのようにお考えでしょうか。

建設水道課長

公営住宅につきましては、公営住宅法の趣旨にのっとりまして住宅にお困りする方向けに整備しております。このため、入居資格を設けておりますので、定住促進のお試し住宅として開放できないことは御理解をいただきたいと思います。

なお、令和7年7月に借り上げ型町営住宅くらしあ飯島をスタートしたところでございます。こちら公営住宅法の適用を受ける住宅ではなくて、町単独住宅として設置しておりますので、法令上の制約はありませんので、御提案をいただいたような移住者のお試し住宅としての活用は可能です。

ただし、町の考え方としましては、町営住宅は、公営住宅法のとおり、住宅にお困りの方向けに整備、提供していますので、まずは法令の入居資格に該当する方に優先的に入居していただきまして、定住促進としての利用につきましては、十分に空き部屋がある場合ですとか、また民間の賃貸物件を活用して対応していく方針で整理していきたいと考えているところでございます。

荒川議員

1—1、1—2、1—3に関しまして私からの提案です。

公営住宅法など法律で決まっているということも分かるのですが、町独自で新たに条例を設けるのも一つの手だと考えます。

これは、町営住宅、生活困窮者にとっての町営住宅とお試し住宅と、ちょっとごっちゃ

になっているとお考えかもしれませんが、すみません、新たに何かを造るのではなく、あるものを生かす工夫が課を越えてできたらいいのではないかなと提案しますが、どのようにお考えでしょうか。

副町長 北梅戸の住宅は公営住宅法の適用を受けておりますので、そういう状況がございます。移住・定住の関係ですとか、そういったものにつきましては、今御指摘いただいたように6泊7日ということになれば、もう少し空き家を利用したような方向づけをしながら御提案に答えていければいいかなというふうに考えておまして、これから移住・定住の面で検討してまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

荒川議員 今のお話は、空き家を改修して、お試し住宅というか、移住者向けに試しに滞在してもらう場所を造るということでしょうか、そういうプロジェクトが進んでいるということでしょうか。

副町長 今御指摘をいただきましたんで、今の移住・定住の建設水道課だけではなくて、企画政策課も含めて検討していこうと思っております。そういうことは必要なと思えますし、議員さんがおっしゃるように、夏場だけ来ていただいても飯島のよさは分からないし、冬になると特別寒いという時期もございますので、そういうのも踏まえて、できるだけ長期間に対応できるようなものができればいいなというふうに今考えておまして、移住・定住のほうで考えたほうがいいのかというふうに考えております。

荒川議員 そのような考えが聞けてうれしく思います。

移住ってすごく、簡単なものではなくて、長い期間や、いろいろ、暮らしを丸ごと移すということなので、簡単に1週間で決めるとか、簡単に田舎がいいからどうぞとか、そういうことではないと思っておまして、何か、そういう意味で空き家を利用した住宅は大いに期待したいと思えます。

続きまして1―4、町営住宅の入居可能部屋数全117戸のうち、現在82戸が入居中です。町には年間約50件の修繕依頼があると聞きました。

公営住宅法によると、耐用年数は45年と定められていますが、陣馬、北梅戸、上通りの3住宅は45年以上経過し、雨漏りやシロアリ被害が相次いでいますが、その点について町はどうお考えでしょうか。

建設水道課長 まずは、雨漏りやシロアリの被害につきまして、多くの入居者から御相談いただいておりますこと、大変御迷惑をおかけして、その都度の対応となってしまっていることをおわびしたいと思います。

町営住宅の老朽化対策につきましては、飯島町公営住宅等長寿命化計画によりまして、特に老朽化が進んでいる豊岡住宅と船久保住宅及び陣馬住宅から着手しているところでございます。

北梅戸住宅ほかの住宅につきましても今後更新を予定しております。現在具体的な改修計画を検討しているところでございますので、よろしく願いいたします。

荒川議員 私自身、北梅戸に10年住んでいて、雨漏りも一度役場に言って直してもらったのですが、また違うところが雨漏りしてきたりしていて、もう新しく計画があるというお話で

すが、本当にもうせっぱ詰まっているというか、今はやっつくらしあ飯島ができて、でもそこも満杯で、余裕がない状態で、でも耐用年数を過ぎていた建物に多くの人が住んでいるということを町はもっと重く受け止めて行動していただけたらと思います。

では2番の移住者に対するフォローについてです。

私自身、ずっと、10年間、この町で子育てしてきて思っていることです。

2-1、この町では、教育に関する行事だったり学校行事が、もうお父さんお母さん、おじいちゃんおばあちゃんありきの家庭を前提に行われていると感じています。

どうしても単身での移住者はそれぞれ仕事をしており、学校に子どもが通学して、保育園に子どもが行っているような状態で、上の子の学級参観で、下の子——そういう声をいただいたんですけども、下の子をお金出して預けて、会合だったり、何かに行かなければいけない状況で、これは移住者にとってはすごく切実な問題で、多分町でずっと暮らしてきた方たちはそれが当たり前だし、おじいちゃんおばあちゃんがいるから簡単に預けられるっていう状態だから、だからそのままずっとこういう状態が続いているんだと思っています。

それで、町も移住促進をしていく中で、どうしても飯島のいいところをもちろんアピールして、自然だったり、農産物だったり、いろんないいところがあると思います。なので私も越してきました。

でも、実際に来てみて、子育てに関して、もちろん待機児童とかはいませんが、いつでも保育園に入れる状態だとは思いますが、町の仕組みというか、今私が述べたことに関して……。すみません、文章で読みますね。

町内の保育園、小中学校行事は父母祖母ありきの前提で行われていると感じます。移住者の多くは核家族世帯となっており、今後、時代に沿った各行事としていくことを提案しますが、このことについてどう思われますか。

教育長

お答えします。

今、荒川議員がおっしゃられるように、保育園や学校の行事については様々な家庭状況を想定しながら行う行事となるよう検討していかなければならないことかなというふうには感じております。

小学校の例を挙げますと、以前は祖父母参観日とか——行事名ですけども、とか言っていたものに対しては、地域公開参観日という名前に変えたりっていうことで、地域の方はどなたでも学校に来て授業を参観していただきというような取組も行っているところなんです。

また、誰をっていう対象者を特定されることのないように、多くの場合、保護者という文言でお知らせしているっていう状況で、学校等もその辺は気をつけながら取り組んでいるっていう状況かなって思っております。

ただし、今までの慣例といいますか、そういう中で使っていたり、あるいは行っている行事等があるかと思われまので、気になるところがありましたら、ぜひその際に御指摘いただければありがたいなっていうふうに思っております。

荒川議員

ありがとうございます。

私も娘が通学していたころに直接教育委員会などに声を届ければよかったのですが、もう高校になり、飯島町ではなくなってしまったのであれなのですが、でも、これは私だけではなくて、移住者の方たちから多く聞かれることだったので今回質問させていただきました。

やっぱり、町もどんどん人口減少の中で、移住促進っていうのが町にとって大事だとは思っているので、その意味で、実際に移住している身の声、生の声にもっと耳を傾けていただいて反映していただけたらいいなって思います。

2-2です。

町に移住を決めて実際に住んでみると、理想と現実の差から帰られる方も多いと聞きます。町は移住者に対し移住前後にどのような対応をしていますか。

企画政策課長

お答えいたします。

飯島町を移住先として選択された皆様へは、移住前に先輩移住者の皆さんや地域のキーパーソンの方とおつなぎしまして、飯島町を深く知っていただくことを大切に考えて対応しております。

また、移住前に人的交流をつくっていただくことで移住後の不安が軽減できますよう、町や地域で開催されるイベントへも積極的に参加いただくようにお誘いしているところでございます。

移住が決まった方には自治会を案内しまして、自治会長や隣組長さんと懇談いただく機会を設けております。自治会の活動や費用負担、それからごみの出し方のルールなどを御理解いただいた上で、加入の手続きをしていただいております。

また、住まいとなる近隣住民の方への挨拶にも同行しておりまして、一日も早く地域に溶け込めるようなサポートをさせていただいております。

移住後は、定期的に移住者交流会いいじま大縁会、これはコロナ禍でしばらくできていませんでしたが、最近は、また再開するようにしております。そういった場で情報交換いただくとともに、悩みや不安をお気軽に相談いただける関係性が築けるように努めているところでございます。

移住後に仕事やアルバイトの御相談をお受けすることも多くありますので、町内事業所の見学や面接、農家での作業体験などもお手伝いさせていただいております。

荒川議員

移住してきた方への対応というのは一人一人担当とかが地区とかで決まっているんですか、細かくどのような形でフォローしているのでしょうか。

企画政策課長

今移住の担当をしております係の人数が2名いますので、その2人で対応しているところが主になります。

荒川議員

移住してきたいという声への対応と移住した後の方のフォローを全てその2名の方でしているということでしょうか。

企画政策課長

基本的には2人で対応しておりますけれども、手が足りなければ、当然、課の中には協力体制ありますので、一緒に対応しているところでございます。

荒川議員

先ほど移住された後にいろんな会、催しを行っているという話でしたが、先輩の移住者の方とつないだり、そういう人選というのはどのような感じで行っているんですか。

企画政策課長 担当者がお願いして受けていただけるような方がメインになっているというように考えておりますけども、広く、そういった方、いろんな方、いろんな御意見あると思いますので、そういった方ともなるべく広い関係性をつくれるようにしていきたいと思っています。

大縁会とかは、特定の方に来ていただくということではなくて、移住者の方がみんな関わっていただけますので、そういったところでのお話や意見交換や情報交換などもしていただけますから、何ていうんですかね、こちらから選んだ人じゃなくて、集まった方の中でしていただくということもありますので、そういう対応をさせていただいているところでございます。

荒川議員 ありがとうございます。

すみません、私自身がそういった場に一度も行ったことがないものですから、全然、名前だけ、いいじま大縁会とか、広報とかで読んではいたのですが、やっぱり町独自で行う、何ていうんですか、そういう移住者の集まりと、またさらに深掘りといいたいまいしょうか、移住者の方をつたって移住してくる方も増えていて、そういう意味では、そこはもう町の方は全然把握されていないですか。

何ていうんですか、すみません、質問が……。町を通しての移住希望の方、役場に来て課に相談に来る方だけではなく、直接町の例えばお店だったり、何か知り合いのところに行って、そういうつながりとか、そういう緩やかなつながりのほうが、結構、私自身は、何ていうんですかね、つながりがあるものですから、そういうところには、町の移住対策の方とかは、そんなに関わりはないですか。

企画政策課長 町の係を通さないで移住されてくる方もいらっしゃるっていうふうに思っています。今言われたように、移住されてきた方がいからってということで声をかけていただいたりとか、そういった関係で来ていただける方もいるっていうことは承知しております。

ただ、そういった方ってなかなか把握が難しいところもございますけれども、今言った大縁会とか、そういったところには積極的に御参加いただいて皆さんと顔会わせしていただくとか、そういうことしていただければいいのかなっていうふうに思っているところでございます。

何せ、移住されてきた方にこちらから、何ていうか、働きかけをするっていうことは、なかなか情報がない中では難しいので、一言、こういった方が来たよとか言っていただければ、大変こちらもやりやすいのかなっていうふうに思っているところでございます。

荒川議員 ありがとうございます。

移住してきた方がいる場合は、町でそのリストというか、何ていうんですか、住民票とかを移す関係でそういうのは分かると思うんですけども、何ですか、要は公の場と移住者同士の緩やかなつながりの場を結ぶような、何か、そういう場がこれからできたらいいかなって思うのですが、その辺はどのように感じられますか。

企画政策課長 非常に大事なことかと思えます。

それで、大縁会なんかは、そういった緩い——緩いと言ったらあれですけども、お気軽に参加していただけるような形で考えている一つのイベントかと思っております。

確かに、住民票を移していただければ、その場で、移住っていうか、転入してきたっていうのは分かりますけれども、どういったことで飯島町に来られたかっていうのは、ちょっとなかなかつかみにくいところも——聞いていけばいいんですけども、つかみにくいところもあると思います。仕事の関係で来ているとか、そういうこともあると思いますし、なかなか、そこまで全数の聞き取りができていないっていうところかなと思っております。

そういったことで、議員さんのおっしゃるとおり、移住されてきた方が気軽に皆さんとつながれるようなところっていうのは大事なところかと思っておりますので、また検討させていただきたいというふうに思っているところでございます。

荒川議員

ありがとうございます。

いいじま大縁会のお知らせというのは、広報でお知らせするだけですか。

やっぱり広報をちゃんと読まない人もいたりして、それがどこまで行き届いているのかなというのがちょっと疑問なんですけれども、そういうお便りを出すとか、そういったことはしないですか。広報だけの、あとはホームページとか、あと……。すみません。どのような形で告知を毎回していましたか。

企画政策課長

広報紙も当然ですが、町が持っている広報媒体、ホームページ、当然そうです。それで、音声告知や公式LINE、そういったところでは告知させていただいているところがあります。

それで、個別の通知っていうお話ですが、移住者の方全員に個別の通知を出すのはなかなか難しいかなって思って今聞いておりましたけども、そういった御要望があれば、声が大きければ、そこも考えていくのは一つかもしれませんが、全てのイベントを移住されてきた方に全て個別に通知するっていうのはなかなかちょっと困難かなというふうに思っております。

荒川議員

いろいろ情報をありがとうございました。

私自身が、先ほど申し上げましたように、あまりそういった情報をうまくキャッチできなかった一人でありますので、そういった方たちの声もよく聞くので、そこと、公な、何ですか、大縁会ですとか、町が主催する移住者の会などに私が積極的に参加して、そこをつなげられたらいいかなって思いました。

町独自としても、何ていうんですかね、もうちょっと広く移住者に対する——2名の方っていうふうに先ほどおっしゃっていたと思うんですけども、もうちょっと広く移住者に対して目を向けていただけたらいいかなって思います。

すみません、初めての一般質問で、準備不足で、すごく時間は余っているのですが、これで私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

〔荒川議員復席〕

議長

ここで休憩を取ります。再開時刻は午後3時15分とします。休憩。

休憩

午後2時54分

再 開	午後3時15分
議 長	<p>会議を再開します。</p> <p>4番 宮下秀和議員。</p> <p>[宮下議員質問席へ移動]</p>
4番 宮下議員	<p>宮下です。</p> <p>これから一般質問をさせていただきます。</p> <p>先ほど荒川議員が国内の移住者の話をされました。</p> <p>今回、私は国際的な移住の話を考えていきたいと思います。</p> <p>それで、その前に、ちょっと一つ、前回の一般質問でお伺いしましたキャンプ場開発事業者との関係について、まず初め質問させていただきます。</p> <p>今、北村自治会ではこの業者と環境保全協定を結ぶことが町にお手伝いもしてもらいながら進行しています。その経過と現状について、どうなっているかということをお願いします。</p> <p>[唐澤町長登壇]</p>
町 長	<p>前回の一般質問で御質問のありました北村の小段の地域の開発事業に関する環境保全協定について、経過ということでございます。</p> <p>北村地籍におけますキャンプ場予定地の造成の件につきましては、先ほど申し上げましたように、6月でも答弁させていただきましたけれども、もう一度、ちょっと経過を説明させていただきたいと思います。</p> <p>令和3年から駒ヶ根市の事業者による北村地籍の土地の取得が始まりまして、キャンプ場予定地として造成されてきました。その過程で町外から土が運び込まれ、盛土されたことから、令和4年8月に北村自治会から町へ相談を受けて、本件を認知したというところでございます。</p> <p>現在ですけれども、長野県が主体となりまして事業者への指導に当たっております。盛土を含めて、産業廃棄物の問題等々ありますけれども、そういったところを県が主体となってやっているところであります。</p> <p>町としましても県と連携しながら週1回の不法投棄のパトロールなどに対応しております。</p> <p>御質問の環境保全協定、こちらにつきましては、盛土した、あるいは土を運び入れた業者の責任を明確にしていくということと、これからの事業展開について双方と協議をしながら進めていくということで締結をしたところだと思っております。</p> <p>これは飯島町さわやか環境保全条例に準じた協定となっております、事業者、町、七久保区、それと北村自治会、この4者で9月5日に締結、調印が完了しました。ですので、既に発効しているということでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。</p> <p>条例で指定された業者、事業者に協定の締結を求めるもので、単に土地造成を行う場</p>

合の協定は求めていますけれども、やっぱり小段の地域が周辺に与える影響というのが大きいということに鑑みまして事業者に打診したところ、協定の了解が得られたということで、今回その運びとなったところであります。

これからが大切でして、協定が結ばれたので全てが解決するということではございません。

これから協定に基づいて業者がきちんと話し合いをしながら事業を進めていく、また問題があればその時点で解決していくということが非常に重要かと思っておりますので、町も当然監視しながら進めていきますけれども、地元としても、何か特段の変更や、またいろいろな課題があれば、すぐに両方で連携しながら取り組んでいくということになりますので、これからが非常に重要かと思っておりますので、協定の内容をしっかりと実行していくということで、地元としても対応をよろしくお願ひしたいと思っております。

[唐澤町長降壇]

宮下議員 協定との関係ですけれども、実は、前回質問する前に、直接業者に、私自身としても聞き取りをさせてもらいました。そうしたときに、もう経営的に大変になっているので、この事業をほかに譲って、自分たちは引退したいというようなことをおっしゃられていました、そのときはね。

それで、例えば事業がほかの事業者となった場合、この協定との関係ってというのはどうなるのでしょうか。

町 長 当然、引き継いだ業者と再度協定を結び直していくということでございます。

私の自治会も昭和 40 年代の後半からそういった事業者が入ってきまして、もう何度も名義変更するんですね。その都度、協定を結び替えていくということが必要かと思っております。

それで、やはりなかなか、協定が守られていくかっていうと、そういう状況も現実ではありませんので、必ず結び直したときに、4者——今回は4者ですけれども、4者で確認して、しっかりと元の業者の同意した内容と同じ内容で締結されていくように確認していくことが重要かと思っております。

宮下議員 今後も自治会一丸となって監視していくという点では、地元の間人としてもこれから引き続き頑張っていきたいと思っております。

次のテーマに移ります。

国際的移住の話ですが、町の対応をお伺いするのに、ちょっと現状の認識共通にしていきたいと思っております。

というのは、私は、この問題を初めて本格的に調べてみまして、え、こんなふうに変わっちゃたのかということを一ぱい感じましたので、それをちょっと皆さんと一緒に、今の日本と飯島町がどういうことになっているのかということを確認していきたいと思っております。

まず1つ、日本人の人口と外国人の人口増加との関係です。

グラフは、下の青い部分は15歳～65歳、つまり働き盛りの日本人の人口です。御存じのとおり急激に減っています。

そして、上のオレンジの部分——茶色の部分は、在留外国人、これは、働いているかどうかは別にして、日本に住んでおられる外国人がどんなふうになっているかということです。およそ10年前の倍になっています。

日本人は15歳から16歳までが現在7,371万人、10年前と比べて約369万人減っています。

この間、在留外国人は351万人、10年前の2倍となっています。

こういう人口減少については国立社会保障・人口問題研究所でもデータとして出されていまして、推計ですが2070年には日本の総人口は8,700万人、2020年から比べて7割になってしまうと言っています。

それで、そのうち具体的に日本人の人口というのは、これはもちろん推計ですが、7,761万人、そして、そのときの在留外国人の人口は939万人、約10%になっています。

こういうことで、日本人の人口は減って在留外国人は増えていくと、これは先進国では共通の現象です。

ちょっと皆さんに事前に出した資料には出していないんですけども、西洋各国の移民数をちょっと今出してみました。

実数としても割合としてもドイツが一番多いんですけども、移民率としては19.8%、2割ですよ、10人に2人、5人に1人が移民されてきた外国人と、イギリスも17.1%、それからフランスも13.4%、スペインも18.1%、少ないイタリアでも11.1%と、要するに西洋諸国っていうのは移民によって社会の重要な部分が成り立っているという国に変わっています。

日本の場合は、340万人、現在1億2,000万人台の人口で2.7%、総体的には少ないなということになっています。

それで、じゃ日本の中にどういう外国人がいらっしゃるのかということを経済統計から見ってみました。359万人の内訳です。

一番多いのが中国からの方で84万人、次がベトナムで60万人、あとは韓国、フィリピン、ブラジル、ネパール、インドネシアという順番になっています。

これは働いていない人を含めての人数です。中国が多いっていうのは、留学生とか、あとは、飯田なんかで見ると、何だ、在留、何だ、帰国日本人ですか、と一緒に来られた中国籍の方もいらっしゃいます。非常にやっぱり歴史的な関係がありますので、様々な身分で、日本で暮らしています。

それで、これを労働者、つまり実際に働いている方、雇用関係にある方の統計を見ました。これは留学生も含んでいます。

すると、1件、ベトナムの方が増えて、外国人で働いている方の4分の1はベトナムと、その次が中国の方、そしてフィリピン、ネパール、インドネシア、ブラジル、ミャンマー、韓国という順番になっています。

というふうに、1つ、これ、留意してほしいのは、国がやっぱり、国の割合が変わっていているということと、アジアからの移民——移民っていうか、在留外国人が非常に多いということにちょっと留意しておいてください。

それで、これはちょっと追加資料です。

こういう状態に対して、7月の全国知事会で国に対して要望が出されています。今定住している外国人は、地方自治体から見れば日本人と同じ生活者であり、地域住民であると、定住された外国人の高齢化に伴う介護、年金などの問題、日本で生まれ育った第2・第3世代の教育が課題となっていると。

それで、特に、制度が変わって、技能実習制度が間もなく終わって、2027年から育成就労制度というふうになります。

この方々の就労者の日本人能力水準や生活者としての課題、そして特定技能制度への移行が進み、これ、特定技能制度っていうのは、何年か日本で働いていると取れる資格ですけども、それが家族と一緒に住める制度になっています。その家族の日本語や教育の課題も起こり得ると、これは都市部だけの問題ではなく、全国的な大きな課題であるというふうに全国知事会では問題提起っていうか、国に要望しています。

ちょっとまた、ここで追加資料です。

さっき言った育成就労と特定技能の話ですけども、これは、私も言葉としては知っていたんですけども、こういうことがあるっていうのは今回初めて認識を深めましたので、改めて皆さんと共有したいと思います。

これから始まる育成就労というのが3年間ぐらい頑張ると、あと、次に特定技能となつて、それで5年間ぐらい頑張ると家族と一緒に日本で暮らせるという条件になります。

それで、この間に一定の日本語レベルが求められますので、日本語の勉強もしていかなければいけません。

このことに対しては、ちょっと後で触れます。

話が長くなりました。飯島町の話に変わります。

飯島町はデータで見るとすごい大きな変化があったんですね、私が住んでいなかったのです。

2001年——25年ほど前ですが、このときは368人で、人口比で3.38%、最大は2007年、796人、人口比で7.39%まで行きました。これがこの図にある一番の山ですね。

それで、ここでちょっと強調したいのは、灰色から青の部分、ブラジル、ペルー、これが圧倒的に多いです。

それで、一旦がさっと減ります。2017年、最初が178人、人口の1.79%まで下がりました。

そして、これは去年の集計ですけども、330人、人口の3.72%。

ちょっと留意してほしいのは、2001年は3.38%、現在は3.72%、これは、総人口が減っていますから比率が増えています。

傾向としては南米からアジア。

それで、ベトナムが急増して、これは統計との関係でインドネシアの方が入っていませんので、インドネシアを含めた多国籍化が進んでいます。

ちなみに、この写真の女の子、これはインドネシアのほうから日本に去年来られて、花屋さんで仕事をされています。二十歳の女性です。日本語はある程度しゃべれます。

ただ、お話を聞いていると、ちょっと複雑な話になってくると、どこへ買物に行っているのか、交通機関は何を使ったのかというような話になってくると、ちょっと簡単には話がつながらないというのがありました。

それで、昨年の飯島町の外国籍住民の現状を、もう一度、ちょっと再確認します。

ベトナムの方が最大で134人、国別で41%、全国比よりも多いですね。

あとはフィリピンの方が41人、ちょっと私は、この間、フィリピンの方に直接当たっていないので、この方がどういう職種なのかっていうのは、現時点ではつかんでいません。

それで、ブラジルの方が34人、この方は、先ほど言った25年ほど前からいらっしやっている方もいて、飯島近辺でもう20年ぐらい暮らしているという方もいらっしやいました。

それで、最近ではインドネシアということですね。

こういう現状を踏まえた上で、外国人の住民っていうのは、私たち日本人を含めて、地域で暮らしていくためには不可欠の条件になっているなと私は思うんですけども、その辺のことで町長の見解をお伺いします。

町長

多くの資料を頂きましたけども、今、中国人が留学で来ている方が非常に増えておりまして、先ほどの統計では40万人と書いてありましたが、もう今は80万人くらい来ているということです。

それは、中国の大学に入りにくいということで、日本の大学は入りやすいということで、親子で来ているケースが非常に増えているということで、外国人の方が、就労だけではなくて、そういった留学で来ているというのが増えている状況かなと思います。

飯島町におきましては、2010年頃から徐々に外国人の方が増えてきてまして、2019年がピークで——先ほど800人ほどでしたけれども、600人から800人くらいの方が、その10年間、飯島で就労されていたところです。

これは、町内のある企業が積極的に雇用されて、町内にブラジルの方ですとかペルーの方が非常に増えて、町内でもそういった方々に食肉を提供したりとかいうことで——非常に焼き肉が好きなんですね。それで、ブロックの大きい肉を買ってきて、与田切公園で一日、それを焼きながらみんなで懇談しているというのをよく見ました。

町としましても、そういった方々と公民館活動やいろいろを通じていろんな交流をしてきた時代でもありました。

現在は全くそういった方たちは少なくなりまして、今はベトナムの方が非常に多いということで、先ほど数字がありましたように、町内で330人が登録されているということです。

ベトナムの方は、なかなか、やっぱり収入も低いんで、結構、皆さん、家庭菜園を借りて野菜を作っているんですよ。私も行き会ったことがありますけれども、30種くらいの野菜を畑で作っているんですね、それもサンダルを履きながら耕していたんですね。そんな状況で外国の方が入ってきているところでもあります。

飯島町のような中山間地の自治体、これは、人口減少、また高齢化が強まる中で、農

林業、工業、商業などの産業の発展と介護などの福祉事業、この維持を図っていくためには、外国籍の住民の方を含む多様な人材の確保、定住といったことが非常に重要かと思えます。

それは私も同様でして、やっぱり多様性、それから多文化共生、そういったところは非常にこれから重要な課題になってくるかなと思っております。

先ほど申し上げましたように、町内には330人ほどいらっしゃいまして、これからはそういった外国籍の住民の皆さんが増えてきますので、そういった多様性を尊重するまちづくり、それから内外の人材を活用した産業の創出、持続可能な行政サービスの提供、これをそういうふうに推進していくかというのは非常に重要で、必要な取組になると考えているところであります。

それぞれの現状につきましては担当課長から説明を申し上げます。

企画政策課長

それでは産業別の状況を少し説明いたします。

まず農業分野でございますけれども、外国籍住民を含みます多様な人材を活用することが農業の好循環を築く上で有効になると考えているところでございます。

法制度に基づく適切な在留資格の取得とともに、実践的な技能習得、それから生活基盤の安定化を段階的に支援することが非常に重要なことであると考えております。地域の農業者、関係機関との連携を強化しまして、地域に根差した就農支援環境を検討してまいるところでございます。

次に工業・商業分野でございますけれども、全産業にわたり従業員不足が深刻な状況となっております。打開策として製造業を中心に技能実習生の雇用が増えてきているところでございます。

介護などの福祉事業に関しましては、人口に対して高齢者の割合が増加する一方、介護事業に関わる人材不足が心配されているところであります。

これらの対策としまして、長野県が介護事業所に対する外国人材活用を推進する取組を行っているところでございます。

今年度は9月に外国人材を活用していない事業者を対象に、実際に外国人材を活用している施設の見学ツアーの開催や、10月には既に外国人材を受け入れていても課題を抱えていたり受入れに踏み出すことができなかったりする事業者向けの研修会の開催が予定されているところでございます。

これらの研修会等につきましては、町の全事業者に御案内をしているような状況でございます。

宮下議員

それぞれの飯島町の事業で、やはり外国人材っていうのは重要になってきているという答弁だったと思えます。

そうすると、やっぱり飯島町は、この間の議会でもありましたように、本当に人口減対策ということで考えると、やはり工業、農業も大切ですけども、工業をしっかり支えていくということが重要だということで、日本人を含めた働き場所ですね。

そういう意味で、今飯島町にあるような会社の本当の一番の大変さっていうのは、やっぱり人材不足というのか、募集をかけてもなかなか採用できないと。

それで、外国人も言ってくるんですけども、これが、ここで言えるかもしれませんが、コストもかかれば、せつかく育っても日本語ができるようになったら大都市へ行っちゃうと、転職しちゃうんですよね、それでなかなか定着してくれないということをおっしゃられる企業経営者もいらっしゃいました。

そういう状況を含めて、外国人が住みやすい飯島町、外国人と一緒に住める飯島町、外国人が安心して働けるといふ点でちょっと考えていきたいと思ひます。

実は、別にこれは飯島町だけの課題じゃなくて、政府が旗を振ってやっていることです。つまり、多文化共生社会というテーマで、政府の取組、それから県の取組というのをちょっと検討したいと思ひます。

政府では総務省が旗を上げて地域における多文化共生推進プランというのを掲げてまして、それで、外国人材の受入れ、共生のための総合的対策っていうことで、今年の6月に関係閣僚会議で決定しています。

それで、その中身を総務省の国際室でいろいろ言っているんですけども、要は財政出動しますよということをおっしゃっています。国としていろんなことにお金をかけますと、そういうことを言っています。

それから、法務省入管庁、これは、実際の窓口は自治体ですので、そういうところにも法務省入管庁の予算としてお金を出しますと、それで、実際に箕輪町とか飯島町っていうのはしっかり入管庁の補助金を得て窓口を充実しています。

それから、文科省、これは、もう学校教育とか地域での日本語教育、ここにも支援をしています。

やはり国は——政治家はどうか知りませんが、国としては、やはり外国人との共生っていうのは、共に生きるっていうことを考えざるを得ないので、非常に、やっぱりしっかりした対応を考えています。

これは、実はヨーロッパの教訓なんです。ヨーロッパで外国人とそれぞれのドイツ人やフランス人といざこざが多いっていうのは、やはり定住されて2世3世となったときに、フランス語をしゃべらない社会、ドイツ語をしゃべらない社会ができちゃうと、これが、やっぱり治安を含めて、お互い、移住された外国人、そしてもともと住んでいるフランス人、ドイツ人との関係が悪くなるという点で、やはり一つはコミュニケーションの前提としての言葉の教育、これが非常に重要だっていうことで、国も予算をつけて対応しているということです。

長野県の対策です。

どうしても県というのは全般的に全部を網羅するものですから、非常に幅広い方針が出されています。その中では、やっぱり学びとコミュニケーションでつくる地域づくり、これにはやっぱり非常に力が入っています。

外国人児童生徒への日本語教育、それから地域における日本語教育、それから易しい日本語の普及、これは、やっぱり具体的にすぐ手をつけなきゃいけないというテーマになっていると思ひます。

そして、飯島町でのこれまでの取組、私も飯島町に住んでまだ3年目ですので、行政

報告書からずっと拾ってきました。

そうすると、現在はもうなくなっているようですが、飯島国際協力会というのが2001年にできて、外国人への対応というのをやってこられたそうです。

それで、こういう、2002年にはいろんなフェスティバルに参加するとか、こういうフェスティバルっていうのは、形を変えて現在もいろんな形で行われています。

それから、面白いところではマレットゴルフ大会に招待したりとか、それで、行政としては、多言語ホームページ、これをもう2003年のときからちゃんとやっておられるという点は本当によく頑張っていると思います。

それで、2006年、725人になった時点で第1回伊那谷国際交流フェスティバルというのが行われて、これは形を変えて、今も何かこれに似たようなものが残っています。

それと、2007年には第1回外国籍町民との共生推進会議ということで、これは、業者っていうのか、企業人を含めて一緒に会議をして対策をしています。そのときの報道を見ると、やはり日本語教育が大切だとか、そういうことを中身として確認しているようです。これは、記録による限りでは第1回で終わったようですが、今はやっぱりこういうものが重要になっているというふうに認識しています。

それから、あとは、やっぱり地震対策っていうのか、ワークショップとして外国人と一緒にやっているとか、2009年になってくると、やっぱり企業がデイオフ、首切りを始めていますので、SOSネットワーク、これは現在も、浜田議員なんかも含めてやっておられるやつですが、これにも国際協力会が参加されています。

それから、スペイン語教室とか、ウルドゥ語教室とか、日本語教室っていうのもこのころ始まっていますが、2010年以降、一気に行政報告書から中身がなくなって、そのうち消えました。これは対象となる外国人が一気に減ったということがあると思うんです。

しかし、この時代に先駆けて立ち上げた2002年のときの人口比で言えば、やはり外国人の割合はこれくらいになっていますので、もう具体的に町としても様々な取組を始めなければいけないし、実際に始めているということだと思います。

それで、こういう状況なのに、新しい総合計画改訂版、これに言及がないっていうのはどういうことでしょうかということを、その基本対応をまず聞きたいと思いますので、よろしくをお願いします。

企画政策課長

御指摘のとおり、第6次総合計画の改訂版には多文化共生社会に関する明確な記載はございません。

基本目標の6、魅力向上で住みたい住みたい地域づくりにおけます(4)の住民参加で盛り上げるコミュニティ機能の充実、町民参画、協働の推進というところはこの項については位置づけをさせていただいているところでございます。

多文化共生の推進は、全ての町民が人権と尊厳を尊重され、互いに支え合いながら生き生きと暮らせる町を実現する上で不可欠であり、行政が長期的な視点と具体的な行動をもって取り組むべきであると認識しているところでございます。

町では、令和3年4月に策定しました飯島町多文化共生社会の形成に係る指針、こういうのがあるんですけれども、これに基づきまして国際交流を促進し、国籍や民族、文

化的違いや考え方の多様性を認め合い、同じ地域の構成員として対等な関係を築きながら、共に地域づくりを進める社会を形成するよう取り組んでいるところでございます。

この指針の主要施策としましては5つ掲げてございまして、まず1つ目が外国籍住民のコミュニケーション支援の充実、2つ目が外国籍住民の生活支援、3つ目が多文化共生の地域づくり、4つ目が多様な主体との連携、5つ目が民間交流活動の支援という5つを掲げているところでございます。

指針に基づいた具体的な取組につきましては、引き続き実施計画等に計上し対応していきたいと考えているところでございます。

宮下議員

一応様々な計画を持っておられるというふうに理解しました。

その上で、ちょっと一歩突っ込んで具体的なことを検討していきたいと思います。

やはり多文化共生っていうと、何かすごく仰々しいというのか、難しいような気がしますけども、やっぱり、人付き合いをしましょうという話ですから、挨拶と会話だと思います。

それで、実はちょっと、町を歩いていて、先ほどのインドネシアの女の子が住んでいるっていう話で、それで、ちょうど私の家の隣の空き家っていうんですかね、の家に住んでいるんですけども、ちょっと周りの人の話を聞くと、女の子でよかったねと、男の子だったら怖いよねと、こういう反応があったんですよ。

これは何でかなって思うと、人間はみんな、やはり分からないもの、知らないものって怖いんですよ。そういう意味で、それで、私たちは、外国人というのか、ベトナム人にしろ、インドネシアにしろ、それぞれ町の中で自転車に乗ったり買物したりっていうのは見ているんですけども、何か、挨拶したり、職場ではしていると思いますけども、町の中で挨拶したり会話するっていうことはほとんどありませんので、やはりそういうことが実に重要だと思います。

それで、特に外国籍で日本で働いていると、日本語の対応が少しできる状態で働きに来られるので、会話は少しできる方が多いんですけども、暮らしていて、職場の中だけでやっている日本語は上達しません。

そして、どうしても母国語だけのグループとかコミュニティーができてしまうので、その中で一応暮らしていけるようになっていきますので、日本語を使わなくても日々暮らせると。

それで、これは、外国のそういう人たち、あっせんしている業者さんっていうのか、協同組合さんなんかから聞いたんですけども、日本で何年も働いていると日本語を忘れる方がいらっしやると、そういう状況が起こってしまうんだということをしみじみとおっしゃっていました。

やっぱり外国人にしてみれば、移住されて異世界にいらっしやるわけですから、逆に言うと、皆さんは日本人が怖いとは思っていないと思うんですけど、壁があるんですね。やっぱり、それは多数者である日本人のほうから声をかける必要があるなと思っております。

そこで、いろんな意味で日本語教室っていうのが必要だと思います。

ちょっと話の論点がズれるんですけども、これは今朝の長野日報ですけども、日本語学校の支援が、やっているんだけどまだまだ不十分だということをそれぞれの専門家がおっしゃっています。

ちょっと時間が迫っていますので話を続けます。

それで、飯島町での日本語支援の状況をお伺いします。

この写真は昨日あった飯島町で行われている日本語教室の風景です。

皆様のお手元の資料は7月にあった分です。それに私は参加していませんので、昨日は参加できませんでしたので、それを見てきました。

こういう日本語教室の支援は、行政として飯島町ではどういうことをやっているのかということをお伺いします。

企画政策課長

外国籍住民の方の日本語教育支援の取組につきましてでございます。

長野県が委嘱しております地域日本語教育コーディネーター及び地域団体であります地球人ネットワーク in いいじまと連携しまして、県、町、地域団体が共同して進めているところでございます。

日本語教育につきましては地球人ネットワーク in いいじまが主催で取り組んでいるところでございます。

町としましては、昨年度までもできる範囲で支援してまいりました。令和7年度からは後援という立場で参画しているところでございます。飯島日本語教室と銘打ちまして、この7月13日から11月30日までの間に計15回開催し、カリキュラムをそれぞれ組んで実施しております。

町の役割としましては、日本語教師への講師謝礼、参加者の募集、テキストの準備、消耗品類の購入、そのほか各種調整などを行っているところでございます。

カリキュラムのテーマにつきましては、飯島で暮らす、健康で安全に、そして楽しくとなっております。日本語の勉強だけではなくて、電車やバスの利用方法、病院などを想定した受付、問診、図書館の使い方や災害時の対応、自転車の乗り方など、外国籍住民の方が実際に生活していく上で必要な知識の習得も含まれております。

なお、15名の定員に対しまして、企業等から申込みもありまして、現在14名が参加しております。

なお、参加者の国籍としましては、インドネシアの方が7名、ベトナムの方が5名、中国の方が1名、ブラジルの方が1名となっております。

宮下議員

結論から言いまして、よく頑張っていると思います。

というのは、この間、近隣市町村で日本語教室の様子を聞いてまいりましたが、そこで、飯島町以外でおっしゃられたことが、もっと行政からの支援が欲しいんだねっていうことをおっしゃっていました。

それで、飯島町はどうなっているのかなっていうこととお伺いすると、あ、一番進んでいるなと思いました。それは、すごく、やっぱりこれまでのいろんな教訓とか先人の努力、そして担当者の頑張りだと思います。

同時に、これで330人のうちの15人ですね、やっぱりこれを100人200人にしてい

くにはどうするのか、これは、もちろん行政だけではできません。そこで、やっぱり重要なのは企業の努力だと思います。

それで、この間、法律が少し変わって、企業に対して行政からこういうことをしてくれってことを言えるようになりましたので、それを使って大いに——もちろん、企業は企業で日本語教育をすることにはなっているんですけども、いかんせん、飯島町の場合は雇主が小さくて、先ほどの花屋さんじゃないですけども、花屋さんに日本語教育をしろって言っても、なかなかそれは実現性が少ないですので、やはり地域を含めて、地域のボランティアを含めて日本語教室を活発にしていけないと思います。

そういう意味で、さらに増やすために町としてはどういうことを考えているのか、お伺いします。

企画政策課長

現時点でなかなか具体的な方策っていうのはないんですけども、やっぱり場所の問題も当然ありますし、それに関わっていただく人の問題もありますし、なかなかクリアしなければいけない課題がたくさんあるなどということでありまして、まだ具体的な方策はありませんけれども、今関わっていただいている皆さんと一緒に検討しながら進めてまいりたいと考えております。

宮下議員

ぜひ、これは、質だけでなく、まず量を増やすっていうことが重要だと思いますので、それを検討していただきたいと思います。

それで、次に、ちょっとすみません、時間が私の計算よりもかかっちゃっていますので、3-2は、これは3-3と関わるので、3-2はちょっと飛ばせてもらって、3-3、外国人住民に対する行政サービスとして易しい日本語をどう役場内で徹底するのか。

そして、もう一つ、翻訳アプリ、これは非常に今進化しました。そういうので、これを職員なら誰もが使える——実際に学校現場では使われているそうです、実際にお伺いしてきました。ちょっと学校現場の話までたどり着きそうにないんで先に言います。有効に使っていますけども、やっぱり、そうはいつでも実際の翻訳っていうのは外国語のコーディネーターの方のほうが正確だということ、そちらのほうにお願いしているということした。

しかし、とば口として——入り口として易しい日本語を使う、翻訳アプリを使う、これはぜひ役場で徹底できないかということでの質問です。

総務課長

外国籍住民の方と接する機会の多い職場の状況を御説明させていただきます。

通訳できる方が同行し手続を行っていることが多くございます。

また、単独で来庁された場合には、来庁者から日本語の分かる知人に電話しながら手続を取っている方もいらっしゃいます。

どの場合においても、職員は適宜、今おっしゃっていただいた翻訳アプリを活用して対応しております。

ただし、提案のありました全ての職員が翻訳アプリを使用することにつきましては、機械の翻訳には限界があったり、誤訳——誤った訳し方とか、ニュアンスの不足が生じることもございます。

また、個人情報の取扱い、情報漏えいのリスクの観点からも、慎重に検討すべきこと

はあるかなと思っております。

こうした現状から、町としましては、翻訳アプリの活用を全面的に推進するという方針ではなくて、補助的手段として活用していきたいと、このように思っております。

易しい日本語による説明や視覚に配慮した情報提供などにより、サービスの質を総合的に高める取組を行ってまいりたいと考えております。

宮下議員

易しい日本語は、箕輪町なんかで職員が、これは災害に対応したという話ですけども、実際にやっておられて、非常にやっぱり効果があったということを町長自身もブログでおっしゃっていますし、職員も非常に参考になったと、どうしても役場勤めは言葉が難しいということを言われているっていうんですね。そういうことであります。

すみません。時間がぎりぎりになったんで、一気に5の質問をさせていただきます。

デマ情報に対しての町の対応です。

すみません、一気にいきます。

実は、この間、飯島町を歩いていまして、中国の人がお産をするために日本に来ればただになるのだから来ているんだという話をまことしやかにおっしゃる方がいらっちゃって、そういう情報が飛び交っている部分と闘っているんですね。そういういわゆるデマ情報っていうのは千里を走りますので、本当に広がっています。

そういう意味では、やっぱり町自身も、例えばホームページとか広報で、Q&Aで、こういう話がありますが、これは違うよということを行うことが必要だと思っています。

それで、実際に厚労大臣が、7月15日ですけども、これは選挙の後かな、あ、投票日直前か、に具体的な数字を挙げて、生活保護者の半分は外国人だとか、保険料を払っていないとかっていうのに対して記者会見で反論しています。

飯島町のこういう様々な話に対しては反論も必要だと思っています。

そういう意味で、そういうデマに対して、外国人に対するデマに対してちゃんと反論するような取組が必要だと思いますが、町の見解をお伺いします。

町長

今はSNSや、特にユーチューブなんかでは、非常にそういった誹謗中傷につながるような情報が流れていることが多々見受けられます。

現在はSNSなどを通じて外国人に関するデマ情報が拡散され、理由なく外国人を差別、排除する風潮を生み出すおそれのあることは非常に重大な課題だと認識しているところであります。

デマ情報の放置は、町民の安心・安全も損なうのみならず、人権の尊重と多様性という公共理念にも反します。

行政としましては、対立をあおるのではなくて、共生を前提とした情報提供と対応の充実を基本に据えて情報の信頼性を高める取組を推進してまいりたいと思っております。

また、町の対応方針としましては、デマに対して感情的な反応をするのではなくて、データと根拠に基づく発信に努めるということが重要かと思ひますし、日常的な対話の場を増やす、これが非常に重要かと思ひます。共生を促進する機会の創出に努めてまいりたいと思っております。

私も、つい先日、長野で会議の後にある飲み屋に入ったんですけども、そこにスイ

ス人の方がいらっしゃるしまして、いろいろアプリでお話をさせていただきました、片言の英語とアプリですけれども。やはり外国人に対するいろいろなSNSで問題、課題があるということも言っておられました。日常的に外国人の方がそういったことに触れられているというのがあるかと思います。

国のデジタル推進策や国際的な取組を参考にしつつ、地域の実情に即し、対立を超えて共生を実現する、これを第一義として、町民、外国人を問わず、誰もが尊厳を持って暮らせる環境づくり、まちづくりに努めてまいりたいと思います。

議 長	時間です。
宮下議員	以上です。
	終わります。
	[宮下議員復席]
議 長	以上で本日の日程は終了しました。
	これをもって散会といたします。
	御苦労さまでした。
事務局長	御起立をお願いいたします。(一同起立) 礼。(一同礼「お疲れさまでした」)
散 会	午後4時08分

令和7年9月飯島町議会定例会議事日程（第3号）

令和7年9月9日 午前9時10分 開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第1 一般質問

質 問 者	質 問 事 項
池 上 明	<ol style="list-style-type: none"> 1 エーコープ飯島店閉店後の買い物弱者対策について 2 七久保駅の今後について 3 飯島駅取り壊し後の将来像について
浜 田 稔	<ol style="list-style-type: none"> 1 脱炭素化への町民支援は十分か。 2 町内事業の民間委託は町民にとって有益か。 3 各種期成同盟会総会後の飲食は必要か。 4 町の危機管理を問う。
坂 本 紀 子	<ol style="list-style-type: none"> 1 国が進めるチャットGPTをどのように考えているか。 2 いいちゃんバスの改善とデマンドタクシー（チョイソコ）の導入を求める。
折 山 誠	<ol style="list-style-type: none"> 1 七久保診療所再開 2 会計年度任用職員の処遇を問う。 3 少子化対策・子ども子育て環境改善を問う。
三 浦 寿美子	<ol style="list-style-type: none"> 1 スーパー誘致に進展は。 2 松枯れ対策について 3 生物多様性、現状を調査し後世へ繋ぐ取り組みを。

○出席議員（12名）

1 番	池上 明	2 番	坂本 紀子
3 番	伊藤 秀明	4 番	宮下 秀和
5 番	三浦寿美子	6 番	荒川みずき
7 番	折山 誠	8 番	堀内 学
9 番	星野 晃伸	10 番	浜田 稔
11 番	吉川 順平	12 番	宮脇 寛行

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委任者
<p>飯島町長 唐澤 隆</p>	<p>副 町 長 宮下 寛 総 務 課 長 堀越 康寛 企画政策課長 座光寺満輝 住民税務課長 林 成昭 健康福祉課長 小林 正司 産業振興課長 斉藤 鈴彦 建設水道課長 片桐 雅之 会 計 管 理 者 曾我 弘恵 企画政策課財政係長 林 かおる</p>
<p>飯島町教育委員会 教育長 片桐 健</p>	<p>教 育 次 長 藤木真由美</p>
<p>飯島町代表監査委員 中村 文雄</p>	<p>飯 島 町 監 査 委 員 事 務 局 長 （議会事務局長兼）</p>

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	那須野一郎
議会事務局書記	眞弓 歩

本会議再開

開 議	令和7年9月9日 午前9時10分
事務局長	御起立をお願いいたします。(一同起立) 礼。(一同礼「おはようございます」) 御着席ください。(一同着席)
議 長	おはようございます。(一同「おはようございます」) 初めに、町側より昨日の一般質問の発言について訂正の申出がありましたので、議長より申し上げます。 宮下議員の質問事項2「町の多文化共生社会への取り組みの必要性を問う。」で、町の町長の答弁で年号を「平成10年から19年」と発言するところを「2010年から2019年」と発言したことについて訂正の申出がありましたので、これを許可しました。 以上、議長より発言の訂正について申し上げます。 これより本日の会議を開きます。 本日の議事日程につきましてはお手元に配付のとおりです。
議 長	日程第1 一般質問を行います。 通告順に質問を許します。 なお、一般質問は通告制ですので、質問趣旨にのっとって明確に質問するようお願いいたします。 1番 池上明議員。 〔池上議員質問席へ移動〕
1番 池上議員	おはようございます。1番 池上です。どうかよろしく願いいたします。 私がいつも思っている、まず言葉から申し上げたいと思います。「飯島町ってどこ？」と、「飯島町って何？」「何があるの？」っていうことをいつも私は思っています。東京都内で飯島ってどこかって聞かれたときに、こういうところ、アメリカニューヨークで聞かれたらこういうところ、すって言える飯島町づくりというのを期待して活動してまいりつもりです。 ということで、通告に従って質問させていただきたいと思います。 事前に、申し訳ございません。前の議員の皆様も同じ質問が多々ありました。私も同じ質問をせざるを得ませんので、恐縮でございますけど、お答えのほどよろしく願い申し上げます。 まずは——まず簡単なほうからお願いします。2番のほうへ参ります。すみません。「七久保駅の今後について」質問させていただきます。 以前、町からの通達もございましたが、今現在の進捗状況、これについてお伺いしたいと思います。どうか、答弁のほどお願いいたします。

議 長 池上議員、すみません。

池上議員 はい。

議 長 1 番を飛ばしましたけど、1 番はどうするんですか。

池上議員 2 番のすぐ後にやります。すみません。

議 長 順序の変更ということですか。

池上議員 順序の交代です。いいですか。

議 長 変更の場合は、それを先に告げていただいて進めてもらうように……

池上議員 はい。すみません。

議 長 お願いいたします。

池上議員 もう一度……

議 長 分かりましたのでいいです。

池上議員 お願いします。

議 長 唐澤町長、大丈夫ですか。

町 長 [唐澤町長登壇]

町 長 おはようございます。(一同「おはようございます」)

七久保駅の今後ということであります。

飯田線ですけれども、今から約 110 年——107 年くらい前ですけれども、七久保駅は大正 7 年の 7 月 23 日——21 日ですか、7 月 23 日に開通して、本当に 100 年以上経過しているところであります。

今の乗客数は、おととの数字ですけど、1 日 276 人ということです。飯島駅が 470 人、田切駅は 50 人くらいです。それで、伊那本郷駅がちょっと多くて 68 人、それで高遠原駅が 34 人ということで、本当に非常に少なくなってきたという状況です。

開設当時は本当に地域の皆さんの期待が大きくて、10 年間寄附して、伊那電気鉄道株式会社に早く設置してほしいということで地域を挙げて取り組んできたんですけれども、時代の変遷とともに車社会になりまして、現在では今申し上げた乗客数ということになっているところであります。

本当に使ってなんぼの世界ですので、やっぱり使わないと、地域公共交通、鉄道を含めて、なかなか運営的に厳しいところがあるかと思えます。

そのような中で、駅舎も老朽化しているということで、七久保駅の駅舎と公衆トイレ、これにつきましては、令和 6 年 4 月に、東海旅客鉄道株式会社——J R 東海でございませけれども、より町に対して駅舎のスリム化とトイレを撤去したい旨の話がございました。

これは、今沿線に 140 以上ある駅全て、老朽化しているものについてはスリム化を始めているところでございます。

その後、J R 東海との協議を進め、駅舎のスリム化については J R 東海が、トイレについては町が整備する方針となりまして、令和 7 年 2 月 7 日の全員協議会で説明させていただいたところであります。

この間、地元の七久保区会とも調整をさせていただいてきております。

その後の進捗状況につきましては担当課長より説明を申し上げます。

[唐澤町長降壇]

企画政策課長

それでは町が整備するトイレにつきまして御説明申し上げます。

国の新しい地方経済・生活環境創生交付金を活用しまして整備するよう昨年度の予算でお認めいただきまして、今年度に繰越しをして現在事業を進めているところでございます。

現在予定しております今後の具体的な工程につきましては、まず設計が固まった段階で地元への説明を行うことにしております。

その後、令和7年11月に七久保駅トイレをJR東海が撤去することとなっております。その後、12月から令和8年2月にかけて町が新たなトイレを設置することとしております。

七久保駅の駅舎につきましては令和8年2月以降の取壊しを行いまして、スリム化した待合所をJR東海にて設置する予定となっております。

現在におきましては工程の調整を行っておりますので、今後変更となる可能性もございます。引き続き協議を進めながら対応してまいります。

池上議員

今お聞き申し上げますと、まだ変更の余地があるというように解釈してよろしいのでしょうか、それとも、もう変更の余地はないということでしょうか、ちょっとそこら辺を御説明ください。

企画政策課長

大きな方針は変わりませんが、細部のスケジュール的にはまだ変更があるということで御理解いただきたいと思っております。

池上議員

飯島には田切、飯島、本郷、七久保、高遠原と5つも駅がございます。これは一つの財産だと私はいつも思っております。

まず田切の「究極超人あ〜る」、それで飯島の農作物、それから歴史、それから本郷、よく見ますと、飯島側から飯田側へ行きますと、金色にたわわに実った田んぼのちょっと上を見ると、今度は南アルプスのたおやかな——なだらかな山の線、右側を見てみると、同じく黄金色に輝いた稲、それと荒々しい男っぽい山、これはいろんな日本の地域から観光客が今は来ております。このようなものも一つの財産だと思います。

また、七久保駅においては、これもすごいと思うんですけども、駅舎のすぐそばにそば屋があります。このような場所っていうのは飯田線には1か所しかありませんし、信濃一号という飯島で胸を張って出せるそばを出してくださる、そのような店があるということをお考えすると、七久保の駅舎も単純に壊すということになりますともったいないと、こう思います。

高遠原についても、同じように行きますと、なだらかな傾斜地というか、果物が見える、そんな自然豊かな場所が脳裏に浮かんでまいる、そんないい場所でございます。

ですので、飯島にとりまして駅舎というのは一つの宝物であると捉えたいと思っておりますが、ぜひこのところ、駅舎というものを宝物として捉えてもらえるかどうか、ちょっとその見解をお願いいたします。

議長

回答、いいですか。

副町長

言っていられることは分かるような気がしますけども、JR東海は、先ほど町長も申しましたように、もう全然でスリム化を進めております。

町の財産としてとか、住民の財産としてとかいう気持ちは持っているというふうに思いますが、なかなかそれを維持していくのが大変だというふうに思っております。

それで、七久保につきましては、もう雨漏りがしておりまして、天井を開けて、それで、もうそこんところを直す余地がないという、JRはどうも判断したようでございまして、大正7年頃に開業したというふうに思っておりますけども、そういうものも壊してスリム化したいというのが一貫した方針です。

なかなか、そこんところで、地元の住民にとってはちょっと理解し難いところもあるかもしれませんが、寂しい思いがするというふうに理解をしておりますけども、そこんところは、町といたしましても、全部が全部、投資して維持していくっていうのは厳しいかなというふうに考えておりますので、昨日からの質問で出ておりますとおり、飯島は、せめて飯島駅ぐらいはという感覚でJRとの協議を進めているという状況でございますので、御理解をよろしくお願いいたします。

池上議員

実は8月23日に駅舎の歴史を、何ていいますか、写真でつづろうということで、まちの駅で募集をかけました。クラス全部が満杯となりまして、七久保の駅と田切駅、これを収めてまいりましたというように、思い出深い歴史というか、思い出をやっぱり捨てたくないという方がいっぱいいらっしゃるの、何らかの格好でそうした思い出をどこかにとどめていただけるような施策を考えてもらえればうれしいと思います。

それでは次に参ります。

1-1でよろしいでしょうか。お願いいたします。

エコープについて、スーパーについてですけれども、4月当初、エコープ飯島店が閉鎖してから数か月たちました。

最初の頃はシニア層から、買物弱者の皆様から頻繁に電話がかかってまいりました。どうしてくれるんだ、何とかしろ、このようなことばかりでしたが、時間が過ぎるにつれてその電話が少なくなってきました。町当局としましてはその間にどのような手を打ったのか御報告願えますでしょうか、お願いします。

町長

閉店に至るまでの経過もかなりの時間をかけて協議してきたところでありますし、また閉店してからも、その存続、また後に入っていただける方について鋭意努力を重ねてきたところであります。

本当に買物環境というのは、この町に住んでみたいとか、あるいは住み続けたい、そういった思いを持っている皆さんのやっぱり基本的なところでありますので、しっかりと旧エコープ飯島店を使っていただけ商業事業者の誘致を行う取組を今後も続けていきたいと思っております。

ただ、前にも平成21年10月31日にコスモ21日が閉店しました。そのときも、4,000平米というあの店舗を引き継いで運営していただける方を、頑張っていたいたんですけれども、6年くらい経過して閉店というような形になりました。

今のエコープの店舗もかなり広い面積がありまして、あの店舗を運営していくって

ということになると月の売上げが2,000万円以上いるというような試算もいただいておりますので、あの規模で、あの立地で同程度の総合スーパーとして運営をしていくっていうのは厳しいところかなという考えも持っております。

そのような中で、新しく営業展開していただける方を今お願いしているところでございます。

そのほかの取組でございますけれども、まず1つ目でございますが、移動販売車のうえたん号の運行は、もうその時点から、4月7日から運行を始めましたけれども、8月の運行ルートの改正によって、車で買物に出られない方への食料費、日用品の販売等をあの店舗の前で行っているところであります。

2つ目は、町の社協ですけれども、野菜や食料品を販売しますふれあい市場を旧エコープ店の駐車場で2回実施しておりまして、この9月にも3回目を実施する予定でございます。

3つ目は、同じく社協でございますけれども、道の駅や店舗を巡る買物ツアー、お買物ツアー、それを2回実施していただいております。

また、4つ目でございますけれども、スーパーやドラッグストアへの公共交通による移動手段、これを案内したり、あるいはバス停を今増やすことで店舗との合意を取ったところでございます。

そういった買物支援に取り組んできているところであります。

そのほか、民間事業者の、名前を出しますととくし丸ですとか、あるいは、Aコープもやっておりますけれども、Aコープや、そういった営業活動もしていただいておりますし、タクシーによるスーパー等への移動も増えているというふうに伺ってきておりまして、これらの取組が買物環境の改善に寄与しているということでございます。

引き続きいろいろな皆さんの御意見をお伺いしながら買物環境の改善に向けて取り組んでまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長 すみません。ちょっと議長より申し上げます。

一般質問は通告制であります。したがって、質問事項何番の何々の1とか、何番の何々の2とか、そういうことを通告して発言していただくということ、それから、順序を変える場合は事前に申入れをして、順序をこういうふうに変えさせていただくということを告知してから進めていただくというふうをお願いをしたいと思います。

以上です。

池上議員 分かりました。すみません。

それでは、ちょっと飛ばさせていただきますけれども、通告の3番へ行かせていただきます。

3番の2をお願いしたいと思います。

駅前空間というものがただの空間であってしまうという、何ていいますか、悲しい結果に終わりたいはございません。

町のにぎわいというものをつくるように町民が努力し、町の中でも活性化を求め、一丸となって町民が活性化していこうという装いというか、活動が起きたときに、町側と

しては、区画整理まで含めて、そうした予算的なものを考えていただけるかどうか、今の段階で直にイエス、ノーは言えないと思いますけれども、努力していただけるかどうか、御判断、お願いできますか。

副町長 すみません、3-2の答えでよろしいですか。

池上議員 はい。いいです。

副町長 じゃお答えします。

今言われたことは飯島駅前のことかなというふうに思っておりますが、そういうことでよろしいですか。

池上議員 はい。

副町長 飯島駅の駅舎、またはその周辺を含めた全体構想をつくり出してにぎわいをということだというふうに思っております。質問の趣旨からしてそうかなと思います。

その点につきましては、町もJR東海と令和9年4月以降ということにしてございますので、これからいろんなことの検討を始める時期かなというふうに思っております。

にぎわいを創出する施設整備ができないか、それに予算がつけられないかという御質問でございますけれども、少子高齢化、人口減少が進む当町においては大きな投資になる施設ではないかなというふうに考えております。

整備、いろいろなものを考えたときに、あそこら周辺一帯をどういうふうにしていくかっていうことを十分に検討した上でやっていくことになるというふうに思いますので、施設整備はハードルが高いということ、ちょっとお金もかかるかなということで、その辺のところは御理解を願いたいというふうに思います。

まず、施設整備ありきではなくて、将来に向かってどのようなまちづくりをしていくかというのがこれから皆さんに出してもらいたい意見としてはいいのではないかなというふうに思っております。そこら辺のことをやっていくことが一番大切なことかなというふうに思います。

飯島の将来にとって非常に重要な課題の一つだと認識しておりますので、町と住民の皆様と力を合わせて進めていくことが一番大事だというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

池上議員 大変素晴らしいお答えをありがとうございます。

今の関連でございますけれども、令和2年にはまちなか活性化協議会というのが町から諮問されてありましたが、一定の提言を迎えた後、休止という状態になっております。

それで、まちなか活性化協議会を中心に、再度、意思がある仲間を集めながら、まちづくりの研究をしながら、先ほど答弁がありましたように、まずまちづくりをみんなの気持ちの中で考え直すという方向をぜひつくってもらいたいと思っておりますので、そうした御協力においては、行政側の御協力をぜひよろしくお願いいたしたいというお願いでございます。お願いします。

では次に参ります。

3-2の下のほう——下のほうというか、3-2の関係でお願いいたします。

この計画を進めていかれた場合、具体的な中にスーパーマーケットを取り入れるとい

うことは必要不可欠だと思いますけれども、大変不可能な場合もございます。そうした場合の買物弱者に対する方法というのは幾つかあります。

先ほど町長が言われましたように、デリバリーサービスだとか、いろいろなうえたん号等々の販売とかいうこともございますけれども、私が思うのは、ぜひスーパーが欲しいというふうに思いますが、万が一、スーパーが——もちろん商売でございますので、これは無理ですよって言われれば、もうそれまでだと思います。

けれども、公設民営みたいな、設備は何とかできる、それから営業は民間が請け負うというような方法を天龍村で今やっているというふうにおきしておりますけれども、考えていただくことは可能でしょうか。

副町長　　そういうことも含めまして皆さんの御意見をいただければというふうに思います。

南信州のほうでは公設民営でやっているところもあるというふうに聞いておりますし、そこんところを視察された議員さんもいらっしゃるというふうに思っておりますので、そういうことも町として考えるというふうになれば、皆さんの合意が取れば、そうすればそういうことも考えられるかなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

池上議員　まちづくりの中によくコンパクトシティという表現がこの頃は出てまいります、コンパクトシティという表現をされている中で、どういうものがコンパクトシティなのかという定義が不明確であります。

コンパクトシティというもの——我々が思うコンパクトシティというのは、人を集める場所、それからにぎわいをつくる場所とっておりますので、建物が集中するとか、便利性を追求するとか、そういうこととはちょっとかけ離れた意味でのコンパクトシティづくりを私の頭の中では考えております。

そうした中で、民営で話をしながら、また一定の結論を出してまいりたいと思いますので、御協力のほどお願い申し上げます。

質問、私のほうは以上でございますので、これで終了とさせていただきます。ありがとうございました。

〔池上議員復席〕

議長　　ここで暫時休憩とします。そのままお待ちください。

休憩　　午前9時37分

再開　　午前9時38分

議長　　会議を再開します。

10番　浜田稔議員。

〔浜田議員質問席へ移動〕

10番

浜田議員　それでは通告順に質問を行います。

今回は4件の質問を準備しております。それぞれ独立の内容になっておりますので、

ちょっと話があちこちするかもしれませんが、よろしくお願ひいたします。

すみません、ちょっと準備が、間違えていました。

すみません、ちょっと不手際で……。

質問の1「脱炭素化への町民支援は十分か。」という質問であります。

事の発端は、太陽熱温水器を考えている町民の方から質問がありまして、町の補助金が太陽光発電に比べて比率が少ないのではないかと、こういう質問をいただいたわけです。

それで、行政報告書を調べまして、ちょっとこれは御覧になりにくいので、要点だけ見るとこういうことになっています。

太陽光発電はキロワット当たり2万円。それで、東京電力によれば、大体4キロワットの平均価格が114万円ぐらいの設置費用だということで、これからいきますと補助率が大体17%ということになります。

その一方、太陽熱温水器の場合には、これ、業界をいろいろ調べたんですが、あまり大きな企業さんがなくて、それで、最終的には一番右下のチャットGPTでじっくり調べたら、相場がこんなもんだと書いてありました。それで、200リットルという普通の4人ぐらいの御家族ですと40万円ぐらいの投資がかかるだろうと。

一方で、補助金のほうは、10%で、上限は3万円なんですね。

そうしますと、投資費用で比べてみますと、太陽光発電機のほうは補助率が17%ぐらい、それで、実質的な補助率が太陽熱温水器だと8%になると、こういう太陽熱温水器に対してはあまり有利ではない補助制度が飯島町の補助制度になっているということが分かりました。

それで、今ここで議論しているのは真空管式の太陽熱温水器というものです。

従来のは、よく御存じのように、昔からある、屋根の上にタンクも載せて、それで、そこに水をためて温水を作るという形式なんですけども、これ、幾つか弱点がありまして、どっちかっていうと、風が吹いたりするとやはり熱が奪われてしまうと、それから屋根に対してかなり荷重がかかるということで、もう一つは、ため水なので、風呂おけには使えるかもしれないですけども調理用の水としては使えないと、こういう幾つかの弱点がありまして、現在、各メーカーが力を入れているのは、御覧の絵の上側、真空管式というやつです。

これにも形式がいろいろあるんですけども、単純に言ってしまうと、ヒートパイプか不凍液のある管を真空で包んでしまって風やなんかの影響を防ぐと、非常に断熱性がよくて、それを一回、普通は屋根の上ではなくて比較的低いところに置いたタンクにためて、そこで熱交換を行って、それで、その中に水道管を、例えばリング状にして熱交換をやると通すと普通水道水が温まるような形で使えと。

つまり、さっきの弱点であった飲用に適さないとか、そういう問題も、あまりたまっていたら確かに場目ですけども、最初の部分を捨ててしまえば使えと、これが今の主流というか、かなり合理化されたパイプです。これは種類が結構あったんで一概には言えないですけど、基本的にはこういう構造っていうことです。

それで、ちょっとこれは御覧になりにくいので、町の中期的な導入目標と削減量、要するに町の計画の中から拾ってみました。

そうすると、比較から言いますと、太陽光発電というのは、効率は、実はあまりよくありません。シリコンにしても、これからのペロブスカイトにしても、太陽の紫外線に近い側しか使わないので、もう物理的に 20%っていう効率は限られてしまっています。

それに比べると太陽光熱温水器っていうのは 50%から 70%ぐらいの太陽のエネルギーをお湯に変えられると、こういう特徴があります。

それで、その下、条件の下で比較すると、御覧の表の中の 1 日当たりのエネルギーは、どちらもおおよそ 12 キロワットアワーということになります。

それで、長所は、太陽光発電は非常に汎用性が高いと。つまり、電気エネルギーっていうのは非常に優れたエネルギーですので、照明ですとか動力ですとか、情報操作——パソコンみたいなもん、こういったありとあらゆる分野に使えると。

一方で、太陽熱温水器は用途が限定されてしまうという問題があります。

それで、それぞれ一長一短はあるんですけども、太陽光発電機の短所っていうのは蓄積不可能だということなんです。その場でつくったものは、電気ですのでその場で使わなきゃいけない。そうすると、これを免れる方法としては、売電をするか、あるいは蓄電池を使うかということで、これはハイブリッドカーやなにかに接続するとまた別の補助金が出ることで、国としては太陽光発電の用途を広げようという意図が明らかに感じられるんです。

ですけども、実際、私も太陽光発電を使っていましたけれども、発電中に使う機会はほとんどないんですよ。売る以外にないんですよ。

お昼の昼食の調理に使うとしても、太陽が照っている 3 時頃から夕食の支度をする方はほとんどいらっしやらないはずですし、実際の調理時間っていうのは朝早くか夜の日が落ちる頃からかということで、結局は売るか蓄電するしかないという意味では、その家庭で使う機会は極めて限られているという問題がある意味じゃ弱点だろうという意味で、ほかの設備との組合せをしないと使えない。

それと、もう一つ、九州電力なんかは時々やりますけども、太陽光発電が過剰になると売電を制御してしまって実際には売れないという問題が起こってしまうと、こんなことになって、必ずしも家庭にとって 100 点満点の構造ではないかなと。

その一方、太陽熱温水器っていうのは、意外なことに蓄熱が可能なんです。ある日に雨が降っていて、次の日が多少曇りでも、前のお湯はそれなりに熱が残っていると、こんな違いがあります。

それで、こんな違いの下で町の導入計画をざっと見てみました。

ちょっと御覧になりにくいかもしれませんが、太陽光発電については、実は 2030 年と 2050 年の間に約 2 倍近い規模の増加を誘導しようとしていまして、削減の、要するに熱としての削減量は非常に大きいと。とりわけ、これは事業所ですね。町内の事業所に大きな改善を義務づけるというか、誘導しているということになります。それで、家庭用もそれに近い形で、この 20 年間で 2,330 キロワットをやろうとしている。

その一方、先ほど補助金が少ないと言っていた太陽熱利用のほうは、2030年が53件、それで2050年が100件ということで、太陽光発電に比べて極めて消極的な計画がここには書かれているというふうに私は見ました。

本当にこれでいいのでしょうかというのが私の質問の1番目です。できれば、私としては、本当にその場で使える、それから比較的low価格で効果的に使える太陽熱利用にもっと力を入れるべきではないかと思えますけれども、これに対する町側のお考えをお尋ねいたします。

[唐澤町長登壇]

町長 脱炭素化の取組についての御質問でございます。

いろいろな地球温暖化防止対策については、複合的に様々な施策を組み合わせながら実施していくということになります。太陽光発電だけではなく、また太陽熱もそうですし、またいろいろな省エネ推進ですとか、複合的に取り組んでいく。

特に、飯島町は全町的には63万トンの炭素を年間に出しているわけですが、その4割近くを大きな企業の皆さんが排出されているということで、その皆さんと協定を結びながら脱炭素化の積極的な取組をお願いしてきたところでもあります。これにつきましては、既に実行に移されている企業もいらっしゃいますし、様々な取組をされているところでもあります。

家庭用につきましても、そういった意味で、お示しいただいた補助事業等を導入してきたところでございます。

町は令和4年10月29日に飯島町カーボンニュートラル宣言を表明しまして、翌年10月に飯島町カーボンニュートラル実行計画を策定いたしました。これに基づきまして町の脱炭素施策を展開しているところでございます。

御質問の家庭用の太陽熱温水器の普及に関しましては、実行計画では年間5年の導入目標を掲げているところでありますけれども、直近の実態としては年間1件の実績にとどまっているところであります。

一方、家庭用太陽光発電の普及に関しましては、電気料金の高騰も相まって順調に推移しておりまして、実行計画における中間目標の達成を見込んでいるところでございます。

先ほど申し上げましたけれども、現在こうした家庭への再生可能エネルギーの普及に向けて地球温暖化対策設備設置補助金制度を設けて対応しているところでありますけれども、これは全て町の一般財源で、単独財源で賄われているということでありまして、設備の導入費に対しまして十分な補助になっているとは考えておりません。

限られた財源の中で住民の皆さんの要望と脱炭素の目標をマッチさせるために、より効果的な補助金へと見直しを進めていくことが必要ではないかと考えております。

また、国や県の補助金活用なども視野に入れながら、より活用しやすい制度に向けて検討してまいりたいと思っております。

現在は物価高騰で、風力発電も頓挫した経過もありますし、太陽熱利用についても太陽光発電についても様々な資材が非常に高騰しているところでありますので、それらの

ことも含めながら見直しを進めてまいりたいと思います。

〔唐澤町長降壇〕

浜田議員 太陽熱利用についての明確な御返事はいただかなかったように私は思えるんですけども、確かに物価高騰はあるかもしれませんが、ざっと調べたところ、太陽熱の利用のメーカーさんっていうのはかなり国産なんですよね。

それで、太陽光パネルはほとんどが中国産か、どっか外国のものを仕入れるのがほとんど主流になっていまして、そういう国内企業を育成するという意味も含めまして、やはり飯島町としては太陽熱利用についてもう一つ力こぶを入れたらどうかということで私は見直しを求めているんですけども、補助金の組替えといいますかをやってはどうかというふうに思いますけど、改めて町長のお考えをお伺いします。

町長 町内企業で太陽熱を利用する設備の開発を進めていらっしゃる企業もありますし、そういった国産の産業育成のためにも、太陽熱利用については見直しを進めていきたいと思います。

浜田議員 見直しをいただいているということで、期待しながら次の質問に行きたいと思います。次は小水力発電です。これもカーボンゼロの中に計画が入っています。

ただ、拝見したところ、例の越百のしずく発電所に伴って水道用の発電所を造るという領域に具体化の範囲はとどまっていまして、そこから先の姿が見えないというのを私は心配しています。

それは、心配しているというだけではなくて、天竜川から標高1,000メートル以上のところまで、私自身も町内の発電所の可能性についてはかなり調査しました。

その結果、実は、非常に率直に言って、今のFIT34円という条件の下では、この領域で採算性のある発電所を造ることは決して容易ではないということに改めて直面しました。

これは、かなり、合理化も含めて、新しい技術も使ってどうなのかということ町内のこういう経験のある設計会社さんとも共同でやったんですけども、有望地点5か所ほどを見ました。現地も見て、それで、ほぼ実施可能な設計までやったんですけども、その結果が御覧になるような表に入っています。

例えばC地点、総工費が1億8,900万円。

それで、20年総合収支というのがあるんですけども、これは、途中で改修したりとか、いろんなメンテナンスとかを含めて、20年間で、FITでどのくらい利益を得るかということなんですけども、御覧の表のCを見ていただくと、20年総合収支が9,018万6,000円。

それで、20年で割ると1億8,900万円投資した水力発電所の1年当たりの収支というのが僅か450万円なんですよ。これで事業をやる人はいないというふうに思います。

それで、一方、御覧の一番下のEという箇所なんですけど、ここは1億円に行かずに、8,400万円ほどです。

それで、20年総合収支はCの約半分ぐらいになっているんですけども、いいかどうかはよく分かんないんですけども、多少こっちのほうが脈はあるかなというふうには感じてい

ます。それでもこんなもんなんですね。

ですから、私どもも公設民営といいますか、町から出資いただいてこんなことをやっているんですけども、どうもこの状況では我々が単独で事業に手をつけるという結論には至らなかったというのが現状です。

ただ、今Cというところで御覧に入れたのは、実はある特徴がありまして、かなり急峻な山の斜面に水圧管をつけて、それで、それを一番下側の水路にまで、これは天竜川なんですけども、そこにつながっている管なんですけども、そこに落とそうと、これが意外によかったんですよ。

その上で、理想的なというか、本来の水力発電所っていうどういうもんなんだろうっていうことを改めて考えてみたんですけども、理想的な水力発電所の構造っていうのは、大体今御覧になっているような感じです。

上は飯島町付近の山を空から見たグーグルマップの絵なんですけれども、どこでも集水域というのがあります。お皿のようになっています、雨が降るとそこで川になったり、あるいはそこに池ができたりして水源池になっている。

それで、集水域から普通は延々と水圧管を引っ張るものなんですね。水圧管ではなくて、これは圧力がかかっていないトンネルを掘るんです。それで、急な崖のところまで引っ張って行って、それをどんと落とすと、ここの水圧差で発電するというのが普通の発電所の構造です。

これは、越百のしずく発電所もそうになっていますし、与田切発電所も、どちらも水圧管ではないトンネルを水源池からずっと、地下を掘って走っています。

それから、よく御存じのように、駒ヶ根の吉瀬から飯島の天竜川の東岸の地下を通して、それで中川村の渡場に落としている中部電力のあれも、非常に横に長い、本当にあきれるぐらい長い水路を造って、最後の斜面で落としていると、これが水力発電の一番理想的な姿で、これは、もうどこでもそうです。

それで、さっきお話しした私どもの調査を改善しようとしたら次のようなやり方しかないのかなというふうに思ったんです。

非常に高い1,000メートル以上のところは、もう私たちが手をつけられるような地点ではありません。もうこれは企業局が既に越百のしずく発電所やなんかでやっているように巨大な土木工事費がかかって、我々民間のような企業がやれるようなところではない。

じゃ、この写真にあるような高山の集水域が使えないとしたらどんなことが可能なかっていうことを考えてみたんですけども、それが飯島にはあるんじゃないかと思っています。

これは、具体的に言うと、田切でも七久保でもそうですけれども、飯島の中を網の目のように走っている枝井です。これはそのままそれぞれのところで天竜川に落ちてしまうわけです。けれども、住民の皆さんの協力をいただいて枝井を特定の急峻な崖の1か所に集めてくれば、それはそれなりの発電ができると思っています。

先ほど御覧に入れた場所もそうです。ここは雑排水と農業用水路の終末なんですけど

も、これを上手に集めればこういうことができると思っています。

そうなると、町内の水利組合の皆様、それからもとの水利権者である町、こういったところと共同でやれば、実は先ほど赤字だと言っていた水力発電が可能になって、水道局用で具体性が止まっている、その次の姿が描けるのではないかというふうに私は思いました。

ということで、何が言いたいかといいますと、この事業、カーボンゼロで水力発電を何かする上では、やはり町、ないしはそれに近い機関が音頭を取っていただいて、今言った町そのものを集水域として天竜川に供給することで発電効率を上げて、採算性を上げていくと、こういったことをやってはどうかなというふうに考えた次第です。

ということで、ちょっと抽象的ではありますが、こういった構想にお力添えをいただけないかというふうに考えまして、見解をお伺いしたいと思います。

町 長 小水力発電の御提案をいただきました。

自分も小規模の小水力発電はもう絶対にもうからないなど、何十年たっても設備に見合う、投資に見合う改修ができないなどというのは感じてきたところであります。

今御提案のありました集水してそれを一挙に発電に回すということでもありますけれども、いろいろな町にも組織がありますので、またその中で検討させていただきたいと思えます。

当面は、今は越百のしずく発電所から上水用に分けていただいた水で発電という計画もありますので、その詳細につきまして、進捗状況とこれからの展開については担当課長より説明を申し上げます。

また新たな御提案があれば提案していただきまして、一緒に研究をしてみたいと思えますので、よろしくをお願いします。

住民税務課長 関連でお答えいたします。

町が考える水力発電事業ですけれども、この間、地域課題である自主財源の確保、脱炭素、災害への備えを解決するため、第6次総合計画の環境循環ライフ構想プロジェクトの一角に位置づけて検討が進められてまいりました。

具体的な手法としましては、県企業局の与田切発電所と11月頃の竣工を予定しております越百のしずく発電所との連携によって町の浄水場への水道用水として供給を受ける導水管に発電機を設置することを検討しております。

この検討が実現の暁には、電力の確保に加え、降水時に発生するオンボロ沢の濁り水——濁水を避け、安定した取水が可能となるために、さらなる安定給水が期待できる一面があります。

ただし、浜田議員さんのおっしゃるとおり、水力発電事業の採算性についてはまだまだ検討の余地がありますので、事業方式や水利権など、関連する諸課題も含めて、有利な補助事業の活用と併せてさらに検討する必要があると考えております。

現在も県企業局との協議を継続しておりまして、今後は、その進捗状況も踏まえまして、都度、御報告をさせていただきたいと考えております。

また、町内にはこのほかにも農業用水などの小水力発電の適地が複数ございますし、

先ほど浜田議員さんのほうから理想的な水力発電所の考え方についてもお示しいただいたところであります。町自然エネルギー推進協議会やiNE開発においても研究を進めていただいておりますので、町としてもできる限りの支援をしてみたいと考えております。

浜田議員

いろいろ研究していただけるということで、今後の展開、大変期待しております。あんまり時間がかからないように、一つ一つ具体化していきたいと、町と協力しながら進めたいと思います。

では次の質問に移ります。

2—2です。「町内事業の民間委託は町民にとって有益か。」ということであります。

この間、幾つかそういう動きがありました。1つは空き家活用ってということで地域力創造推進プロジェクトであります。

それで、これが今年度の行政報告書に出ていました。結末のよく分からない報告書でした。テキストサマリードットコムというところでAI要約してもらったらこういうふうに要約してくれていました。

令和6年度に立ち上げましたと、それで地域課題の解決や地域魅力の向上を目指した云々かんぬんということで、包括連携協定を締結したけれども、協定は令和7年に終了して、事業費は2,766万円で、実際の支出は1,000万円だったということです。

これ、行政報告書って淡々と事実を書いているだけで、私から見ると何の責任も書いてないじゃないかっていうふうに思うんですけども、まずこれが民間に委託した事業の一つの結末です。はっきり言って失敗だと思っているんです。

それで、これに対して誰がどういう責任を取ったのかということも含めて、このやり方がよかったのかどうかということをお尋ねしたいと思います。

町長

地域力創造プロジェクトの要約をいただきましたけれども、基本的には、今、地方創生と言いながら、東京の企業がいろいろな財力で地方に投資していただけるんですけど、結局、投資したものはまた中央に戻ってしまう、そういう仕組みになっているところなんです。

それを、何とか地方にきちんとお金が落ちるような仕組みをつくっていききたいということで、官民連携は非常に重要ですので、その中で、この3者——アドバイザー、活性化起業人、地域おこし協力隊、これが三位一体となって一つのソーシャルベンチャーをつくって、飯島町に根を張って、しっかりとこの地で活動していただくと、そういう意味で、非常に期待して昨年10月に導入したところであります。

ところが、やはり、なかなか人が集まらないという中で、当初のソーシャルベンチャーを立ち上げて、飯島町でしっかりと根を張って活動していただくということができない、今後もしもできる見通しが無いということとを判断しまして、6か月でありましたけれども、このプロジェクトについては一応区切りをつけたところであります。

その成果については担当課長よりこれから説明申し上げますけれども、責任は誰が取るかということとありますけど、基本的に責任は私が取るということとあります。最初に導入を決定して、議会に説明させていただいて、予算もつけていただいて、事業を実施

して結果が思うどおりにいかなかったということは、責任は私にありますので、責任は今後取っていきたくて思っております。

成果につきましては担当課長より申し上げます。

企画政策課長

昨年9月に民間事業者のノウハウ及び総務省の外部人材派遣制度——地域力創造アドバイザー、地域活性化起業人、さらには地域おこし協力隊制度を一体的に活用した課題解決組織を立ち上げて、官民連携によるさらなる地域の魅力向上、地域課題解決を目的として進めてまいったところでございます。

主に空き家等の対策業務を行っていただいたところでございます。空き家情報を地図にプロットした分布図や空き家を活用した事業提案を成果としていただいたところでございます。

今後は可視化した空き家地図を基にした空き家の活用などに生かしてまいりたいと考えているところでございます。

浜田議員

これは最初に事業者を紹介されたときから議会はみんなうさんくさいという印象を持っていたんで、失敗したら失敗したという話でいいと思うし、そのことも行政報告書にきちんと書いたほうがいいんじゃないかというふうに思います。

それで、ちょうど議会が入れ替わってしまったんで、当時、議会で問題にされた方は議員ではなくなったんで、今回はその代りに質問したという内容ではありますけれども、白黒ははっきりさせて、町長は自分の責任だというふうにおっしゃいましたので、それはそれで理解しました。

では2-2に行きます。

与田切公園が町内事業者に委託されてからしばらくたちました。

この間、行政評価書を見たら、観光客数は昨年度を下回ったと、それでコロナ感染症の5類移行で大規模テーマパークのお客が行ってしまったんだと、それでキャンプ場の需要も減ったと、それで与田切溪谷の整備と活用が必要だと、それで特産品と宿泊所が少なく長期滞在での経済効果が薄いと、これが行政評価書、これは令和5年度の評価書なんです。

ただ、これ、全体を見て思ったのは、観光目的の形が書いてあるだけで、町民の利用については何も書いてないんですよ。

ここは、昔、議員何人か——4人だったかな、もう辞めておられる方も何人かいらっしゃいますけれども、元久保島議長やなんかと軽トラ市研究会っていうのを立ち上げて、町内で行われていなかった軽トラ市を初めて与田切公園のフェスティバルでやると、それをずっと継続していて、10店舗近く毎回出店いただいていたかね。

そういう場だったのに、それ以降、行政報告書から見ると、町民の憩いの場、親水公園としての報告が全然見えてこないというふうに私は思っているわけです。

ですのでお尋ねしますけれども、一体これでいいのかどうかということ、実際に町民が何%利用しているのか、このデータをお持ちだったら、それをお答えいただきたいと思います。

産業振興課長

与田切公園は整備されてから40年経過しておりますが、現在は、イベント、それから

お花見やバーベキュー、キャンプにテニスと、多くの方には利用されております。

町民の方の利用状況でございますが、令和4年度に実施いたしました、公園整備に向けたアンケートを取りました。結果は、1週間に数回または1か月に数回利用される方の割合が約13%、1年に数回利用される方の割合が約60%、利用したことがない方の割合が約25%との回答で、決して高い利用率ではございませんでした。

その結果を受けて、町では与田切公園再生整備計画で町民の皆様がそこで遊んで自然に親しめる公園になるよう進めているところでございます。

現在は指定管理業者による公園に管理をお願いしておりますが、いろいろな工夫を凝らしたイベントの実施や、公園を整備し、安全に利用していただけるよう取り組んでいただいているところでございます。

また、町民の方に利用していただけるよう、バーベキューサイトの利用料につきましては町民価格を設けるなどの取組を行っております。町民価格を設けております。

与田切公園については、遊具のある身近な公園になったらいい、またスポーツのできる公園がいいなど、いろいろな御意見も町民の皆さんからいただいております。

町といたしましても、まずは町民の皆さんの御意見を伺うところ、また与田切公園が町民の皆様により親しみやすく利用していただける公園になるよう努めていかなければと考えているところでございます。

浜田議員

60%がいつも行っているっていうのは、ちょっと私には信じられないんですけど、きちんとしたデータを取って、本当に町民の皆さんの利用を増やしていただきたいなというふうに思います。

これであまり時間を取るわけにもいかないんで、次の質問に移ります。

去る8月20日の議会全員協議会で副町長は中央公民館の再開は考えていないということをおっしゃいました。

そのときは具体的な理由をおっしゃらなかったんで、改めてなぜかということをお尋ねしたいと思います。

副町長

お答えをさせていただきます。

中央公民館のあった頃の社会教育活動はとても充実していたという認識は私も持っております。

当時も——これから申し上げますけども——いろいろな関わりがあって、中央公民館の館報の関係ですとか、活動するのを各地区から出していたかなというふうに思っておりますけども、そこんところは十分理解しておりますが、世の中の状況や地域の住民が求めるものが変化していく中で、公民館は、社会教育活動を行う場所ばかりではなく、地域住民が集い地域づくり活動を実践する場所としての役割が大きくなってきているというふうに理解しております。

そのような状況の中で、住民が集い、まちづくりについて考え、実践する公民館活動は、中央ではなく、より住民に身近な地域の公民館で行うことが大事ではないかというふうに考え、現在の形になったというふうに思っております。

それに対しまして、中央公民館から機能を引き継いだ生涯学習センターは、そうした

地区の公民館の活動を支援するとともに、公民館では実施できない講座などを行うようにしたものでございます。

活発に社会教育事業が行われた中央公民館時代には、各地区から推薦された 17 人の中央公民館社会分野、12 人の館報編集委員が大きな役割を果たしておりました。

また、今では子育て支援センターが実施するようになっている親子向けの講座や育児サークルの支援なども、当時は中央公民館が担っておったというふうに思っております。その時代に求められた課題に対応していたのかなというふうに考えております。

しかしながら、4つの地区から推薦いただく役員の方の負担軽減や時代の変化に応じた果たすべき機能を考えると、中央公民館に戻すのではなく、現状の形の中で4地区の公民館活動を充実させるにはどうしたらよいかということを検討し、さらに自立した公民館活動を目指すとともに、生涯学習センター今まで以上にその役割を果たすように努めることが望ましい姿であると考えております。

多分これは指定管理のときに話をしたというふうに思っております。

我々のほうも、指定管理の中で業者さんをお願いしたといたしましても、あその館という役割を十分理解しながら関わりを持っていくということが重要かなっていうふうに思っております、決して全部そこで投げ出すつもりはないというふうに考えております。

当時の諸事情とは違って人がいなくなっていることを考えれば、中央公民館事業をもう一回復活させるよりも生涯学習センターとしていかに機能させるかっていうことを考えたほうがいいかなということで、そういうふうに申し上げたものでございますので、よろしく願いいたします。

浜田議員

私も昔の中央公民館の機能をそのままやるのは、さすがに時代が移り変わったから無理かなとは思っていますけれども、でも、当時はそれなりの指導力を発揮していたと思うんですよ。

それで、その後の動きもいろいろ追跡してはみたんですけども、ちょっとここに独断的なことを書いていますけども、平成 23 年に生涯学習センターに移行して、4 区の公民館が各地域でその機能を分担したと、これをずっと行政報告書で追ってみました。

そしたら、ちょっと質問の中に私の間違いがありまして、平成 25 年度の行政報告書からテーマの記述がなくなったというんですけど、これは間違いでした。ずっと残っていました。

それで、何で私が間違えたかっていうと、実は、地域創造課ができて、向こうに所管が移ってしまって、私は行政報告書の一定のページだけ見ていたもんですから、うんと後ろのほうに飛んだのに気がつかなかったということで、これは訂正させていただきます。

ただ、いずれにしても、こんな感じです。

平成 23 年度、飯島区、子ども広場運営、里山整備、秋桜まつり支援、軽トラック市の開催。これ、軽トラック市って飯島地区がやったんじゃなくて私たちがやったんですけども。

それで、各区がこんなもんです。

その後、年度を追うごとに項目は増えていくんです、ずっと軽トラ市は続いていますけれども。

例えば本郷地区、ホテルの——小さくて見えないかな、ホテルの里づくりっていうようなこともあって、項目は増えているんですが、本当に地域でやっていることをリストにしたというふうには私には聞こえなくて、それで、例えばさっきのホテルの里づくりは途中で挫折してしまいましたし、本当にこれでいいのかという疑問は持っています。

ですので、中央公民館そのものが仮に復活しないとしても、やはり町全域でやる事業、あるいは生涯学習はある程度イニシアチブを取ったほうがいいんじゃないかというふうに私は思っているんです。

そうしないと、4区が全く独立するというわけでもないですし、そういう意味で、実際には解散しちゃいましたけども、何でしたっけ、前町長のときにやっていた、名前が出てこない……。ああ、そうそうそう、あれが実際には生涯学習に近かったんですよ。

あのときには、それまで生涯学習に出てこれなかったような方も集まって自然だとか食だとかをやっていたので、それをむしろ残して、それで、しかもそれには全町的な方々が集まっていたから、それをやったほうがいいのではないかというふうに思った次第です。

ぜひそのあたりも含めて今後の方向を考えていただきたいということで、これ以上これは答弁を求めませんけれども、いろんな考え方はあると思いますけども、上手な運営をしていただきたいということをお願いして、次の質問に移ります。

次の質問は3番です。「各種期成同盟会総会後の飲食は必要か。」ということで、私も、何だっけな、竜東線かなんかの期成同盟会に呼ばれて、4時から総会が始まって、15分ぐらいで事業報告が終わって、しゃんしゃんと承認されて、15分ぐらいで次の年度計画が策定されて、前の報告とほとんど変わらない計画で、それで、その後、たしかあれは竜東線でしたか、竜東線の説明が関係機関からあって、それで5時前には終わってしまって、それから飲食が始まったと、私はもう遠慮してそのまま帰りましたけど。

これって、調べてみたらこれだけあるんですよ。これ以外にも若干ありそうな気がします。金額は大したことないです。34万4,000円ということです。

けれども、このたびにいろんな方々が集まって、似たようなことをやっているんですよ。

それで、本当に、これ、そこで飲食までやって懇親会をやるっていうのは本当に必要なかということで、近隣にも聞いてみました。

伊那市ではお茶も出ませんと言っていました。

それから、箕輪町ではコロナをきっかけにやめたと、実際に、逆に言うと総会の場ではかなり突っ込んだ議論をやっているみたいです。ちょっと幅広の普通のガードレールだったものをパイプに変えようとしていたと、そんなことをやっていいのかっていうことで、具体的な議論をやっているって言っていたんですよ。それはすぐに、事業が近いからそういう話になったのかもしれないけれども。

いずれにしても、旧態依然のやり方で町民の税金を使って飲食をやっているのかというのが疑問です。もうそろそろやめたらどうかというふうには私は思うんですけども、町側の見解をお尋ねしたいと思います。

町長 各種期成同盟会の総会後の飲食について、必要ないのではないかという御質問でございますけれども、昨今は、コロナ禍の影響もありまして、各組織の会議後の飲食が減ってきている流れがあることは承知しております。

同盟会総会後の飲食を伴う意見交換会ですけれども、事業の推進について、国、県、また関係団体の出席者と交流し意見交換を行う地域の発展に資する重要な意見交換の場だということも事実でございますので、こういった場で得られる情報や人脈は今後事業を推進する上で必要なものとして今後も継続してまいりたいと考えております。

具体的には、事業が進んでいるものについては早期実現をお願いしておりますし、まだ計画、調査ができていないものについては計画、調査をしていただくようにその場で様々な取組をしているところであります。

決して飲食が目的ではありませんで、そういった事業の推進に当たって関係機関ときちんと連携を取りながら進めていくという非常に重要な場になっていると考えております。

なお、付け加えますけれども、国や県の職員の皆様におきましては応分の負担をいただいているところでございます。

浜田議員 飲食をやるとおっしゃっているんで、そうですかと言うしかないですけど、考え直していただきたいということだけ申し上げておきたいと思います。

最後の3番目は、多分これは平行線になると思うんで、飲食なしでも私は議論ができるといいますということだけ申し上げておきたいと思います。

それから、やめているところはあるんで、飲食なしでも議論をやっているところがありますということだけお伝えしておきたいと思います。

4番目に「町の危機管理を問う。」ということで、すみません、ちょっとスライド、違うのを使ってしまったのかな、ある程度データをまとめてきたんで、どっちみち時間がないので、行きます。

4-1 というようにまとめていきます。

この夏のコロナ感染症は結構深刻なものでした。

それで、NHKでも特集ページを設けていまして、この間伊藤議員がおっしゃったRS何だっけ、何とかっていうのも含めて、20種類ぐらいが急増したんですよ。

それで、いまだに、まだ8月31日のデータを見ても全然収まっていないと、これだけのことが起こっていて、町内ではある事業所が4日間休業になりました。

そういうことがあったのに、いいちゃんメールでも、あるいは防災無線でも、熊の話はしていましたけれども、コロナについては何の警告もなかったと、こんなことでもいいのかということ……

議長 時間です。

浜田議員 はい。

ということで、もっときちんと危機管理をやっていただきたいことと、お願いします。
これで終わります。

[浜田議員復席]

議長 休憩を取ります。再開時刻は午前10時50分といたします。休憩。

休憩 午前10時29分

再開 午前10時50分

議長 会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

2番 坂本紀子議員。

[坂本議員質問席へ移動]

2番

坂本議員 それでは通告に従いまして一般質問をいたします。

今回は2点についてです。1つとして、国が事務事業の効率化のためコンピューターでのチャットGPTの利用を進めているが、それをどのように考えているのか、それと、もう一つは、いいちゃんバスの改善とデマンドタクシーチョイスコの導入を求めるがという、この2点であります。

順次質問をしていきます。

1の国が事務事業の効率化のためにコンピューターのチャットGPTの利用を進めているが、それをどう考えているのかであります。

チャットGPTはアメリカのオープンAI社が開発した対話型のAI——人工知能で、チャットサービスとなっております。

AIというのは日本語に訳すと人工知能となりまして、人間の知性行動をコンピューターで模倣させる技術の総称の意味となっております。

その技術の一種である生成AIの具体的なサービスの一つがチャットGPTとなっております。

この中にはもう一つジェミニという名前のサービスもあります。

生成AIは、利用としてはテキスト、画像などを新しく作り出す技術で、チャットGPTはその中のモデルの一つとなっております。特に、これは大規模言語モデル(LLM)を活用し、自然な文章と、作成した人間のように会話をしたりすることに特化したチャットボット型のサービスとなっております。

しかし、現在どんどん世界では利用者が増えているので、その危険性も指摘されているところでもあります。不適切な発言や情報拡散のリスク、それからまた著作権のリスクで、コンピューターは人間と同様な判断力や倫理的な考え方をおおむね備えていない点に気をつけるべきと言われております。

1—1であります。

人工知能——AIに対する町長の所見をお尋ねいたします。

〔唐澤町長登壇〕

町長 人工知能——A Iに対する所見ということであります。

議員さん、映画はお好きでしょうか。

坂本議員 はい。

町長 「ミッション：インポッシブル」の最後の7作目——最終作ですけど、「ファイナル・レコニング」を御覧になりましたか。

坂本議員 まだ見ていません。

町長 ちょっと3時間という長編ですので大変かと思いますが、この中で出てくるのがA Iです。エンティティというA Iが出てきまして、それが世界を支配して、世界の保有している核、その機能を全部エンティティが制御して、世界中に核爆弾を拡散していくという、それを阻止するのがトム・クルーズなんです。

その以前にも、「ターミネーター」という映画がありまして、その中にも、人工知能——当時はA Iではなくて人工知能という表現でしたけども、スカイネットという人工知能が宇宙を支配しているっていうような形でした。

私としては、A I、これから世の中がどういうふうに進んでいくかは分かりませんが、非常に危惧をしているところでもあります。人間を超えた知能を持ったA Iがこれからどのような形で世の中に広がっていくのかっていうところで、本当に、映画ではないですけども、そういった危機感を持っているところでもあります。

A Iは、私たちの暮らしや社会のあらゆる分野で業務の効率化や課題解決に貢献するものとなってきている一方、個人情報の漏えいなどの倫理的な課題や雇用の喪失、情報の正確性、著作権等の権利の問題など、課題もあるものと認識しております。

A Iはあくまでもツールであるため、使い方次第では有益にも有害にもなりますけれども、その可能性は非常に大きいと考えております。

社会全体が安心してA I技術の恩恵を受けられるような環境整備などに向き合っていくことが重要であると考えております。

〔唐澤町長降壇〕

坂本議員 それでは、2番に行く前に、私がチャットGPTの無料配信をしまして会話したデータを御紹介いたします。

〔録音再生〕

坂本議員 今、これが、会話したチャットGPT側の声と、それから人間の生の声との会話の内容なんですけれども、今しゃべっていた——1—2に行くんですけども、EUでは今年度2月に開始されたA I法というのがあります。4つのリスクレベルを設けて、それぞれのリスクに応じた規制を決定して、それに加えて汎用A Iに関する規制があります。その中にチャットGPTやジェミニといった生成A Iが含まれております。その内容は、非常にEUの規制は非常に厳しいものとなっております。

日本ではEUよりはるかに緩いA I新法が今年6月にできております。これらの内容を町長は知っていますか、またこれに対する町長の所見を伺いたいと思います。

町長 EUのA I法と日本のA I法ですけども、全て熟読しているわけではありませんけ

れども、あるということは承知しております。

日本とEUの法整備、これは考え方が違うということもありますし、日本の法律は、ちょっと、少し緩いのではないかということも言われておりますけれども、急速に進む技術革新に対応するため柔軟な対応が可能になっているというふうに考えています。

EUのAI法ですけれども、これはリスクを重視しておりまして、基本的人権や安全の保護を優先した規制も含めた予防的なものでありまして、規制に違反した場合には罰則規定も設けられております。

日本のAI法ですけれども、AIの研究開発と活用の推進を目指す、後押しするっていうのもありますし、また一方、AIがもたらすかもしれないリスクにきちんと対応していくための基本的なルールも定められた法律というふうに理解しておりますけれども、おおむね理念的な法律であるということだと思います。

AIがもたらすリスクへの対応、例えば偽りであったり誤情報による情報操作等の場合には民法や刑法、またバイヤス、これは差別や偏見でありますけれども、その助長の場合にはヘイトスピーチ解消法や障害者差別解消などの別法令で対応されるものと考えております。

坂本議員

今、EUと日本との違いを町長に言っていただきました。

非常にヨーロッパのほうで規制を厳しくしているというのは、先ほど、アメリカではチャットGPTを使って友達のように会話をしてしまって、そこに入り込んだ男子——16歳ですけれども、その子が自殺してしまったという——今日の信毎にも具体的な内容が載っておりますけれども、そういう事件がありまして、ヨーロッパでそういう事案はまだちょっと聞いておりませんが、汎用AIそのものがまだ未熟というか、発達途上にあるものなので、規制のかけ方は、やはりヨーロッパと日本、アメリカと微妙に違うということがあります。

危険性も十分に分かって使うべきだと思っております。

1—3に行きます。

チャットGPT、汎用AIモデルは、EUのAI法をつくる中で、差別や偽情報といった有害コンテンツの生成や個人情報の不適切な取扱い等、懸念が示されています。

チャットGPTの特徴は、大規模言語モデル——LLMを活用し、情報が事実であるか否かよりも単語が出現する頻度や関連性によって文章を作成するため、フェイクニュースや真偽不明な情報が含まれる場合があるからです。

また、画像などを新しく作り出す能力がありますので、人物の写真の顔の部分だけ別の顔を乗せ換えるということもできます。それで、これに関しては既に日本国内でも事件が発生しておりまして、子どもの顔を乗せ換えて、別の方の顔が乗っかって、それが拡散されてちょっと問題になっていることが過去にありました。

こういった中で、国ではチャットGPTを使い行政の効率化を進めるよう求めております。

当町では無料のアプリが全職員のパソコンに導入されたと聞いております。これに対する利用率はどのくらいでしょうか、また問題は起きていないのかを尋ねます。

企画政策課長

当町では、無料の行政向けの生成A IでチャットG P Tをベースにしました行政A Iマサルくんというウェブサービスを利用しております。

このA Iは、全国626自治体が利用登録している公務員専用のA Iでございまして、高い正確性と安全性をうたっているものとなっております。

無料で利用しているため、現状の利用率等の分析の機能はございませんけれども、参考としまして、令和5年度にチャットG P Tを導入しましたときに行った職員向けのアンケートでは、約6か月間——半年で一度だけ利用したという人が1割強、複数回利用したという人は1割に満たない結果となっております。

この結果を受けましてチャットG P Tの使用方法を研究し、職員向けの周知を行いながら利用を継続するというにしまして、無料版での活用を進めてきたところでございます。

A I技術も日々進化しまして、公務員専用のA Iが無料で活用できる状況となってきたということから、現状の形となっているところでございます。

また、現在の利用シーンとしましては、国の行政文書を学習データとしまして、文書の作成や校正、要約、条例、規則の作成といった行政文書に特化した限定的なものとなっているところでございます。

現在のところ特に問題が起きているということはありません。

坂本議員

今の話でいきますと、行政に特化したA Iということで、安全性と、それから高い正確性を備えているというお話でした。

それに、今現在使っているのが国の行政文書とか条例とか、限定的なことに関して使っているということでしたので、問題は起きていないということで、安心はしております。

次の1—4に行きます。

先ほどの、私がここで会話をしているのを皆さんに聞いてもらいましたけれども、そのチャットG P Tの会話から、日本での認知度は62%、それで、また利用率は15%という、会話の中で話が出てきておりました。

2023年4月の情報では、情報漏えいリスクを理由に利用制限や一部禁止している企業や県もあるということ、調べてみたらそういうことがありました。

それで、その企業名は、これは2023年4月の話なので、この内容が少し変わっているかもしれませんが、一応、一部禁止とか、そういうふうに行っている企業は、N T Tドコモ、ソフトバンク、アップル、アマゾン、J Pモルガン、それからサムスン電子——中国でありました。

それで、もう一つは、2023年4月20日の報道では、鳥取県知事の平井知事は、イノベーションは否定しないが、「本当にその地域にフィットした答えが出てくるわけではない。現場で集めてきた情報のほうに価値がある。議会答弁で使うとかいろいろな構想が語られているが、それは民主主義の自殺」であると、当面禁止するという報道が出ておりました。

現状をちょっと私は調べてこなかったけれども、非常にそういう点で、今のうちの町の使い方は限られたということで、行政文書とか、そういう条例とか、そういう部分だっ

たので、そういう、何ていうのかな、もっと突っ込んだ使い方をするということまではいっていないので安心はしているんです。

けれども、特に、昨日、伊藤議員がコンピューターのiPadをみんな小中学校に貸与している問題で町側の答弁を聞きましたけれども、子どもたちの教育現場に今後非常にチャットGPTが入り込む隙を与えるのではないかという、非常にそれを危惧、私はしております、自宅にも持って帰っていつているので。

それは、別に今回は、お話をそちらには聞きませんので、一応危険性だけは、教育長は十分考えていただきたいと思います。

それで、当町のガイドラインがつくられていると聞きましたけれども、その内容はどんなものなのか、また今後どのように活用していくのか、それからまた人材育成はどのように考えているのか、その点をお尋ねします。

企画政策課長

利用に当たりましては、国のAI利活用ガイドラインに準拠しまして、個人情報を入力禁止や生成物の複数人確認を厳守しながら活用を行っております。

生成AIは日進月歩の世界でありまして、次々と新しい技術も出てきております。上手に活用することで職員の検索性や生産性が向上するものと考えているところでございます。

また、生成AIに限らず、デジタル化が進む行政におきましても専門的な知識が必要となっておりまして、リスク対策を中心としまして、外部のオンライン講習や知識を持った職員による内部研修など、基礎的な研修を行い、人材育成に努めてまいります。

坂本議員

今、今後のお話をお聞きしました。

人材育成はすごく大事だと思います。町がどこまでチャットGPTを業務の中で使っていくかということは、人材育成を、今後も専門的な使い方っていうのを、やっぱりインターネットを見ますと指導している企業さんもあるみたいですので、そういうところで勉強したりして職員に使い方を熟知してもらって、危険性を回避するというのもそうですし、個人情報という点では非常に気をつけて取扱いをしていかないとまずいというふうに思います。

それとまた、もう一つ、著作権ということもありますので、文書作成とか、そういう点では著作権も関わってくる、条例に関しては、うちの町のものを使うのは構いませんけれども、著作権ということも関わってくるので、慎重な形の中で進めていただきたいと思います。

それでは次の質問に行きます。

2番であります。いいちゃんバスの改善とデマンドタクシーチョイソコの導入を求めるがということでございます。

先日――8月26日に中部伊那町村議会協議会が松川町の「えみりあ」で行われました。これは、町村における公共交通の連携について、この中で理事者と議員を交えた中で突っ込んだ議論がされた経過があります。

2-1であります。

現在のいいちゃんバスの稼働日数と、それから利用者、1日当たりの人数はどのくら

町 長

いなのか、また事業費用は幾らで、補助金額はどれくらいなのか、それから路線の利用状況はどのようになっているのかをお尋ねいたします。

いいちゃんバスの現在の利用状況という御質問でございます。

飯島町におけます循環バス事業、これにつきましては、平成 19 年から運行を開始しておりまして、既にもう今年で 18 年が経過したところでございます。

また、平成 27 年度からは、定時定路線で飯島駅から昭和伊南総合病院の間で運行している病院線、それから町内各地の停留場から飯島駅を結ぶエリアデマンド運行の地域線に移行しました。それで現在も運行しているところでございます。

稼働日数等の詳細につきましては担当課長より御説明申し上げます。

企画政策課長

それでは稼働日数等につきましてお答えいたします。

令和 6 年度末における状況でお伝えいたしますので、お願いいたします。

いいちゃんバスにつきましては、土日、祝祭日、お盆、年末年始は運休となっているため、令和 6 年度の稼働日数は 240 日でございます。

令和 6 年度の地域線と病院線の乗車人数の合計でございますが、2,568 人でありました。240 日で割り返しますと、1 日当たり 10.7 人となっております。

運行会社への委託料や燃料代などの維持管理経費でございますけれども、年間の運行経費はおよそ 1,520 万円、運賃収入は年間で 43 万 3,000 円でございます。

運行経費から運賃収入を差し引きました 1,476 万 7,000 円に対しまして国の特別交付税措置がございまして、827 万 7,000 円でございます。

路線の利用状況につきましては、令和 5 年度実績より 406 人減少したところでございます。

坂本議員

今具体的な数字を示していただきました。

コロナ禍が終わったのになかなか利用率が上がとこないというところが寂しいところでありまして、バスを走らせて 18 年目というお話でしたが、なかなか問題が、利用者と町サイドのすり合わせっていうか、利用者はもっと便利にしてほしいって言うんだけど、それをするにはちょっといろいろ上手くいかないという中で現在に至った状況でございます。

2-2 に行きます。

中川チャオから飯島駅へは、中川村の運行バスが朝夕 1 便、これは、高校生というか、通学の方たちを乗せて動いております。

しかし、飯島町民は帰るときに乗っていければチャオで買物ができるのにとはいますけれども、それは無理でありまして、飯島町民は乗れないわけです。

それで、飯島から、日中、チャオ行きの便が 1 便出るだけでも飯島駅周辺の買物弱者が救われると思うわけですが、その点はどう考えているのかをお尋ねしたいと思います。相互乗り入れはできないのかということです。

それと、チャオの近くには診療所もありますので、病院というか、病気の方はそこで診察もできると思いますし、その点はどう考えていらっしゃるのでしょうか。

企画政策課長

飯島駅を経由します中川村村営巡回バスのチャオにつきましては、定時定路線運行

でありますので、飯島町民の方の利用も可能ということでございます。

ただし、日中の9時から15時の間、巡回バスのチャオは休止しておりまして、中川村民の方のみが利用できるデマンドタクシーチョイソコのみでの運行となっているところでございますので、現状では買物に困っていらっしゃる方が日中に中川村のバスを利用して中川村に行くことはできない状況でございます。

町としましては、いいちゃんバス地域線によるA・コープ七久保店の利用や飯島駅から発着し昭和伊南総合病院まで運行しております病院線によりまして駒ヶ根市のニシザワ福岡食彩館利用をまちの駅いいちゃん等で情報提供しているところでございます。

バスの巡回方法等の変更というのは、かなり事務的にも人的にも負担が大きくて、ハードルが高いものと考えております。すぐの対応は難しいところでございますけれども、地域巡回バスの連携強化の議論もございますので、検討を進めてまいります。

坂本議員

乗れるという話は、私はちょっとそこところは調べ切れていなくて、今、あ、乗れるんですねっていう感じでした。

お店がなくなって、飯島のスーパーがなくなってから、駒ヶ根に行くか、七久保に来るかということで、買物の方たちはあちこちに散らばってしまったわけですが、一つの案としては、チャオも近い位置にあるとは思っておりますが、どちらがいいとか、それは使う方のニーズによりますので、これをすぐという形には考えておりませんが、一つの提案として受け止めていただければと思います。

2-3に行きます。

デマンドタクシーチョイソコについてでございますが、これは昨年9月の一般質問で私がやったらどうかと町に提案しております。

それで、先日、先ほど言いました中部伊那町村議会協議会の中での分科会で非常に議論がされました。お互いに飯島、中川、松川が相互乗り入れして利便性を高めたらどうかという話が出てきておりました。

松川にはタクシー会社が2社あるんですけども、その2社の中で、チョイソコの車と、それから循環バスを2台というのをお互いに委託されて運営している状況であります。

チョイソコというのは、全国80か所ぐらいかな、市でもやっているんですよ。長野県内は佐久市と諏訪市と、それから松川、中川と、もうちょっと北のほうでもう1か所あったと思うんですけども、補助金の出どころは一緒なんですけれども、市民の足としてタクシーとは違った低料金の中で運行されて、利用率も中川は非常に利用率が高いという状況であります。

それで、飯島もやればできると私は考えておりますし、住民の方からも要望があるんですよ、中川のようなああいうタクシーが欲しいという要望があります。

今後の町の対応はどのようなものかをお尋ねいたします。

町長

今お話のありました中部伊那の町村議会協議会、これは飯島、中川、大鹿、松川町の4町村、この連携を図りながら、リニア中央新幹線や三遠南信自動車道開通後の将来のビジョン及び連携について自由な意見交換を行い、施策に反映させていくことを目的と

した協議会であり、先日の分科会に私も参加させていただいたところであります。

その中で、中川村議会より提案のありました中部伊那4町村における公共交通の連携についての議題につきまして、松川町、中川村でデマンドタクシーによる送迎サービスが開始されておりまして、飯島町、大鹿村でも公共交通として検討したらどうか、相互乗り入れで連携を図りたいというような内容でございました。

行政としましても、中部伊那——飯島、中川、大鹿、松川、この4町村で協議会をつくりまして、地域医療、また地域の高校との連携、地域公共交通などの課題につきまして取り組んでいるところでございます。

飯島町としては、まず地域にとっての望ましい地域旅客運行サービスの姿、これを明らかにするために、現在、地域公共交通計画の策定に取り組んでいきたいと考えているところであります。

地域公共交通計画でありますけれども、地域公共交通のマスタープランでございまして、地方自治体が地域の移動に関する関係者を集めて法定協議会の協議を行って作成するものでございます。

地域公共交通計画は、従来のバスやタクシーといった既存の公共交通サービスを活用した上で、既存の民間事業者による送迎サービス、物流サービス等の地域の多様な運送資源も活用することで地域住民や観光客などの幅広い利用者が利用しやすい交通サービスが提供されることを目指すものとなります。

また、計画に事業の位置づけが明確化されることによりまして事業実施の根拠となり、予算化や国庫補助金申請、また交通事業者との協議、住民への説明がスムーズになることも期待されております。

そのために、現在、先ほど申しあげましたように、飯島町地域公共交通会議の立ち上げに向けた準備を進めております。しっかりと将来を見据えた計画を立案し、方向性を示すことが重要だと考えているところであります。

中川村におきましては、2台運行しておりますけれども、約4,000万円で年間の利用者が1万人を超えるというような状況であります。非常に利用率が高くなっている。

中川村はタクシー事業者がありませんけれども、松川町はタクシー事業者が行っているということでありまして、飯島にもタクシー事業者があります。そういった運行事業者の協力や、あるいは運行事業者が今後どのような計画を持っているか、そういったところもしっかりと把握しながら、この計画の中で具体的な将来の姿を検討していきたいと思っております。

坂本議員

今マスタープランのお話が出ましたけれども、循環バスも18年運行してきていて、変えたのが、平成27年から定期路線と、それから地域線に変えたということで、変わってはきているんですけど、何ていうのかな、マスタープランに入るメンバーの中にやっぱり実際に使う方たちを入れていかないと利便性というのも高まってこないと思うわけです。

せっかくマスタープランというちゃんとした計画を立てるので、これに関わる人たちをやっぱり多岐のジャンルから、使いう人たちも入れ、タクシー会社も入れ、そして地

域の主要な高齢者の方たちも入れという形で、使いやすい形をぜひつくっていただきたいと思います。

それで、チョイソコは非常に要望されているということだけ最後に付け加えて、できたら飯島町でも早期に、これから高齢者も増えていくので、早期に実現していただければと思っておりますので、ぜひその点を考えていただきたいと思います。

以上をもって一般質問を終わります。

[坂本議員復席]

議長 ここで昼食のため休憩とします。再開時刻は午後1時30分といたします。休憩。

休憩 午前11時29分

再開 午後1時30分

議長 会議を再開します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

7番 折山誠議員。

[折山議員質問席へ移動]

7番

折山議員 通告順に質問をしましてまいります。

質問項目1「七久保診療所再開」、質問要旨1 取組と成果は、これについて伺います。

4月から役場も機構改革により新しい体制でスタートし、半年を経過しようとしております。6月の質問に引き続き伺います。

前は町長から主だった取組、成果がなかったということを伺っておりますが、その後、落ち着いた体制の中で3か月が経過しました。この間の取組、成果、これについて町長に伺います。

[唐澤町長登壇]

町長 七久保診療所の再開については毎回議会で御質問いただいているところで、私も鋭意取り組んでいるところであります。前回の質問以降の取組についてお話をしたいと思います。

まずは6月13日、それから8月1日と、正副、それから担当する者とコンサルの会社と情報交換して、今後の方向性について協議をしたところでございます。

また7月28日には、隣の日本赤十字病院の下伊那日赤ですけれども、そちらの運営協議会が開催されまして、日赤も大変な医者不足というか、これからの経営自体が非常に厳しいものになっていくということで、関係する町村はもちろんですけれども、今年度から規約を改正しまして、下伊那厚生病院と昭和伊南総合病院、こちらの院長さんが加わって協議の場で一緒に地域医療を考えていくという体制になったところであります。

コンサルとの懇談や、また日赤との協議会の席でやっぱり課題として上げられたのが、もう5年前10年前と比べて、どこも医者不足、医療従事者の不足、これが顕著な問題になっているということでございます。

コロナ後も患者数が増えない中での診療報酬のマイナス改定ですとか、あるいは収入減、医療も御多分に漏れずDXを進めなければいけないということで、医療インフラの整備に対する負担増、それとともに、今どこの産業もそうですけれども、物価高騰、それから設備の整備の費用、人件費等が高騰しておりまして、病院運営を圧迫している現状が浮き彫りになってきております。

また、来週には新たな医療関係者と懇談することになっております。そういったことで、できる限りいろいろな方と懇談しながら七久保診療所の再開に向けて協議を進めてまいりたいと思っております。

一自治体でできることは限りあるわけですがけれども、様々な手段を検討しまして模索している途中でございますので、ぜひとも、議員の皆様をはじめ、町の関係者の皆さんも、この問題の中で、ぜひとも情報がありましたら御提供いただいて、一緒になって取り組んでまいりたいと思っております。その先頭に立つのは私ですので、公約にもありますので、責任を持って取り組んでまいりたいと思います。

〔唐澤町長降壇〕

折山議員 関係者と懇談を持って医療の経営状況の厳しさをお互いに話し合っても、これはなかなか駄目だと思うんです。

それで、医師不足とはいう一方で、今はとにかく、先ほど町長がおっしゃったとおり、各病院、赤字で倒産するところがどんどん増えているっていうニュースは流れていますよね、お聞きになっていますよね。

ということは、首になっている医師がいっぱいおるっていうことですよ。ですから、当たる先はそういうところではないかと思うし、私のほうは、情報をくれっていうもので、副町長につないでありますよね。そのことの報告は何もないんですけど、その情報についてはどういうふうに対応しましたか。

副町長 情報をいただきましたんで、病院を当たってみました。それで、当たってみたんですけども、倒産するとか、やめるとか、まだはっきり決まっていないというふうにおっしゃっておりまして、それで、ずっともう、歳もいいもんですから、そのところで、いつやめようかなっていうのは常時言ってらっしゃるようでして、いつやめるかは分からないというふうに聞いておりまして、うちの担当者に確認させていただいて、そういう返事が返ってまいりましたので、まだ病院は続いております。

ですから、そのところでお誘いをかけるっていうことはちょっと無理かなというふうにお思っております。

折山議員 倒産するか、年齢でいつやめるか分からない人こそ、一番適者じゃないですか、七久保診療所じゃ。

全部セットして、その心配ありませんよと、ここにおった人は、歴代のドクターはみんな、公表されるんなら長者番付の順位へいつも入っていましたよっていうぐらいの話で、長在してくれればいいと思えば一番いいターゲットじゃないですか。どんなお医者に来てもらおうと思ってるんですか。

ちょっと、あんまり相手を、そういう状況だったら余計に熱を入れて通ってもらう、

いい情報だと思うし、今、町長が言われたんで、それじゃ念を押しますが、町民の中で、アポを取って動ける、私、動いてみたいっていう人がいれば、その人をその場所へ派遣はしてくれますか。

町長 情報があれば連携しながら対応させていただきたいと思います。

先ほど副町長に質問のあった事項ですけれども、お医者さんも高齢化しておりますし、それと、やっぱり専門が整形外科ということでありますので、非常に整形外科の先生はお忙しくて、昭和伊南総合病院もそういう状況の中でお辞めになったんですけれども、やっぱり体力的にはかなり厳しいということをお聞きしております。そんな状況ですので、よろしくお願ひしたいと思います。

折山議員 いずれにしても、地域では選別しておれません。御高齢で、主に調剤、ちょっと難しければ昭和伊南総合病院、こういったことの手だてができるお医者さんであれば大歓迎でありますので、ぜひ、状況をお聞きして、その段階で諦めてしまうことのないように、くらいついていただきたいと思います。

これまで、町長も就任したばかりなんで、慣れていただく間は私もあまり深く突っ込まずに、また職員だってこの4月にいろんなシステムが変わり苦労してきた中で、あまり言ってきました。抑えながら質問はしてきたつもりです。

しかし、ちょっと状況をお話ししますと、もう、七久保診療所の建物を、ちょっと今、地域、私自身も悲しい思いで見ているんです。それで、状況も落ち着いてきたから、あれがどうなるのかなって状況を見ているんですけど、ちっとも、口ではいろいろ聞くんですけど、行動で見える部分がないんです。

町長、承知ですかね、診療所の医師住宅の建物が今どんな状況なっているんだか。

いずれにしても、診療所費っていう予算を計上しておって、住宅の障子が破れ放題っていうことを知っていますか。そいで、外からみんなが見えるっていうことも分かりますよね。それで、塀が崩れて倒れて、今は撤去されて、庭が見えるんですけど、草が伸び放題。

副町長なんかは、飲んで電車で家へ帰るまでの間にさんざ通っているはずですよ。見えていますね。何とも思わないですか。

お医者が来たら、まず自分の住むところ、どんな受け入れ方をしてもらえるんだろうと、行きますよね。あの建物を見て、あの状況を見て、飯島町が真剣に誘致をしようというふうに受け止めるかね。

ま、ちょっと今までは遠慮してきましたけど、少しトーンを上げてこれからは聞かないと動いてくれないっていう気がするんで、今管理ってどういうふうに行っているのか。あれは大切な保健福祉、医療の公有の行政財産ですよ。あれだけ破れ放題っていうことは、風なんか入れてないはずですよ。風を入れないと建物がどうなるかは分かっているよね。

真剣に呼び込もうという気持ちがあるのか、いかがですか。

これは、ちょっと、町長もいろいろ取り組んでいるんで、ちょっと気の毒だで、副町長は先頭に立つってことをよく言ってくれるんで、副町長に聞きます。

あれで飯島町は七久保の区民に対して真剣に取り組む気持ちでおりますって、あの建物を見せながら言えますか、お答えください。

副町長 老朽化はしているというふうに思います。平成7年に建った建物でございますので、大分古くなっておりますし、医者がいなくなってから、管理も周りの草だけ、草が伸びたときに刈るという状況だということは承知をしております。

ただ、例えばあそこで医療をやる場合には、あの建物、あの設備ではもうできないということは、もう分かっておりますので、そういうことが決まってくれば、そこは建て直すか、あそこをのこるところを整備し直さないと駄目というふうに理解しております。

そのところは、医者誘致と併せてまた検討することというふうに理解しておりますので、よろしく願いいたします。

折山議員 ちょっと町長としっかり足並み合わせてもらいたいんですけど、町長は俺の任期中に実現するって言っているんですよ。

今話を聞いておると——俺は立派な建物だと思いますよ。あんた、入ったことありますか、副町長。古くたって手入れさえきちっとしていれば使えるんですよ。今新たな建物を造るだけの町に力がありますか。無理でしょう。だったら、あれをしっかりと管理してくださいよ。

それで、いつでも、どなたが来ても、こういうところでやってもらえるんですよって——それを、任期中に決まったら、建物はあれが使えるから、これから考えますっていったら、いつの話になるんですか。ちょっと、そこら辺、町長と意思合わせをしっかりとしてください。

ま、ちょっといいですね、そこら辺で。副町長に聞いたで。何か思うことあって、この場で言うことがあればお聞きします。いいですか、取りあえずは。(副町長「いいです」と呼ぶ) いや、町長に聞いているの。(副町長「あ、町長ですか、はい」と呼ぶ)

町長 春先には私も診療所に行って周りを確認してみましたけれども、ちょっと最近は行っておりません。

それで、草刈りとか、除草剤もまいておまして、若干、ちょっといろいろありましたけれども、塀の確認もしております。

そういったことで、使える部分は使っていくというのが基本だと思いますので、今言われたようにきちんと手入れをして、誰が来ても、どんな方法で使うにしても使えるような状況で管理をしまいたします。

折山議員 ちょっとそういう姿勢を、やっぱり形として見せていかないと、やっぱり周りの——自分で心配じゃないですか。

それで、町長はやっぱりいろんな部分へ顔を出していかなきゃならないんで、それをサポートするのは、自ら言ったでしょう、私が先頭に立つって、副町長。先頭に立って、たまには自分で行って戸を開けたっていいですよ。やりましょうよ、一緒に。

申し上げるだけ申し上げましたんで、七久保区民は、今の町長が言った建物の管理をしっかりとっていくという、その言葉いいと思うんですが、ちょっと、毎回こうやってしゃべっているんで、ちょっとこの件に関しては疲れてきたんで、どんなふうに区民が受け

止めるかどうかは、また聞いてみたいと思います。

質問事項2「会計年度任用職員の処遇を問う。」これについて伺います。

これは、町外で、つい先日、副町長とも語り合った部分があって、お互いに理解のし合える部分があるんですが、こういう場ですから遠慮なく申し上げさせていただくんで、ちょっと言い過ぎたときには、また御勘弁をいただきたいと思います。

それと、副町長、あくまでも私は一般論として聞きます。特定の職場、特定の間人っていう、職員っていうことをイメージして言うものではなくて、一般論としてどうあるべきかっていうことを聞くんで、答弁の仕方もその点は留意してください。

質問内容1 職務給と基準となる職務は、質問内容2 どのように決定しているのか、この2つを一括して伺います。

副町長に伺います。

副町長 会計年度任用職員の処遇ということでございます。

職務給の決定、それとどうやって決定しているかということでございます。地方自治法と、それから地方公務員法の規定に基づきまして、飯島町でも飯島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例と、それから会計年度任用職員の給与に関する規則によりまして運用をしているということでございます。

職務給の決定につきましては、規則の中に1の1から始まるよということが書いてございます。

あとは、職種、一般職、それから資格職、それから会計年度任用職員のあらゆる職種につきまして規定がございまして、それに基づいて決定をしているところでございます。

よろしく願いいたします。

折山議員 質問内容3、同じ以上の職務、いわゆる職務の難易、責任の軽重、そういったものが同じ以上の職務で職務給のみ下げる人事、こういったものはあり得るんですか、その点について伺います。

例えば、これまで月給制で行ってきたんだけど、何ら変わる事のない、それ以上の厳しい環境の中で時給制に、これは本人の働き方の選別でそういうふうにしてほしいっていう申出や希望ではなくて、人事権者の判断で、いわゆる降格、私から見れば降格になるんですが、そういうようなことをすることはあり得ますか。

副町長 本人に何か瑕疵があれば、そういうことを考えて、こちらからお願いする場合もございますけども、そうでない限りは、条例、規則に定められて、例規に沿っておりますので、職務給のみを下げるといった人事はないというふうに思っております。

折山議員 ここでないって言い切られたんで、もうこれ以上深追いはしませんけど、心当たりはあると思うんです。

それで、簡単に言えば、級を変更しておる場面があるかと思うんですが、要は、質問内容を読んで申し上げます。

役場は同一労働同一賃金の原則を地域の先頭に立って普及していくべき職場だ、これはもう理事者も理解してもらっておるはずですよ。

もう、これは何回も私が申し上げてきているんで、その都度、よくする、そういうお

声をいただきながら来ております。

それで、非正規でありながら正規職員と変わらない行政サービスを住民から求められて、守秘義務等の公務員の適用を受けて、そうやって働いている会計年度任用職員——非正規職員。ですから、もう基本的に、こういう皆さんについては、もう目に見えた大幅な処遇改善を求めたいということなんです。

それで、何度でも申し上げます。

ちょっと、簡単に言えば、副町長は、町のいろんな住民要望を受けながら、限りある予算の統括をしながら、その立場でやっぱり人件費をある程度抑えていかなければならない、そういう思いの副町長と、理屈だけでこうやって申し上げる私との間では、当然、思いのギャップはあると思うんです。

難しい仕事をされておると思うんですが、ですから申し上げるんですが、もう何度でも申し上げてきました。

例えば保育園、給食センター。保育園は、保護者から見ると、あの先生、非常勤、何だ、非正規の職員、同じ仕事をしているのにかわいそうですっていう声をちまたではよく聞くよね。それで、給食センターで重労働をされている人たちの時給を考えると、もっとよくしてやってほしいよねという声をよく受けますよね。

一方で、事務職員って、住民から見たらどの方が正規でどの方が非正規なんて分からないわけ、同じサービスを求めるんですよね。そういう意味では、余計、責任の軽重、そういうことに関係なく、住民から求められるものに一生懸命対応してくれているはずなんです。

それで、以上のことを総合すると、人件費が、これは増えると思う。それで、今までの報告聞いていると、少しずつ、やっぱり今まで手当が出なかったのを出すようにしてもらった、時給も若干は上がった、社会保険へ加入できなかったものが加入できるようになった、うんと処遇が改善されてきているんですが、今言ったようなこと総括すると、まだよくしていいと思うんです。

そうすると、財政に対する住民合意って、非正規の職員の給与を上げて、これだけ補正が必要だすっていうことに対しては、もう前から俺は申し上げていますが、住民合意は十分できていると思う。

副町長も一歩足を踏み込んで、もうちょっとこれのかき増しをすることは、住民からこれで人件費が上がりましたっていつて叱られることはないと思う。よくやったと思う住民が多いと思うということを踏まえて、なかなか軽々に、さ、やるよって副町長は声に出せないと思うんですが、思いとして伺います。もっとよくしてやりたいよね、その思いだけ伺います。

副町長 私もよくしてやりたいと思っております。

その意味で、2—4へ行っちゃっていいですか。(折山議員「はい」と呼ぶ) よろしいですか。(折山議員「はい」と呼ぶ)

会計年度任用職員に対して、確かに正規との差があるということは十分承知をしておりますので、毎年、このところずっと最低賃金が上がっておりますので、改正はでき

ているというふうに、その部分では改正ができています。

しかし、モチベーションの問題ですか、それから、今、議員さんおっしゃったような行政サービスを安定的に供給するっていうことを考えますと、先ほど言われた同一労働同一賃金の内容に沿って適正な賃金を確保するっていうことは、一つの私の目標としてもございます。

当町におきましても、職務内容、先ほど言われました給食センター、それから保育園の保育士さんも、通常の正規がやっている担任と同等のようにやっている方には、月給の一種とか、そういうところを充てているところもございます。そこは、最初ございませんでしたが、だんだん改善をしてきているつもりでございます。

それで、必要な技能や勤務条件を勘案して条例、規則で定められた報酬額決定してやっておりますので、できるだけこれからも不均衡をなくして適正な報酬額の決定に努めてまいりたいと思っております。

それから、来年度に向けまして、休暇の面でございますとか手当につきましても改善していきたいと考えておりますので、これからすぐっていうわけにはまいりませんが、実施計画も始まってまいりますので、その中で皆さんに議論いただきながら改善したいというふうに私は思っております。

折山議員

そうなんだよね。副町長を責めているんだけど、思いはそうだ、財政的な事情の中でってことはあるんですが、簡単に言えば、非正規の皆さんは時限があるんだよね、不安定な身分保障なんだよね。

ですから、その分は加味してあげなきゃ逆にいけないっていうくらいの思いを持って、もうよその市町村を横並びで見ながら、よそがこのくらいだからこういうだつていうことをやめて、こういう、やっぱり人を大事にしていくっていう姿勢を——もう今日はAIのことでさんざんみんな議論してきたよね、ああいうものより人が大事なんだよね。AIでこうやって見せて住民サービスはできないよね。

やっぱり温かい人のサービスってというのが住民受けすると思うんで、また住民も求めていると思うんで、横並びではない、よその市町村を——飯島は人を大事にしているんです、だから人件費がこれだけ要るんですというのを胸張って言えるように、時間をかけて結構ですから、ぜひその方向へ少しずつ進めてください。

私の周りにいる住民は全てその部分の財源は理解をしてくれている、そんなふうにありますので、もう一度強く求めて、質問事項3、3へ移ります。

「少子化対策・子ども子育て環境改善を問う。」、質問内容1 小中学校の不登校数の現状は、以降をこれから伺いますが、私、教育長がよく定期便で出してくださるやつを、全部は読みません、時間がないんで。飛ばし読みをしているんですが、温かいああいう考え方にはとても親和感を持ちます。

それで、この質問は1から6まであるのかな、これは大体一貫した流れのストーリーになっておりますので、その中で教育長と考え方をちょっと共有できるのかどうか、そんな視点で伺ってまいります。

質問内容1、小中学校の不登校数の現状はどうなっているんでしょうか、特に中学の

教育長

状況を詳しく教えてください。

ありがとうございます。

小中学校の不登校の状況についてお伝えします。

不登校につきましては、昨年度調査において全国で 30 万人を超えたとって新聞報道等にあり、大変大きな課題になっているところでもあります。

それで、文部科学省では、病気等を除く年間欠席日数 30 日以上という児童生徒を不登校と定義しておるところです。ここではその基準に従いお示ししたいと思っています。

昨年度の町から国への報告数としましては、小学生のほうもお話しますが、町内 2 つの小学校では合わせて 8 名、中学校においては 23 名を報告しているという状況であります。

今年度に入って 5 か月余りたつわけですが、4 月から現在までの状況でありますけれども、小学校では 3 名、中学校では 9 名程度が登校に際しての困難を抱えている状況であります。

ただし、各学校の先生方の対応により、現状において全く学校と関りが持てないという児童生徒はいないという状況ではあります。

なお、子どもたちの状況につきましては、毎月の町の校長会での報告、それから年 3 回の連絡会、また、これはもちろんですけども、日頃の教育委員会との連携において状況把握に努め、その対応について先生方と相談しながら取り組んでいるところであります。

折山議員

ちょっと、この質問は、ある井戸端会議の場で中学生の孫を持つ御婦人が、中学校の不登校、学校へ行けなんでおる子どもが 30 人ほどおるんだにっていう話で、井戸端会が一時愕然としたわけです。30 人っていうと 1 学級以上の人間が……。

だもんで、どうもこの人数は、今、教育長の話を知っていると、国の基準に定める不登校とは違って、例えば何らかの理由で 1 週間出られない子がおれば、そこらあたりも含めたのかなというような気がするんで、いずれにしても何らかの理由で行けない子が結構たくさんいるんだな、それで次の質問のほうへ入っていくわけなんですよ。

質問内容 2、不登校となる要因をどのように分析し対応しているかについて教育長に伺うんですが、これは関連するんで一括して次のところまで行きます。

質問内容 3、スマホ等、1 日の利用時間 2 時間を目安とする条例を提案している市、これが議会へ提案されて可決されたかどうかは、まだ報道を見てないんで、提案をされたというところまではちょっと承知しているんですが、ちまたではその是非が飛び交っています。やい、そりゃ無理だぞとか、よくないぞとか、個人の権利を侵害するぞという人から、いや、これはいいなっていう人から、いろいろな受け止めが飛び交っております。

先ほどの不登校と関連するという前提での質問の組立てなんですけど、町は、こういった政策——飯島町ですよ。よそで行ったことをどのように受け止めるか。

これ、香川県でもやっているんですね、似たようなことを。今のは、どこでしたっけ、豊明市、香川県でも、何か県として、何か条例を持っているようでもあります。

それで、これをちょっと、関連するのか、しないのか、その分析の一因、また今度は、実際にそういう条例ができた、そのことに対しての思いを、まず教育長に不登校など子育てや教育上の観点、視点でどのように受け止めるかをお聞きした後、町長に、これは随分思い切った政策を、個人のある程度の権限を縛るような思い切った条例が市から提出された、政策としてこれを見たときに町長はどういうふうに思われるか、続けてお二方にお伺いします。

教育長

不登校、あるいは不登校傾向の要因としましては、本当にそれぞれの子どもの状況が全く違います。なので、一律にこのことが原因だっていうことを言うことはできないわけですけども、家庭環境によるものであったり、それから、やっぱり学習の困難さによるもの、それから、今は、学校のシステムと申しますか、学校のシステムになじめないでっていう子ども、それから保護者の方の考え方等もあって、本当に一律な対応ではなくて、様々な対応で、学校現場もそこはかなり苦慮しているっていうのが実情です。

今のお話のスマホとちょっとつなげますけれども、それが直接的な原因ではないにせよ、中学生と私も学習を見ながら関わっている中では、やっぱりスマホなりを見ている時間っていうのはかなり多いっていうふうに関じ、これは感じて申し訳ないですが、感じるところです。

町長の答弁ということで、私がこの条例に関わって思っていることは、こういうふうに関例化することで、今後どういうふうに関——これって多分子どもだけの話ではなくて、大人も含めてっていう課題として捉えなきゃいけないと思うんですけども——どんなふうに関際変わっていくのかなっていうことを半分期待しながらも思っているところがあります。

ただ、今回のような形で、何ていうんですか、住民、子どもたちも含めて、スマホの利用について、何かもう一度みんなが見直すというか、そういう刺激というか、そういう意味できっかけづくりにはなるのかなっていうふうに関は感じています。

それで、子どもたちは1人1台端末を持っていてるわけですけども、現状のお話をしますと、タブレットについては、小学生は午前7時から8時まで、それから中学生は午前6時から10時までっていうところでインターネット利用ができなくなるっていう状態でタブレットは持たせてる状況ではあります。

ただ、中学生は、結構、もうスマホをそれぞれが持っているっていう状況もあって、それを通してのゲームであったりとかっていうことで、夜遅くまで使っている、もちろん全ての子じゃありませんけれども、そういう状況は感じるところがあります。

町長

不登校の要因はかなり多様化していると思います。

自分も何人か子どもさんたちと関わってきましたけれども、やっぱりそれぞれの理由があるかと思ひます。

先ほどの豊明市のスマホの条例の係ですけれど、豊明市っていうと、先ほど医療の話がありました、最初にお伺ひした湯澤先生のいる藤田医科大学病院——今は藤田医科大学病院ですけども、そこは、病院だけでも1万人以上の従事者が学生も含めていらっしゃる中で、七、八万人の都市ですかね、行くと、農地はほとんどなくて、ほとんど

ど住宅街というような場所ですけれども、スマホっていうか、そういった電子機器の制約をしたということで、非常に驚いております。

私としては、やっぱりある程度の制限は必要だと思います。自分もいろいろSNSで発信しているものですから、もう毎日チェックしたり発信したりしていると、妻と話している時間はないんですね、いつも怒られていますけども。

そういう状況もありますので、やっぱり人と人の会話ができるような、そういう状況をつくっていくためにも、電子機器に触れる時間ってというのはある程度制限していったほうがいいのかなと思います。

教育長ともよく話をしているんですけども、タブレット全盛時代になってきましたが、やっぱり一旦戻って、読み書きをきちんとしていく、そういう仕組みをもう一度やってみましょうという話をしているところです。

そんなことで、条例については参考にしていきたいと思っております。

折山議員

あわせて、これが出た後、韓国あたりでもスマホで物すごく被害があつて、政府のほうでは、やっぱり依存症の対策として、もう施設に入れて、教育方針も、できるだけこういうタブレットやスマホではなくて、現場で興味深いことをするとかいうことで、依存症の脱却に取り組み始めているようです。

それで、簡単に言うと、もう不登校っていうか、学校へ行けなくなっている理由って、やっぱりいろんな理由がある中で、見過ぎちゃつとって朝起きれないんで行けないっていう子どももかなり出てきておるといふ実態があるんで、不登校との関連もかなり強いのかなという感じがします。

また、これも、飯島町内の中でも若干そういう傾向が見受けられるのかなというようにもするんで、またこのところは研究しながら、分析しながら、一人でも不登校の子どもをなくせるような取組、先ほど聞くと、二十数名が今回8名だか9名になった、これは取り組んでおられる成果だというふうに評価しながら、質問内容4、こっちのほうへ移ります。

伊那小学校は面白い教育を行うことで教育会や子育て中の親の注目を浴びている、把握しているか、これについて伺うわけなんですけど、時間もありますんで、質問内容5、ここもいきます。

当町の少子化が進む中で、地域では七久保小学校の統合や複式学級、小中一貫校、こういった話題が住民間で上がることがたびたび起きるようになってきました。

地域の学校を守るために小規模特認校などを視野に入れたことはあるのか、この内容について一括して伺ってまいります。

それで、申し上げたいのは、教育長、御承知ですか、うんと古くは溝上学級っていう、ひみつの山、教育の現場を野外へ移して、山の中で子どもたちに創意工夫しながらっていうのが、これはかなり特色があるっていうことで全国から注目されて、NHKで特集みたいな形で取り上げて放送してくれとったときもありました。

それで、今は蕎麦の会が、私は蕎麦の会学級だと思っているんですけど、蕎麦の会のメンバーが、もうとにかく、ソバの種まき、管理、収穫、製粉、そば打ち、食べる、ここ

までを子どもたちに総合学習の一貫として教えているんですよ。

それで、面白いのは、七久保小学校って、来る先生方がみんなおっしゃるんですが、小さいっていうのは一つの規模、また地区も割合小ぢんまりとまとまっているっていうことから、こういった教育を持ち込みやすい、先生も割合面倒くさがらずに受けてくれる先生が、これは受けると大変なんですよ、なのに受けてくださる先生が結構いらして、できる、何かそういった道場のある七久保小学校なんですよ。

それで、ちょっと私が思うには、伊那のいろんな、何だ、少人数特認みたいな学校を含めて、伊那では面白いそういった教育が注目されておるんですが、七久保とかなり共通する部分があるんじゃないのか、そんなような気もしながら、教育長に、伊那はどんなことやっておって、七久保との共通点はあるのかどうか、ちょっと伺います。

ありがとうございます。

伊那小の教育は、今、子どもたち、小中ともにですけども、週に2時間程度、総合的な学習の時間っていうのが入っています。その時間を文科省がつくるっていう中で、それの本当に参考になった一事例であります。

それで、伊那小の場合には、子どもたち自ら動き出す、「内から育つ」というテーマを掲げていますけども、そういうものを大事にしようっていうことで、そういう特色のあるというか、そういう活動をしています。

今、七久保小のソバの話がありましたけれども、一番私が——私も、うちの子どもたちは伊那小出身者なので、保護者の立場でも伊那小に関わってましたので、そういう中で見ると、やっぱり一番は本物に、本物に関わる、おいしいところだけ拾って体験学習だっていうんではなくて、今ソバの話がありましたので、本当に最初から最後までを子どもたちが体験するっていう、本物に触れるっていう活動に意味があるのかなっていうふうに私は思っています。

それで、その一部分がクローズアップされていますので、報道等ではそこところになるので、保護者——保護者っていうか、としては、あ、こういうところで子どもを育ててみたいっていう思いになるのかなっていうふうには思っています。

ただ、伊那小も、いろんな先生と関わったり、保護者でもいたりする中では、当然、飯島の中の飯島小学校や七久保小学校、飯島中学校と同じような課題を持ちながら学校運営はされているのなっていうふうに思っています。

そういう意味では、私は、これから私がやっていかなきゃいけないのは、やっぱり飯島町の学校、飯島の学校に行けばこんなことが学べるんだっていう、それから子どもたち自身がうちの学校ってこんな学校なんだよとか、それからうちのクラスってこうなんだっていう、何かそういうものを子どもたちに持たせていきたいなっていうふうに思っているところです。

そういう意味で、学校のそういう特色を生かしながらですけども、小規模特認校制度につきましては——飯島小学校も4年後からは1学級になっていく見込みになっています。そういう中で、2校しかなくて1学級同士っていう、七久保小学、飯島小学校がそうなるっていう中で、そういう意味では、いわゆる小規模特認校制度は、ここでは効

果は認められないかなって私は思っています。

ただし、やっぱり、これは今後本当に検討していかなくちゃいけないですけども、通学区域等に関わってってということも含めて、地域の皆さんや保護者の皆さんと話をしながら、通学区域の今後の在り方ってというものについてはやっぱり考えていかないといけないっていうことを感じているところです。

折山議員

質問内容6に入る前に、今の教育長のお話なんですけど、そうなんですよね、小規模特認校って、いろんなことが認められる。

それで、小規模で運営していくことと一定の人数で運営していくことって、やっぱりそれぞれにメリット、デメリットがあるそうなんですよ。

それで、やっぱり、それは親の選択ができるように通学区のある程度自由度を増すと、そこに向けて進んでいける、こんなようなことも伺ったことがあるような気がするんです。

ですから、今、教育長が言われたみたいに、通学区そのものをどう考えるのかっていうようなことも考えながら、質問内容6は——教育長は子どもたちを見る目だけではなくて、いろんな文章から、先生方に対する思いもつづられていますよね、こういった場面ではこういうふうに見てほしいっていうような。

それで、先生方も今の状況が厳しい中で、なかなか余裕を持たずにやっている部分はあると思うんですが、質問内容6では、小規模特認校でなくてもいいんですが、そういった考え方で、山村留学、そういった導火線としての都市部などからの転入につなげる考えはどうでしょうか。

この点にちょっと結びつけて議論したいんですが、山村部、本当に人口が減り、子どもたちが減り、高齢化してきたところは山村留学、あるいは離島では離島留学、島留学っていうようなことでやって成果を上げているところが結構あるんですよ。

それで、片桐教育長の目指すところって、私が勝手に想像しているもので、やはりそういう環境の中で初めて教育長の理想とする教育って先生方もできるんだろうし、子どもたちもできるんだろうと。

それで、そういう環境にある子どもって、スマホを取っちゃっても楽しくて、スマホに戻っていく子が少ないって話も併せてお聞きしているんですよ。

それで、子どもたちって、ある能力を伸ばさなくちゃいけない、またどんな環境の中でも力強く自分の意思を持って生きていける子育てもしていかなければならない、いろんな意味で片桐教育長の考える教育の原点はこういったところにあるんじゃないか。

そのことに賛同してくれる人たちがおれば、伊那と同様に、子どもだけ伊那へ送るのではなくて、家族全員で伊那へ来て、そこへ子どもを預けていくっていう転入にもつながっていく気がするんです。

教育長、面白いじゃないですか、自分の理想とする学校をつくっていったら、そこで人口が増えていく、子どもたちも増えるっていう、この提案、教育長はどのように受け止めますか。

教育長

大変ありがとうございます。

山村留学については、現状の人数の中では検討する段階ではないというふうに、私は、端的に言えば、そう思っています。

山村留学のメリットも先ほどちらっとお話しされたように感じる場所もありますけども、逆に課題も多い、実際にやっているところのお話を聞くと課題も多いというところで、そこについては、特に私は、現状では考えていません。

ただ、私は、前からお話ししているみたいに、さっきソバの話がありましたけれども、何か、子どもたちがいつも地域の人たちと関わりながら生きている、それから地域の人たちも子どもたちの——子どもたちって私は人を幸せにする力があるって思っていますけども、それによって生きがいなり生活に張りを持つっていう、ずっと言っています寄せ鍋、いわゆる寄せ鍋のような、そういうやっぱり学校をぜひ飯島町で展開していきたいな。

だから、学ぶのは子どもだけじゃなくて、大人も子どもと一緒に学ぶ、もしかしたら、ある意味、ほかから見たら、あそこは何をやっているんだっていうような、そういった目で見られるかもしれないけれども、これが飯島の学校だっていうものをつくっていければと私は思っております。

折山議員

教育長、今は考えていないではなくて、ちょっと、ありようとしては、激減していく子どもたち、また地域との触れ合いが山村留学ではかなり求められるんで地域も大変、でも受け入れられるだけの土壌があるということは先ほどから申し上げてまいったんで、いろんなやり方があると思います。その視点を教育委員会としても今から、どんな方向へ進むべきかを住民に向けてきちっと発信してもらいたいことを求めて、質問を終わります。

〔折山議員復席〕

議長

ちょっと教育長に確認します。

ちょっと記録上の問題で、うまく聞き取れなかったんで、先ほどタブレットの使用時間制限について確認しましたけれど、うまく聞こえなかったんで、もう一度、使用時間の制限についての時間を、ちょっとお願いします。

お願いします。

教育長

制限しているのは、小学生は午前7時から午後8時までの使用に限る。

議長

午前7時ですか。

教育長

だから、学校へ来る直前から、学校へ来ている間はやって、うちに帰って夜の8時でインターネットの使用ができなくなる。

それで、中学生は、午前6時から午後10時までの利用ができるっていうふうになっています。

議長

分かりました。

続いて一般質問を行います。

5番 三浦寿美子議員。

〔三浦議員質問席へ移動〕

5 番

三浦議員

それでは通告に従いまして一般質問を行いたいと思います。

最初、1 番目ですが、スーパー誘致に進展はあるかということで質問したいと思いますが、何人もの皆さんがこの件については質問しておりますので、簡潔に御答弁いただければと思います。

〔唐澤町長登壇〕

町 長

スーパーの誘致ということでありますけど、総合食料品店ということでありますけど、何人かの議員の皆さんから質問がありましたので、今当たっている会社にお昼に行って、もう一度確認してまいりました。それで、確認しましたけれども、なかなか現状では進んでいない状況であります。話は具体的にありますので、それに積極的に取り組んでまいりたいと思っております。

いずれにしても、スーパーというような大きな総合食料品店は今のあそこの旧エコープ飯島店の規模では採算が取れないということで各業者からは言われているところであります。ですので、規模を検討しながら、あそこに見合った店舗を誘致していくというところで進めてまいりたいと思っております。

〔唐澤町長降壇〕

三浦議員

ただいまは誘致をする方向でやっていきたいということでありました。

全国には、やっぱり飯島のように突然スーパーが閉店してしまって困っている住民たちが自分たちで何とかしなければいけないということで、自分たちが出資してスーパーを運営したり、あるいは生活協同組合で集落生協としてのスーパーをつくってやっているというところもあるようです。

それで、そういう中でも、行政も関わりながら地域住民が話し合いを重ねて方向を導き出しているというところもあると聞いております。

住民生活を守るためには、身近にスーパーが必要なことは明らかです。スーパーを必要としている人たちがどうすればよいのか、どうしてほしいのかなど思いを出し合う場が必要なのかなというふうにこうしたところの取組を見ていると感ずるところでして、状況によっては、やはり、そういう中で自分たちでスーパーをつくるのか、方向性を見いだすことにつながる可能性があるのではないかというふうに思っており、感ずるところです。

それで、ぜひ町でもそうした全国の取組事例を把握して、住民と一緒にそういうことも考えながらスーパーの誘致をするという可能性を追求してはどうかと最近思っており、感ずるところなので、その辺、どんなふうにお感じになるか、お聞きをしたいと思います。

議 長

三浦議員。

三浦議員

はい。

議 長

「1—2」って書いてありましたが、通告書に1—2はありません。

三浦議員

すみません。1—2はなくて、1の2番目にもう一回、町長の答弁の後に言おうと思っただけです。すみません。

議 長 1—2ではないっていうことね。

三浦議員 1です。1です。

議 長 関連して……

三浦議員 はい。関連した2です。

議 長 確認をしているということですね。

三浦議員 すみません。表示を失敗しました。

議 長 大丈夫ですか。

町 長 住民の皆さんの要望にしっかりと応えていくためには、住民の皆さんとしっかりと話し合いをしながら課題解決に取り組んでいくというのが非常に重要なことで、基本はそこだと思いますので、取り組んでまいりたいと思います。

町では、今、9月1日現在の人口は8,811人ですけれども、また4人減ってしまいましたけれども、このような中で、近隣には大きなスーパーもありまして、地元の滞留率が4.5を切っている状況でございます。

そのような中でありますけれども、今、ドラックストアの隣にも空き地がありますし、そちらの話も進めております。

また、七久保地籍も、今はA・コープがあるわけですが、こちらもいろいろ課題を抱えておりまして、こちらについても関係者の皆さんと話を進めているところでありますので、総合的にそういったところの話を進めながら、また地域の皆さんの声を聞きながら問題解決に向けて取り組んでまいりたいと思います。

三浦議員 ぜひ、そうした住民の皆さんと一緒に取り組んでいっていただきたいということで、町長の決意をお聞きしましたので、次に行きたいと思います。

次は2番目の質問です。「松枯れ対策について」ということで質問したいと思います。

すみません、私は右をクリップするのが好きで、右側でめくりにくいかもしれませんが、お許してください。

写真は中央道の西の写真です。松枯れが目立つと思います。

今回の補正予算にはうどん坂の松くい虫の枯損木の処理費用が30万円計上されております。当初予算では約62万円だったと思います。

松枯れの実態に対して、伐採と処理費用としては、現状を見ると全く不足しているのではないかというふうには見ておりますが、松枯れを放置しておくことの弊害についてお聞きしたいと思います。

町 長 写真のところは私たちがいつも課長会で使用しております防災対策室からも見えておりまして、この間も確認したところでございます。

町内の山林の面積でございますけれども、6,329ヘクタールございます。町の総面積の73%ということで、4分の3は山林ということで、この山の恵みを頂きながら町が成り立っておるところでありますけれども、このうちの国有林を除いた山林——町有林と民有林ですけれども、その面積は約半分強ですけれども、3,265ヘクタールあります。

そのうちの23%、751ヘクタールがアカマツ林ということになっております。

当町では、平成12年に松くい虫による松枯れ被害が確認されて以降、平成16年、こ

こをピークに、ピークを迎えたものの、適切な駆除等の継続的な実施によりまして平成22年以降は横ばいの状態でありました。

松枯れを放置することにより、病害虫による周辺林への被害の拡大、また伝播の危険が高まること、それから景観が悪化すること、倒木や枝折れによる落枝がある、そういうリスクを高めて、場合によっては、道路、あるいは電線といったライフラインへの影響や事故を招くおそれなどから、森林の健全性が保てなくなりまして、森林の持つ多面的機能を失ってしまうおそれが出てくるのが懸念されます。

ですので、こういった状況を踏まえまして、松枯れは放置しないように、できるだけ対策を講じてまいりたいと思いますけれども、今は国、県の補助も非常に少なくなってきておりまして、処理していた上伊那森林組合も処理できなくなったということで、経営的にはかなり厳しい状況になってきているところであります。

ですので、国のほうにもその都度予算の増額を要望しているところでありますけれども、なかなかそういった対策費が増えないという状況でございます。

三浦議員

ただいま弊害についてお聞きしまして、財源がなかなか大変なんだということが改めてよく分かりました。

松くい虫なんですけれども、マツノザイセンチュウという線虫が松くい虫と言われているわけなんですけれども、マツノマダラカミキリによって媒介されています。

枯れた松を放置することで被害が拡大しているというのが実態ではないかなというふうに思っています、これに対して、先ほど処理もされているというふうに聞きましたが、具体的にどのような対策を行っているのか、お聞きをしたいと思います。

産業振興課長

御質問にお答えいたします。

議員の御指摘のとおり、マツノマダラカミキリによって媒介されマツノザイセンチュウによって松枯れは発生いたします。そのため、被害木を適切な時期と方法で処理しないと被害は拡大してしまうおそれがあります。

そのための対策として、町では、公益的機能の高い守るべき森林、これを地区保全森林、また地区被害拡大防止林というふうに言っておりますが、を防止計画で定め、被害木の処理を行っております。

それで、具体的な対策といたしましては、被害木からカミキリムシが出る前に木を伐採し、ウッドチップパー——木材をチップに破砕加工する機械で細かくチップ化することでカミキリムシの幼虫を駆除する破砕処理という対策を行っております。

また、木を運び出せないような松林につきましては、同じく伐採した木をビニールシートで包んで、その中に薬剤を浸透させることで中にいるカミキリムシの幼虫等を駆除する薫蒸処理という対策を行っております。

さらに、健康な松の中に直接薬剤を注入し、マツノザイセンチュウの進入、増殖を防ぐ樹幹注入という対策も行っております。

今後も被害が拡大しないように取り組んでまいりたいと思っております。

三浦議員

ただいま対応についてお聞きしたところですが、2—2ですけれども、マツノザイセンチュウというのは1ミリくらいの本当に小さな線虫だそうです。それで、卵

から親になるのが3日から5日、雌は約100個の卵を産むそうです。そのために爆発的に増えるということで、マツノザイセンチュウが松に入ると松の木の水を吸い上げる器官が壊れてしまうために松枯れが起こってしまうそうです。

先ほどもお話がありましたけれども、マツノザイセンチュウを運ぶマツノマダラカミキリは7月から8月にかけて交尾して、枯れた直後の松に卵を産んで、卵は1週間で幼虫になって、松の樹皮——皮を食べて成長して、11月頃に松に穴を空けて松の中で冬越しをします。そして春から初夏にかけてさなぎになって、成虫になるときに、このときにマツノザイセンチュウが集まってきてマツノマダラカミキリに乗り移るということです。

マツノマダラカミキリの成虫は枯れた松から1週間ぐらいで出ていくということで、やっぱり枯れた松を処理するのは時期が重要なんだなと、先ほども適切な時期にというふうに言われましたけれども、私は、松枯れを防ぐためには時期がやっぱり大事で、マツノマダラカミキリが成虫になる前にやはり処理することが大事かなというふうに思っているところです。

先ほど課長のほうからもお話がありましたけれども、適切な時期というのについて、実際にそのようにされているかどうかということをお私はとても疑問に思っておりますし、チップして破碎したり、薫蒸したりというお話がありましたけれども、さてと思うところがあります。

ちょっとこの写真なんですけれども、2—2と2—3とかぶるところがありますけれども、これは本郷なんですけれども、5月頃こんな状況になっておりまして、ぜひ危ないの伐採してほしいというふうに、見てきてくれというふうに言いました。

それで、なかなか伐採がされませんで、放置されていましたが、実は、私が一般質問の通告をした朝はまだ松があのようになっていましたけれども、通告して通りかかりましたら伐採されておりました。

しかし、伐採されて、御覧のとおり、倒したまんまで。あれだけ赤くしつかり松枯れしている松が、伐採はされましたけれども放置されたまんまで、今もあのままです。

ということで、松くい虫の防除事業っていうのは、私はマツノザイセンチュウと運び屋のマツノマダラカミキリを駆除することが主要な目的になっているというふうに思っております。

先ほどの課長の答弁はそのとおりだというふうに思いますが、実際にそのような処理がちゃんとできているのかということをお考えますと、先ほどお見せしたとおりで、きちんとした処理ができていないと。

これは発注の仕方が悪かったのかな、最後まで、伐採したらそれべしの処理をするようにというところまで発注しないとこういう結果になるのかなというふうに私は考えましたが、それで、ぜひ改善を求めたいということをお考えしてきましたのですけれども、所見をお聞きしたいと思います。

議 長
三浦議員

三浦議員、今は2—3の……

そうです。2から関連して2—3と言いましたけれども、すみません。

議長 2—3の件ですね。

三浦議員 はい。最終的に2—3の……。はい。

産業振興課長 御連絡いただきました今の本郷の松枯れの木につきましては、個人所有の山でございましたので、まずは所有者様に伐採の依頼をさせていただきました。

その後、所有者様の伐採の対応がなされなかったものですので、状況がさらに悪化する前に、道路管理者とも協議し、倒れて道路などの被害を及ぼしちやいけないうことで、町で判断し、対応させていただきました。

なお、枯れた松につきましては、松くい虫じゃないという部分と、それから枯れて時期が大分たっていたということで、松に松くい虫が仮に入ったとしても既に飛び立った後のものですので、比較的松に虫がついていないという状況で判断しておりましたので、そのままの伐採という形にさせていただいております。

三浦議員 ただいま状況をお聞きいたしました。やはり所有者がいるということがちょっとネックになっているのかなと。

それで、2—4になっていくわけですがけれども、今、課長のほうからもお話がありましたけれども、民有地で所有者がいる、そういうところの危険木については処理がやっぱりなかなか大変なんだなということを今の課長の答弁で思ったわけですがけれども、今の課長の答弁を2—4の答弁と受け止めてよいかどうか、お聞きをします。

産業振興課長 議員の御質問のとおりでございます。

どうしても、民有地につきましては、山の所有者さんがおりますので、まずは山の所有者様に切っていただくことが大事だと思っております。

ただ、どうしても、電線であったり道路などに影響を及ぼすおそれ、また事故につながりかねない危険木につきましては、町で判断し対応していかねばと、またそれを緊急的、また予防的に行ってまいりたいと思っております。

三浦議員 ただいまの答弁で2—4はよく分かりました。

いろんなことがあると思いますけども、適切なそういう対応をしていただきたいなというふうに思います。

では2—5の質問をしたいと思えます。

先ほども少し町長が触れられたような気がしますがけれども、やっぱり荒れた松枯れの山を、山林を目にした町民の方からは飯島町の景観としていかなものかというふうに言われております。

観光にも影響が出るっていうことを私も懸念しているところです。

先日は、千人塚の東側、北村の側から見るとよく見えるんですけども、やはり松枯れが大分目につくようになってきました。

それで、やっぱり何か対応は必要かなと思うんですけども、その辺、なかなか財源的にも、やはり先ほどの話のように難しいものがあるのか、観光面から見てどんなふうを考えているのか、もう一度お聞きしたいと思えます。

産業振興課長 観光面にもということで御質問でございます。

適切に手入れされた山林につきましては、多面的な機能を持つ森林の健全性を守り、

自然豊かな町の景観に欠かすことのできないものだと思っております。

あれた山林が目につくと、その景観も悪く、町を訪れた皆様にも印象が悪く、地域の魅力や観光面にも影響を及ぼすことになると思っております。

町では、継続的に町有林の保育間伐を行ったり、山林の有する多面的な機能等の保持に努めておるところでございます。

また、観光施設である与田切公園であったり千人塚公園につきましては松枯れがあれば速やかに伐採したり、また傘山では、ビューポイントということで、そういう整備、景観的な面でそれぞれ伐採などの取組を行っているところでございます。

民有林につきましても、やはり所有者の皆様にご理解をいただくことと、それから日頃から適切な手入れを行っていただけるよう取り組み、町としても自然豊かな景観を守れるよう努めてまいりたいと思っております。

三浦議員

よく分かりました。

民有地の場合は本当になかなか大変なこともあると思いますけど、ぜひ住民の皆さんにご理解を得ながら、松枯れが広がらないように、また観光面でも見た目もよい自然豊かな飯島町になるよう取り組んでいただきたいと思いますというふうに思います。

それでは、その次、3番目の質問に移っていきたいと思います。

「生物多様性、現状を調査し後世へ繋ぐ取り組みを。」ということで質問していきたいと思っております。

2007年に飯島町営農センターが作成しました飯島町1,000ヘクタール自然共生農場基本計画書、これには生き物調査のリストが掲載されております。農業者の視点で行われておりますが、農作業の変化などによる生き物への影響を懸念する記述もあつたり、将来を展望した内容にもなっております。

生物多様性保護の視点で、私は町の自然を守るために現状を把握して後世に記録として残す必要があるというふうに考えているところです。

先日、農政の係に行きまして、そんなことをやっているかと、生き物調査をやっているかと聞きましたら、やっているというふうにお聞きしましたので、データを私も欲しいと言いましたら、生き物調査はして、記録はあるけれども、どうも整理がちゃんとなされていないのかなというふうに感じましたので、今回はいいですと言ってきました。

毎年やっているというふうに言っておりましたので、ぜひ、そういうデータを取っているのであれば、どんなように生態系が変わっているとか、いろんなことが分かると思いますので、整理してきちんとしてほしいなというふうにそのときは思ったところです。

それで、生物多様性の保護の視点ということで、町の自然を守るために、現状をまず把握すること、それで、やはり後世に記録を残していくということが必要ではないかなというふうに感じています。

そういう点では、今まで生物多様性ということで——多様性だか、生き物調査というのは農政で、農業に関わる分野できっと調査してきたんだと思いますが、やっぱり生物多様性という視点から係を環境係に移して、これからは具体的にそうした取組を私はし

町 長

ていく必要があるんじゃないかなというふうに感じておりまして、その点、どんなふうにお考えになるか、お聞きをしたいと思います。

町で——町というか、営農センターですね、営農センターを中心に1,000ヘクタール自然共生農場づくりの基本計画に基づきまして生き物調査を実施してきたところであります。

これは、毎年委託しまして、委託された調査員の方がどんな生物が飯島町のどこにいるかというのを全て記録してきているところであります。これをどのように整理していくかっていうのはこれからの課題でして、実績はありますので、それをきちんと整理していくっていうのは必要だと思います。

そして、飯島町の生き物のデータベース化による生き物資料を作成し、動植物の生息、復元、自然生態系の保全、生物多様性の保全を生かした農業の基礎とするために、毎年、町内4地区を4年に1回回ってやっているとありますので、それらのデータがたまっているということでございます。

なお、それらの中から、令和5年には調査結果を反映した「飯島町の里の生きもの図鑑」を発行したところであります。これについては非常に再発行の希望がありまして、また発行を重ねてきたところであります。

自然環境を保全して共生する農業、農村を創造し財産としていくことが安心・安全の食の確保、農業の高付加価値化や地産地消等の推進にもつながるので、引き続き調査を実施していきたいと思っております。

町ではこの6月より生物多様性保全条例が施行されておりますけれども、そこからさらに一步踏み出して、生物の多様性を生かした魅力ある持続的なまちづくりを進めるために、生物多様性飯島戦略というのを来年に策定を予定しているところであります。

こういった調査ですけれども、調査員にお金を出して調査すれば資料は当然積み上がってくると思いますけれども、やはり生物の多様性の条約を締結したということは、これらに基づいて、やはり町民の皆さんは、みんながこういった自然に目を向けていただいて、町民の皆さん自ら身の周りにどのような動植物があるかっていうのをきちんと把握しながら、その中で暮らしていただくとというのが一番重要なところかと思えます。

ですので、町では、今、9月末までということやっておりますけれども、バイオームによるアプリを使った町民参加型の調査を進めているところでありますけれども、これまで十数年——18年ですか、にわたって蓄積してきた情報、それらも踏まえまして、今後はもう少し調査をきちんとするよな——するとか、きちんと計画的にするよなことも踏まえて検討してまいりたいと思えます。

いずれにしても、この条例を契機に、そういった飯島町の生物の多様性が図られるように取り組んでまいりたいと思っております。

ただ、この間、スタンフォード大学の深見先生という方がお見えになって懇談した折にも、どうも飯島町でも昆虫類が少なくなってきたと、それによってソバの結実も良好な状態ではなくて、ソバの収量も落ちてきているんじゃないかということです。

やはり、こういったしっかりとした調査をすることによって飯島町の今の自然の現状をしっかりと捉えながら、それをまちづくりに反映していくということが重要かともいいますので、しっかりと調査については取り組んでまいりたいと思います。

三浦議員

これは皆さんのお手元にもお渡ししましたけれども、ミドリシジミというシジミチョウを御存じでしょうか。ミドリシジミというのはハンノキが食樹で、ミヤマシジミはコマツナギが食樹で、コマツナギ以外は食べませんけれども、ミドリシジミはハンノキを食べて繁殖するので、ハンノキがないと生きていけません。

それで、ミドリシジミは埼玉県の県のチョウにもなっております。

それで、左側の写真ですけども、これは今年4月3日に与田切川の飯島側——左岸で私が、あ、ここにミドリシジミの食樹のハンノキがあるじゃないかと、これは与田切橋下の鳥居原のほうに行く橋なんですけど、飯島側……

議 長

三浦議員、ちょっとすみません。

三浦議員

はい。

議 長

通告に……

三浦議員

はい、すみません。

議 長

3—2のミドリシジミですか、この件がないんですけれど……

三浦議員

あ、すみません。ちょっと、はい、分かりました。説明いたします。

モニターには「3—2」となっていますが、これは3—1の中の2、答弁のあった後に言いたいなと思っていて、すみません、表示を時々しくじります。すみません。

これは3—1の答弁の後に私の聞きたいことを言うために作ってありまして、すみません、質問通告では3—1になっています。その中の1—2です、すみません。表示をきちっとしていなくて申し訳ありません。それは私の失敗です。

ということで、先ほどのミドリシジミですけれども、そういうわけでハンノキがなければ繁殖できないというシジミチョウです。

それで、これは、4月3日に、与田切川の左岸にハンノキがありまして、あ、ここに、ミドリシジミの植樹が目前面にあるじゃないかということで感動して写真を撮りました。

それで、約2か月後——5月29日ですけれども、通りかかりましたら、御覧のとおり、伐採されて、ありませんでした。

実は、その後、中田切、与田切——天竜川の部会がありましたね。それで、そのときに天竜川上流河川事務所の所長さんに、いや、実は、ミドリシジミというシジミチョウがいて、その食樹のハンノキが切られてしまってとても私は残念なんだけれども、環境アセスメントはしてありますかとお聞きしました。

それで、そのときの返答は、そういう希少な生物がいるとか、そういうような生物や植物があるかという情報があれば環境アセスメントはするけれども、そういう情報はなかったので全くそんなことはしてありませんと言われました。

それで、ミドリシジミがハンノキを食樹にしているということを知っている人がどれだけいるかとか、昔、ミドリシジミは、私が子どもの頃には子どもの私でも捕まえられるような普通にいたシジミチョウだったということを知っている人も恐らくいないし、

そんな記録も多分ないので、それ以上のことは言えませんでしたので、とても残念でした。

それで、今回言いたいのは、やはり町長もやっていくというふうに言われましたのでですけれども、やっぱり生き物調査をきちんとして、今を記録しておいて、それが数年後にちゃんと生存しているとか、いないとか、例えばハンノキがなくなったのでミドリシジミは全くいないとか、もう今は既にもいないとか、そういうことも検証する中で、じゃハンノキはどうしたらいいのかとか、そういうことにもなっていくというふうに私は思っていて、そういう調査をするべきだというふうに言うわけです。

実は、埼玉県はミドリシジミが県のチョウになっていまして、ハンノキの公園を造ったりハンノキを植樹したり、住民参加でやったりしていまして、ミドリシジミを見たいという人たちが結構埼玉県のそういうところを訪れているというふうにお聞きしています。

それで、長野県にもどうもそういうところがありそうなんですけれども、そういうことで、コマツナギと同じように、やはりそうした植樹を、ちゃんと残していくとか、そういう対策を取っていくような取組が必要だというふう感じまして、調査をぜひしていただいて、後世にやはり残していきたいというふうに思っているわけです。

それで、そのためには、やはり農政ではなくて、私は、所管を環境係に移して調査をやって、その結果を残していくというようなことが大事なんじゃないかというふう感じまして、どうでしょうかということなんですけど、いかがでしょうか。

議長 ちよっと待ってください。

すみません。今ずっとおっしゃられた内容ですけれども、3-1については生物多様性の保護という観点で記録を残すべきってということについて質問状にあるわけですけれども、今、いろいろ例を挙げて話されてきておるのは、後世に記録を残すための生物多様性の保護の観点から、やっぱりきちっと記録を残してくださいってということをおっしゃりたいわけですね。

三浦議員 はい。

議長 それから、あと、所管課の変更については、今の思いとして最後に述べるべきことであって、行政に考えてくれるってことへの答えを求めているわけではないですね。そういうふうでよろしいですか。違いますか。

三浦議員 私の言いたいのは、やはり、生き物調査をして、今飯島町にいる生物、生き物はちゃんと把握しながら、今はこういう生き物がいて、毎年やっていく中で、減っているとか増えているとか、いろんなことが、状態がそういうことで分かるわけですので、それが生物多様性の現状を調べて将来につないでいく取組だというふうに思っていて、いろんな例も挙げながら言ったわけです。

それで、そういう取組をしていくには、今までやってきた農政の中での生物の調査ではなくて、やはりもっと広い生物多様性という目で飯島町に生きている生き物の調査をしていくことが大事かなというふうに思っていて、こういうあれを、質問というか、例を挙げて係も変えるべきじゃないかなというふうに言ったわけです。

それで、ミドリシジミも例に挙げたんですけれども、やはり、ミヤマシジミだけじゃなくって、こういうハンノキがなければ生きていけないミドリシジミというシジミチョウが過去にはもっとたくさんいて、私が子どもでも捕まえられるようになっていたという事実がありますけれど、それは私が知っているだけで、皆さんに知っていますかと言っても誰も多分知らない、関心がなければ、大体目の前にいても分かりませんから。

多分そういうことになってしまっているの、ぜひ今を調査して、毎年調査することで、減っているとか、何を守らなきゃいけないとか、どういう環境整備をしたらいいとか、そういうこともやっていってほしいなというふうに思っていましたので、そういうために調査して記録を残して後世につなげてほしいということなんですけど、いろいろ言い過ぎたんで分からなくなりましたと思います。申し訳ありません。

いかがでしょうか。

議 長
町 長

町長、大丈夫ですか。

継続していろいろな御質問をいただきましたけど、ミドリシジミについては「飯島町の里の生きもの図鑑」には載っておりません。それは、もう見かけられないからということだと思います。

同じく、オオルリシジミというのがおまして、これはクララっていう、昔は便所に入れて、ウジ退治に入れたクララっていう植物、今は、北村とか、あの辺にたくさん生えていまして、新田の今ミヤマシジミがいるところにも生えていますけれども、ミドリシジミもそうですけど、ぜひオオルリシジミも復活したいというのが私の気持ちであります。

そういった希少動植物や、あるいは、もう絶滅しそうなものについては、飯島版のレッドデータブックというのをこれから作っていくと思いますし、前回の質問にありました外から入ってくるもの、そういったものはブルーデータブックということで整理していく予定です。

いずれにしても、今までは農政のほうでやっておりましたけれども、連携しながら環境係も、今度、生物多様性の戦略をつくっていきますので、その中で調査を進めながら、そういった住民の皆さんにも分かるような調査結果をきちんとお示ししていきたいと思っております。

三浦議員

失礼をいたしました。

先ほども町長が言われましたけれども、やはり生き物調査も住民の皆さんが参加して、今までは関心がなかったけれど、そういわれてみればっていうこともたくさんあると思いますので、そういう住民の皆さんが町ぐるみで自然を守って将来につなげていけるような取組にできていったらいいなというふうに思っていますので、ぜひそういう立場で取り組んでいただきたいなというふうに思います。

以上で質問を終わります。

〔三浦議員復席〕

議 長

以上で本日の日程は終了しました。

これをもって散会といたします。

事務局長	御苦労さまでした。
議長	御起立をお願いいたします。——御起立をお願いいたします。(一同起立)
	すみません、起立をお願いいたします。
	礼。(一同礼「お疲れさまでした」)
散会	午後3時09分

令和7年9月飯島町議会定例会議事日程（第4号）

令和7年9月18日 午前9時10分 開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 第 1 号議案 令和6年度飯島町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 第 2 号議案 令和6年度飯島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 第 3 号議案 令和6年度飯島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 第 4 号議案 令和6年度飯島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 第 5 号議案 令和6年度飯島町水道事業会計決算認定について
- 日程第 7 第 6 号議案 令和6年度飯島町下水道事業会計決算認定について
- 日程第 8 第 7 号議案 令和7年度飯島町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第 9 第 8 号議案 令和7年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 10 第 9 号議案 令和7年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 11 第 10 号議案 令和7年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 12 第 11 号議案 令和7年度飯島町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第 13 第 12 号議案 令和7年度飯島町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第 14 第 14 号議案 飯島町第6次総合計画改訂版について
- 日程第 15 第 16 号議案 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例及び飯島町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 16 第 17 号議案 令和7年度消防防災施設整備事業に関する物品売買契約の締結について
- 日程第 17 第 18 号議案 飯島町長及び副町長の給料の減額に関する条例
- 日程第 18 請願・陳情等の処理について
- 日程第 19 議員派遣について
- 日程第 20 議会閉会中の委員会継続調査について

令和7年9月飯島町議会定例会議事日程（追加日程第1号）

令和7年9月18日

- 追加日程第 1 発議第 11 号 寒冷地手当の支給地域等の適正化を求める意見書
- 追加日程第 2 発議第 12 号 「さらなる少人数学級推進と教員増のための教育予算確保」と「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める意見書

1 町長挨拶

1 閉会宣言

○出席議員（12名）

1番	池上 明	2番	坂本 紀子
3番	伊藤 秀明	4番	宮下 秀和
5番	三浦寿美子	6番	荒川みずき
7番	折山 誠	8番	堀内 学
9番	星野 晃伸	10番	浜田 稔
11番	吉川 順平	12番	宮脇 寛行

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委任者
<p>飯島町長 唐澤 隆</p>	<p>副 町 長 宮下 寛 総 務 課 長 堀越 康寛 企画政策課長 座光寺満輝 住民税務課長 林 成昭 健康福祉課長 小林 正司 産業振興課長 斉藤 鈴彦 建設水道課長 片桐 雅之 会 計 管 理 者 曾我 弘恵 企画政策課財政係長 林 かおる</p>
<p>飯島町教育委員会 教育長 片桐 健</p>	<p>教 育 次 長 藤木真由美</p>
<p>飯島町代表監査委員（欠席）</p>	<p>飯 島 町 監 査 委 員 事 務 局 長 （議会事務局長兼）</p>

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	那須野一郎
議会事務局長書記	眞弓 歩

本会議再開

開 議	令和7年9月18日 午前9時10分
事務局長	御起立をお願いいたします。(一同起立) 礼。(一同礼「おはようございます」) 御着席 ください。(一同着席)
議 長	おはようございます。(一同「おはようございます」) 町当局並びに議員各位には、大変御苦勞さまでございます。 本日をもって今定例会も最終日となりました。会期中は、それぞれ本会議をはじめ各 委員会における付託案件につきまして大変御熱心な審査に当たられ、感謝申し上げます。 中村代表監査委員より本日欠席の連絡がありました。 去る9月5日の本会議において決算案件6件、補正予算案件6件、一般案件1件につ いて本日——最終日に採決することとしております。 また、過日、議会運営委員会が開催され、町側より追加案件が3件提出されておしま す。 各常任委員会へ付託いたしました請願・陳情案件各1件につきましては、委員長より お手元に配付のとおり委員会審査報告書が提出されております。 本日はこれらの案件について審議を行うことになっております。議事運営上の諸ルー ルにのっとり慎重に御審議の上、適切な議決をされますようお願いいたします。 これより本日の会議を開きます。 本日の会議日程につきましてはお手元に配付のとおりです。
議 長	日程第2 第1号議案——日程第2 第1号議案…… あ、そうです。すみません。諸般の報告がありました。 すみません。訂正します。 日程第1 諸般の報告、これにつきましては特にありません。
議 長	日程第2 第1号議案 令和6年度飯島町一般会計歳入歳出決算認定について 日程第3 第2号議案 令和6年度飯島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定に ついて 日程第4 第3号議案 令和6年度飯島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定 について 日程第5 第4号議案 令和6年度飯島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定につい て 日程第6 第5号議案 令和6年度飯島町水道事業会計決算認定について 日程第7 第6号議案 令和6年度飯島町下水道事業会計決算認定について 以上、第1号議案から6号議案までの令和6年度決算6議案を一括議題といたします。

	ここで暫時休憩とします。
休憩再開	午前9時13分 午前9時14分
議長	会議を再開いたします。 それでは本6議案について一括して質疑を行います。 質疑はありませんか。
2番 坂本議員	それでは質問いたします。 令和5年に合った地域創造課が令和6年からなくなり、それぞれの課に吸収されました。それにより住民税務課の生活環境係の仕事が拡大してきております。 今年度から始まる生物多様性保全条例に沿った取組が展開されます。 また、以前から取り組んでいる自然エネルギーを含めた中でのカーボンニュートラルを進めていく必要があります。これは、ここ数年の急激な温暖化を少しでも止めるために、住民の足元からエネルギーの問題を考える必要があるからです。そして、また企業への働きかけも重要であります。 今回の決算の中で住民税務課の人員が足りないのではないかと思います。あるいは、カーボンニュートラルと生物多様性の内容でもう一つの課を新設し、少人数で早急に政策を進めるようにしたほうが良いのではないかと思います。この2点について町長の見解をお聞きしたいと思います。 それと、もう一つは、教育委員会の中で、保育士不足はここ数年の問題であり、町内の子育て世帯は多くが共稼ぎの状況で、3歳前保育が増えております。会計年度任用職員の保育士が、処遇は少しずつ改善してきてはおりますが、会計年度任用職員から正規職員への採用を増やす取組も必要だと考えております。 また、それに伴う保育士免許取得のサポートを町が行う必要も出てきているのではと思っております。 この3点について町長はどのように考えているのかを聞きます。
町長	まず住民税務課の体制の問題でございますけれども、町が今進めている最大の課題は環境共生でございます。これは、一つには地球温暖化防止、生物の多様性、それから3R——リデュース、リユース、リサイクル、自分はリサイクルを中心に話をしてまいりましたが、やっぱり3Rが重要ではないかというふうに考えています。 これらを総合的に進めていくことが地球温暖化を防止することとともに飯島町をしっかりとして後世に残せる、そんな地域にしていく最大の課題だというふうに考えています。そのために、係長2人体制で今年のところは対応させていただいております。 輝く農山村プロジェクトの関係もありますので、他課との連携しながら、また人員的な不足があれば補充しながら、3年間の対策というか、事業でありますので、それが県の意向に沿ったものに最終的にまとまりますようにまとめていかなければなりませんの

で、そういった点では、今後、また人員的に足りなければ補充していくということで対応してまいりたいと思います。

あと、保育士の問題ですけれども、これは、どの市町村でも保育士の確保というのは非常に厳しくなっております。

町でも未満児の待機児童が出ておりますので、もう、それらについても強い要望がありますし、それらに対応すべく毎月保育士の募集をしておりますけれども、なかなか募集に沿った応募がないという状況であります。

こちらについても、必要があれば会計年度任用職員を正規に格上げしたり、あるいは、ある程度、そういった同等の給与体系、そういったものも検討していかなければならないかなというふうに考えているところであります。

いずれにしても、絶対数が足りませんので、これはできるだけ優遇措置をしながらしていく必要がありますけれども、今のところこれといった保育士の確保に対する対策ができておりませんので、それらについては教育委員会と連携しながら、人員の確保について対策を取ってまいりたいと思っております。

また、やはり保育の現場を見ますと、飯島の保育は結構充実しているということを保育士さんからも聞いておりますので、そういった保育士さん同士の人と人とのつながりの中で保育士の確保を進めていくことも大事だと思いますので、そういった飯島の保育はかなりいいということをしつかりと宣伝しながら募集をしてまいりたいと思っております。

議 長
10 番
浜田議員

ほかに質疑ありませんか。

決算審査の中で幾つかの項目が挙げられましたけれども、1つは、毎年これはお尋ねしているんですけども、職員のストレスチェック、これに対するフォローができていないんじゃないかと。

つまり、そもそも数字自身が14%と、私が昔サラリーマンをやっていた頃は5%って言われていたんですけども、それに比べるとはるかに高い。

それで、さらに、それに加えて、ストレスチェックでストレスがあると判定された方々が実際には専門的な診断を受けていないんじゃないかというあたりがフォローできていないというふうに考えていまして、やはり職員の全体に対して重点的な仕事の配分をしないということになるんじゃないかというふうに私は心配しているわけです。

つまり、めり張りをつけて——全てをやれというのは、確かに筋書としてはそうなんですけれども、実際には、重要なこと、さほどではないことに対して、全体の能力に見合うような仕事の配分をしないといけないんじゃないかということの一つ感じましたので、これに対してどういうふうにお考えなのか。

要するに対策が打たれていないということに対してどうお考えになのかというところが1点です。

それから、もう一つ、町の重要な構成員である外国人に対してトータルの政策が書いてないということがこの会の審査で明らかになりました。

私も知っていますけれども、特に東南アジアから来た女性たちが職場に行くのに自転車に乗っているんですけども、ヘルメットもなしに通っている、それから防災訓練についても事業所任せで、実際にどうなのかっていうことに対しては把握できていないと。

こんな問題があるということがありまして、そうはいつでも外国人労働者というのは町内ではかなり必要な方々ですので、これに対してちゃんと系統的な取組を進めるべきではないかということを感じましたので、どうお考えなのか。

それから、3つ目がパブリックコメントですね。これの周知の仕方が実は統一されていないということが今回分かりました。実際にパブリックコメントに対するコメントの数を見ていますと、ゼロ件っていうのがかなりあるんですよ。

つまり、町は本気で町民の声を聞こうとしているのかというあたりに対してかなり疑問わしいということで、やはりこういったことについては、ルール化して、それで町民から広く意見を集めるという作業が必要なんではないかというふうに思っておりまして、今3つ申し上げましたけど、以上3つの点について理事者のお考えをお聞かせいただきたいと思えます。

副町長

それではストレスからお答えをさせていただきたいと思えます。

ストレスチェック、職員の関係14%、毎年やっております。

それで、確かに、統一的な指導というか、仕事の内容も含めまして、仕事は、毎年、実施計画から翌年のやつは始めるんですけども、そういうときに、自分の中の係内で話をして、それで優先度の高いものからやれということは指示しております。

それで、少し置いてもいいようなものは置いていかないと、なかなか仕事がいつぱいで、行政の業務というのは一般的に全部やらなきゃならん部分もございまして、そういう部分を含めて、できるだけ張りをつけるようにというのはっております。

ただし、そこら辺の後でストレスチェックをやってみると14%ということございまして、そこら辺のところにつきましてはもう少し指導的に話をしようかなというふうに考えております。

それで、ストレスチェックする前からどんなものかということを知りながらチェックしていただいて、その後は、職員の関係につきましては職員担当の保健師もおりますので、そういうところから指導して、病気がばいになっていうことを察知した場合には指導するんですけど、その前にできるだけ指導するようにしたいというふうに思っております。

それと、2番目の外国人の関係でございまして、避難訓練のやり方につきましても、もう議員さんがおっしゃるとおり、今までは派遣会社にお任せという格好になっておりました。

多少の言葉の、言語のあれはあつたとしても、派遣会社とも詳しく話したことはございませんので、これからはその点につきましてもちょっと内容を改めながら指導していきたいというふうに思っております。

それと、ヘルメットの話もございましたが、ヘルメットにつきましては、御指摘いただいたんで、外国人を雇っている各事業所につきましても通知を出すようにいたしました。

そこら辺につきましては、すぐ対応できるものは対応したということでございます。

それから、パブリックコメントでございますが、随分長くパブリックコメントをやっておりますけども、なかなか意見が出てこないというふうに私も考えておりました。

それで、なかなか、LINEとか、それからホームページとか、それから紙媒体とか、それから今はQRコードですか、それぞれ取ってはおるんですけども、もう少し統一的な考え方をちょっと考えてやったほうがいいかなというふうに考えておりますので、検討してみたいというふうに思っております。

以上です。

議長 ほかにも質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

これから議案ごとに討論、採決を行います。

最初に第1号議案 令和6年度飯島町一般会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

初めに原案に反対討論はありませんか。

次に原案に賛成討論はありませんか。

9番

星野議員 賛成の立場から討論いたします。

財政力指数0.37と、厳しい財政の中、考えられた決算と思いますが、さらにDX、またAIを活用し、職員の個人の時間が増えますことを期待し、明るい挨拶のできる窓口を期待しまして、賛成といたします。

議長 ほかにも討論ありませんか。

2番

坂本議員 賛成の立場で討論いたします。

住民税務課ではごみの分別及び収集に関わる事務に丁寧に対応されていることが分かりましたが、燃えるごみに都度都度混入されるリチウムイオン電池の収集を広域の中で進めてもらえるように対応されたい。

それから、新しく野良猫の避妊の補助ができました。伊那谷の中でも早い取組で、評価しております。成果も上がっているので、長い取組として頑張ってください。

それから、物価高騰の臨時給付金などは、日常業務の中、忙しい中、適切に対象者に交付されたことを評価いたします。

それから、健康福祉課では、政策としては大変厳しいひきこもりの対応に努力されました。しかし、町内にはまだ100人以上の引き籠っている方がいると聞いております。

令和6年度の政策の中で表れた数字は20人程度値ということであり、今後、高齢化の中で8050問題が増えてくると予想され、また将来を担う学齢期の子どものひきこもりもあります。これら2点の点から、対象者を絞った政策が求められていると思うので、考えていただきたい。

あと、高齢者福祉ではフレイル予防の拡大に力を入れていることを評価し、今後も介

護認定者を減らす取組に努力してほしいと思います。

教育委員会では、先ほどの質問でも言いましたけれども、保育士確保が引き続きの問題となっているので、保育士養成に町で取り組むべきと思っております。

それから、国民スポーツ大会開催に向け、ここ数年はそちらに職員がかかり切りになるので文化館の活性化を進められない状況は理解しています。今回の指定管理は避けられないことと考え、賛成いたします。

以上、幾つかの意見を述べましたが、今後の政策課題として求めて、賛成答弁といたします。

議 長
8 番
堀内議員

ほかに討論はありませんか。

賛成の立場から討論をさせていただきます。

決算書全体を見まして、不用額が大分少なくなっておりました。不用の出た部分については事業に転換する、予備費に流用するみたいな形で、しっかり調整ができていたと思われま。

財政力の中でも経常収支比率が80%をちょっと超えてしまったというところで、少しそこは懸念点があるんですけども、70~80%が望ましいという範囲の中でもありますので、しっかり80%以下に収まるように、今後、町の中を注視していきたいと思ひます。

1つ、商工係のほうでは、かなり融資のほうで積極的に行われておりました。やっぱり、町の困っている商工業がたくさんある中で、町の融資、県の融資っていうのをしっかりあっせんしていただいているところは大変評価すべきところではあるんです。

けれども、融資の中身を町として確認して、町としてどういう対策をすべきなのかっていうところが——今回、令和6年度に対しては、物価高騰の対策はありましたけれども、その他の支援っていうのがあまり打てていなかったようなことを感じましたので、そのあたりは留意をしているところでございます。

借入れするところもしっかり見ながら、商工業と一緒に、協力して令和7年度は進めていただきたいと思います。討論といたします。

議 長
5 番
三浦議員

ほか……。

それでは賛成の立場で討論をしたいと思ひます。

高齢者福祉係では軟骨伝導イヤホン及び集音器の窓口設置というのが行われ、会話しやすくなってありがたいとの係の感想がありました。状況に応じて設置箇所を増やすなど、検討してはどうかというふうに感じております。大変よい施策だと思ひます。

それから、高齢者の補聴器購入助成事業の申請者が増えました。助成件数も増加しました。令和7年度は制度の見直しもあり、利用者が増加することに大変期待しています。高齢者の皆さんの社会参加が進むことを大いに期待する施策であります。さらに進めてほしいと思ひます。

それから、母子保健事業ですけれども、妊娠から育児まで切れ目のない支援が行われております。不妊、不育に悩む方への特定治療費補助事業などがとても支援事業として

有効に利用されているというふうに思います。今後も利用しやすい制度として進めていってほしいというふうに思いました。

それから、ひきこもり対策についてですけれども、職員の皆さんの努力にもかかわらず、まだまだ実態の把握が難しいというふうにお聞きしております。最近では孤独死の問題などもありますので、この課題解決のためにさらに力を入れていってほしいというふうに思います。

以上、本当に職員の皆さんの努力に敬意を表しまして、認定すべきものと、賛成をいたします。

議長 ほかにも討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これから第1号議案 令和6年度飯島町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

お諮りします。

本案を原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、第1号議案は原案のとおり認定することに決定しました。

次に第2号議案 令和6年度飯島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

初めに原案に反対の討論はありませんか。

次に原案に賛成討論はありませんか。

2番
坂本議員

賛成の立場で討論いたします。

現在、国民健康保険の保険者の数はだんだん減りつつある中で健全な運営をしていますが、今後は県統一ということになり、その過程の中で、飯島町のように——保健師を入れて長い間保健事業に努力して、高額な医療者出さないようにしているという点は高く評価いたしますが、今後の過程の中では、飯島町のようにではない町村もあり、それが県統一の段階で、飯島の場合は保険料が上がる可能性が非常に高いと思われます。

ですから、町長が今協議会に参加しているということで、そういう中で高額な市町村に対してはもう少し健康維持の努力をしていただきたいということをお願いして、飯島町の保健医療費が上がらないようなことをやっていただきたいと思ひまして、ちょっと意見を付しまして、賛成といたします。

議長 ほかにも討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これから第2号議案 令和6年度飯島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

お諮りします。
本案を原案のとおり認定することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、第2号議案は原案のとおり認定することに決定しました。
次に第3号議案 令和6年度飯島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。
初めに原案に反対の討論はありませんか。
次に原案に賛成討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 次に原案に賛成の討論ありませんか。
討論なしと認めます。
これで討論を終結いたします。
これから第3号議案 令和6年度飯島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について採決を行います。
お諮りします。
本案を原案のとおり認定することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、第3号議案は原案のとおり認定することに決定しました。
次に第4号議案 令和6年度飯島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。
初めに原案に反対討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 次に原案に賛成の討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから第4号議案 令和6年度飯島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。
お諮りします。
本案を原案のとおり認定することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、第4号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。
次に第5号議案 令和6年度飯島町水道事業会計決算認定について討論を行います。
初めに原案に反対の討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 次に原案に賛成の討論はありませんか。

8 番

堀内議員 賛成の立場から討論をさせていただきます。

水道事業会計につきましては、有水率も大分向上してきている中でございます。日々の職員の努力がかいま見えるところで、評価すべきところだと考えます。

また、昨今、ちまたのほかの都道府県では値上げが進行するかもしれないという危機の中でも、飯島町については安定した供給ができています、また中川村に3つ目の配管がつながったということで、そこもしっかり供給ができるという体制ができていますというところは大変評価すべきところだと思ひまして、認定すべきものとして討論いたしました。

議 長 ほかに討論はありませんか。

議 長 「なし」と呼ぶ者あり

議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これから第5号議案 令和6年度飯島町水道事業会計決算認定についてを採決いたします。

お諮りします。

本案を原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

議 長 「異議なし」と呼ぶ者あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、第5号議案は原案のとおり認定することに決定しました。

次に第6号議案 令和6年度飯島町下水道事業会計決算認定について討論を行います。

初めに原案に反対討論はありませんか。

議 長 「なし」と呼ぶ者あり

議 長 次は原案に賛成討論はありませんか。

8 番

堀内議員 賛成の立場から討論をさせていただきます。

下水道事業会計につきましては、移動脱水車の更新等がありまして、町民のための施設、設備っていうのを積極的に導入しているところについては評価すべきところだと感じております。

ちょっと1点、浄水場の——水道事業のほうも関わるんですけども——今回、動力費の予備費、不用額がかなり多かったところがありまして、確認したところ、ちまたのエネルギー高騰が進むから強めにあったっていうところではあるんですが、実際に見ていると実費額の25%から35%近く不用額が出ているところがありましたので、そのあたりは早めに察知してほかの経費や補助の繰入金金の減少みたいな形で少しでも業務改善できるように求めまして、討論といたします。

議 長 ほかに討論ありませんか。

議 長 「なし」と呼ぶ者あり

議 長 討論なしと認めます。
 これで討論を終結いたします。
 これから第6号議案 令和6年度飯島町下水道事業会計決算認定についてを採決いたします。
 お諮りします。
 本案を原案のとおり認定することに御異議ありませんか。
 [「異議なし」と呼ぶ者あり]

議 長 異議なしと認めます。したがって、第6号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。
 ここで暫時休憩とします。

休 憩 午前9時41分
 再 開 午前9時42分

議 長 会議を再開いたします。

議 長 日程第8 第7号議案 令和7年度飯島町一般会計補正予算(第3号)
 日程第9 第8号議案 令和7年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
 日程第10 第9号議案 令和7年度飯島町後期高齢者医療会計特別会計補正予算(第1号)
 日程第11 第10号議案 令和7年度飯島町介護保険特別会計補正予算(第1号)
 日程第12 第11号議案 令和7年度飯島町水道事業会計補正予算(第1号)
 日程第13 第12号議案 令和7年度飯島町下水道事業会計補正予算(第1号)
 以上、7議案から12議案までの令和7年度補正予算6議案を一括議題といたします。
 それでは本6議案について一括して質疑を行います。
 質疑はありませんか。
 質疑なしと認めます。
 質疑を終結いたします。
 これから議案ごとに討論、採決を行います。
 初めに第7号議案 令和7年度飯島町一般会計補正予算(第3号)について討論を行います。
 初めに原案に反対の討論はありませんか。
 [「なし」と呼ぶ者あり]

議 長 次に原案に賛成討論はありませんか。

9番 星野議員 補正予算に賛成の立場から討論いたします。
 今回の補正予算でがん患者に際しピアランスケア補助金が盛り込まれております。このようなきめ細やかな気配りをさらに期待しまして、賛成といたします。

議 長 ほかにも討論ありませんか。

2 番 賛成の立場で討論いたします。

坂本議員 今回、中学校の防球ネットが補修されるということで金額が載りましたけれど、それを聞く中で、結構長い間、これが壊れていることで防球ネットそのものが使われていなかったということがありました。

それとともに、ソフトテニスのグラウンド整備っていうのも、現場のほう、要するに学校サイドから要求がないのでしていなかったという、毎日行く中で、草が生えていて、これでいいのかなというふうに感じている議員がおりまして、質問したらそういう現実が見えてきましたので、ぜひ学校現場の状況を——予算は確かに、教育委員会、大変なんでしょうけれども、そういう現場の声をよく吸収しまして予算ハイエンをしていただけることを記しまして、賛成といたします。

議 長 ほかにも討論ありませんか。

議 長 「なし」と呼ぶ者あり

議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わりにします。

これから第7号議案 令和7年度飯島町一般会計補正予算（第3号）について採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、第7号議案は原案のとおり可決されました。

次に第8号議案 令和7年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。

初めに原案に反対の討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

議 長 次に原案に賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから第8号議案 令和7年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、第8号議案は原案のとおり決定されました。

次に第9号議案 令和7年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。

初めに原案に反対の討論はありませんか。
 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
 議長 次に原案に賛成討論はありませんか。
 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
 議長 討論なしと認めます。
 これで討論を終わります。
 これから第9号議案 令和7年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
 について採決いたします。
 お諮りします。
 本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
 議長 異議なしと認めます。したがって、第9号議案は原案のとおり可決されました。
 次に第10号議案 令和7年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第1号）について討
 論を行います。
 初めに原案に反対の討論はありませんか。
 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
 議長 次に原案に賛成の討論はありませんか。
 討論なしと認めます。
 これで討論を終わります。
 これから第10号議案 令和7年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第1号）につい
 て採決いたします。
 お諮りします。
 本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
 議長 異議なしと認めます。したがって、第10号議案は原案のとおり可決されました。
 次に第11号議案 令和7年度飯島町水道事業会計補正予算（第1号）について討論を
 行います。
 初めに原案に反対討論はありませんか。
 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
 議長 次に原案に賛成討論はありませんか。
 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
 議長 討論なしと認めます。
 これで討論を終わります。
 これから第11号議案 令和7年度飯島町水道事業会計補正予算（第1号）について採
 決いたします。
 お諮りします。
 本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長	<p>異議なしと認めます。したがって、第 11 号議案は原案のとおり可決されました。</p> <p>次に第 12 号議案 令和 7 年度飯島町下水道事業会計補正予算（第 1 号）について討論を行います。</p> <p>初めに原案に反対討論はありませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長	<p>次に原案に賛成討論はありませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これで討論を終わります。</p> <p>これから第 12 号議案 令和 7 年度飯島町下水道会計補正予算（第 1 号）について採決いたします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。したがって、第 12 号議案は原案のとおり可決されました。</p>
議 長	<p>日程第 14 第 14 号議案 飯島町第 6 次総合計画改訂版について</p> <p>を議題といたします。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p>
8 番 堀内議員	<p>1 点お尋ねさせていただきます。</p> <p>52 ページにあります「将来を見据えた都市づくり」の中の施策 5 の（3）の②の公共物条例に基づく許可基準の適合率っていうのは、令和 5 年が 79%で、令和 12 年で 90% ということでやっていくという話を伺いました。</p> <p>これが 100%でない理由っていうのもあって、設置者の理解をいただくためにも調整に時間がかかることからっていうことであるんですが、設置者から理解をいただかない——ある意味では違法な不適合広告物なので、設置者が理解しなければそれを改善しなくていいのかどうかっていうところが町の姿勢としてどうかと思うんですけど、そこらあたりはどうなのでしょう。</p>
建設水道課長	<p>お答えいたします。</p> <p>御質問の広告物条例に基づく許可基準の適合率、その目標値でございます。</p> <p>条例に基づくものですので 100%が本来の数字だとは思いますが、この条例を定めた際に看板のサイズを変更してございます。色ですとか、そういったものは適合していても、将来的には適合するサイズにサイズダウンしていただく必要もございまして、費用も発生することがありますので、そういった場合には、改善計画書を出していただいた上で、現状の色とか、そういうのが合致していれば許可を出している状況でございます。</p>

そういったことで、経過措置ということもございまして令和 12 年の目標値を 90%と
しております。

以上です。

議 長

ほかに質疑ありませんか。

11 番

吉川議員

現行ページ 38、案の 45 ページですか、「地域特性を生かした産業の創造と振興のまち
づくり」で質問いたします。

「地域資源を生かした農業の展開」ということで、特に①と③とか④に消費者ニーズ
と需要を見据えたっていうことで、需要を見据えたっていうことで項目が増えておりま
す。特に、令和の米騒動と一緒にありまして、やっぱり需要を見据えたということでは
追加してありますが、ここら辺の考えをちょっとお願いしたいと思います。

産業振興課長

お答えいたします。

報道でも昨年よりありました米の不足問題につきましては、やはり消費者ニーズとい
うものがありました。

また、現在、日本の食料自給率につきましても 38%というところがありますので、そ
ういった全体のところを見ながら、また生産者のお考えもよくお聞きしながら進めてま
いりたいというふうに考えております。

議 長

ほかに質疑ありませんか。

8 番

堀内議員

一括で質問できずにすみません。

34 ページにあります(4)の「公平で適正な税収の確保」っていうところなんですけ
れども、今回新しく追加された項目として、2の(4)の①として、e-Tax——電
子申告の確定申告者数でございますが、策定時——令和 5 年は 891 人いて令和 12 年は
565 人ってということなので、e-Taxをやる人を減らすっていう意図なのか、紙に戻
すっていう意図なのか、そのあたりはどうなんでしょうか、お聞かせください。

住民税務課長

34 ページの施策 2、(4)の①の目標値の件でございますけれども、こちらにつきま
しては、e-Taxの電子申告による確定申告者数、令和 5 年度 891 人、目標値 565 人
につきましては、こちら、電子申請へ移行することによりまして申告の受付数を増やし
て——すみません。こちらは、e-Taxの申告を推進することによって町で受ける確
定申告者数をこちらのほうで抑制していくと、確定申告はe-Taxの申請を推進する
という意図でございます。

議 長

よろしいですか。

副 町 長

e-Taxをやるということを推進していきますと町で受ける人数が減るというふ
うな目標値でございますので、できるだけ電子申請をやっていただくというふうな意向
には変わりございませんので、今受けている人数がだんだん減ってきているというこ
とでございますので、e-Taxに変わっていただければいいということで目標値を定めたとい
うことでございますので、そのように御理解を願いたいと思います。

8番 堀内議員	<p>ありがとうございます。</p> <p>確認させていただきますけれども、要は、この目標指数については、e-Taxをできるだけ推進することによって町で開設している税務相談の人数をこれだけしっかり減らしていきますよってというような認識として、前向きな意見として捉えてよろしいかどうかだけお聞かせください。</p>
副町長 議長	<p>そのとおりでございますので、よろしく願いいたします。</p> <p>堀内議員、3回目です。</p> <p>そのほかありますか。</p>
2番 坂本議員	<p>33ページなんですけれども、太陽光発電の設置補助事業件数ということで、令和12年度、目標値を420件としているわけですが、今回の決算の中で見えてきたのは、屋根につける場合は税込として町に影響はないんですけれども、農地を雑種地として太陽光発電にした場合には税収的に町は上がるということのお話がありました。</p> <p>しかし、こここのところ、町内の農地全体を見てみますと、一応法人が管轄していますがけれども、法人から外れた土地で、なおかつ住宅地の中のところに小さいんですけれども太陽光発電設置が増えております。</p> <p>それで、町は条例を持っておりますけれども、周辺の住民の方たちの話とか、今後、法人で農地をきちっと管理してやっていけるかということと、太陽光発電を推進していくという、これらがうまくマッチングすればいいんですけれども、そこら辺のところをうまく、何ていうか、考えていかないと、推進ばかりしていても環境への影響がよくなる状況になっても困りますので、その点はどういうふうに具体的に進めていくのかということをお聞きしたいと思います。</p>
町長	<p>昨年地域計画をつくっておりますので、地域の農地をどのように、地域の皆さんが関わり合いながら、将来に向けて農地として残すところ、また農地として残せないところはそれぞれ山に戻したり、あるいは転用したりということになるかと思っておりますけど、その辺は、地域計画の中でしっかりとみなしながら、地域の皆さんと話し合いをしながら進めてまいります。</p> <p>ですから、やみくもに太陽光発電を増やしていくという、農地を潰して増やしていくという施策は打ちませんので、御承知おき願いたいと思います。</p>
議長	<p>ほかに質疑ありませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終結いたします。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>初めに原案に反対討論はありませんか。</p>
10番 浜田議員	<p>原案に反対の立場で討論いたします。</p>

今回の改訂ですけれども、見過ごすことのできない幾つかの点がありました。全体を否定しているわけではありません。

1つは、農業関係、ここで、今度の改訂の中で特に強調されているのが、スマート農業ですとか、それから地域の協力による農作業の効率化とかっていうふうに書いてあるんですけれども、中心的なテーマになっているのは、もともと町の営農センターが掲げていた地域複合営農への道、つまり、法人や大規模農家だけではなくて、個人農家も含めてお互いに連携しながら発展を遂げるという道があるにもかかわらず、ここで掲げているのは大規模な集積化が中心になっているということで、これは本来の飯島の農業の道に反するのではないかというふうに考えるという点で、1つは反対です。

それから、もう一つ、これはもともとの「地域資源を生かした農業の展開」ということの中に書かれているんですけれども、バイオマス発電の排熱を利用した農業というのを一般的な6次産業化のほうにってしまったと。

要するに、飯島ではやはり林業の推進っていうのをもう少し真面目に考えなければいけない現状にあると思うわけなんですけれども、ここではバイオマス発電による排熱の利用という具体的な目標さえも引き下げてしまっていると、こんなことでいいのかということ強く感じた次第です。

林業についても同じで、ICT化技術による森林測量と森林整備というのが掲げられていますけれども、実際に飯島町の森林で問題になっているのは、こういう大規模な森林の皆伐、再造林ではなくて、民有で今お荷物になっている区有林ですとか耕地林をどうするか、それと同時に、さらに担い手がなくなっている平地林、町内の平地林、倒木でJRを止めたりなんかしていますけれども、こういったところが中心になるべきであるのに、言ってみれば国の政策に追随する形で林業政策をやろうとしていると、これは到底認めることができないというふうに考えています。

それから、もう一つ、非常に消極的になってしまったのが音楽村構想の廃止です。

確かにフルートですとかバスーンは撤退しました。けれども、まだ町内にはフルートの入れ物を作っている会社が残っているわけです。それで、これを全く否定してしまうということは、本当に根こそぎ、町民の希望を砕いてしまうということになるのではないかというふうに思っています。

ここについてはフルート会社の会長さんもかなり気を遣って支援していただいているわけで、この構想自身を引き下げることは必要ないのではないかというふうに私は思うわけです。

それから、もう一つ、飯島は、以前私が一般質問で言いましたように、上伊那というのは第2次産業——製造業が一番付加価値を得ている町であります。それで、もちろん今はばらつきがあるわけなんですけれども、そうはいつても、やはり飯島町の財政を牽引しているのは第2次産業——製造業であります。

それがこの計画ではビジネスマッチングや販路開拓につながる支援を行うという非常に消極的な内容になっていると。そうではなくて、やはり町内でそれぞれに活躍している第2次産業の企業をもっと強力に支援するという政策がここに持ち込まれるべきだと

いうふうに考えますけれども、それが明記されていないということがあります。

以上述べましたように、1つは農業問題、もう一つは森林、林業の問題、それから音楽村構想、さらには第2次産業の強力な支援、これについての記述はむしろ改悪されているというふうに認められますので、この見直しに対して反対するものであります。

議 長 次に原案に賛成討論はありませんか。

8番 賛成討論はありませんか。

堀内議員 賛成の立場から討論させていただきます。

第6次総合計画が5年経過した中で見直しをかなりしているところが見られます。

当初の第6次総合計画と比較しますと、かなり多くの点で——令和5年度の時点で達成されたものについては新しい項目を追加したりとか、実数値に戻して、より目標値としての確かな部分っていうのをしっかり定めたものになっていると思います。

これに基づいて、しっかり6次総合計画の本体の目標である豊かな未来、自然、暮らしというところに邁進できるよう求めまして、賛成といたします。

議 長 次に原案に反対討論はありませんか。

4番

宮下議員 一般質問でもお伺いしましたが、多文化共生、外国人との共生についての項目が項目としてはありません。確かに、説明があったように、それぞれの項目に関わることで、細かなところ、現実問題としてはそれぞれの項目で対応することかもしれませんが、やはり、将来計画という点で考えたとき、しっかりした項目を取ってどうするかっていうことをはっきりさせるべきだと思います。

それで、ましてや、人口減との関係では、今飯島町にいらっしゃる外国人のほとんどは、いわゆる出稼ぎ労働者ですので、条件がよければどんどんほかの地域に行ってしまう、これは日本人でも同じですけども。

そういう意味で、こういう外国からいらっしゃる方に飯島に定住していただけるようなしっかりした取組っていうのが今後重要になってくると思っています。

そういう意味で、そういうことに対する計画がしっかりしていないという点で反対します。

議 長 次に原案に賛成討論はありませんか。

7番

折山議員 それでは原案に賛成の立場で討論します。

そもそも総合計画って何ぞやっていったら、細かい具体的な政策の議論ではなくて、将来——10年後を見据えた町のありよう、こういったものを掲げて、それにそれぞれの施策、基本計画、実施計画、こういったもので取り組んでいく、そういった内容で、どうしてもオール町民という立場で総合計画を見ようとすると総花的になってしまうわけです。

どの角度からどの政策を見ても総合計画のどこかに位置づけられているっていうものになりやすいわけなんです。それはそれで、やはりしょうがないことなのか。

それで、期待するのは、これまでの政策を見ていると、1つの事業が芽生えてくると、総合計画のどこへ位置づけようかなというような利用の仕方が主に見えてきたんですが、本来的には、まちづくりに向けてどういう政策を打っていったらいいのかっていう、ぜひ積極的な今後の活用、総合計画のここに位置づけられているからこの政策を打つではなくて、総合計画の目指すこのことをやるためにぜひこの事業をやりたいんだ、こういったような姿勢のぜひ積極的な打ち出しを期待いたしまして、総花的ではございますが、この計画変更、賛成するものでございます。

議長
2番
坂本議員

ほかに討論ありませんか。

反対の立場で討論いたします。

これは、5年間やってきて、やってきた結果としてできたことは指標から外してあるということもありましたが、さらに先のことを考えると、もう少し突っ込んだというか、人口が減っていく、高齢化である、それから農業の担い手が減っているという、その減っているのが非常に思っているより急速に進んでいる現実があります。

そういう現実を見た中で、政府が進めているスマートという事業だけではやれないということになってきます。というのは、人口が減っているのに対して、どこからその人口——大都市に集中しているの、やりたい農業者を連れてくるとか、そういうことになってくると思うんですけども、もうそういう現実的なことが目の前にあるのに改正したのにはそういう大きな改正がなかったという点では、とても私は残念に思っております。

そういった中で、やはりもう少し突っ込んだ政策をつくるべきだと思ひまして、この改訂版に対して反対するものといたします。

議長

ほかに討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから第14号議案 飯島町第6次総合計画改訂版についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立ください。

[賛成者起立]

議長

お座りください。(起立者着席)

起立多数です。したがって、第14号議案は原案のとおり可決されました。

議長

日程第15 第16号議案 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例及び飯島町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

[唐澤町長登壇]

町長

第16号議案 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例及び飯島町職員の育児休業等

に関する条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の説明を申し上げます。

令和6年5月31日法律第42号、育児休業、介護休業等育児又は家庭介護を行う労働者の福祉に関する法律及び令和7年1月8日法律第5号、地方公務員の育児休業等に関する法律が改正されまして、人事院規則がそれに伴い改正されたことに伴い、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、制度を拡大するものでございます。

具体的には、大きく分けて2つの改正になります。

1つ目は、子どもの年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置としまして、これまでの育児休業制度の情報提供に、併せて出生時と育児期の2回、仕事と育児の両立支援制度等に関する情報の提供及び利用に関わる意向確認や意向を確認した事項への配慮が義務づけられます。

2つ目としましては育児休業の多様化に係る改正になります。育児に関する部分休業につきまして、現行の1日につき2時間を超えない範囲内の形態に加え、1年につき条例で定める時間——10日相当でございますが、を超えない範囲内の形態を設けることとし、職員はいずれかの形態を選ぶことができるものとしたものでございます。

細部につきましては担当課長から説明を申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

〔唐澤町長降壇〕

総務課長
議長

補足説明

ただいま提案理由の説明がありました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに原案に反対に討論はありませんか。

次に原案に賛成の討論はありませんか。

2番

坂本議員

賛成の立場で討論いたします。

子育て世帯にとっては、非常に働き方の改革という中で進んだ政策となっておりますが、とにかく子育てというと女性が担い手として頑張っている状況ではありますが、ここに職員の中の男性も関わられるようなことを飯島町も率先してやっていただければと意見を付しまして、賛成といたします。

議長

ほかに討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わりにします。

これから第16号議案 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例及び飯島町職員の育

児休業等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。
お諮りします。
本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、第 16 号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第 16 第 17 号議案 令和 7 年度消防防災施設整備事業に関する物品売買契約の
締結について
を議題といたします。
本案について提案理由の説明を求めます。
〔唐澤町長登壇〕

町 長 第 17 号議案 令和 7 年度消防防災施設整備事業に関する物品売買契約の締結につい
て提案理由の説明を申し上げます。
本議案は、当初予算でお認めいただきました消防ポンプ車の購入につきまして、取得
費が 700 万円を超えるため、飯島町の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処
分に関する条例の規定に基づき、契約の締結を行うことにつきまして議会の御議決をお
願いするものでございます。
細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御
議決を賜りますようお願いいたします。

総務課長 補足説明

議 長 ただいま提案理由の説明がありました。
これから質疑を行います。
質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
初めに原案に反対の討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 次に原案に賛成の討論はありませんか。
討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから第 17 号議案 令和 7 年度消防防災施設整備事業に関する物品売買契約の締
結についてを採決いたします。
お諮りします。
本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、第 17 号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第 17 (伊藤議員「議長、3 番。動議をお願いします。ここでトイレ休憩を要望しますが、よろしいでしょうか」と呼ぶ) もう 1 個だけど……。もう 1 個やれば町が終わるけど。よろしいですか、続けさせていただきます。

議 長 それでは、
第 18 号議案 飯島町長及び副町長の給料の減額に関する条例
を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔唐澤町長登壇〕

町 長 第 18 号議案 飯島町長及び副町長の給料の減額に関する条例につきまして提案理由の説明を申し上げます。

昨日、記者会見を開催いたしましたとおり、町の職員が不祥事を起こした事実が判明いたしました。

職員が町の所有する物品を窃盗するなどということは、町民の皆様の信頼を揺るがす重大な事案でありまして、私自身も最高責任者としての責任を深く痛感しております。職員による信用失墜行為が起きてしまったことにつきまして衷心よりおわび申し上げるところでございます。大変申し訳ございませんでした。

職員の管理監督責任につきましては、町長である私と副町長にあります。

本件につきましては弁護士を介して対応について協議をしまいましたが、事実の調査と対応が終了いたしましたので、この不祥事の責任の所在を明らかにするとともに、このようなことを二度と起こさないという強い意志を明らかにするため、私及び副町長の 10 月分の給料につきまして 100 分の 10 の額を減額するため本条例を提案するものでございます。

細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

〔唐澤町長降壇〕

総務課長 補足説明

議 長 ただいま提案理由の説明がありました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

初めに原案に反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 次に原案に賛成の討論はありませんか。

議 長 「なし」と呼ぶ者あり
ほかに討論ありませんか。

議 長 「なし」と呼ぶ者あり
討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから第 18 号議案 飯島町長及び副町長の給料の減額に関する条例を採決いたします。

議 長 お諮りします。
本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり
異議なしと認めます。したがって、第 18 号議案は原案のとおり可決されました。
ここで休憩といたします。再開を 10 時 50 分といたします。休憩。

休 憩 午前 10 時 30 分
再 開 午前 10 時 50 分

議 長 会議を再開いたします。

議 長 日程第 18 請願・陳情等の処理についてを議題とします。
去る 9 月 5 日の本会議におきまして各常任委員会へ審査を付託しました案件 2 件について、お手元に配付のとおり委員長から請願・陳情審査報告書が提出されております。
各請願、陳情等の審議につきましては、委員長より委員会審査報告を求め、これに対する質疑の後、案件ごとに討論、採決を行います。
初めに総務産業委員長、報告を求めます。
3 番 伊藤総務産業委員長。
〔伊藤総務産業委員長登壇〕

総務産業委員長 それでは本委員会に付託されました請願・陳情案件 1 件について報告いたします。
7 陳情第 8 号 2024 年人事院勧告の寒冷地手当見直しに関わる陳情、飯島町職員労働組合 執行委員長佐々木勉氏をお招きし、本陳情についての趣旨をお伺いした後、質疑を行いました。
質疑。
問い「役場の所在地とはどのくらいの範囲か」。
答え「役場中心に 1 キロメートル掛ける 1 キロメートルの範囲」。
問い「メッシュを見ると該当箇所はほとんど人が住んでいないところではないのか」。
答え「飯島町においては手当をもらうのは難しいと思っている。全県、長野市などの例もあり、全体を見て見直しを要望している人がいなくなってしまう」。
問い「温暖化、気象変動により今のデータは当てにならない。算出のやり方がおかしいのではないか」。

答え「おっしゃるとおり課題はある。過去3年間の平均値で出している。人の多く住んでいるところではない。気象庁も点ではなく面で見てほしいと要望しているが、人事院では点で見たデータを採用している」。

問い「1と2のどちらを強く言いたいのか」。

答え「データが正確でないので1を選択」。

問い「メッシュ平均値とは、そもそも当てにならないデータを推測した数値である」。

答え「推測なので誤差が多いと思われる」。

問い「役場に百葉箱はあるのか。七久保にアメダスがあるが」。

答え「七久保はアメダスがあり、正確な数値。役場は積雪を目で見ているものしかないので、使っていない」。

問い「長野人事委員会統一で国に出す考えはないのか」。

答え「長野県の職員手当は全体で出すよう勧告。町は国の人事院勧告を使っているため、国が基準となる」。

問い「県はこうしているので、町も県に準じてはどうか」。

答え「県は県で完結。県から国には上がっていないが、そういう考えもある。県職員は県内を異動するので、出るところでないところがあるのは不公平なので勧告したようだ」。

討論。

賛成討論「飯島町は寒いところなので、手当の必要。住居地域により違う。本郷でも上と下では随分違う。ただし、データの取り方は30年平均でよいのか、納税者目線で3年、5年ごとの見直しが必要ではないか」。

賛成討論「データの使い方に疑問を感じる。メッシュ平均値は農地管理にはよいが、人の生活に使うのはいかなものか。30年経過した上で使うべき。見直しに必要を感じる」。

以上でございます。

議長 長 これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

伊藤委員長、自席へお戻りください。

〔伊藤総務産業委員長降壇〕

議長 長 次に社会文教委員長報告を求めます。

2番 坂本社会文教委員長。

〔坂本社会文教委員長登壇〕

社会文教委員長 それでは7請願第2号 「さらなる少人数学級推進と教員増のための教育予算確保」・「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める意見書の審議の内容を報告いたします。

9月12日午後13時30分から請願者の飯島町単組の藪原先生から内容を聞き、質疑の後、採択しました。反対ゼロ、賛成5ということで採択されました。

出された質問の内容は、「現在の学校の状況は」ということで、答えとして七久保小学校では昨年は理科の先生が加配でいたが、今年はいなくなり、担任の先生やそれ以外の先生がそれを補っているのが非常に大変であるというお話を伺いました。

それから、問いとして「少人数になってきているが、現実としてはどういう状況なのか」ということと、学校の生徒数が減った場合の加配についてはどうなのかとかいう質問もありました。答えとしては「県内では少人数の学校になっているが、ほかの地域でまだできていないところがある」ということで、それと「教育費の国庫の負担が2分の1から3分の1になったことで影響を受けているところが多い」ということでした。

採択という中の賛成意見を言います。

1として「子どもたちの学びを、ある程度人数を少なくして分かりやすい授業をすることが大事なので賛成」。

「国は、義務教育なので負担率を2分の1に戻して自治体の負担を減らし、全国どこでも同じように学ぶことが保障されなければいけないと思うので、賛成」

それから「学びというものは、教科書だけではなく、体験できる理科の授業も大事である。また、動物と触れ合ったり、課外授業も大切である。そのためには先生の数や教育の内容の充実を国は保障するべきであり、賛成である」。

それから、もう一つ「昨年まで七久保小学校に理科の先生が加配されていたが、今年には加配がなくなり大変だと聞いた。請願者——提出する先生は、こういった場で現状を訴えていただき、私たち議員も少しでも働きやすい環境になるように努力したい。よって賛成である」。

以上でありました。

議長 これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。（「議長、ちょっと確認」と呼ぶ者あり）

5番

三浦議員 すみません。今、委員長が報告のときに意見書と言いましたが、請願書の誤りではないですか。確認……。

社会文教委員長 すみません。請願です。請願書です。意見書ではなく請願書です。失礼いたしました。

議長 ほかに質疑ありますか。

3番

伊藤議員 ちょっとお伺いいたしますが、請願書の1、(1)、2、(2)(3)とありますが、この(1)番から聞いていきますが、さらなる少人数って、これ、いつもさらなるさらなるってあれですが、これ、具体的な数字が全然ないので、何を言っているのか分かんない。それで、具体的な数字が分かりたい。

あと、2番、これも同じで、学級定数の引下げ、何人を目指しているのかが分からない。

3番も、係数の改善とあるが、係数を幾つにしたいのかが分からない、こういう質問

はありましたか。

社会文教委員長 質問があったかどうかということですか。(伊藤議員「はい。そうです」と呼ぶ)
それに関わる質問はなかったです。その3点に関わる質問はなかったです。
具体的な数値の質問は……(「補足」と呼ぶ者あり)

7番
折山議員 補足をさせてもらいますが、それに関わる質問っていうか、理解の仕方で、具体的に
請願者は何人という数字を抱いておりませんでした。委員会の中では、これよりも少
なくなることを求めているんだねということの確認をして、理解を得ました。具体的な
数字は抱いておりませんでした。

議長 議 長 そのほか質疑ありますか。
質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
坂本委員長、自席へお戻りください。
[坂本社会文教委員長降壇]

議長 議 長 以上で請願、陳情の処理に関わる委員長報告及びこれに対する質疑を終わりにします。
これから案件ごと順次討論、採決を行います。
初めに7請願第2号 「さらなる少人数学級推進と教職員増のための教育予算確保」・
「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める請願書について討論を行います。
本請願に対する委員長審査報告は採択です。
初めに原案に反対の討論はありませんか。

3番
伊藤議員 先ほども申したように、質問したように、(1)番(2)番(3)番については、漠然
としていて目標としての明確な数値が示されていない。そのため、説得力に欠けるもの
であるので、以上の理由により反対いたします。

議長 議 長 次に原案に賛成討論はありませんか。

5番
三浦議員 それでは賛成の立場で討論をしたいと思えます。
さらなる少人数学級ということの推進ですけれども、以前は40人学級を35人学級へ
という取組も、飯島町議会としても意見書を上げながら取り組んでまいりました。
全国の大きな運動の中で35人学級というふうに変わってまいりました。本当に子ど
もたちが学ぶためには必要な環境づくりという点でも議会が大きな役割を果たしてきて
いるというふうに思っております。
そういう点でも、飯島町議会として、この請願を受け、意見書を上げることは重要な
ことだと思っておりますので、賛成いたします。

議長 議 長 ほかに討論はありませんか。

7番
折山議員 採択すべきものという討論をさせていただくんですが、忘れてはならないのが、国庫
補助から交付税へ移行してきているっていうこの制度、それと、今、少子化、いろんな

ことの中で、できるだけ教育費は国庫が全額見るべきじゃないかっていう議論が進んでいるこの時代。

それから、交付税措置に国が移行していくのは、理由は一つなんです。明確な額が分からない。再配分ですから、税が減れば交付税の割り振りは当然減ってくる。そのときに何が起ころかっていうと、力のある自治体であれば、教員が不足していれば加配ができる、財政力の弱いところは町の税金を使って限界がある。

つまり、どういうことかということ、暮らす地域によって子どもたちの教育格差が生まれる。これは絶対に許すべきではない。

そういうことで、この請願については、まずその一点だけでも採択すべきというふうに考えるものです。

また、人数が明確でないということについて、社会文教委員会はみんな納得したんですが、理由は一つ、今、教員を取り巻く環境は、保護者対応、上からの調査もの、子どもたちに向かい合っただけの教育の現場以外の仕事の負荷がかなりかかってくる、結果、教員の成り手不足。これは教員の労働環境を極めて——志のある人たちがその職に就くことを萎えさせている。

そのためには現場の声を聞いてみる必要がある。現場からは、何人が正しい教育、一番いい、理想的な教育、その数字は抱いていないが、現行の人数は負荷が高い、こういった切実な要望でありました。

社会文教委員会では、全員がそれを受け止め、賛成したものであり、全くそのとおりで感じる中で、本請願は採択すべきものと申し上げ、全員の賛同を得たいと思います。

議長 ほかにも議論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わりにします。

これから7請願第2号 「さらなる少人数学級推進と教員増のための教育予算確保」・「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める請願書について採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本請願に対する委員長の報告は採択です。

本請願を委員長報告のとおり採択することに賛成の方は御起立ください。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。

ありがとうございました。お座りください。（起立者着席）

したがって、7請願第2号は採択とすることに決定しました。

次に7陳情第8号 2024年人事院勧告の寒冷地手当見直しに関わる陳情について討論を行います。

本陳情について委員長審査報告は採択です。

初めに原案に反対の議論はありませんか。

3番

伊藤議員

反対の立場で意見を述べます。

まず、寒冷地手当に関する法律では、第1条 国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条に規定する一般職に属する職員のうち11月から翌年3月まで5か月分を支給対象職員に対して支給するとあります。

その後、昭和24年法律第200号では国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律が昭和24年6月8日に公布され、その後何回か改正され、寒冷地手当に関する法律が基本になり、現在まで運用されている。

現在は寒冷、積雪によって生じる光熱費など生計費を補填するために支給されている。

法律ができた昭和24年と現在では住宅環境、高気密高断熱により外気気温の関係なく生活ができていて、寒冷地であろうがなかろうが冬の光熱費に差がなくなっているのが現状である。しかも地球温暖化により気象環境も変化しているなどの理由により、寒冷地手当を見直そうという大きな動きがある。

私は、75年前にできた法律と現在の社会環境、住宅環境が変わっているのにこの法律がまだ生きていること自体に前から疑問があった。しかし、法律、人員勧告での規定がある以上、これは仕方のないことだと思っていた。

また、中野市における過去30年間の平均値はゼロセンチになっているのが、推計気象分布で過去5年間のデータしかないために、これらの平均値を30年平均値に補正したためゼロセンチになっているのです。

したがって、寒冷地手当のあること自体に疑問を感じるのと、時代に合わない制度なので、この見直しには反対です。

以上です。

議長

次に原案に賛成討論はありませんか。

7番

折山議員

この陳情に賛成の立場で討論しますが、まず、よく考えてみると、国は物価高のさなかに労働者の賃金を引き上げるといふ政策を大きく打ち出しております。それで、寒冷地手当とはいえ、所得の一部になります、手当です。これを引き下げるといふ方向は今の時代に即していないといふ考え方が1点。

それと、この手当は、単なる飯島町役場職員だけではなくて、町内に寒冷地手当を支給している企業があれば民間企業にも影響する内容であります。

それで、国はなぜこれを進めるかといふと、やはり寒冷地手当には交付税の措置があります。いわゆる国の金を1円でも減らしていきたい。一方では賃金引上げを民間に求めている。やっている方向がちょっと違うんじゃないかなといふこと。

それから、寒冷地であるか、ないかの考え方なんですが、これは言葉どおり薪炭手当、冬場のまきを買うのを安いときに買えよ、要は暖房費です。

それで、よく考えてみると、全国で一番高いのは、あるいは2番目になつたりしているのが長野県。長野県の中で、この南信、ここはさらに高い。いわゆるよその地域と差別化されているんです。ここは、灯油の高いところに暮らしている人間。

それで、今度の見直しの一つの背景は道路交通網が発達して地域間格差がなくなるといっていますが、恵那山トンネルで規制がある限り、近い愛知県の側からの搬入が難しいとすれば、輸送費コストのかさ上げで、この状況は、よそよりも高いという状況は変わらない。

それと、もう一つ、凍結進捗ってというのがあります。比較的平年の気温が上がってきたとしても、異常気象ってというのは、ある日突然暑くなったり、とんでもなく冷えたりってというのが異常気象なんです。

特に冷え込む、その危険性のある地域に飯島町はあるわけです。千人塚の氷が張らなくなって久しいという言葉はありますが、張っている年もあるんです。スケートができるかどうかはさておいて、千人塚に氷が張る年もあるんです。ですから、よその地域との差別化は依然されている。

それで、ここに暮らす地域の皆さんはいろんな設備を入れるのに寒冷地仕様っていうものを必ず入れています。これは割高になります。

手当とは関係ないんですが、これで異常に気温が下がったときに、これから政府が出すいろんな住民に関わる対策事業が出るときに、寒冷地手当の基準から飯島町が外れると、当然、その施策のバックヤードになります。飯島町は寒冷地から外れたっていう施策にも影響します。

いろんなことを総合的に判断すると、単なる町の職員組合ではなくて、町民のためにも、寒冷地から飯島町を外すという、そのことについては断固反対するのが飯島町議会であるべきだというふうに考え、賛成討論とします。

議長 ほかに討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから7陳情第8号 2024年人事院勧告の寒冷地手当見直しに関わる陳情について採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本陳情に対する委員長報告は採択です。

本陳情を委員長報告のとおり採択することに賛成の方は御起立ください。

〔賛成者起立〕

議長 お座りください。(起立者着席)

起立多数です。したがって、7陳情8号は採択することに決定しました。

議長 日程第19 議員派遣についてを議題といたします。

お諮りします。

会議規則第124条の規定によりお手元に配付のとおり議員派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長	異議なしと認めます。したがって、本件については別紙のとおり議員派遣することに決定いたしました。
議 長	<p>日程第 20 議会閉会中の委員会継続調査についてを議題といたします。</p> <p>会議規則第 72 条の規定によりお手元に配付のとおり会期閉会中の継続審査について各委員長から申出があります。</p> <p>お諮りします。</p> <p>申出の事件について議会閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。したがって、本陳情については各委員長から申出のとおり継続調査といたします。</p> <p>ここで暫時休憩とします。</p>
休 憩	午前 11 時 18 分
再 開	午前 11 時 19 分
議 長	<p>会議を再開します。</p> <p>ただいまお手元へ配付しましたとおり、宮下秀和議員、三浦寿美子議員からそれぞれ 1 件の議案が提出されました。</p> <p>お諮りします。</p> <p>本案を日程に追加し追加日程第 1 として議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長	異議なしと認めます。したがって、本 2 議案を日程に追加して議題とすることに決定しました。
議 長	<p>追加日程第 1 発議第 11 号 寒冷地手当の支給地域等の適正化を求める意見書を議題といたします。</p> <p>事務局長に議案を朗読させます。</p>
事務局長	議案朗読
議 長	<p>本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。</p> <p>4 番 宮下秀和議員。</p> <p>〔宮下議員登壇〕</p>
4 番	
宮下議員	<p>4 番 宮下秀和です。</p> <p>寒冷地手当の支給地域等の適正化を求める意見書について、提案者として説明をさせていただきます。</p> <p>意見書にもあるように、人事院は国家公務員の寒冷地手当について支給地域を大幅に</p>

改定する船を勧告しました。

今回の改定の根拠になっているのは気象庁が 2022 年 4 月に公表したメッシュ平均 2020 です。このデータは実際の気象と誤差があることについて説明させていただきます。

このデータは気象観測所のない場所の気候を地形等の影響を考慮して 1 キロ平方メートルの格子——メッシュ状に推定したものです。

日本列島には降水量を観測するアメダス観測所が約 1,300 個あります。このうち約 840 か所で降水量のほかにも風向、風速、気温、湿度などを観測しています。メッシュ平均 2020 はこの観測地の 30 年間の平均データを基にしています。この気象データをその地面の標高、傾斜角度、方向、都市化の状況を数値化し、1 キロ平方ごとに推測し、日本全国に広げました。

飯島町でいいますと、アメダス観測所は七久保の広域農道の近くにありました。今は道路の拡張で場所は変わっています。この 1 か所からのデータを基に飯島町を 1 キロ四方に分け、各格子——メッシュごとに平均気象を推定したものです。

つまり、メッシュ平均値とは、国勢調査や農林センサスのような実態のある数値の平均値ではなく、アメダス観測所のある場所の平均値のデータを計算上で横に広げていったデータです。それゆえ誤差が発生します。そのため、地域の実態とは異なる点も出てきます。

寒冷地の判定には、役場庁舎のある場所のメッシュ平均 2020 だけでなく、様々なデータを参考に、実態に即した判断が必要です。

意見書の 1 は、その趣旨に基づいて昨年 8 月の人事院勧告による支給地域の改定を見直すことを求める内容になっています。

次の 2 の項目について説明します。

各地の地方自治体においては、職員の生活への影響、人事異動に関わる管理上の支障等を懸念し、寒冷地手当の支給地域を縮小しないことなども検討されています。

しかし、寒冷地手当の支給総額が改定後の国基準で支給した場合の総額を上回る場合、その超過分に相当する特別交付税が減額されるとされています。そのため、自治体の独自の判断による支給地域の維持が難しくなる場合があります。

2 の項目は、この特別交付税の減額を行わないことを求めているものです。

近年、公務員の成り手不足が問題になっています。

また、飯島町役場の職員 1 人当たりの仕事量も増えています。

総務産業委員会で職員の健康調査の結果を聞くと、ストレスを感じている職員が 14% と非常に多くなっています。適正な労働条件、給与条件、魅力的な公務職場にしなければ、保育士をはじめ、住民の安全・安心のために必要な公務員を確保することができません。

そのため、飯島町議会として、国会及び政府に対し、寒冷地手当の支給地域の適正化を図り、冬期間の公務員の負担を軽減するため特段の措置を講ずるように強く求めるものです。

意見書の内容を繰り返します。

1、寒冷地の判定に、メッシュ平均 2020 のみならず、様々なデータを参考に地域の実態に即して判断し、昨年 8 月の人事院勧告による支給地域改定を見直すこと。

2、地方自治体が支給地域を縮小せず寒冷地手当の支給総額が改定後の国基準を上回った場合、特別交付税の減額措置は行わないこと。

以上、地方自治法 99 条の規定により意見書を提出することの賛同を求めて、説明を終わります。

ありがとうございました。

議長 長 これから質疑を行います。
質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 長 質疑なしと認めます。
宮下議員、自席へお戻りください。
〔宮下議員降壇〕

議長 長 これから討論を行います。
初めに原案に反対討論はありませんか。
次に原案に賛成討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 長 ほかに討論ありませんか。
討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから発議第 11 号 寒冷地手当の支給地域等の適正化を求める意見書を採決いたします。
お諮りします。
本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長 長 3番 伊藤議員、何でしょうか。
3番 伊藤議員 この意見書の反対する討論は、これ、機会はないんですよね。
議長 長 先ほど反対の討論を確認しまして、なかったので進めましたけれど、よろしいですか。
本案は原案のとおり決定することに異議なしという形で認めます。したがって、発議第 11 号は原案のとおり可決されました。

議長 長 追加日程第 2 発議第 12 号 「さらなる少人数学級推進と教員増のための教育予算確保」と「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める意見書を議題といたします。
事務局長に議案を朗読させます。

事務局長 議案朗読

議 長 本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。
5番 三浦寿美子議員。
〔三浦議員登壇〕

5番 三浦議員 それでは「さらなる少人数学級推進と教員増のための教育予算確保」と「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める意見書の提出について趣旨説明を行います。
長年にわたり、35人学級を求める意見書、また教員増、義務教育費国庫負担制度の堅持、拡充を求める意見書を飯島町議会として提出してまいりました。
長野県では2013年度に小中学校全学年で35人学級が実現しましたが、複式学級については定員について県独自で8人としていますが、義務教育標準法では裏づけがないため、財政負担は大きくなっています。学級増のための教員を臨時的任用で対応しているのが現状です。理科や音楽など専科の教員は国基準で配置されるため、県の基準の学級数と違いがあり、十分な配置をするためには財政面で課題が残っております。
学校現場では一人一人に子どもに寄り添った対応が求められていますが、深刻な人手不足の状況で、教員の負担も重くなっています。子どもたちの豊かな学びを実現するためには、さらに少人数学級を推進することと抜本的に教員定数の改善が必要となっております。
義務教育費国庫負担制度は、2006年に国の負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。自治体の財政力で差も生じてきています。このことは大きな問題と感じます。
全国どこに住んでいても子どもたちが一定の水準で教育が受けられるように関係機関に求めるものですので、全員の皆さんの賛同をよろしくお願いいたします。

議 長 これから質疑を行います。
質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わりにします。
三浦議員、自席へお戻りください。
〔三浦議員降壇〕

議 長 これから討論を行います。
初めに原案に反対討論はありませんか。

3番 伊藤議員 先ほどの反対討論と同じ内容になりますが、1番に(1)(2)(3)の3点を検討しとありますが、先ほど言ったように、具体的な数字があるほうが、これ、相手方も検討しやすいと思うんですよ。ただ漠然とこういうふうだと、ちょっと理解しにくいし、検討もしにくい、きちんと目標数値を出したほうが説得力があると思うので、これに対しては反対とします。

議 長 次に原案に賛成討論はありませんか。

10 番

浜田議員

原案に賛成の立場で討論いたします。

具体的な背景は提出者が述べたとおりですけれども、もっと基本的なところに立ち戻れば、憲法第 26 条「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。」、さらに第 2 項として「義務教育は、これを無償とする。」と、単純な話で、憲法に定められていることをそのまま実行すればこの問題は生じなかったということになるわけです。

以上で賛成といたします。

議 長

ほかに討論ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これから発議第 12 号 「さらなる少人数学級推進と教員増のための教育予算確保」と「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める意見書を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は御起立ください。

〔賛成者起立〕

議 長

お座りください。(起立者着)

起立多数です。したがって、発議第 12 号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しましたので、会議を閉じます。

ここで町長から会議閉会の挨拶をいただきます。

〔唐澤町長登壇〕

町 長

9 月議会定例会の閉会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

去る 9 月 5 日から本日まで 14 日間の会期をもって開催されました 9 月議会定例会ですが、議員各位におかれましては、慎重審議をいただき、上程いたしました案件の全てを原案のとおり議決、承認をいただきまして、誠にありがとうございました。

特に、今議会は、決算議会として令和 6 年度の各会計決算に対する審議とともに飯島町第 6 次総合計画改訂並びに令和 7 年度予算の補正案件など、重要案件を御審議いただきました。議案審議及び一般質問などを通じていただいた御意見や御提案等につきましては、真摯に受け止め、今後の行財政運営に慎重かつ全力で取り組んでまいり所存でございます。

また、今議会では、大変お忙しい中、中村代表監査委員さんの御列席をいただきました。令和 6 年度各会計決算審査並びに財政健全化審査等の結果につきまして御報告をいただき、誠にありがとうございました。

さて、議会の皆様にも御報告し、また本日の御議決いただきました議案の中でも説明させていただきました職員の不幸事につきましては、町民の皆様をはじめ、議員各位にも信頼の喪失と多大なる御迷惑をおかけしましたことに対しまして、深くおわびを申し上げます。改めて、申し訳ございませんでした。

再発防止のため、職員との日常的対話に努め、今以上に意思疎通を図り、思いを一つにしたまちづくりを進めてまいります。

また、ヒヤリ・ハットの法則で言われるように、日頃の些細な変化や課題に注視し、早い段階で対処する体制づくりのため、専門家と連携しながら研修等を進めてまいります。御理解のほど、よろしくお願いいたします。

過日、議員の皆様も御存じのとおり、議会開会の前夜に橋幸夫さんがお亡くなりになりました。ここに謹んでお悔やみを申し上げます。

橋さんには平成24年からいいじま越百大使に着任いただき、これまでの間、飯島町の活性化の一翼を担っていただきました。

特に、まちおこしソング「ふるさとの愛～いいね いいじま～」の作曲とメインボーカルをお務めいただいたことは大きな功績でありました。

東京都内で行われましたレコーディングでは飯島中学校の生徒に熱心に指導に当たっていただき、生徒にとっても忘れられない、かけがえのない思い出になりました。

9月10日の告別式には町を代表しまして宮下副町長と元町議会議長の松下寿雄様、元町長の高坂宗昭様、元副町長の箕浦税夫様に御参列いただいております。

橋さんは気さくな人柄で、町文化館での発表会でも町民の皆様と一緒に歌い、踊っていただきました。

ぜひとも来年の新町発足70周年にお越しいただきたいと願っておりました。大変寂しい限りでございますけれども、これまでの御厚情に心より感謝申し上げ、改めて御冥福をお祈り申し上げます。

先般、政府の令和8年度一般会計予算の概算要求総額が122兆4,000億円余り、3年連続で過去最大を更新したことが報道発表されたところでございます。物価高を反映して政策経費が増大し、長期金利も上昇し、国債費も急増しました。さらに防衛費や高齢化による社会保障費も過去最大になっております。

また、9月7日の石破首相の退陣表明によりまして、自民党の総裁選挙は10月4日に投開票が行われる予定でございます。秋の臨時国会召集が遅れることも確実で、物価高や米国の関税措置に対応する経済対策の協議が停滞するおそれが出てまいりました。

いずれにしても、こうした国の動向について引き続き注視をしてまいりたいところでございます。

町では、現在、令和8年度に向けました実施計画の策定を進めております。第6次総合計画の見直しを本議会で御承認いただき、この政策の方向に合わせ、策定作業が本格的に進んでいくこととなります。

町の将来像と基本構想を柱にしっかり据えて、職員一人一人が町の厳しい財政状況を自分事として捉え、限りある財源を最大限有効活用すべく、GXやDXの推進、また官民連携によります事務事業の推進等を念頭に置いた事業の刷新、進化を図り、事業の必要性、緊急性、費用対効果、後年度負担等を考慮しまして、町にとってよりよい施策を進めてまいり所存でございます。

さて、私は次回12月定例会直前に折り返しの節目を迎えます。

就任以来、「つなぐ」を基本理念としまして、人と人、人や物事を未来につなぎ、持続可能なまちづくりのため、住民の皆さんとの各種懇談の実施や課題解決や研究を進める仕組みづくりを行ってまいりました。

中でも、人と自然、地域をつなぐ環境共生の取組、これは温暖化防止、生物の多様性、リデュース、リユース、リサイクルの3R、これら環境共生は2つのアルプスが見える日本でも有数な飯島町のダイナミックな自然景観や地形の中で人と自然が共存するまちづくりの基本として捉えております。

特に生物の多様性は、暮らしを守る社会の安全保障の重要課題として、町内全域に広く分布して日本で一番多く見られるミヤマシジミをシンボルとして生物の多様性保全条例を制定、またミヤマシジミを町の蝶に指定し、未来の子どもたちにこのすばらしい景観と自然環境を引き継ぐため生物の多様性地域戦略を策定し、全町民の皆さんと一緒に環境共生の取組によるまちづくりを進めてまいりたいと思います。

また、その取組を県や関係団体と連携して進める輝く農山村地域創造プロジェクトを3年間実施しまして、取組を強化してまいります。

一方、コロナ禍以来、地域のつながりが希薄になったり、あるいは世代間の連携が進まなかったりしている状況から、各種の居場所づくりを進めながらごちゃ混ぜの空間や寄せ鍋の仕組みづくりを進めてまいります。

既存の施設の有効利用や空き家などの活用で町なかの居場所や地域の居場所、また第三の居場所などを官民間わず町の各所に設置しながら、それらをつなぎにネットワークする中で、まち歩きができたり、また事業連携ができたりする地域づくりを進めてまいります。

また、地域の基礎的組織であります自治会等の住民自治についても、住民自治の在り方や関係自治、これは地縁的なつながりでない目的型のつながりでありますけれども、こうした関係自治を含めて、自治組織や関連する自治組織についての在り方を検討する在り方検討委員会を設置し、持続可能な住民自治や地域づくりについて研究してまいります。

私の掲げました8項目の公約以外にも、スポーツや文化についても飯島町の特色を生かしたまちづくりを進めてまいります。

こうしたまちづくりのかじ取りが私の大きな責務の一つですが、もう一つ、一般質問でも申し上げましたように、危機管理も大きな責務でございます。先ほども申し上げたように、ヒヤリ・ハットの法則で言われるように、日頃の些細な変化や課題に注視し、早い段階で対処する体制づくりのため、また災害等の危機管理についても災害が起こる前の対応を学ぶ機会を増やすため、新たな専門機関や大学研究機関等と協定を結びながら危機管理体制整備を進めてまいります。

大人だけでなく、7月に実施しました小中学生の防災スクールのように子どもたち自らが防災に積極的にに関わり、その学びが地域全体に広がっていくような防災の取組も進めてまいります。

医療体制整備や買物環境改善など、住民の皆さんの切実で重要な課題にもしっかりと

取り組みながら、新たな地域課題にも職員の総力を挙げて住民の皆さんとともに課題解決のために一緒になって取り組んでまいります。今後も引き続き御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

いよいよ、本格的な秋の到来とともに、飯島町でも実りの秋を迎えております。田んぼではコンバインが急ピッチに動き回り、果樹の収穫もこれから最盛期を迎えます。

町内では、これからしばらく間、収穫の秋の風景が見られてまいります。町民の皆様にとりましてこの秋が文字どおり実り多き秋となりますように、町長として全身全霊を傾け、職員とともに町政を推進してまいりますので、議員の皆様におかれましても引き続き御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

結びに当たり、議員各位におかれましては、時節柄、健康には十分御留意いただき、一層の御活躍を心からお祈り申し上げ、9月定例会の閉会に当たっての挨拶といたします。

誠にありがとうございました。

[唐澤町長降壇]

議 長
事務局長

以上をもちまして令和7年9月飯島町議会定例会を閉会といたします。
御起立をお願いいたします。(一同起立) 礼。(一同礼「お疲れさまでした」)

閉 会

午前11時56分

上記の議事録は事務局長 那須野一郎の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

飯島町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員